

新たな地域福祉保健計画（案）について

1 文京区地域福祉推進協議会での検討状況

- 第1回（令和2年5月）書面会議 ・新たな地域福祉保健計画の策定について
- 第2回（令和2年7月31日） ・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
- 第3回（令和2年8月21日） ・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
- 第4回（令和2年11月4日） ・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
- 第5回（令和3年2月5日） ・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について
- ・新たな地域福祉保健計画（案）について

*上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行った。

高齢者・介護保険部会…5回、障害者部会…5回

2 計画案

- 地域福祉保健計画総論・地域福祉保健の推進計画・・・・・・・・ 別紙1のとおり
- 高齢者・介護保険事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙2のとおり
- 障害者・児計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙3のとおり

3 中間のまとめからの主な変更点

- 地域福祉保健計画総論・地域福祉保健の推進計画・・・・・・・・ 別紙1-1のとおり
- 高齢者・介護保険事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙2-1のとおり
- 障害者・児計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙3-1のとおり

4 「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果

(1)パブリックコメント

- 募集期間 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)
- 意見及び区の考え方 別紙4のとおり

(2)区民説明会

- 開催日及び場所 令和2年12月12日(土) 障害者会館
- 令和2年12月16日(水) 障害者会館

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
(令和3年度～令和5年度)
(最終案)

文 京 区

目次

第I部 総論

第1章 策定の考え方	2
1 計画の目的-----	2
2 計画の性格-----	3
3 計画の構成-----	4
4 計画の期間-----	5
5 計画の推進に向けて-----	6
第2章 計画の基本理念・基本目標	10
1 基本理念-----	10
2 基本目標-----	11
第3章 文京区の人口・世帯の状況	12
1 人口の推移-----	12
2 将来の人口推計-----	13
3 世帯の推移-----	15

第II部 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的-----	18
2 地域福祉保健の現状-----	19
3 主要項目及びその方向性-----	30
4 計画の体系-----	33
5 計画事業-----	36

※ 第III部～第VI部として、各分野別計画の「計画の目的」・「主要項目及びその方向性」・「計画の体系」を掲載する。本資料において、子育て支援計画・保健医療計画については、改定を行わないため、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画については、それぞれ別紙2、3に同一の内容が掲載されているため、その掲載は省略する。

「ふみ みやこ文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『ふみ みやこ「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第I部

総論

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、地域での支え合いがこれまで以上に求められ、また不可欠な状況にあります。

また、社会全体では、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」¹への取組が求められており、地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

¹ **持続可能な開発目標（SDGs）** 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。

2 計画の性格

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

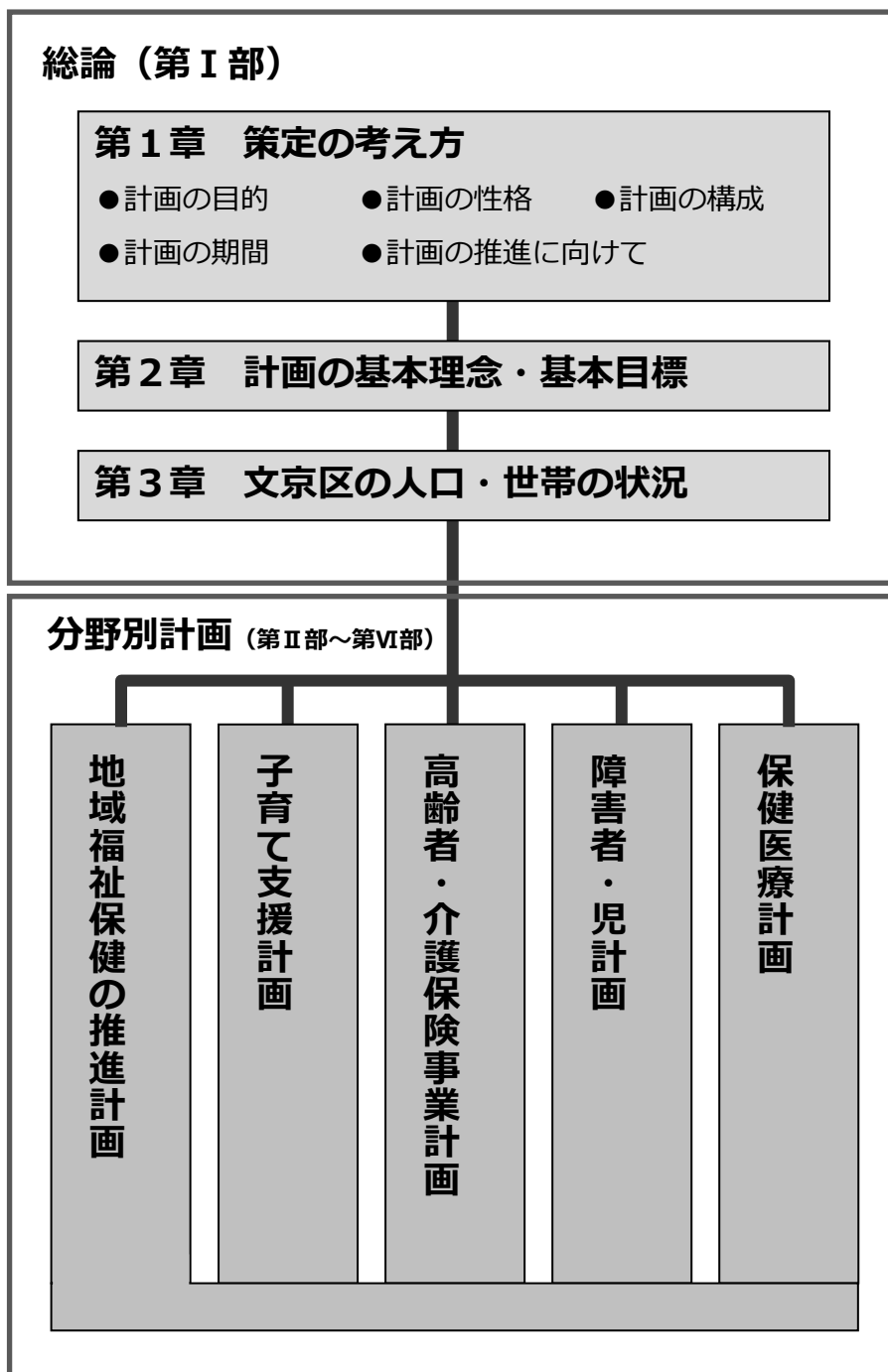
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

※また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が策定）と相互に連携しています。

3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第Ⅰ部）と、各論に当たる5つの分野別計画（第Ⅱ部～第Ⅵ部）で構成されています。

5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年を計画期間とします。

*「子育て支援計画」は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間として、「保健医療計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年を計画期間として、すでに策定しているため、今回は策定を行いません。

H30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
		「文の京」総合戦略				 整合		
		地域福祉保健計画						
		地域福祉保健の推進計画						
		子育て支援計画						
		高齢者・介護保険事業計画						
		障害者・児計画						
		保健医療計画						

5 計画の推進に向けて

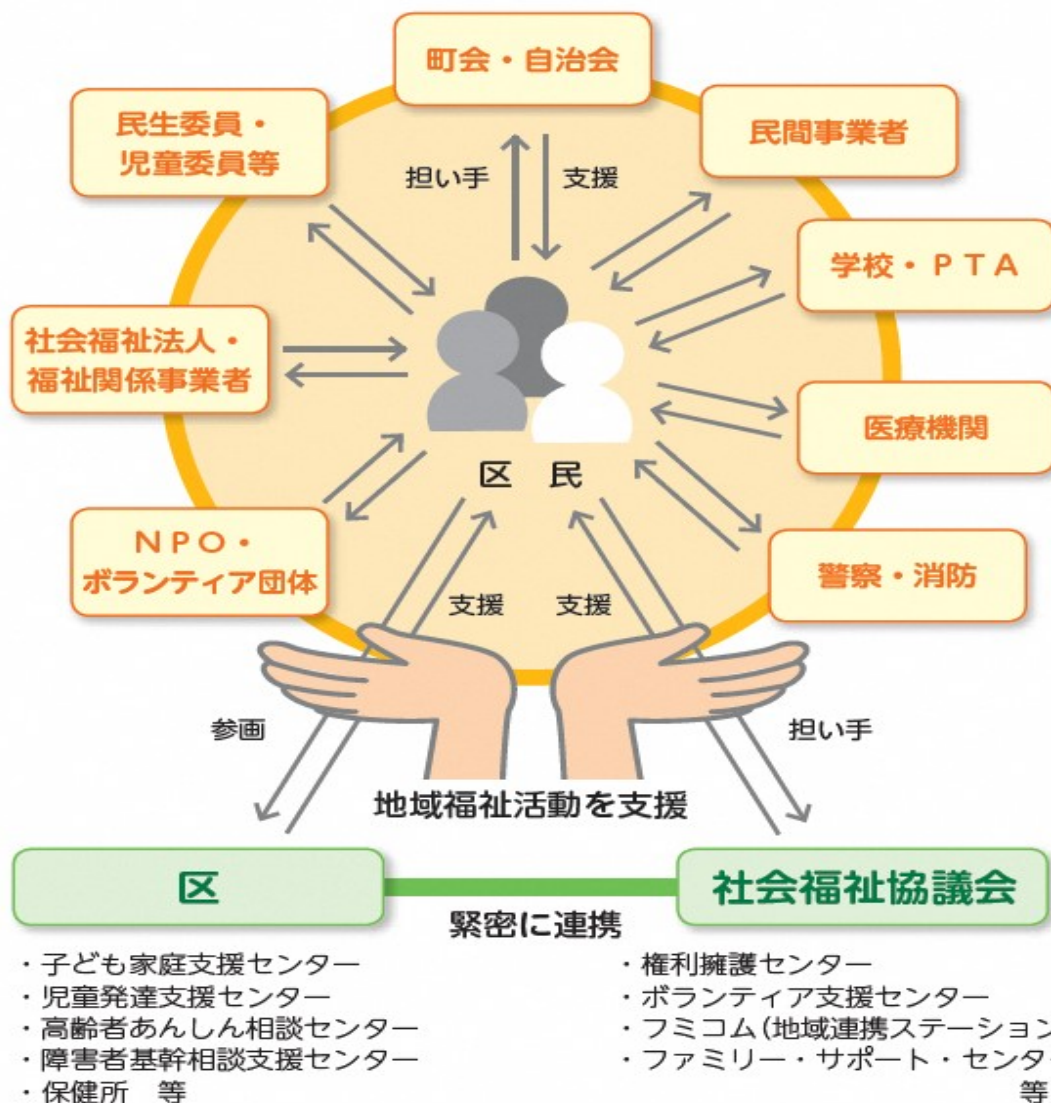
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

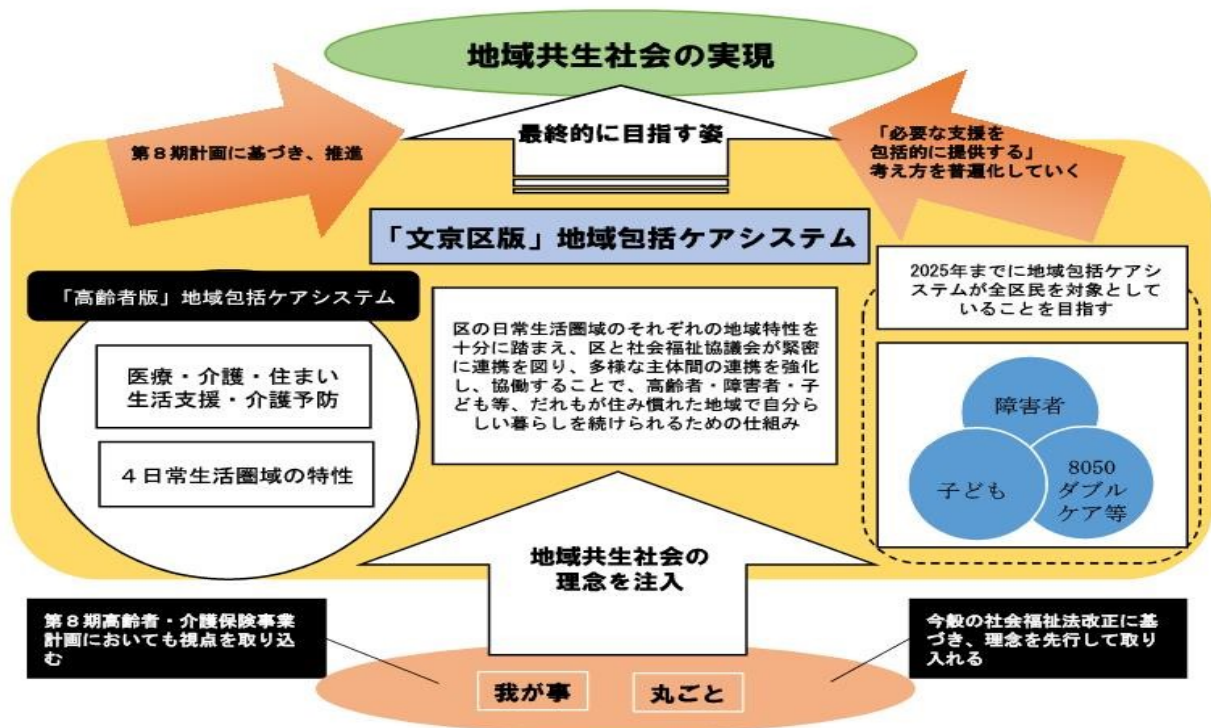
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラー²など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」³の実現を目指します。



² ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

³ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉 保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、区民のセーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大を踏まえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討してまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

(4) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行ってまいります。

第2章 計画の基本理念・基本目標

「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁴やソーシャルインクルージョン⁵の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁴ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁵ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁶ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

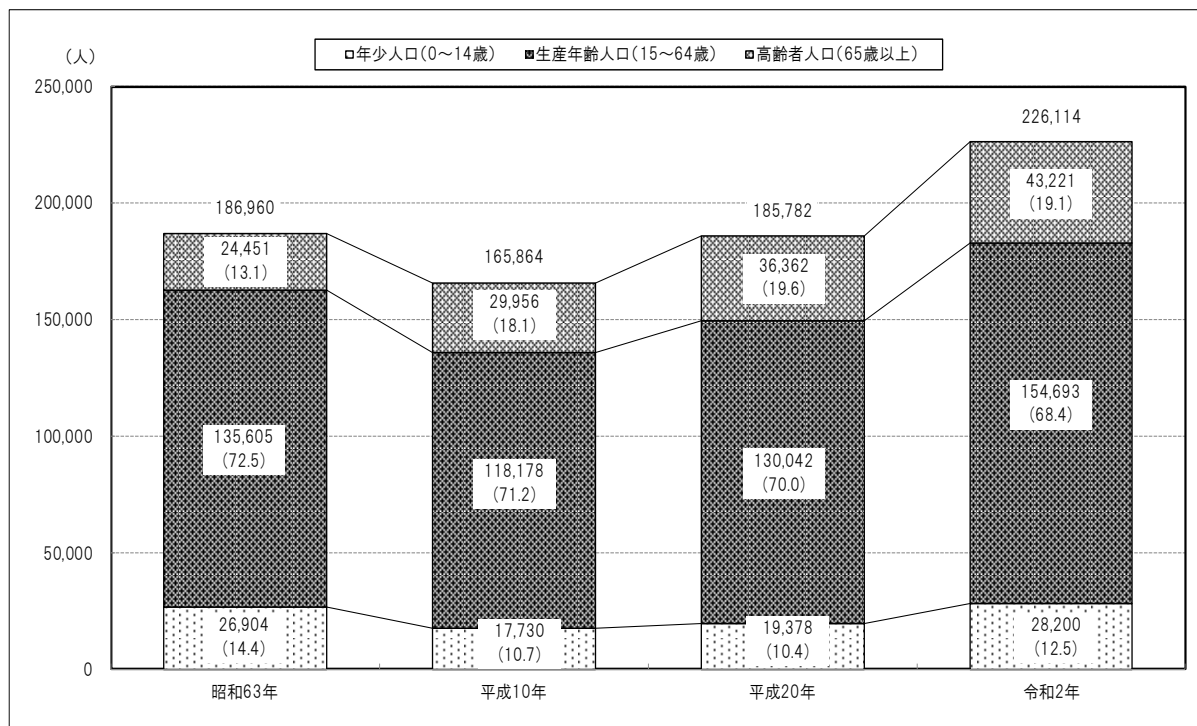
第3章

文京区の人口・世帯の状況

1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和45年から平成10年まで一貫して減り続けてきましたが、その後、都心回帰の傾向や区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策などにより増加に転じ、令和2年1月1日現在226,114人（内、外国人住民11,635人）となっています。

年齢3区分別の人口は、令和2年1月1日現在、年少人口（0～14歳）28,200人（構成比12.5%）、生産年齢人口（15～64歳）154,693人（同68.4%）、高齢者人口（65歳以上）43,221人（同19.1%）であり、近年は、年少人口と高齢者人口が大きく増加しています。



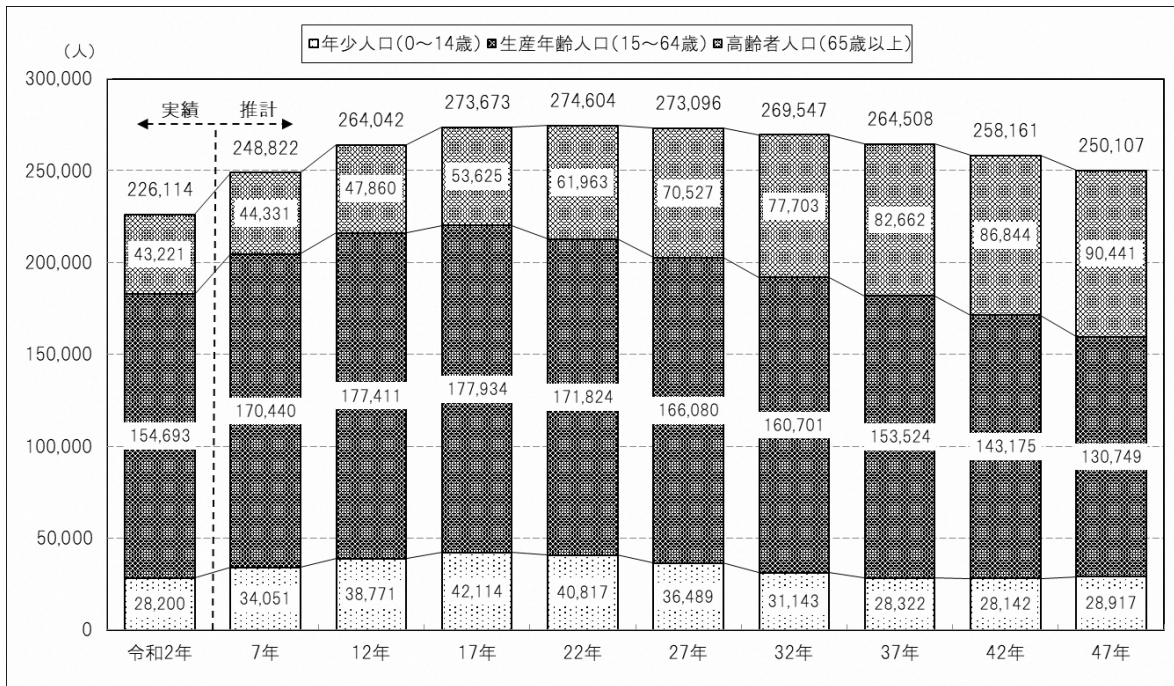
資料：文京の統計（各年1月1日現在）

2 将来の人口推計

本区の人口は、今後、約 20 年間増加を続け、令和 22 年（2040 年）には 274,604 人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は、令和 17 年（2035 年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、老年人口は、引き続き増加傾向となり、今後は増加幅が大きくなると見込まれます。

■年齢 3 区分別人口の推移

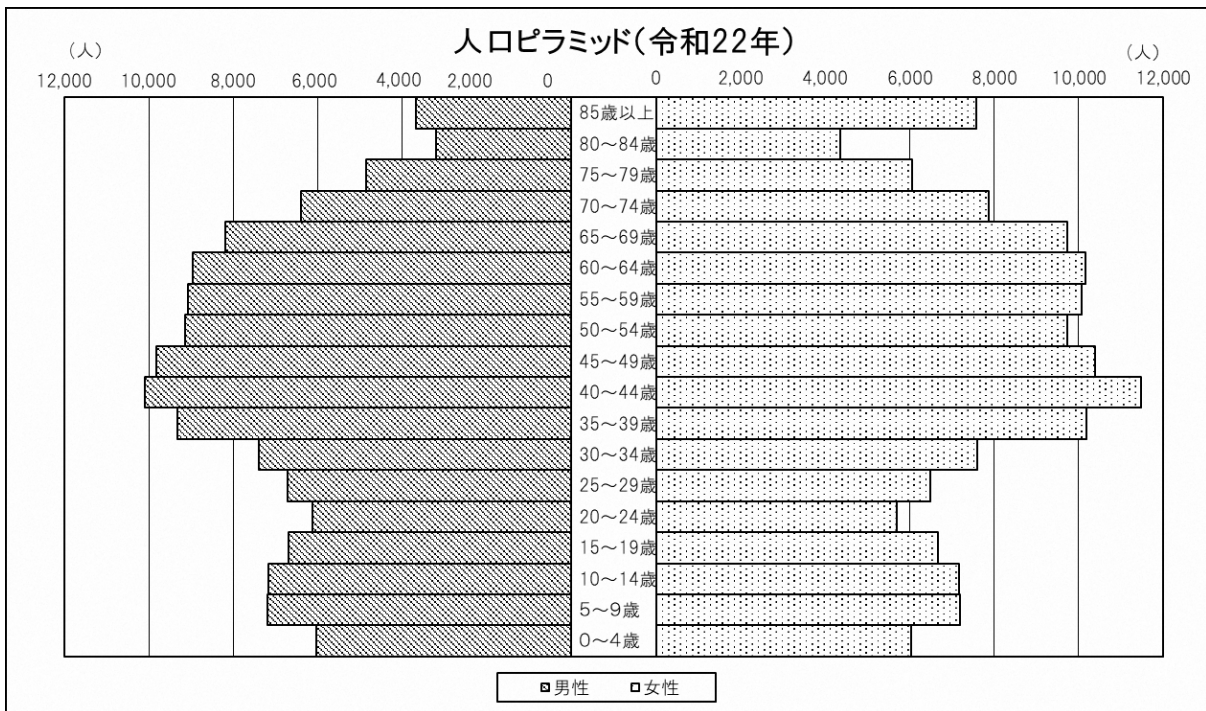
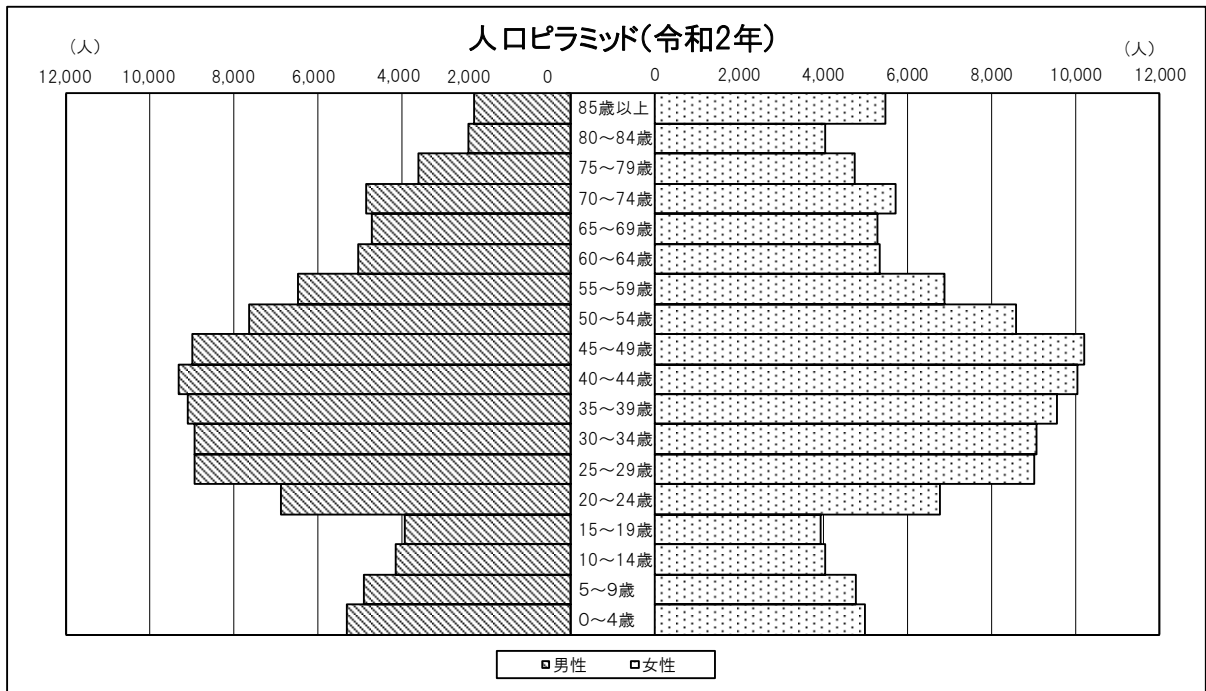


		実績	推計								
		令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	12年 (2030年)	17年 (2035年)	22年 (2040年)	27年 (2045年)	32年 (2050年)	37年 (2055年)	42年 (2060年)	47年 (2065年)
実数 (人)	総数	226,114	248,822	264,042	273,673	274,604	273,096	269,547	264,508	258,161	250,107
	老年人口	43,221	44,331	47,860	53,625	61,963	70,527	77,703	82,662	86,844	90,441
	生産年齢人口	154,693	170,440	177,411	177,934	171,824	166,080	160,701	153,524	143,175	130,749
	年少人口	28,200	34,051	38,771	42,114	40,817	36,489	31,143	28,322	28,142	28,917
比率	老年人口	19.1%	17.8%	18.1%	19.6%	22.6%	25.8%	28.8%	31.3%	33.6%	36.2%
	生産年齢人口	68.4%	68.5%	67.2%	65.0%	62.6%	60.8%	59.6%	58.0%	55.5%	52.3%
	年少人口	12.5%	13.7%	14.7%	15.4%	14.9%	13.4%	11.6%	10.7%	10.9%	11.6%

資料：【令和 2 年】 住民基本台帳（1 月 1 日現在）

【令和 7 年以後】「文の京」総合戦略（令和 2 年 3 月）の推計方法に基づき算出

■5歳階級別割合のピラミッド（令和2年と令和22年の比較）



資料：【令和2年】 住民基本台帳（1月1日現在）

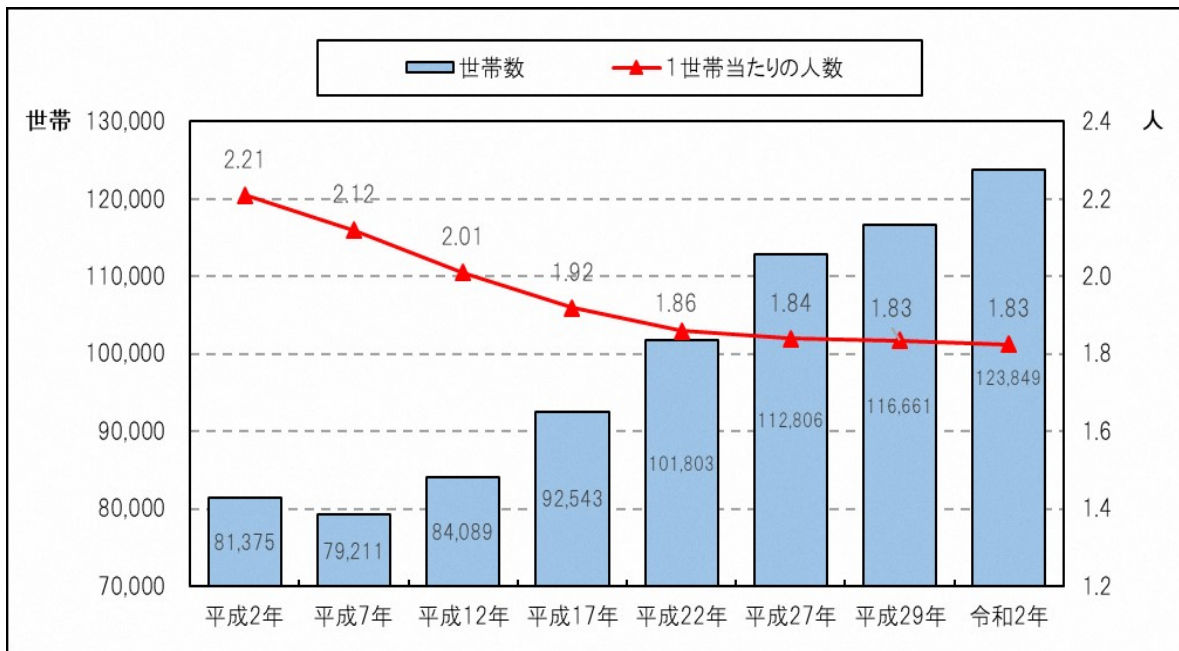
【令和22年】「文の京」総合戦略（令和2年3月）の推計方法に基づき算出

3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和2年1月1日現在123,849世帯（内、外国人住民のみで構成される世帯8,184世帯）まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続いていましたが、令和2年には1.83人となっています。

■世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



第Ⅱ部

地域福祉保健の推進計画

第1章 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことが出来る「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい、及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、複合的な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、包括的な支援体制づくりに努めていく必要があると同時に、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症と共存した「新しい日常」を踏まえた、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業等を記載しています。

2 地域福祉保健の現状

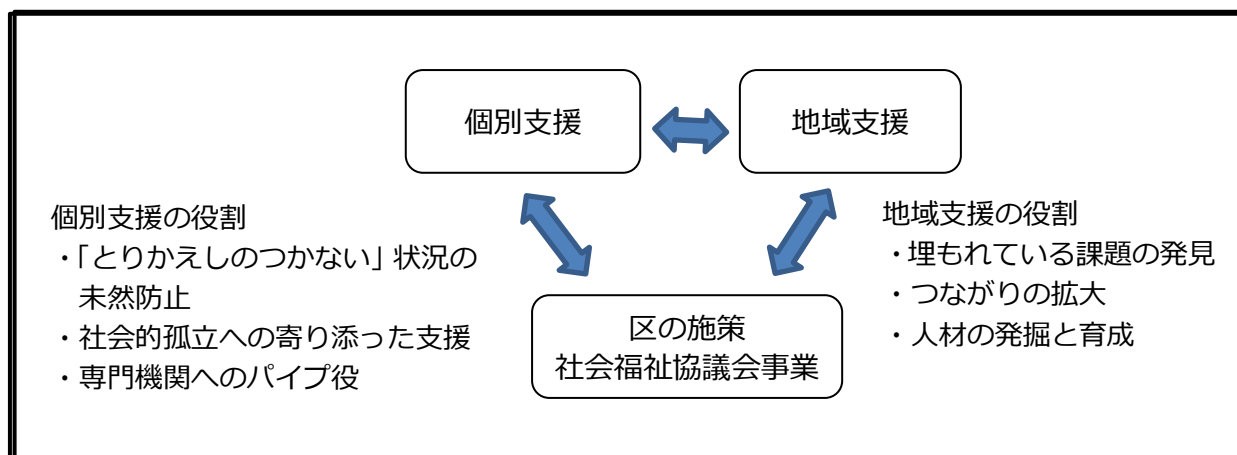
(1) 地域福祉活動の状況

○小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組を推進することが必要です。そこで、地域福祉コーディネーターを各地域へ配置し、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」（町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動）を推進しています。

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援（個別支援）を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援（地域支援）し、区内全域に及び課題がある場合は、区と社会福祉協議会とが連携を図りながら対応しています。

■地域福祉コーディネーターの役割



○地域の支え合い体制づくり推進事業

地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな居場所の資源開発に取り組む事業に対して、立上げ経費及び事業運営に必要な補助を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」の事業運営に必要な補助についても本事業で実施することで、住民主体の活動を支援しています。

①地域の居場所づくり（サロンぷらす事業）

地域の課題解決を図る活動に取り組む居場所を運営する団体に、立上げ経費や事業運営に係る経費について補助金を交付します。令和元年度は、7団体に補助金を交付しています。

②住民主体の通いの場（かよい〜の）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合う活動を推進するため、事業を立ち上げた団体に補助金を交付します。令和元年度は、28団体に補助金を交付しています。

○ミドルシニア（50歳～64歳）と高齢者（65歳以上）の地域活動への参加意向

地域づくりを進める活動への参加については、第1号・要支援が56.8%、ミドル・シニアが66.0%となっており、ミドル・シニア50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

■地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか（第1号・要支援、ミドル・シニア）（図表中の「n」は、回答者数）

	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
是非参加したい	参加したい 6.9%	参加したい 7.4%
参加してもよい	56.8% 49.9%	66.0% 58.6%
参加したくない	34.2%	32.5%
無回答	9.0%	1.6%

資料：令和元年度文京区高齢者等実態調査

○ボランティア支援センター

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、地域福祉活動を担う人材育成の支援等を行っています。

①啓発・理解促進

学校等と連携したボランティア体験学習等の福祉教育や、地域活動団体同士のつながりの創出を目的とした「文京つながるメッセ」(ボランティアまつり)を実施しています。

②参加促進・活動支援

ボランティア活動を始めたい方に向けた手話や傾聴ボランティア等の講習会や、ボランティア団体への研修費の助成を実施しています。

③災害ボランティア

災害発生時に、災害ボランティア受け入れ体制整備のために文京区社会福祉協議会に設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練を、大規模災害に備えて実施しています。

○地域連携ステーション「フミコム」

フミコムは、社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

①コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。

②イベント・交流会の開催

活動への共感の輪を広げ、さまざまな人たちが集まるイベント・交流会として「フミコムcafe」や「フミコム朝活」を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行っています。

③各種講座の開催

活動入門講座、企画運営講座、ファンドレイジング¹講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行います。

④提案公募型協働事業「Bチャレ」の募集

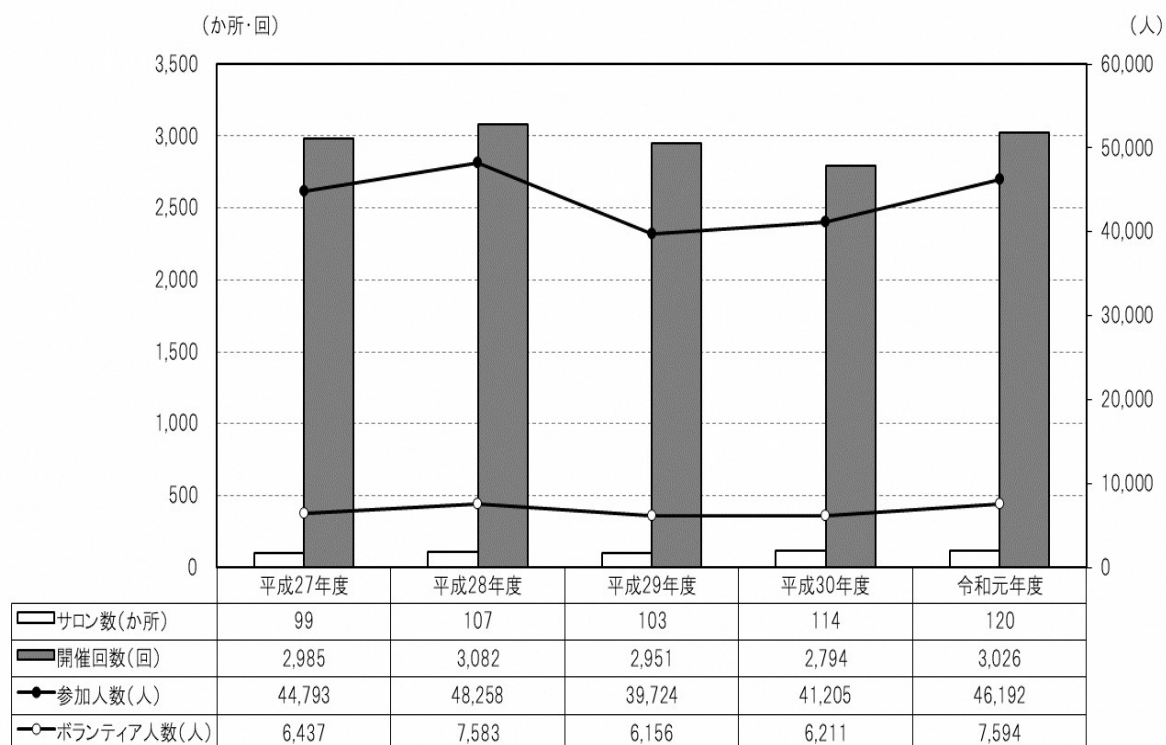
NPO・企業・行政・学生・ソーシャルビジネス等による地域課題解決のための事業を募集し、その事業を実践する活動に助成をします。

¹ **ファンドレイジング** 民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

○ふれあいいきいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいづくりの場として地域の人たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

■ふれあいいきいきサロンの活動状況



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

○ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。

関係協力機関 653機関（令和2年4月1日現在）



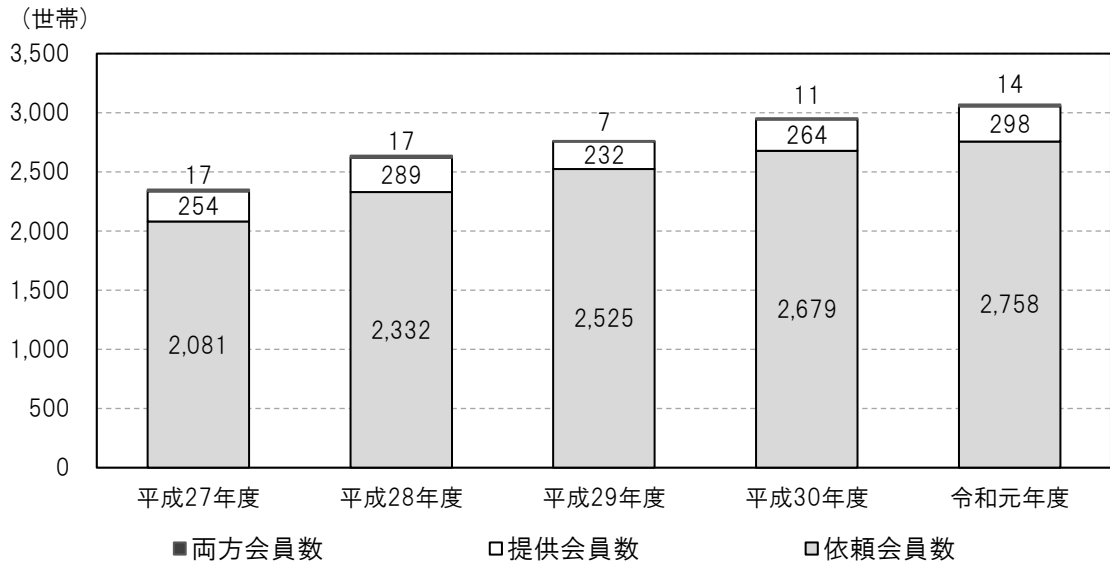
○いきいきサービス事業

おおむね 60 歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童及び妊産婦で日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が家事援助、介護援助、大掃除等を行う会員制の事業です。

○ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

○民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、現在 146 人（主任児童委員を含む。）が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する 9 人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こった時には状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

■民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
分野別 相談指導	高齢者に関する	2,607	2,165	2,383	1,921	1,416
	障害者に関する	284	209	238	226	330
	子どもに関する	641	674	912	738	576
	その他	412	293	467	346	256
	計	3,944	3,341	4,000	3,231	2,578
その他活動 (件)	調査・実態把握	10,657	1,317	2,887	1,095	6,279
	行事への参加	5,367	4,859	5,155	4,773	5,133
	地域福祉・自主活動	3,017	2,886	2,745	2,977	2,660
	民児協運営研修	8,306	9,427	9,285	8,557	8,948
	証明事務	47	72	75	104	92
	要保護児発見	23	10	52	26	8
訪問 連絡	訪問連絡活動	6,454	4,988	4,898	4,086	4,751
	その他	33,367	16,201	19,832	16,741	29,319
	委員相互	17,678	20,392	22,512	20,825	26,978
	その他	9,992	9,693	10,373	9,856	9,587
活動日数(日)		22,222	22,931	22,194	22,625	23,808

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

○話し合い員による相談支援

話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

■話し合い員の活動状況（派遣世帯数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規	30 件	16 件	20 件	16 件	13 件
廃止	37 件	21 件	14 件	22 件	11 件
年度末派遣数	66 件	61 件	67 件	61 件	63 件

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和 2 年版）

（2）包括的な支援体制の状況

○児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の予防、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

○文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行っています。

○地域づくり推進事業

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となり、多世代の方々が自由に交流できる「多機能な居場所（つどい〜の）」づくりを展開する団体に対して、立上げ経費や事業運営に必要となる補助金を交付します。令和元年度は、5団体に運営費の補助金を交付しています。

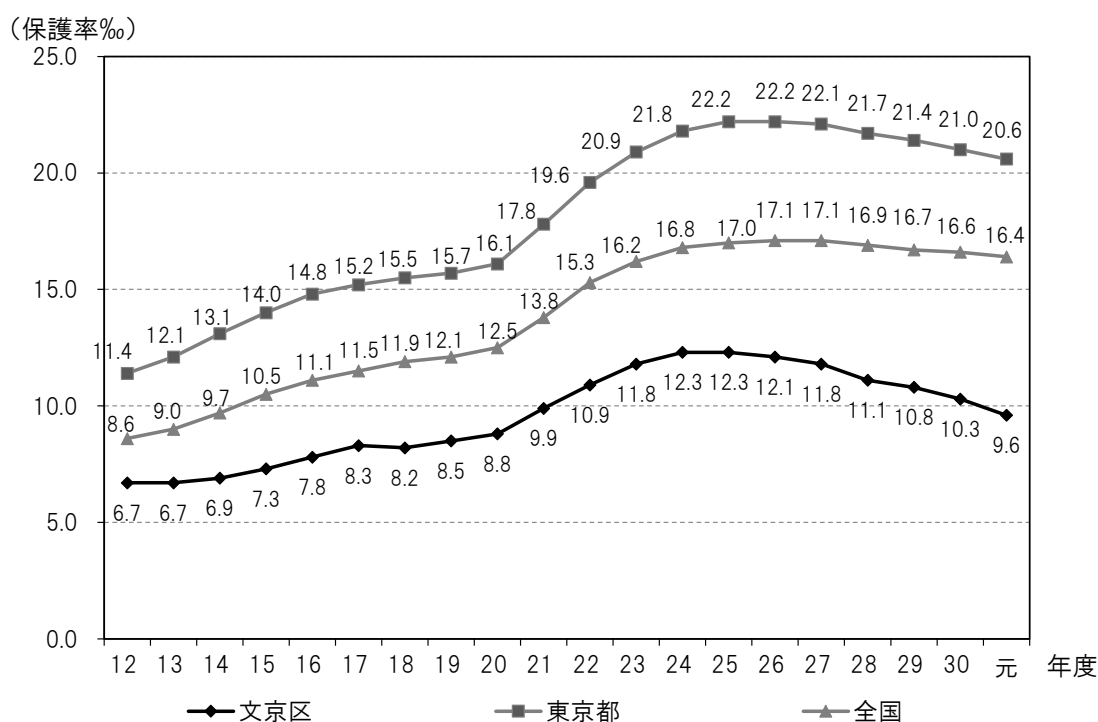
また、地域だけでは解決できない、複合化・複雑化した課題に対応するため、多機関の連携ネットワークの構築により、課題をもつ世帯を包括的に受け止める相談支援体制を構築していきます。

(3) 生活福祉要援護者の状況

○生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成4年以降増加傾向にありましたが、平成26年以降減少傾向に転じました。また、保護率（単位：‰²）も増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

■被保護者の動向（保護率＝1000分率）



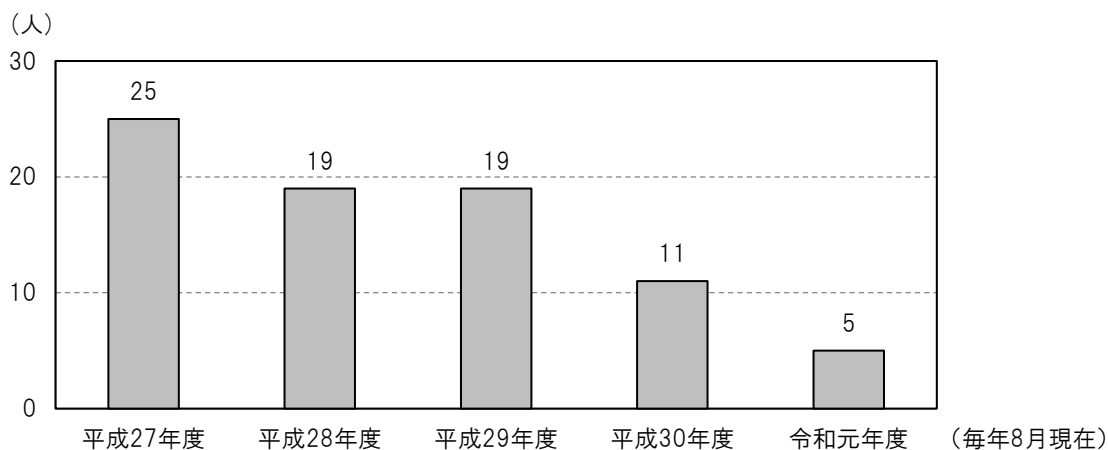
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

² ‰ パーミル。1000分率。

○路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者は、自立支援センターでの緊急一時保護、就労支援等の一貫した自立支援により、その数は漸減傾向にあります。

■区内の路上生活者数



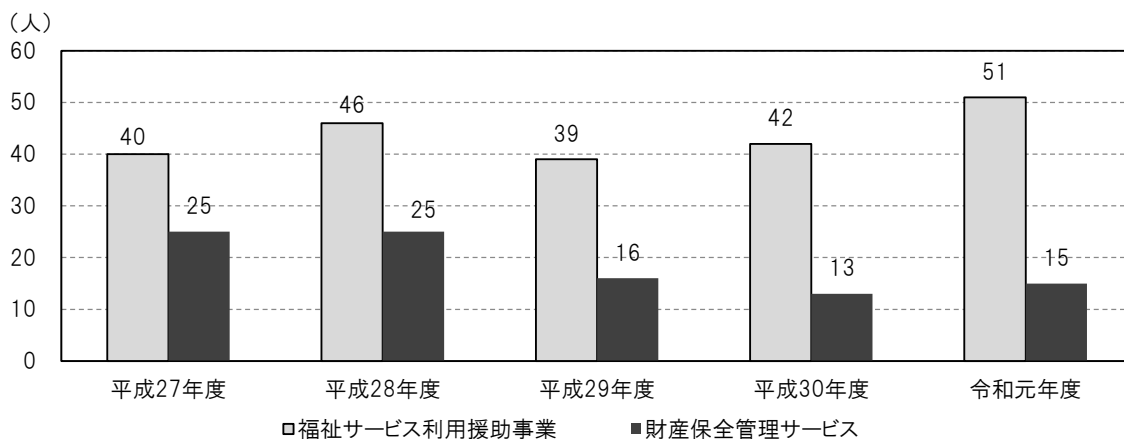
資料：東京都路上生活者概数調査

(4) 権利擁護の状況

○福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」とが連携して、福祉サービス利用援助や相談支援を行っています。

■あんしんサポート文京の利用者数



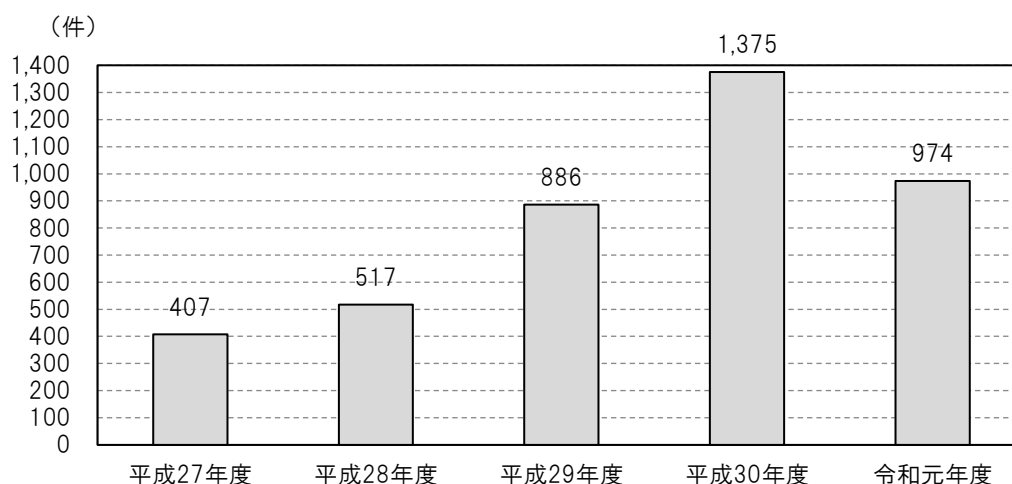
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

○成年後見制度

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある方に関する成年後見制度等の権利擁護について、区の高齢者や障害者等の相談窓口及び社会福祉協議会等において、相談に応じています。

また、支援が必要な高齢者等が、適切に成年後見制度等を利用できるよう、区では、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援するとともに、後見人等の報酬に係る費用を助成することにより、普及啓発と利用促進を図っています。

■あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和2年版）

（5）バリアフリーの環境づくりの状況

○まちのバリアフリー

さまざまな人が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、施設設置者と協働し、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、区では、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、平成27年度に策定したバリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化の推進を図っています。

○心のバリアフリー³

障害者等が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、人権週間や障害者週間での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

また、区では、心のバリアフリーハンドブック、障害者差別解消法周知啓発グッズ及びリーフレットの作成配布を通して、区内における障害者の社会参加促進と周知啓発を進めています。

○情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、デジタイザーによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

また、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等を行い、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

(6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内24か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

³ 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

3 主要項目及びその方向性

(1) とともに支え合う地域社会づくり

○「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの地域の主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、他人事ではなく主体的に地域生活課題を地域の課題として考える意識の醸成と地域生活課題の解決を試みる体制づくりを支援し、地域特性を生かした重層的なセーフティネットの構築を目指します。そのためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの公的な団体と地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、それら団体・主体間のネットワークづくりをこれまで以上に強化します。

また、令和元年度に区が実施した調査では、「地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか」と答えた割合が、第1号・要支援が56.8%、ミドル・シニアが66.0%となっており、ミドル・シニア50歳以上の方の地域活動への参加意欲が高いことから、地域での社会参加に意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

○多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

子ども、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を的確に受けられるよう、区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進します。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高まっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、ひとり親家庭、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅困窮者への住まい方に関する支援の充実を検討してまいります。

加えて、複合的な要因による「ひきこもり（8050問題）」に対応するため、予防から支援まで、多様な相談窓口やひきこもり支援センターを主軸とした関係機関の連携による一元的な支援体制を充実させ、課題の早期発見や、個々の状況に沿った適切な支援につなげます。

○生活福祉要援護者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行っていきます。また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援していきます。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待及び経済的虐待）の防止及び被害からの早期救済を行うため、必要な相談支援を行うとともに、都や警察などの関係機関との連携を強化していきます。

○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者がサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。

また、判断能力の低下により援護が必要な高齢者、障害者等が地域で安心して生活できるよう、本人の意思決定支援・身上保護を重視し、適切に必要な支援につなげるための、法律・福祉の専門職による専門的助言の支援の確保、専門職団体や関係機関の連携体制の構築を図ります。

この権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置、機能整備を行い、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図るとともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う今後の成年後見制度の需要数の増加を見据えた、後見人の担い手の育成等の検証を行っていきます。

(3) ひとにやさしいまちづくり

○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進します。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりがかたくな行動をとれるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある体制を構築していきます。

さらに、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、新型コロナウイルス対策を踏まえた運営体制の構築を推進します。

4 計画の体系

【凡例】

- ・ は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

子…子育て支援計画
 高…高齢者・介護保険事業計画
 障…障害者・児計画
 保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業	
1 ともに支え合う地域社会づくり	1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進
		2	地域の支え合い体制づくり推進事業
		3	地域団体による地域子育て支援拠点事業 子5-2-3
		4	ボランティア活動への支援
		5	NPO活動・地域活動の支援
		6	地域活動情報サイト
		7	ふれあいいいききサロン
		8	ハートフルネットワーク事業の充実 高 1-1-1
		9	みまもり訪問事業
		10	いきいきサービス事業の推進
		11	文京区子育てサポーター認定制度 子5-1-1
		12	ファミリー・サポート・センター事業 子5-1-2
		13	子ども食堂等支援事業 子5-2-5
		14	民生委員・児童委員による相談援助活動
		15	話し合い員による訪問活動
		16	主任ケアマネジャーの支援・連携
		17	青少年健全育成会への支援・連携
		18	社会参加の促進事業
		19	介護施設ワークサポート事業
		20	シルバー人材センターの活動支援 高 1-1-11
		21	シルバーお助け隊事業への支援 高 1-1-12
		22	高齢者クラブ活動の支援
		23	文の京フレイル予防プロジェクト 高 3-2-5
		24	介護予防ボランティア指導者等養成事業

大項目	小項目	計画事業	
2 安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実 子 4-1-1
		2	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		3	文京ユアストーリー
		4	在宅医療・介護連携推進事業
		5	障害者基幹相談支援センターの運営
		6	地域医療連携の充実 保 2-1-1
		7	居住支援の推進
		8	医療的ケア児支援体制の構築 障 4-2-3
		9	男女平等センターにおける相談事業の充実
		10	文京区版ひきこもり総合対策
		11	地域づくり推進事業
	2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
		3	DV被害の防止及び救済
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		4	成年後見制度利用支援事業
		5	法人後見の受任
		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

大項目	小項目	計画事業	
3 ひびきあわせまちづくり	1 まちの バリアフリ ー、ユニバ ーサルデザ インの推進	1	バリアフリーの道づくり
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等 整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	コミュニティバス運行
	2 心のバ リアフリ ーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進
		2	福祉教育の推進
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業) 障 5-2-1
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 の充実 障 5-2-2
	3 情報の バリアフリ ーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提 供の充実
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及 び情報提供
	4 災害時 の自助・互 助・共助・ 公助による 安全・安心 の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
		2	避難行動要支援者への支援
		3	災害ボランティア体制の整備
		4	福祉避難所の拡充
		5	耐震改修促進事業
		6	家具転倒防止器具設置助成事業

5 計画事業

- ・ の事業は、進行管理対象事業です。

1 とともに支え合う地域社会づくり

1-1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

1-1-1 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の計画事業量	<p>10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、だれもが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。</p>

1-1-2 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	<p>地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぶらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」（かよい〜の）の立上げに必要となる補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援する。補助は社会福祉協議会を通じて実施する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	かよい〜の設置数	箇所	28	32	34	36

1-1-3 地域団体による地域子育て支援拠点事業（子5-2-3）

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、子どもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援する。
3年間の計画事業量	富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区の4地区に各1か所の拠点を安定的に運営するとともに、新規開設や既存施設の機能拡充を図る。

1-1-4 ボランティア活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の計画事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ることで、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>

1-1-5 NPO活動・地域活動の支援

事業概要	<p>区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「フミコム」の運営を行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の計画事業量	<p>Bチャレ（提案公募型共同事業）やフミコム cafe、フミコム活動入門講座等のフミコムにおける各種事業を通して、新たな担い手の発掘や育成、地域における多様な主体の連携を促進することで、地域活性化や課題解決に向けた取組を推進していく。</p> <p>なお、事業については、オンラインも活用しつつ、展開していく。</p>

1-1-6 地域活動情報サイト

事業概要	NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。 【社会福祉協議会実施事業】
------	---

1-1-7 ふれあいいきいきサロン

事業概要	外出の機会が少なくなりがちの高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	サロン設置数	箇所	120	130	135	140

1-1-8 ハートフルネットワーク事業の充実（高 1-1-1）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。				
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度実績		5年度
	ハートフルネットワーク 協力機関数	団体	653		700

1-1-9 みまもり訪問事業

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	利用者数	人	53	57	59	61
	みまもりサポーター 数	人	53	55	56	57

1-1-10 いきいきサービス事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	人	125	135	140	145

1-1-11 文京区子育てサポーター認定制度（子5-1-1）

事業概要	<p>区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。</p> <p>さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の 計画事業量	区内大学や民間企業と協働で研修内容や研修規模の拡充を図り、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設をはじめとする区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行う。

1-1-12 ファミリー・サポート・センター事業（子5-1-2）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。
3年間の 計画事業量	子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。

1-1-13 子ども食堂等支援事業（子5-2-5）

事業概要	家庭の事情による孤食等の状況にある子どもたちに対する、食事提供の支援を含めた居場所づくりとしての「子ども食堂」等の地域活動の運営費を助成する。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	子ども食堂登録数	件	11	16	17	18
	子ども食堂連絡会の開催	回	2	2	2	2

1-1-14 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	---

1-1-15 話し合い員による訪問活動

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>
------	--

1-1-16 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要	<p>地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。</p>
------	--

1-1-17 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要	<p>地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため青少年健全育成会への活動支援を行う。</p>
------	--

1-1-18 社会参加の促進事業

事業概要	<p>ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。</p> <p>また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。</p>
------	--

1-1-19 介護施設ワークサポート事業

事業概要	<p>シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。</p> <p>また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。</p>
------	--

1-1-20 シルバー人材センターの活動支援（高 1-1-11）

事業概要	<p>元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。</p> <p>また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に引き受け、会員に提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。</p>			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度実績	5年度
	会員数	人	1,128	1,352
	就業実人員	人	912	1,082

1-1-21 シルバーお助け隊事業への支援（高 1-1-12）

事業概要	<p>高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。</p>			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度実績	5年度
	シルバーお助け隊の派遣	件	241	320

1-1-22 高齢者クラブ活動の支援

事業概要	<p>地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。</p>
------	--

1-1-23 文の京フレイル予防プロジェクト（高3-2-5）

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	フレイルサポーター 養成講座受講者	人	25	25	25	25
	フレイルチェック 参加者	人	147	400	600	800

1-1-24 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。
------	---

2 安心して暮らせる環境の整備

2-1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

2-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実（子4-1-1）

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。
3年間の計画事業量	要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、医療関係者会議、個別ケース会議等により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止のため、小・中学生用児童虐待防止マニュアルを配布するとともに、児童虐待防止月間の企画展等、様々な機会を捉え啓発活動を行う。

2-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。
------	---

2-1-3 文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援および定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。 【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	契約実績	件	2	10	15	20

2-1-4 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるため、在宅医療と介護を包括的・継続的に提供できるよう、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。
------	---

2-1-5 障害者基幹相談支援センターの運営

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。
------	--

2-1-6 地域医療連携の充実（保 2-1-1）

事業概要	区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。
3年間の計画事業量	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会及び検討部会において、地域の現状を把握して課題を抽出・整理し、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

2-1-7 居住支援の推進

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。</p>
------	---

2-1-8 医療的ケア児支援体制の構築（障 4-2-3）

事業概要	<p>医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行う。</p>
3年間の計画事業量	<p>保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。</p>

2-1-9 男女平等センターにおける相談事業の充実

事業概要	<p>パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行います。</p>
------	--

2-1-10 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。</p> <p>また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	STEP事業 相談件数	件	417	480	490	500
	STEP事業 支援利用件数	件	544	680	690	700
	ひきこもり支援センタ ー 相談件数	件	—	60	60	60

2-1-11 地域づくり推進事業

事業概要	<p>地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい〜の）」づくりを展開する者に対して、開設・事業運営に必要となる補助を、社会福祉協議会を通じて実施する。</p> <p>また、「多機能な居場所」における住民による相談の支援と、広域の相談体制のコーディネートを行う相談支援包括化推進員（地域福祉コーディネーターが兼務）を配置し、8050やダブルケア等の複合的な課題や制度等の狭間にある課題への対応を図るとともに、重層的な相談支援体制を推進する。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の 計画事業量	<p>区内で9箇所の「多機能な居場所」の設置を目標に、団体への立上げ支援を行うとともに、既存団体への運営のサポートを行うことで、地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる居場所を確保する。</p> <p>あわせて、多機能な居場所におけるさまざまな相談について、行政や関係機関等と調整・連携を図りながら、多機関のネットワークの構築を図る。</p>

2-2 生活福祉要援護者等への支援

2-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	自立相談支援事業 新規相談受付件数	件	245	250	250	250
	住居確保給付金支給件 数	件	14	55	20	20
	学習支援事業（小・ 中・高校生） 参加者延人数	人	4,062	4,200	4,300	4,400
	その他支援	人	47	50	50	50

2-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	就労件数	件	53	55	60	65
	自立件数	件	13	13	13	13
	面談回数	人	1,759	1,800	1,850	1,900

2-2-3 DV被害の防止及び救済

事業概要	<p>夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。</p> <p>また、「文京区配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害に悩む方への相談支援の充実を図る。</p>
------	--

2-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

2-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助 事業契約件数	件	51	59	64	69
	財産保全管理サービス 契約件数	件	15	17	18	19

2-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	<p>福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

2-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	<p>福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。</p>
------	--

2-3-4 成年後見制度利用支援事業

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等報酬助成	件	15	17	18	19
	成年後見等申立費用助成	件	2	2	3	4

2-3-5 法人後見の受任

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	人	7	9	10	10

2-3-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

事業概要	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>
3年間の 計画事業量	<p>協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。</p> <p>また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。</p>

3 ひとにやさしいまちづくり

3-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

3-1-1 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	8.3	12.5	15.0	17.5

3-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。
------	--

3-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。
------	---

3-1-4 総合的自転車対策の推進

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。
------	--

3-1-5 公園再整備事業

事業概要	<p>区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。</p> <p>また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	公園・児童遊園再整備	園	2	4	4	5

3-1-6 コミュニティバス運行

事業概要	<p>区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。</p>
------	--

3-2 心のバリアフリーの推進

3-2-1 障害者差別解消に向けた取組の推進

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。
------	--

3-2-2 福祉教育の推進

事業概要	ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支えあえるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進する。 また、本事業を通じた地域活動の活性化を図る。 【社会福祉協議会実施事業】
------	---

3-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）（障5-2-1）

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。
3年間の計画事業量	地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行う。

3-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実（障5-2-2）

事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	入場者数	人	2,506	2,500	2,500	2,500

3-3 情報のバリアフリーの推進

3-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。
------	--

3-3-2 情報バリアフリーの推進

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。
------	---

3-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

事業概要	<p>区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信する。</p> <p>ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努める。</p> <p>CATVについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることのできる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行う。</p>
------	--

3-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

事業概要	<p>一般図書のほか、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。</p> <p>また、ホームページ等により情報提供を行うことで、サービスの周知を図る。</p>
------	--

3-4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。
------	---

3-4-2 避難行動要支援者への支援

事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を実施し、適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っている。</p>
------	---

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】
3年間の計画事業量	災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。

3-4-4 福祉避難所の拡充

事業概要	避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。

3-4-5 耐震改修促進事業

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	件	16	18	18	18
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	件	1	2	2	2
	木造住宅改修シエルタ 一等 (高齢者・障害者)	件	0	1	1	1

3-4-6 家具転倒防止器具設置助成事業

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。					
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置 助成数	件	—	500	500	500

中間のまとめからの主な変更点について【総論・地域福祉保健の推進計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）																										
1	P. 29 (6) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況	<p>高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒による人的被害を最小限に抑えるため、<u>避難行動要支援者名簿登録者に対し、家具転倒防止器具の設置助成制度を案内し、器具設置の普及・啓発を行っています。</u></p> <p>また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内<u>22か所</u>の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。</p>	<p>高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。</p> <p>また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内<u>24か所</u>の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。</p>																										
2	P. 51 3-1-1 バリアフリーの道づくり	<p><u>高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。</u></p>	<p><u>文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。</u></p>																										
3	P. 56 3-4-6 家具転倒防止器具設置助成事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3年間の計画事業量</th> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>元年度実績</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具転倒防止器具設置助成数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>	3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度	家具転倒防止器具設置助成数	件	—	2,000	2,000	2,000	<p>計画事業量の修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">3年間の計画事業量</th> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>元年度実績</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家具転倒防止器具設置助成数</td> <td>件</td> <td>—</td> <td><u>500</u></td> <td><u>500</u></td> <td><u>500</u></td> </tr> </tbody> </table>	3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度	家具転倒防止器具設置助成数	件	—	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>500</u>
3年間の計画事業量	項目名	単位		元年度実績	3年度	4年度	5年度																						
	家具転倒防止器具設置助成数	件	—	2,000	2,000	2,000																							
3年間の計画事業量	項目名	単位	元年度実績	3年度	4年度	5年度																							
	家具転倒防止器具設置助成数	件	—	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>500</u>																							

^{ふみ}^{みやこ}
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度


(最終案)

文京区

目次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画策定の検討体制	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等	11
1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために	14
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	15
1 文京区の地域特性	16
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題	29
第4章 主要項目及びその方向性	55
1 地域でともに支え合うしくみの充実	56
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	56
3 健康で豊かな暮らしの実現	57
4 いざという時のための体制づくり	57
第5章 計画の体系と計画事業	59
1 計画の体系	60
2 計画事業	65
[資料]計画の体系と計画事業の全体図	96
第6章 地域包括ケアシステムの推進	99
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	100
[資料]地域包括ケアシステムのイメージ図	109
第7章 地域支援事業の推進	111
1 地域支援事業の概要	112
2 介護予防・日常生活支援総合事業	113
3 包括的支援事業	121
4 任意事業	123

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み.....	127
1 第1号被保険者数の実績と推計.....	128
2 要介護・要支援認定者数の実績と推計.....	129
3 第7期計画（平成30年度～令和2年度）と実績.....	131
4 第8期計画（令和3～5年度）の介護サービス利用見込み.....	139
5 介護基盤整備について.....	153
6 第1号被保険者の保険料の算出.....	155
第9章 介護保険制度の運営.....	165
1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組.....	166
2 介護給付の適正化.....	167
3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化.....	171
4 介護人材の確保・定着等.....	172
5 利用者の負担割合等の制度.....	173



第1章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国によれば、令和2年(2020年)9月15日現在の推計で総人口は前年と比べて約29万人減少している一方、65歳以上(高齢者)の人口は、約30万人増加し、総人口に占める割合は28.7%と前年に比べて0.3ポイント増加し、過去最高となっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口は前年と比べて24万人増(0.3ポイント上昇)、80歳以上の人口は36万人増(0.3ポイント上昇)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、令和2年(2020年)1月1日現在、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢化率は増加傾向となることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性の維持が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケアなどを行うヤングケアラーなどが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の出現、拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を与えることが懸念されており、対応が課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年(2015年)4月施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

令和2年(2020年)6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「認知症に関する施策の総合的な推進」などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。

本区では、これらを踏まえ、令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。

2

計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

老人福祉法より抜粋

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

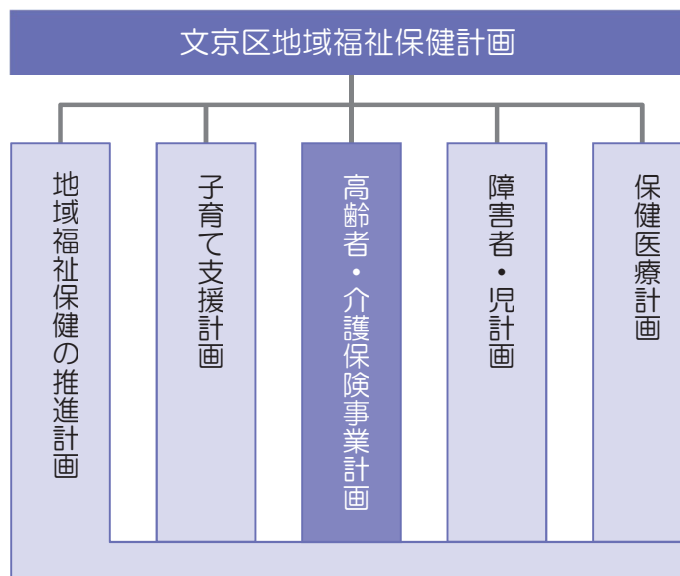
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法より抜粋

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

【図表】 1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



3

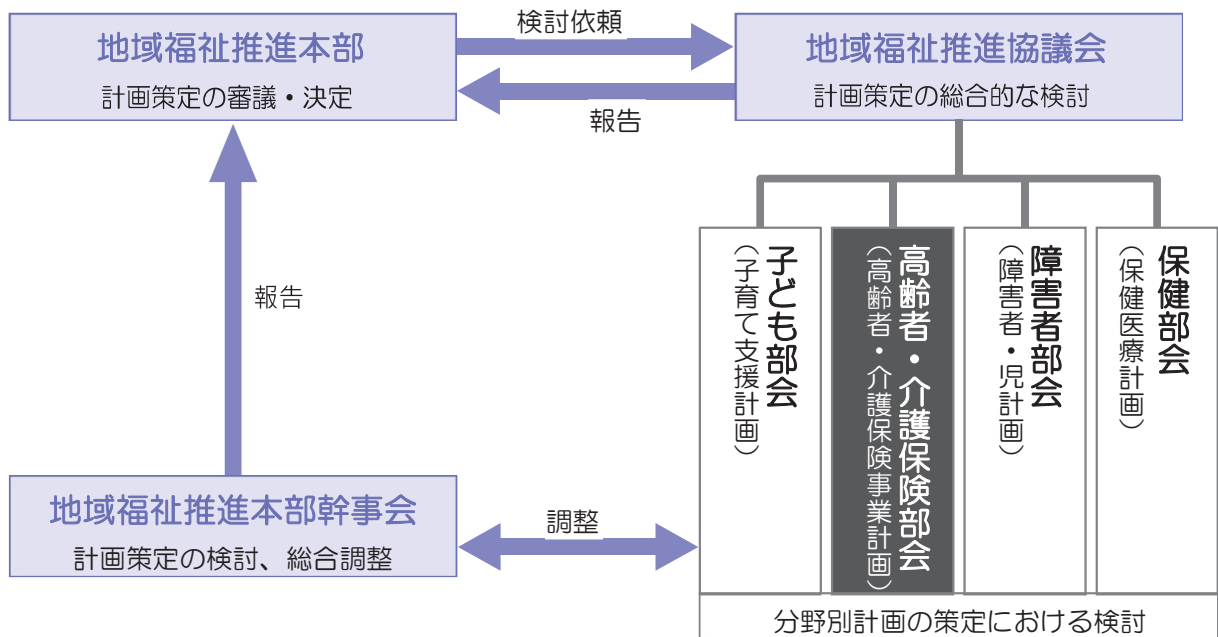
計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会※）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。

※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】 1-2 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。

【図表】 1－3 計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文京区基本構想 (平成22年～32年)	「文の京」総合戦略 令和2年度～令和5年度			
文京区基本構想実施計画 (平成29年度～31年度)				
前期計画	文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第8期介護保険事業計画)			

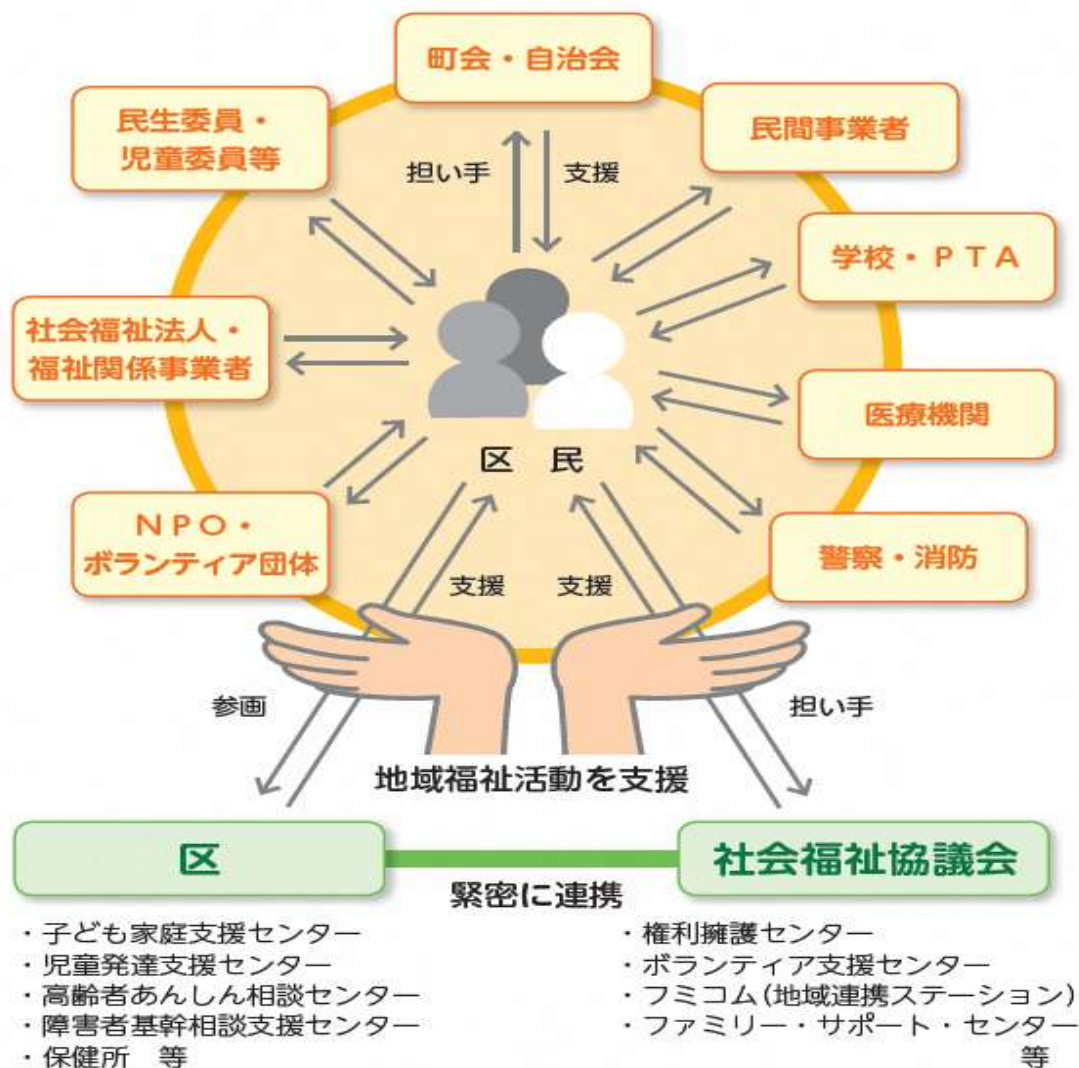
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】 1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

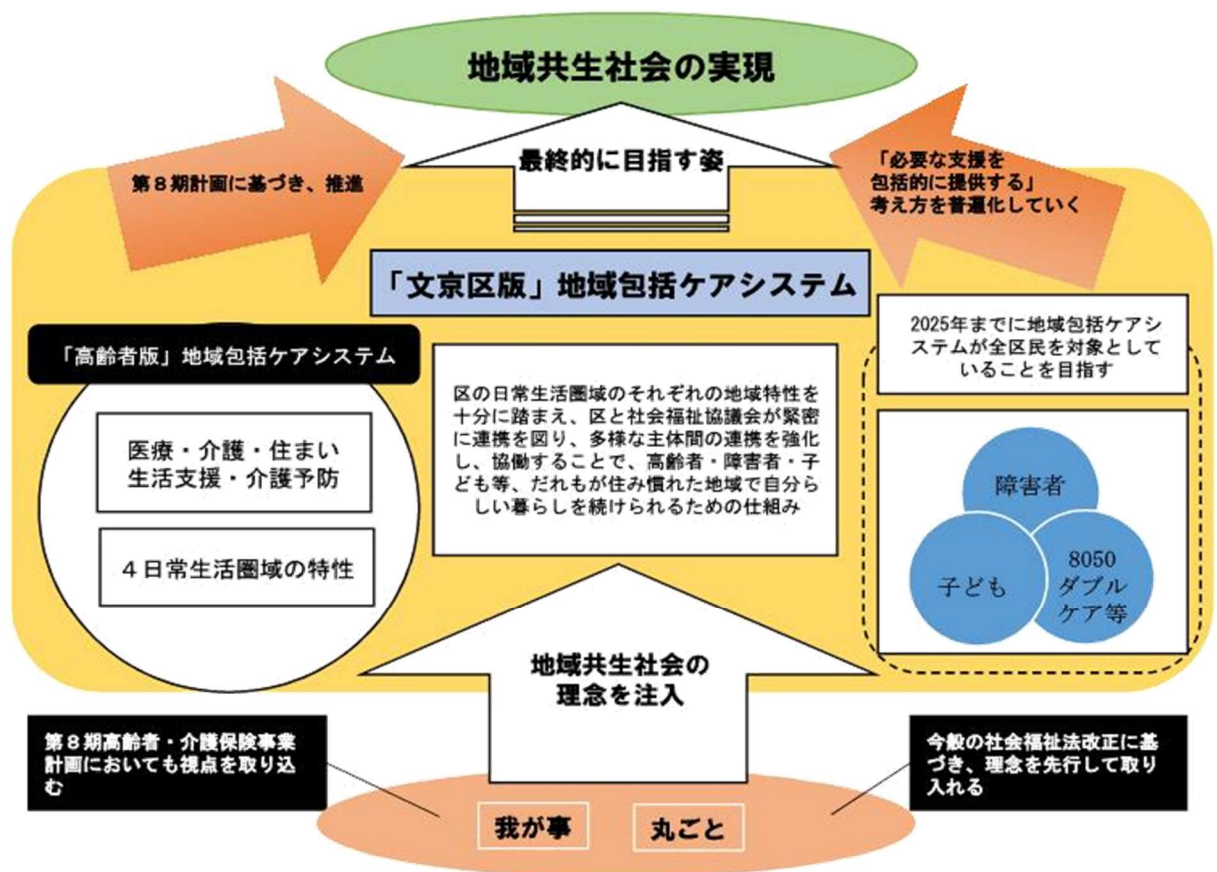
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

今後は第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラー¹など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。


これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」²の実現を目指します。



- 1 ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- 2 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。



第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標等

第2章

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標等に基づき、高齢者及び介護保険事業に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。


新たな感染症への対策を踏まえた今後の 地域福祉保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人のかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、セーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大を踏まえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討してまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。



第3章

高齢者を取り巻く

現状と課題

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性

1) 地域環境

①地理

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で 25m前後の高低差があり、名が付いた坂が 100 を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約 11.29km²、南北約 4.1km、東西約 6.1km、周囲は約 21km あり、東京 23 区中 20 番目に大きい広さとなっています。

②地価水準

本区の令和 2 年における住宅地の平均公示地価は、東京 23 区中第 5 位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いています。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成 20 年は 68.9%でしたが、30 年には 74.9%となっています。

④教育環境

本区では、19 の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

⑥交通

本区には、近くに JR 駅があり、地下鉄 6 路線が乗り入れ、21 駅が設置されています。

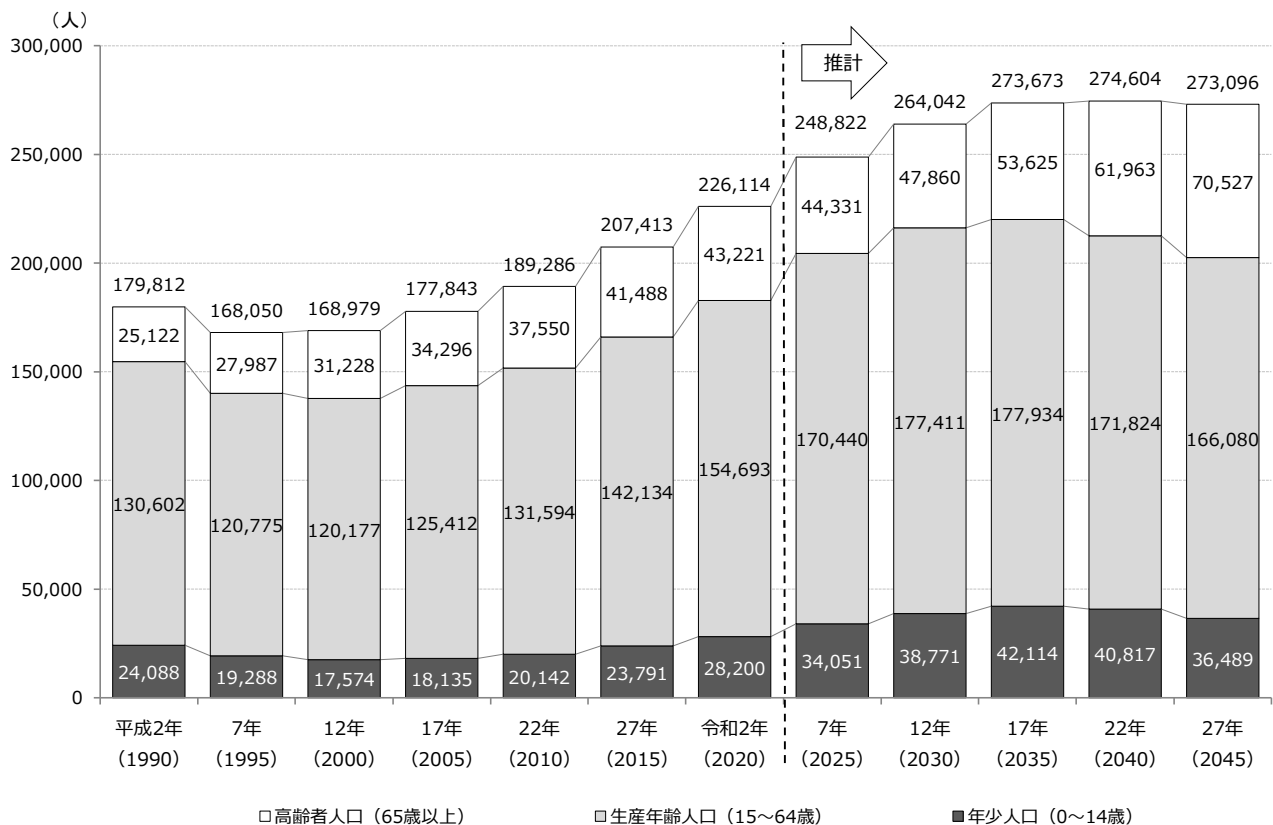
さらに、都営バスが 15 系統、コミュニティバス「B-ぐる」が 2 路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート）運行しており、第 3 路線の運行を予定しています。

2) 人口の状況

①人口の推移等

- 本区の人口は、令和2年(2020年)1月1日現在で226,114人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和22年(2040年)以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口(65歳以上)は、年々増加しており、令和2年1月1日現在で43,221人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)は、令和17年(2035年)以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

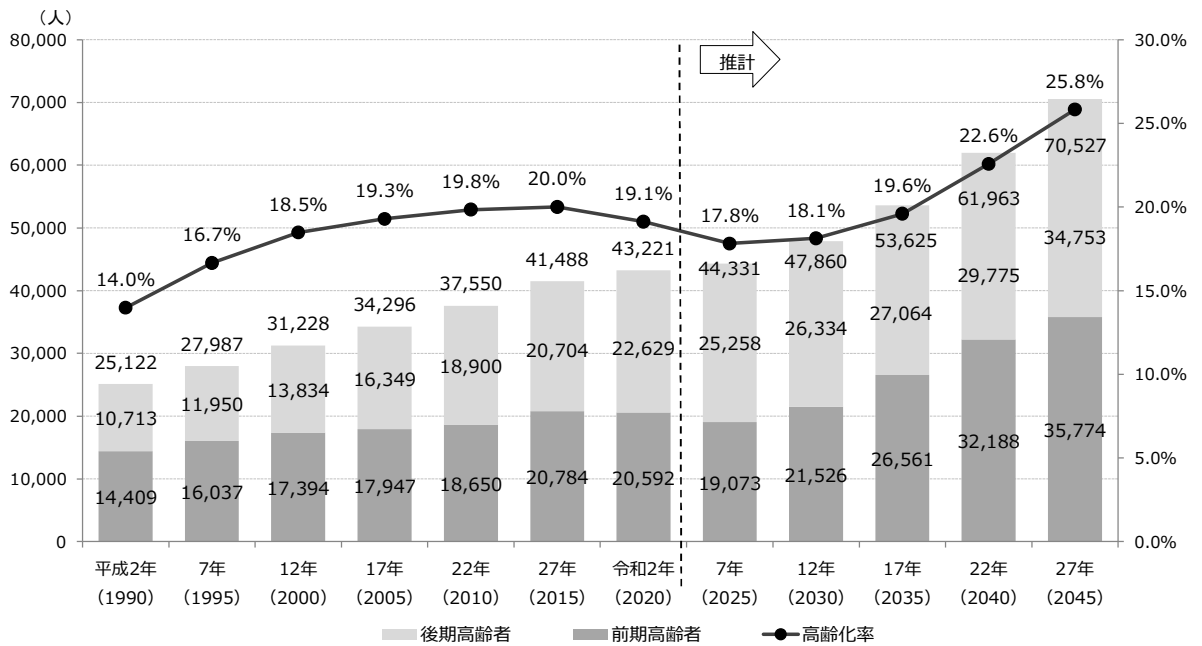
資料：【平成2~令和2年】住民基本台帳(1月1日現在)

【令和7年以後】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

②高齢者人口の推移

- 本区の令和2年（2020年）1月1日現在における高齢化率は19.1%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は平成27年（2015年）から令和7年にかけて減少しますが、その後上昇傾向に転じ、令和27年には25.8%、区民の約4人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、令和7年（2025年）まで増え続けると推計しています。令和7年（2025年）における高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合と比べると、両者の差は14.0ポイントに拡がると推計しています。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計

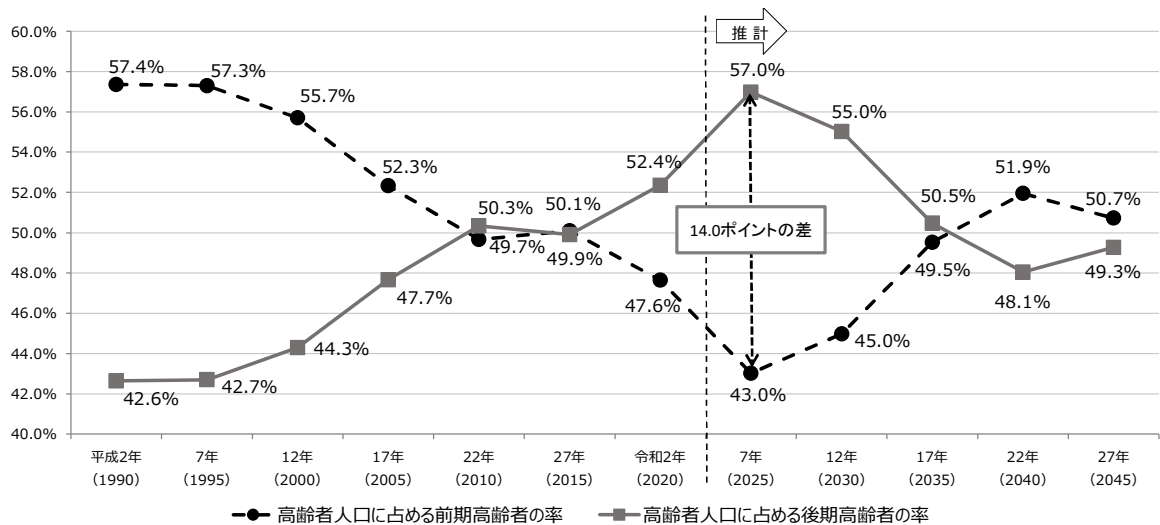


※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：【平成2～令和2年】 住民基本台帳（1月1日現在）

【令和7年以後】【図表】3-1と同じ。

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期・後期高齢者の割合の推移と推計

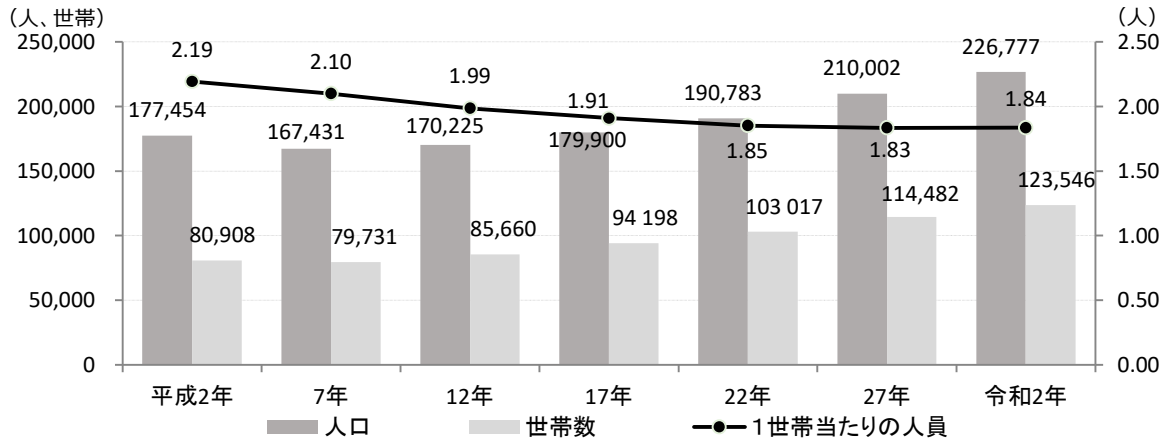


3) 世帯の状況

①世帯の推移

- 世帯数は、平成2年は80,908世帯でしたが、令和2年には123,546世帯に増加しています。
- 1世帯当たりの人数は、平成2年は2.19人でしたが、令和2年には1.84人となっております。近年は横ばい傾向にあります。

【図表】 3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移

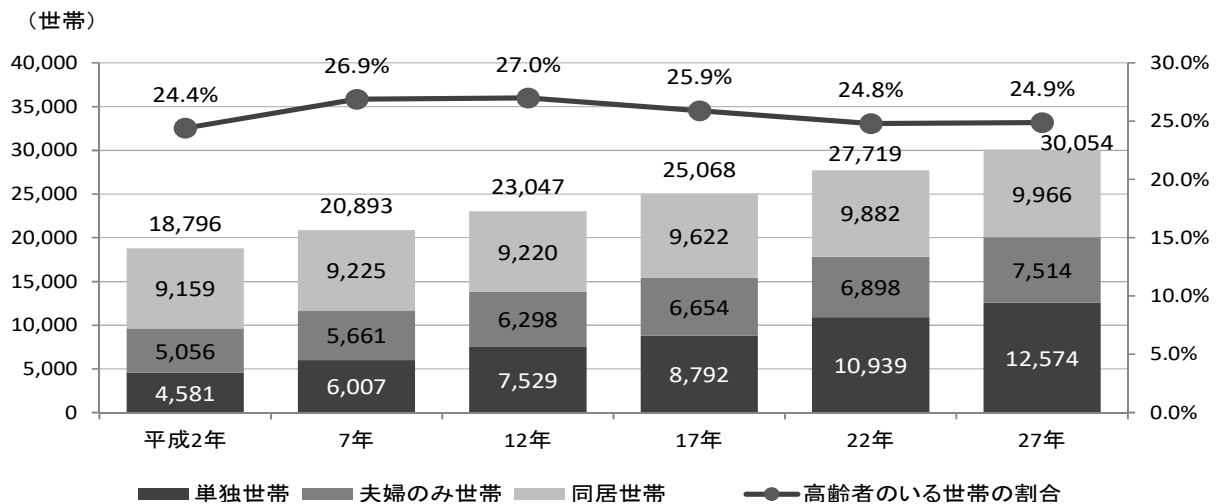


※(注)平成22年までは外国人を含まない。
 ※資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

②高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27年には3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8%を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々減少傾向にあります。

【図表】 3-5 高齢者のいる世帯の推移

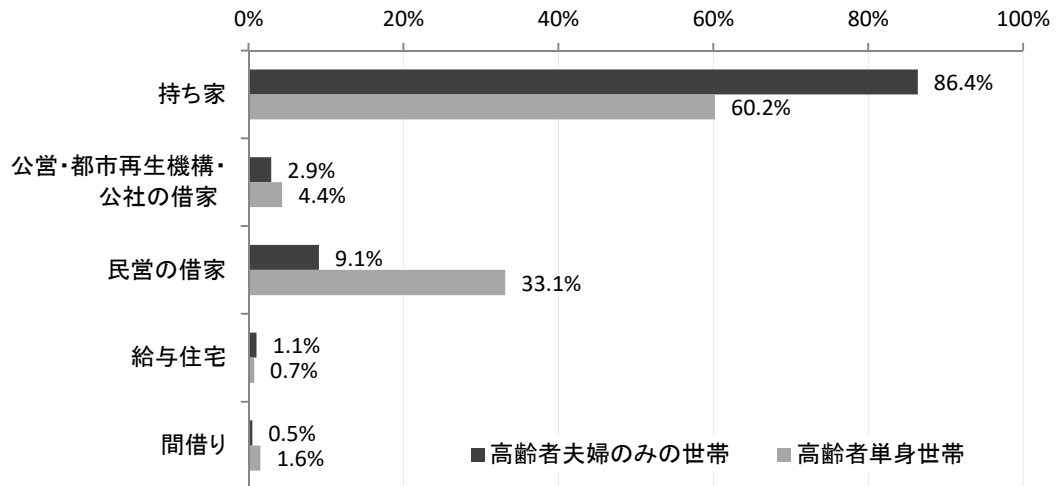


※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの
 資料：国勢調査(平成27年)

4) 高齢者の住まいの状況

- 高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では 86.4%、高齢者単身世帯では 60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】 3-6 高齢夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



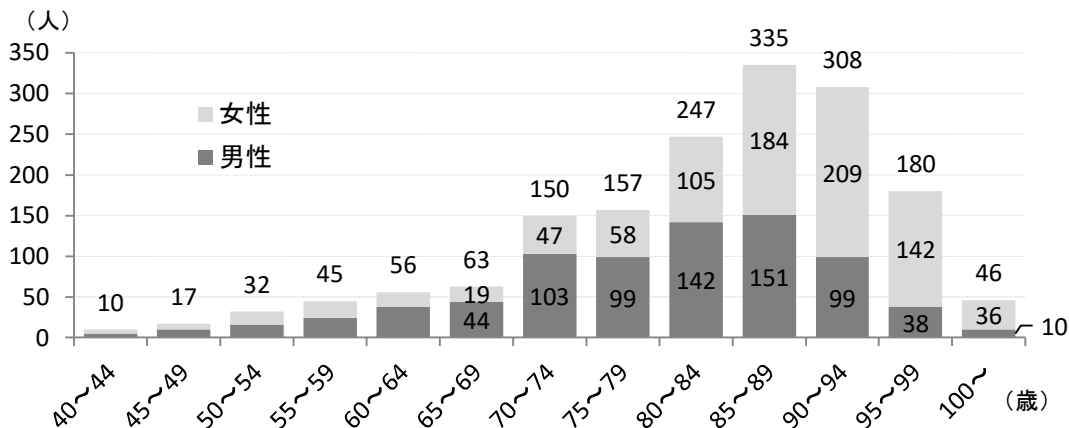
資料：国勢調査（平成 27 年）

5) 死亡状況及び健康寿命

①年齢別死亡数

- 年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が 85～89 歳、女性が 90～94 歳となっています。

【図表】 3-7 5歳階級別の死亡の状況（令和元年度統計）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和 2 年版）

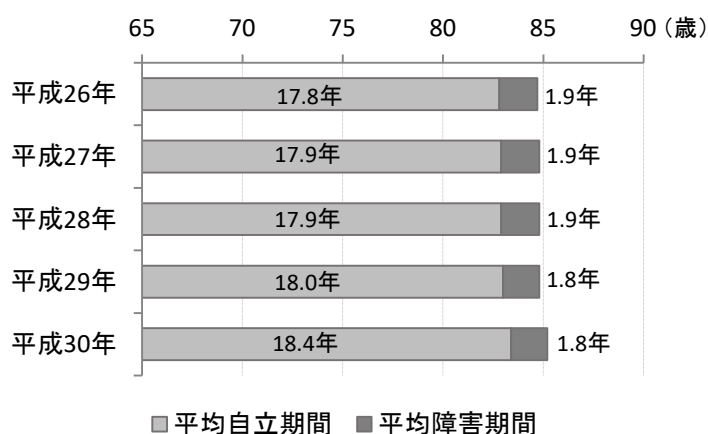
②65歳健康寿命

- 65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約18年、女性は約21年となっており、約3年の差があります。
- 寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっており、約2年の差があります。
- 男性は、女性と比較して平均自立期間及び平均障害期間ともに短い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

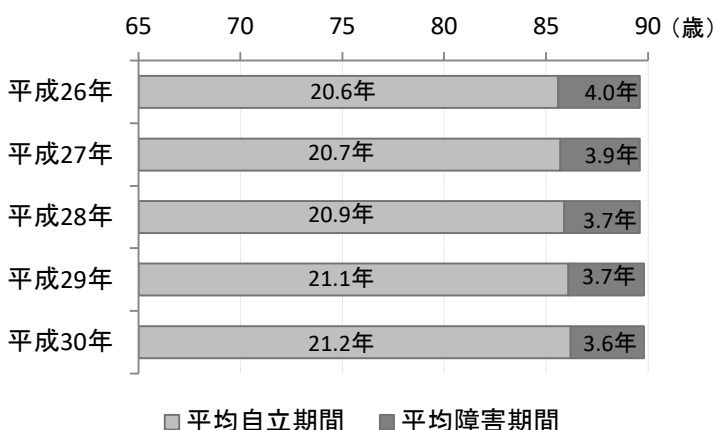
<男性>

年次	65歳健康寿命
平成26年	82.8歳
平成27年	82.9歳
平成28年	82.9歳
平成29年	83.0歳
平成30年	83.4歳



<女性>

年次	65歳健康寿命
平成26年	85.6歳
平成27年	85.7歳
平成28年	85.9歳
平成29年	86.1歳
平成30年	86.2歳



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

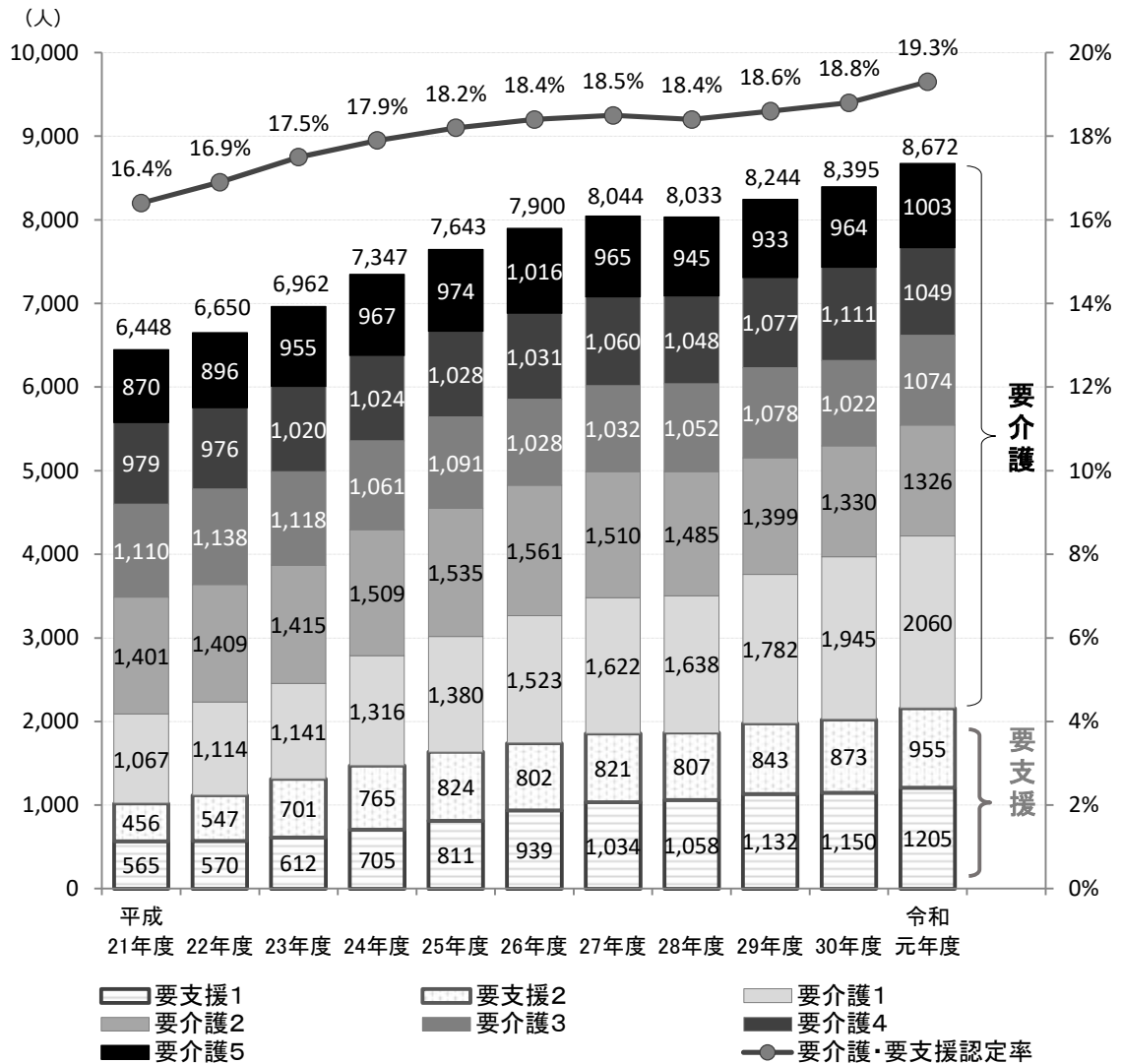
資料：ふんきょうの保健衛生(令和2年版)

6) 要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 令和元年度の要介護・要支援認定者数は、8,672人となっています。平成21年度と比較すると、2,224人、約34.5%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は、上昇から横ばい傾向に推移しており、令和元年度は19.3%となっています。平成21年度と比較すると、2.9%の増となっています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。
 各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。
 ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出
 資料：文京の介護保険（令和2年版）

【図表】3-10 要介護認定率の推移

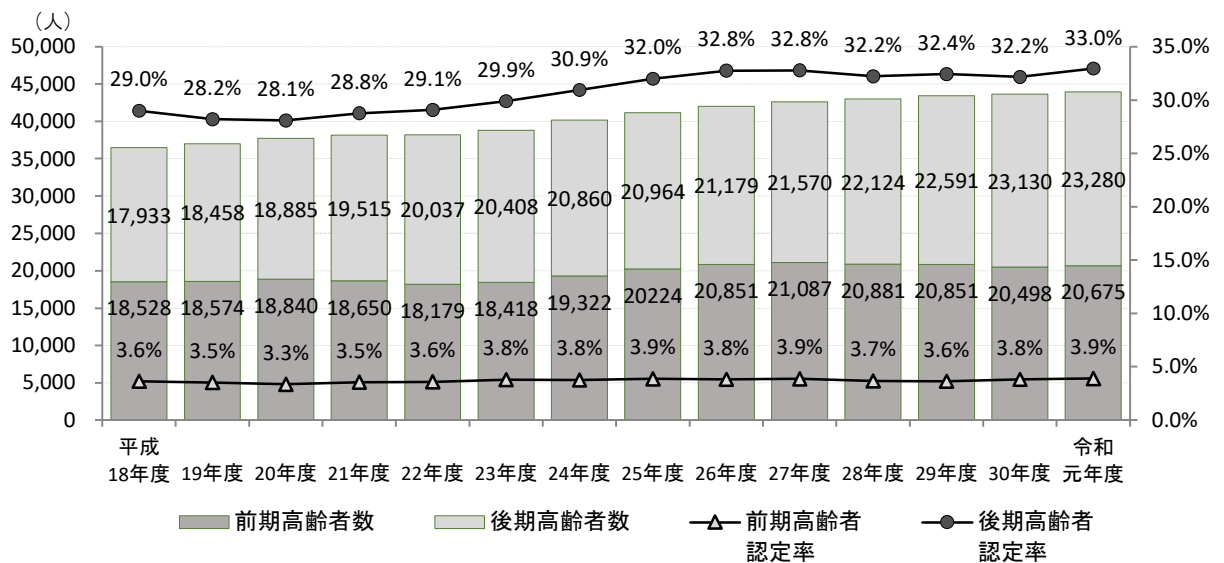
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
文京区	16.4%	16.9%	17.5%	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%
都	15.8%	16.5%	17.0%	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%
国	16.2%	16.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.7%	18.5%

資料：文京の介護保険（令和2年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報（各年3月末現在）

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

- 第1号被保険者の前期・後期高齢者別の推移をみると、平成19年度までは前期高齢者が後期高齢者を上回っていましたが、平成20年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。
- 前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は3.9%となっています。
- 後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいで推移しており、令和元年度は33.0%となっています。

【図表】3-1-1 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

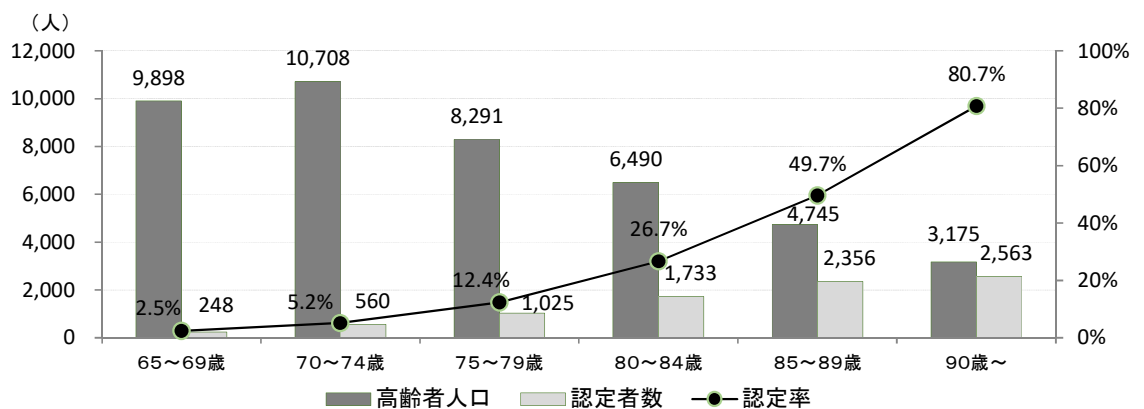


※ 各年度末の数値。 資料：文京の介護保険（令和2年版）

③年齢別認定者数・認定率

- 年齢別に要介護・要支援認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.2%以下に留まっています。
- 後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.7%、85～89歳が49.7%、90歳以降になると80.7%になっており、年齢が上がるにつれ認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-1-2 高齢者人口に占める認定者数・認定率

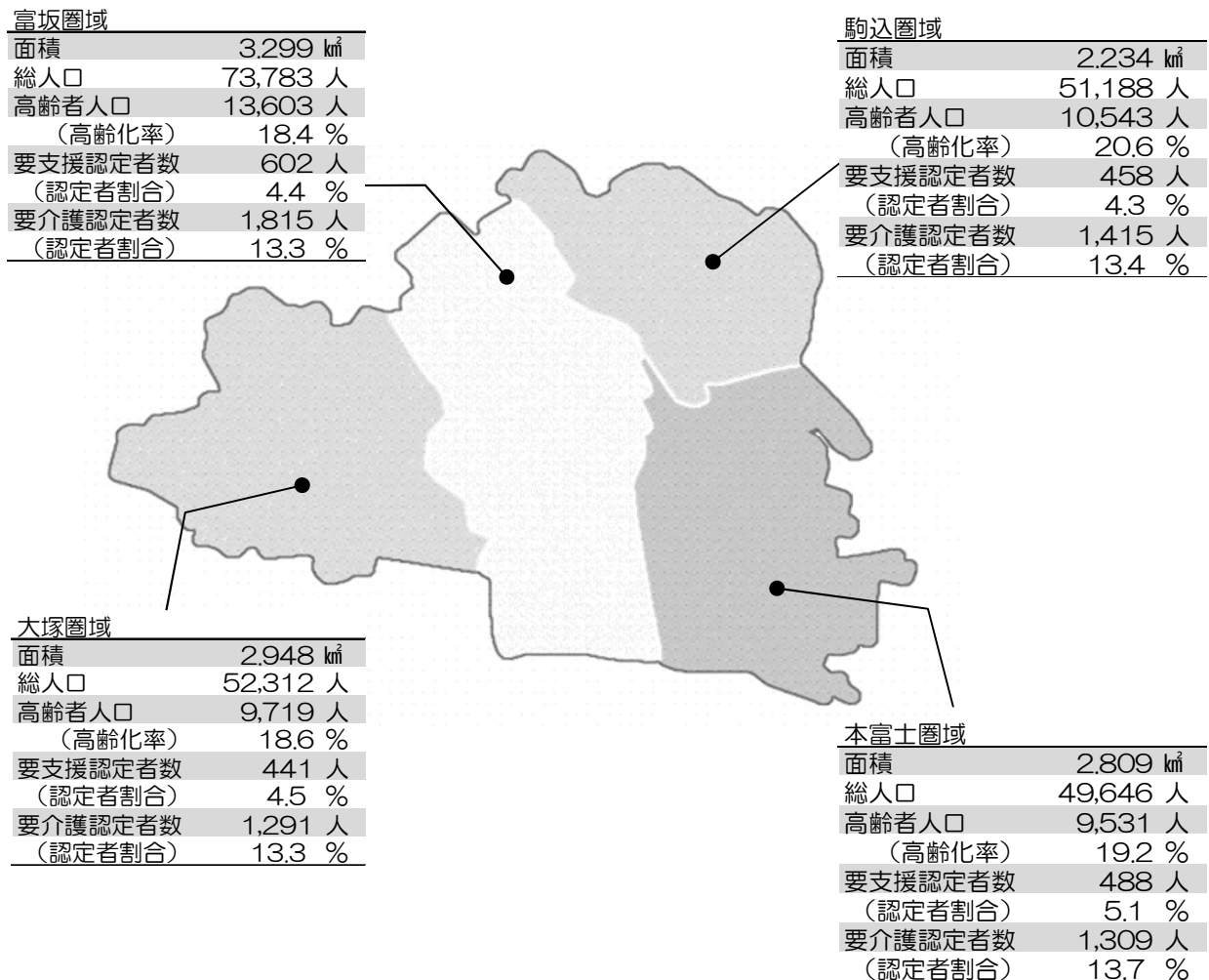


※高齢者人口（令和2年4月1日現在）認定者数（令和2年3月末現在）

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を進めるなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者とのかかわりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- 要介護認定者数及び要支援認定者数の割合は本富士圏域が他の圏域に比べ高くなっています。

【図表】 3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



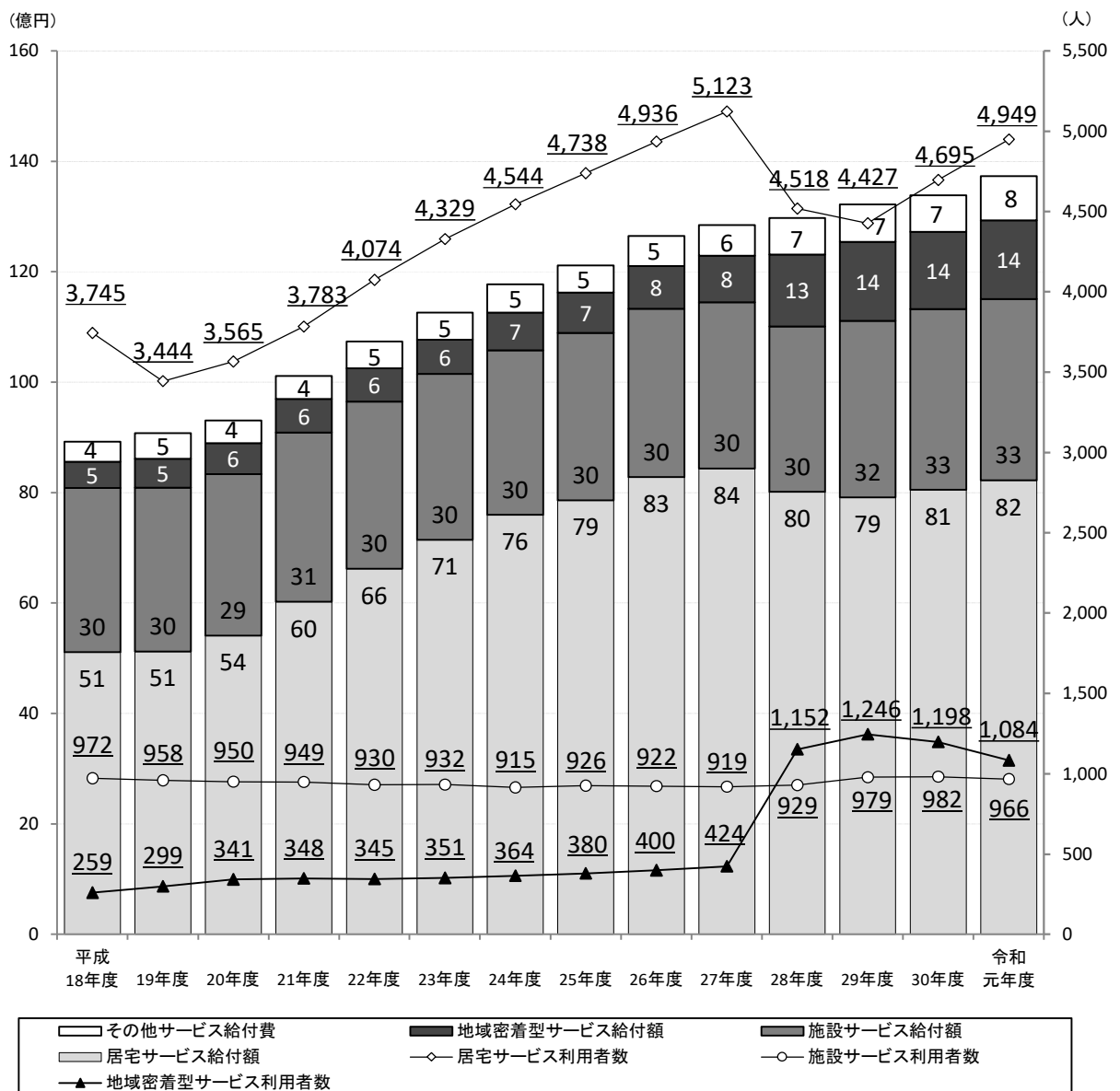
※ データは令和2年9月1日現在。

※ 要介護・要支援認定者数は、住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。

7) 介護給付費と利用者の推移

- 介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成 18 年度の 90 億円から令和元年度は 137 億円と約 1.5 倍に増加しており、特に居宅サービス給付費の割合が高くなっています。
- 地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成 28 年度に大きく増加した後に横ばいで推移する一方、居宅サービスの利用者数は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて大きく減少した後、平成 30 年度から増加傾向に転じています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者の推移



※ データは、平成 18 年度から令和元年度までの実績。
資料：文京の介護保険（令和 2 年版）

8) 保険料の推移

- 第1号被保険者の基準保険料は、第7期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移（第1号被保険者）

介護保険事業 計画期間	第1期 平成12～ 14年度	第2期 平成15～ 17年度	第3期 平成18～ 20年度	第4期 平成21～ 23年度	第5期 平成24～ 26年度	第6期 平成27～ 29年度	第7期 平成30～ 令和2年度
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円

9) 介護サービス事業者の状況

- 平成29年における区内の居宅サービス事業者数は、平成28年度に小規模な通所介護事業者が居宅サービスから地域密着型サービスに移行したため、平成26年と比較し、集計上減少しています。
- 令和2年の介護サービス事業者数は、平成29年に比べ増加傾向にあります。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数

(単位：件)

サービス名		介護			介護予防		
		平成26年	平成29年	令和2年	平成26年	平成29年	令和2年
居宅介護支援・介護予防支援		53	51	49	4	4	4
居宅サービス	訪問介護	40	36	37	39	36	37
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	17	19	26	17	13	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	3	5
	通所介護	39	14	16	38	14	16
	通所リハビリテーション	4	4	5	3	3	4
	短期入所生活介護	5	6	8	5	6	8
	短期入所療養介護	3	3	3	3	2	3
	特定施設入居者生活介護	7	7	12	7	7	12
	福祉用具貸与	14	10	7	13	10	7
	特定福祉用具販売	15	12	8	15	12	8
小計		150	117	128	146	107	127
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	5	5	6			
	介護老人保健施設	2	2	3			
	介護療養型医療施設	1	1	0			
	小計	8	8	9			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1	1	1			
	認知症対応型通所介護	8	8	7	8	8	6
	小規模多機能型居宅介護	3	3	5	2	2	4
	看護小規模多機能型居宅介護		1	1			
	認知症対応型共同生活介護	6	7	9	5	6	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1			
	地域密着型通所介護		24	18			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			2			
小計		19	45	44	15	16	18
合計		177	170	181	161	123	145

※各年3月現在

資料：文京の介護保険（平成30年版、令和2年版）

10) 認知症について

①認知症とは

- 脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能（記憶する、思い出す、計算する、判断するなどの機能）が低下し、生活のしづらさが現れます。
- この状態のことを認知症といいます。65歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。

②認知症高齢者の状況

- 要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和2年4月現在5,272人で、全体の約61.2%を占めています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

(単位：人)

	認知症高齢者の日常生活自立度									合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計	
平成30年4月	1,733	1,470	914	1,383	1,355	429	820	138	5,039	8,242
平成31年4月	1,827	1,470	911	1,421	1,423	433	804	143	5,135	8,432
令和2年4月	1,840	1,496	984	1,463	1,495	443	757	130	5,272	8,608

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

③認知症サポート医等の状況

- 区内の認知症サポート医¹は41人となっています。
- かかりつけ医認知症研修受講医師は52人、認知症サポート医等フォローアップ研修受講医師は18人となっています。

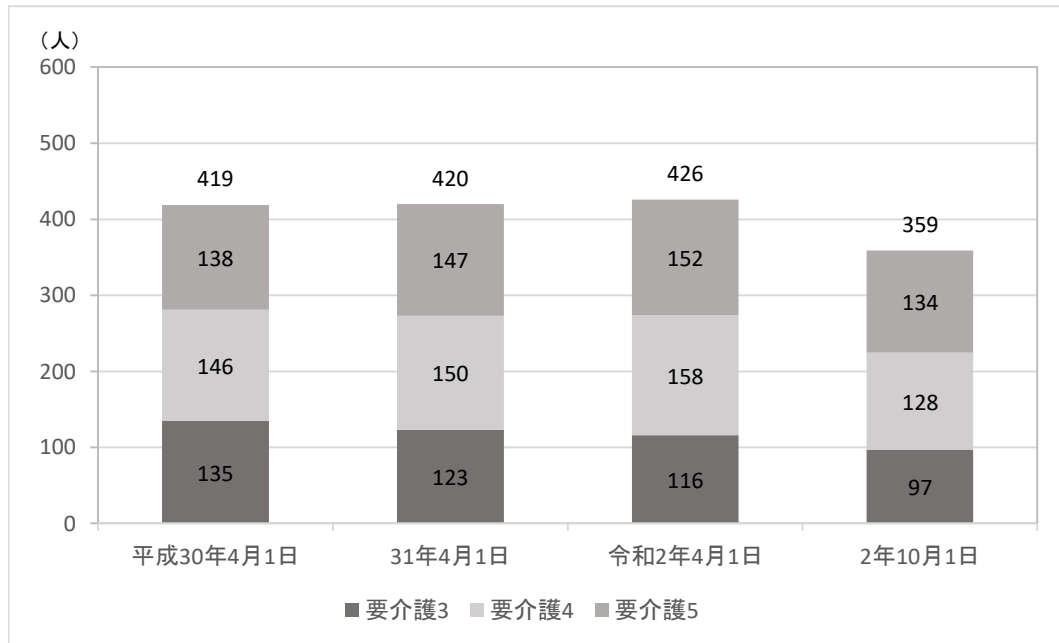
※人数は令和2年6月現在

1 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

1 1) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成 30 年度以降、約 420 人前後で推移していましたが、令和 2 年 10 月 1 日時点では 359 人まで減少しています。
- 令和 2 年 10 月 1 日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護 3 が 27.0%、要介護 4 が 35.7%、要介護 5 が 37.3%となっています。

【図表】 3-19 特別養護老人ホーム入所希望者の推移



- ※ 介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護 3 以上の方になっている。
- ※ 本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入している。

2

高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和元年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】 3-20 令和元年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和元年 10月4日～10月31日					
調査対象者	第1号被保険者	ミドル・シニア	要介護認定者		介護サービス事業所	介護事業従事者
		要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者(要介護4・5)及びその家族 ※要介護(郵送)と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者
配布数	3,000	3,000	3,000	—	144	720
有効回答数	2,079	1,607	1,555	94	85	325
有効回収率	69.3%	53.6%	51.8%	—	59.0%	45.1%
略称	第1号・要支援	ミドル・シニア	要介護(郵送)	要介護(聞き取り)	事業所	従事者

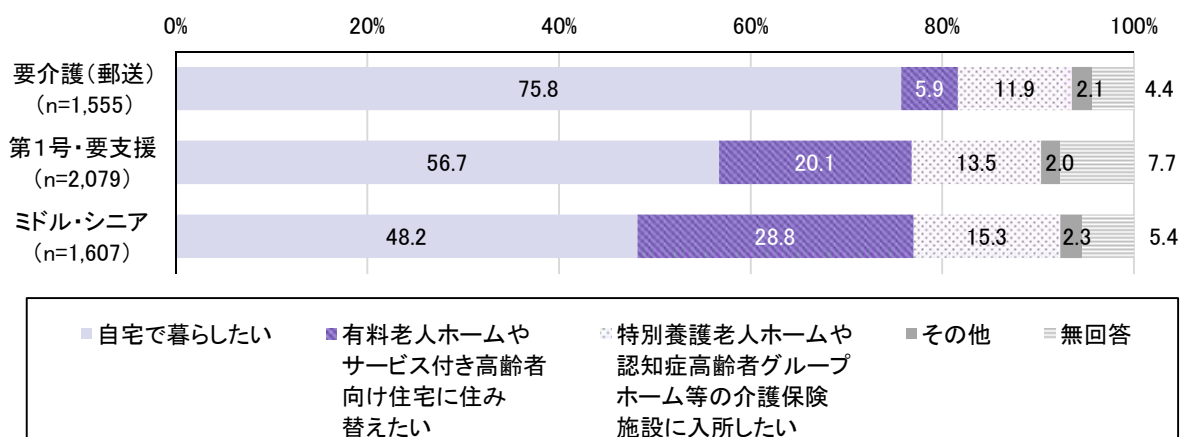
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数

1) 今後希望する暮らし方等について

① 今後希望する暮らし方

- 「自宅で暮らしたい」割合は〔要介護(郵送)〕75.8%、〔第1号・要支援〕56.7%、〔ミドル・シニア〕48.2%となっています。

【図表】 3-21 今後希望する暮らし方



②現在の生活上の不安

- 〔第1号・要支援〕、〔ミドル・シニア〕ともに「自分の健康に関すること」が最も高く、その他「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」、「介護をしてくれる人がいないこと」が順に高くなっています。

【図表】 3-22 現在の生活上の不安（複数回答、特になし・無回答を除く上位5位のみ）

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	自分の健康に関すること	49.8%	自分の健康に関すること	40.9%
第2位	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	41.0%	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	37.3%
第3位	地震などの災害時の備えや対応方法	25.8%	地震などの災害時の備えや対応方法	31.1%
第4位	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	14.9%	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	16.8%
第5位	夜間や緊急時に対応してくれる人がいないこと	13.3%	財産の管理や相続に関すること	14.5%

③地域とのつながり・地域活動

- 参加している活動のうち「収入のある仕事」については〔第1号・要支援〕が24.6%に対し、〔ミドル・シニア〕は63.2%となっています。
- 「収入のある仕事」以外については、〔第1号・要支援〕〔ミドル・シニア〕ともに「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」が多くあげられています。なお、「ボランティアのグループ」は、〔第1号・要支援〕8.0%、〔ミドル・シニア〕8.3%と少ない割合となっています。

【図表】 3-23 参加している活動（複数回答）

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	スポーツ関係のグループやクラブ	26.0%	収入のある仕事	63.2%
第2位	趣味関係のグループ	25.7%	スポーツ関係のグループやクラブ	25.8%
第3位	収入のある仕事	24.6%	趣味関係のグループ	21.5%
第4位	町内会・自治会	12.4%	町内会・自治会	12.2%
第5位	学習・教養サークル	11.0%	ボランティアのグループ	8.3%
第6位	ボランティアのグループ	8.0%	学習・教養サークル	8.3%
第7位	老人クラブ	3.5%	老人クラブ	0.2%

- 地域づくりを進める活動への参加については、「参加したい」が〔第1号・要支援〕56.8%、〔ミドル・シニア〕66.0%となっています。

【図表】 3-24 地域づくりを進める活動

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
是非参加したい	参加したい	6.9%	参加したい	7.4%
参加してもよい	56.8%	49.9%	66.0%	58.6%
参加したくない		34.2%		32.5%
無回答		9.0%		1.6%

④認知症について

- 〔要介護（聞き取り）〕現在抱えている傷病のうち「認知症」が53.2%と最も高くなっています。

【図表】3-25 現在抱えている傷病について（複数回答、上位3位のみ）

要介護（聞き取り）(n=94)		
第1位	認知症	53.2%
第2位	筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）	27.7%
第3位	脳血管疾患（脳卒中）	21.3%

- 〔要介護（聞き取り）〕現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等のうち、「認知症状への対応」は34.1%となっています。

【図表】3-26 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等（複数回答、上位5位のみ）

要介護（聞き取り）(n=85)		
第1位	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	34.1%
第3位	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の介助（食べる時）	22.4%

- 認知症のケアや支援制度について知っていることについて、いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も多くなっています。

【図表】3-27 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	61.2%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	74.7%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	85.4%
第2位	認知症の症状は、対応の仕方改善することがある	40.5%	認知症の症状は、対応の仕方改善することがある	55.9%	認知症の症状は、対応の仕方改善することがある	60.6%
第3位	認知症の種類によっては、治るものもある	28.0%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	42.5%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	40.6%
第4位	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	27.4%	認知症の種類によっては、治るものもある	35.9%	自分が地域の中で役割を持っていると感じることが、認知症のリスクを低くすることにつながる	37.6%
第5位	高齢者あんしん相談センターは、認知症の人や家族の相談窓口である	26.3%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	30.3%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	34.4%

- 認知症に関する区の事業について「知っているものはない」が〔要介護（郵送）〕50.0%、〔第1号・要支援〕51.7%、〔ミドル・シニア〕64.9%となっています。

【図表】3-28 認知症に関する区の事業の認知度（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	知っているものはない	50.0%	知っているものはない	51.7%	知っているものはない	64.9%
第2位	認知症に関する介護予防事業	18.3%	認知症に関する介護予防事業	22.5%	認知症に関する介護予防事業	19.0%
第3位	認知症家族交流会	16.1%	認知症講演会	14.3%	認知症家族交流会	11.3%
第4位	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	11.6%	認知症家族交流会	13.4%	認知症講演会	10.8%
第5位	認知症講演会	10.7%	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	12.5%	認知症カフェ（ぶんにご）	9.5%

- 認知症に関する相談で利用すると思う窓口・機関については、〔要介護（郵送）〕〔第1号・要支援〕では「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「高齢者あんしん相談センター」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関専門外来」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が多くなっています。

【図表】3-29 利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	かかりつけ医、又は認知症サポート医	50.8%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	49.1%	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	52.7%
第2位	高齢者あんしん相談センター	37.4%	高齢者あんしん相談センター	40.0%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	44.5%
第3位	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	24.2%	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	36.7%	高齢者あんしん相談センター	39.6%
第4位	区役所の相談窓口	19.8%	区役所の相談窓口	32.3%	区役所の相談窓口	35.3%
第5位	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	12.3%	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	22.7%	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	26.8%

- 認知症についての情報収集の方法は、〔要介護（郵送）〕〔第1号・要支援〕が「医療機関の相談窓口」、「家族、知人、友人の口コミ」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関が発信するインターネットの情報」、「行政機関が発信するインターネットの情報」が多くなっています。

【図表】 3-30 認知症についての情報収集の方法（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	医療機関の相談窓口	47.8%	医療機関の相談窓口	52.5%	医療機関が発信するインターネットの情報	63.6%
第2位	家族、知人、友人の口コミ	37.5%	家族、知人、友人の口コミ	39.9%	行政機関が発信するインターネットの情報	46.5%
第3位	行政機関の窓口	18.5%	行政機関の窓口	35.3%	医療機関の相談窓口	40.6%
第4位	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	16.1%	医療機関が発信するインターネットの情報	26.9%	家族、知人、友人の口コミ	35.0%
第5位	医療機関が発信するインターネットの情報	15.6%	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	24.4%	医療機関や行政機関以外が発信するインターネットの情報	33.4%

- 認知症に対する本人や家族への支援として「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が上位となっています。

【図表】 3-31 認知症高齢者のいる家族に必要な支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)	
第1位	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	50.4%	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	57.9%
第2位	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	35.8%	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	49.8%
第3位	通所サービス	30.8%	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	35.0%
第4位	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	25.9%	認知症を理解するための講座	31.4%
第5位	認知症を理解するための講座	23.6%	通所サービス	23.9%

主な課題等

- 高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制の強化が課題となります。
- 地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援が課題となります。
- 興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を整えることが課題となります。
- 認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制の構築が課題となります。
- 認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるよう、地域の理解や協力が課題となります。

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

①高齢者施策・介護保険事業について区に力を入れてほしいこと

- 〔要介護（郵送）〕区に力を入れてほしい事業について「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が40.1%、「介護保険サービスの情報提供」が38.4%、「認知症高齢者に対する支援」が38.2%となっています。

【図表】3-32 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと
(複数回答、上位5位のみ)

要介護（郵送）(n=1,555)		
第1位	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	40.1%
第2位	介護保険やサービスの情報提供	38.4%
第3位	認知症高齢者に対する支援	38.2%
第4位	健康管理、介護予防	35.2%
第5位	相談体制の充実	28.0%

②高齢者あんしん相談センターの認知度

- 高齢者あんしん相談センターについて、「知らない、聞いたことがない」割合が〔要介護（郵送）〕18.0%、〔第1号・要支援〕30.4%、〔ミドル・シニア〕51.8%となっています。

【図表】3-33 高齢者あんしん相談センターの認知度（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
①知っている	78.8%	64.8%	45.1%
名前を聞いたことがある	42.9%	43.6%	30.1%
どこにあるか知っている	40.5%	25.8%	14.1%
センターの役割を知っている	25.3%	18.4%	13.4%
相談や連絡をしたことがある	39.2%	14.7%	11.6%
②知らない、聞いたことがない	18.0%	30.4%	51.8%
③無回答	3.2%	4.8%	3.1%

主な課題等

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護サービスの充実が課題となります。
- ミドル・シニア世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めることが課題となります。

3) 医療について

①かかりつけ医等について

- 「かかりつけの医師がいる」は、〔要介護（郵送）〕 94.3%、〔第1号・要支援〕 82.7%、〔ミドル・シニア〕 62.4%となっています。
- 「かかりつけの歯科医師がいる」は〔要介護（郵送）〕 43.8%、〔第1号・要支援〕 58.2%、〔ミドル・シニア〕 48.7%となっています。
- 「かかりつけの薬局がある」は、〔要介護（郵送）〕 54.6%、〔第1号・要支援〕 43.0%、〔ミドル・シニア〕 23.8%となっています。

【図表】 3-34 かかりつけ医等の有無（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
かかりつけの医師がいる	94.3%	82.7%	62.4%
かかりつけの歯科医師がいる	43.8%	58.2%	48.7%
かかりつけの薬局がある	54.6%	43.0%	23.8%
どれもない	1.5%	5.2%	19.4%
無回答	3.2%	3.8%	1.1%

- 〔第1号・要支援〕在宅医療を認知したきっかけは、「医療機関からの紹介」13.9%、「『退院までの準備ガイドブック』、『文京かかりつけマップ』など区の出版物」10.0%となっています。

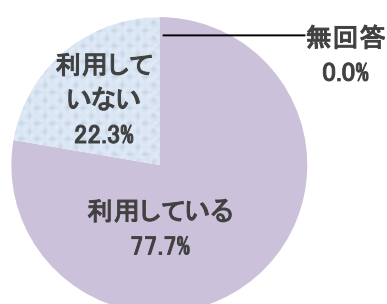
【図表】 3-35 在宅医療認知の経緯（複数回答）

項目	第1号・要支援 (n=2,079)
医療機関からの紹介	13.9%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	6.7%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	1.4%
高齢者あんしん相談センターへの相談	3.8%
「退院までの準備ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物	10.0%
その他	24.5%
無回答	46.3%

②訪問診療について

- 〔要介護（聞き取り）〕訪問診療について「利用している」が77.7%となっています。

【図表】 3-36 訪問診療の利用の有無 (n=94)



- 1年間に訪問による治療（往診）を受けた割合は、「受けていない」が〔要介護（郵送）〕53.6%〔第1号・要支援〕82.4%、となっています。

【図表】3-37 1年間に受けた訪問診療（往診）科目
（複数回答、無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=1,555）		第1号・要支援（n=2,079）	
第1位	受けていない	53.6%	受けていない	82.4%
第2位	内科	29.6%	内科	6.7%
第3位	歯科	14.5%	歯科	4.6%
第4位	整形外科	5.4%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.8%	皮膚科	1.9%

③医療連携の取組（事業所）

- 〔事業所〕医療との連携に取り組んでいる割合は85.9%で、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ」が80.0%で、「主治医や病院の地域連携室等との連携」が65.9%、「個別ケース会議の実施」が34.1%で、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が24.7%となっています。
- 〔事業所〕医療との連携を進めるために必要だと思うことに対する意見として、「連携を深めるための関係づくり」、退院後の情報をはじめとする「情報提供・情報共有」、SNS等を利用した「連絡手段・ツール」についての意見がありました。

【図表】3-38 医療連携取組（複数回答）

項目	事業所（n=85）
①取り組んでいる	85.9%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ	80.0%
主治医や病院の地域連携室等との連携	65.9%
個別ケース会議の実施	34.1%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	24.7%
事例検討会の実施	20.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	16.5%
多職種をコーディネートする人材育成	3.5%
その他	3.5%
②特にない	10.6%
③無回答	3.5%

④地域で暮らし続けるために必要なこと

- いずれの対象者も、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは「往診などの医療サービスが整っている」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」が上位となっています。

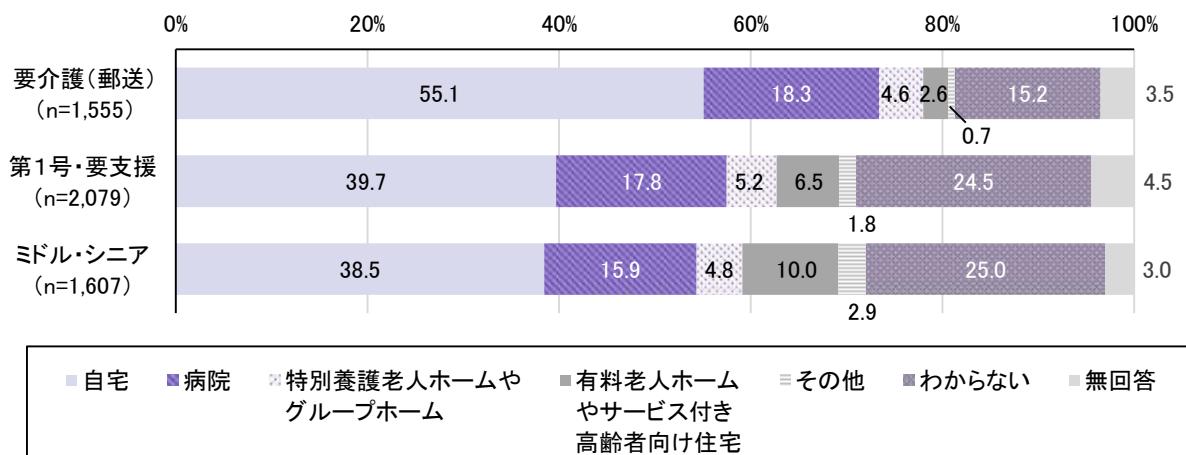
【図表】 3-39 地域で暮らし続けるために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)	第1号・要支援(n=2,079)	ミドル・シニア(n=1,607)
第1位	往診などの医療サービスが整っている 49.2%	往診などの医療サービスが整っている 46.6%	往診などの医療サービスが整っている 43.6%
第2位	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 40.3%	相談体制や情報提供が充実している 37.6%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 41.6%
第3位	家族介護者を支援してくれる仕組みがある 30.5%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 33.9%	相談体制や情報提供が充実している 37.0%
第4位	身近な人による見守りや助言がある 29.6%	家事などの生活を支援するサービスがある 26.6%	家事などの生活を支援するサービスがある 34.0%
第5位	相談体制や情報提供が充実している 26.8%	身近な人による見守りや助言がある 21.4%	家族介護者を支援してくれる仕組みがある 31.7%

⑤終末期を迎える場所の希望

- 終末期を「自宅」で迎えたいと希望する人の割合は〔要介護（郵送）〕 55.1%、〔第1号・要支援〕 39.7%、〔ミドル・シニア〕 38.5%となっています。

【図表】 3-40 終末期をどこで迎えたいか



主な課題等

- ミドル・シニアへのかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進が課題となります。
- 今後の在宅療養生活の増加を見据えた、在宅医療体制が必要となります。
- 介護サービス事業者と医療機関との間の情報共有、連携促進が課題となります。
- 高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携強化が課題となります。

4) 介護サービス等について

①介護サービスの利用について

- 〔要介護（郵送）〕今後、利用したい介護保険サービスは、「福祉用具」が27.8%で最も高く、次いで「通所介護（デイサービス）」、「訪問介護（ホームヘルプ）」、「ショートステイ」となっています。

【図表】3-41 今後利用したい介護保険サービス（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)	
第1位	福祉用具	27.8%
第2位	通所介護（デイサービス）	27.5%
第3位	訪問介護（ホームヘルプ）	26.9%
第4位	ショートステイ	25.7%
第5位	特別養護老人ホーム	21.2%

- 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスは、〔要介護（郵送）〕は「掃除・洗濯」が11.4%、〔要介護（聞き取り）〕は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が31.9%が最も多くなっています。

【図表】3-42 介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況
（複数回答、利用していない・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		要介護（聞き取り）(n=94)	
第1位	掃除・洗濯	11.4%	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	31.9%
第2位	配食	10.9%	配食	14.9%
第3位	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	9.6%	掃除・洗濯	9.6%
			見守り、声かけ	9.6%
第4位	外出同行（通院、買い物など）	8.4%	-	-
第5位	買い物（宅配は含まない）	7.8%	ゴミ出し	8.5%

- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、〔要介護（郵送）〕〔要介護（聞き取り）〕ともに「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっています。

【図表】3-43 今後の在宅生活継続に必要と感じる支援・サービス
（複数回答、特になし・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		要介護（聞き取り）(n=94)	
第1位	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	30.7%	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	31.9%
第2位	外出同行（通院、買い物など）	22.4%	見守り、声かけ	27.7%
第3位	掃除・洗濯	21.4%	掃除・洗濯	17.0%
第4位	配食	18.7%	調理	14.9%
			買い物（宅配は含まない）	14.9%
第5位	見守り、声かけ	15.1%	-	-

②介護者が不安に感じる介護等について

- 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が介護面で不安に感じることは、回答者に要介護1～2が多い〔要介護（郵送）〕で「外出の付き添い、送迎等」37.0%、「認知症状への対応」35.5%であり、要介護4～5が多い〔要介護（聞き取り）〕で「夜間の排泄」35.3%、「認知症への対応」34.1%があげられています。

【図表】3-44 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		要介護（聞き取り）(n=85)	
第1位	外出の付き添い、送迎等	37.0%	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	35.5%	認知症状への対応	34.1%
第3位	夜間の排泄	33.0%	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	入浴・洗身	30.6%	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の準備（調理等）	28.1%	食事の介助（食べる時）	22.4%

- 〔要介護（郵送）〕主介護者の相談相手・相談機関は、「ケアマネジャー」69.2%、「家族・親族」54.8%となっています。

【図表】3-45 主介護者の相談相手・相談機関（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,555)
①ある	87.4%
ケアマネジャー	69.2%
家族・親族	54.8%
医師	38.3%
友人・知人	22.9%
介護サービス事業者	20.0%
②誰にも相談していない	4.8%
③わからない	1.7%
④無回答	6.1%

③事業所における取組状況について

- 〔事業所〕サービスの質を向上させるための取組は、「事業所内での研修・講習会」が82.4%、「苦情・相談の受付体制の整備」が69.4%となっています。

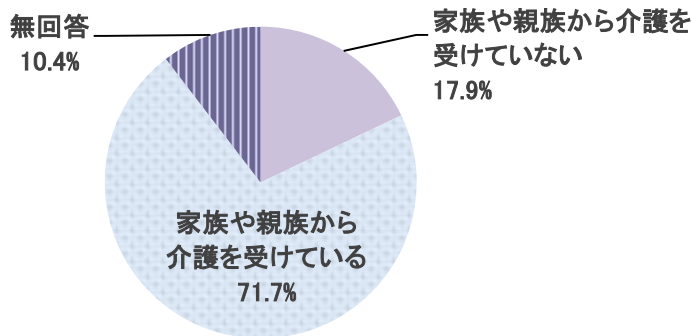
【図表】3-46 サービスの質を向上させるための取組（複数回答、上位5位のみ）

	事業所 (n=85)	
第1位	事業所内での研修・講習会	82.4%
第2位	苦情・相談の受付体制の整備	69.4%
第3位	外部の研修・勉強会への参加	64.7%
第4位	個人情報の徹底管理	60.0%
第5位	サービス提供マニュアルの整備	49.4%

④介護を行う家族への支援

- 〔要介護（郵送）〕要介護者が「家族又は親族の介護を受けている」割合は、71.7%となっています。

【図表】 3-47 家族又は親族からの介護を受けているか（n=1,555）



- 介護を行っている主な人は、〔要介護（郵送）〕〔要介護（聞き取り）〕ともに「子」が最も多くなっています。

【図表】 3-48 介護を行っている主な人

項目	要介護（郵送） （n=1,115）	要介護（聞き取り） （n=85）
子	49.4%	54.1%
配偶者	32.4%	29.4%
子の配偶者	7.2%	7.1%
その他	6.6%	3.5%
兄弟・姉妹	3.4%	3.5%
孫	0.5%	1.2%
無回答	0.4%	1.2%

- 主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人への介護や子育て等をしている」が〔要介護者（郵送）〕18.9%、〔要介護者（聞き取り）〕21.2%、〔第1号・要支援〕20.9%、〔ミドル・シニア〕36.8%となっています。

【図表】 3-49 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護（郵送） （n=1,115）	要介護（聞き取り） （n=85）	第1号・要支援 （n=206）	ミドル・シニア （n=228）
他の人の介護や子育て等をしている	18.9%	21.2%	20.9%	36.8%
他の人の介護や子育て等をしていない	73.8%	77.6%	74.8%	63.2%
無回答	7.3%	1.2%	4.4%	0.0%

- 仕事と介護の両立のための勤務先からの効果的な支援について、「要介護（郵送）」では、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の回答率が高く、「要介護（聞き取り）」では、「介護をしている従業員への経済的支援」の回答率が高くなっています。

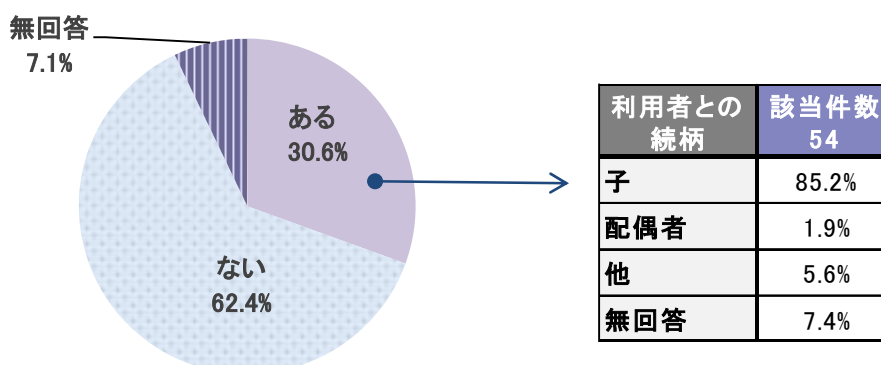
【図表】 3-50 介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=467）	要介護（聞き取り）（n=23）
第1位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など） 130人	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 10人
第2位	介護休業・介護休暇等の制度の充実 128人	介護をしている従業員への経済的な支援 8人
第3位	制度を利用しやすい職場づくり 107人	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など） 6人
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援 88人	介護休業・介護休暇等の制度の充実 3人
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 86人	制度を利用しやすい職場づくり 3人
		-

⑤介護サービス利用者家族について

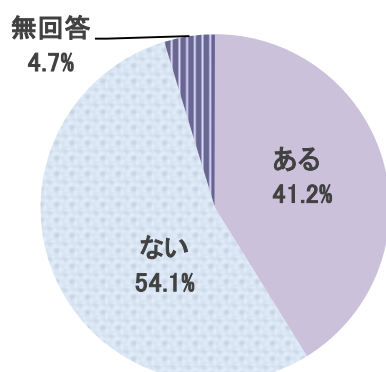
- 〔事業所〕利用者家族の「ひきこもり」と思われるケースの有無について、「ある」が30.6%あり、対象者を把握している事業所によると「ひきこもりと思われる家族の続柄」は、「子」が85.2%となっています。

【図表】 3-51 利用者の家族の“ひきこもり”と思われるケース（n=85）



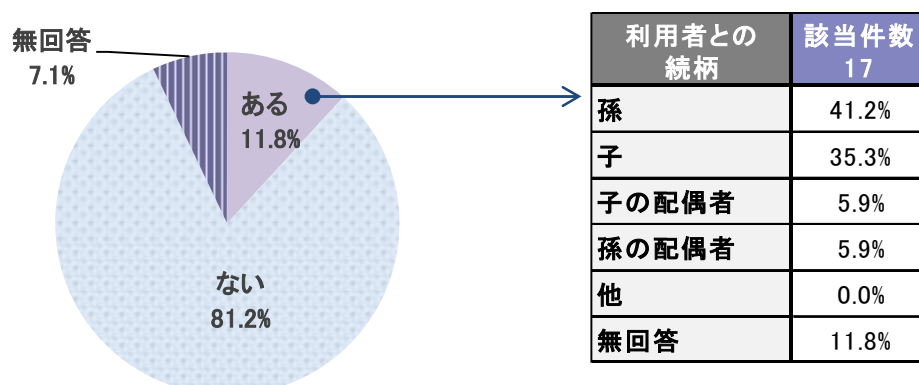
- 〔事業所〕「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が41.2%となっています。

【図表】 3-52 利用者家族のダブルケアの有無（n=85）



- 〔事業所〕ヤングケアラーの有無については、「ある」が11.8%となっています。ヤングケアラーの続柄は「孫」が41.2%で最も多く、次いで「子」が35.3%となっています。

【図表】3-53 利用者家族のヤングケアラーの有無 (n=85)



⑥事業所取組について

- 〔事業所〕高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していることが「ある」事業者は90.5%となっています。

【図表】3-54 高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していること (複数回答)

項目	事業所 (n=85)
①実施していることがある	90.5%
法人(事業所)独自の研修	51.8%
外部で実施の研修	50.6%
対応マニュアルの作成	55.3%
対応責任者の設置	35.3%
通報体制の整備	35.3%
その他	2.4%
②特に実施していない	7.1%
③無回答	2.4%

主な課題等

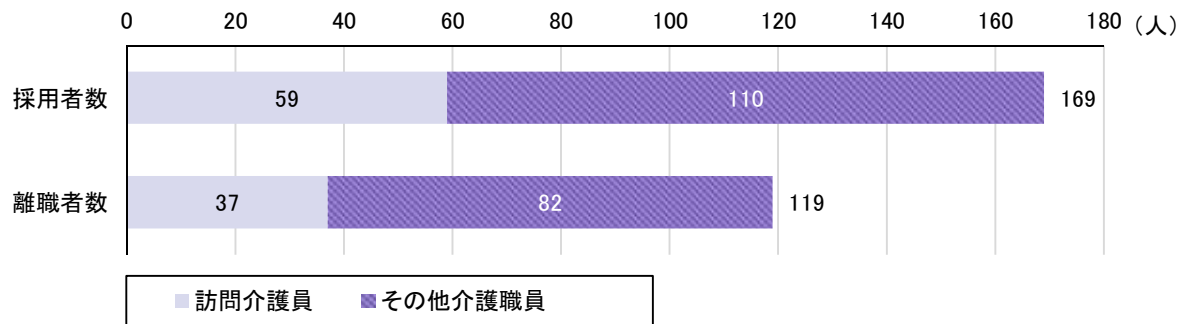
- 高齢者人口の増加を見据え、利用者のニーズを反映した介護サービスの提供が課題となります。
- 高齢者や家族介護者を適切に介護サービスの利用につなげられる環境づくりが課題となります。
- 仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど、様々な形で介護を担わなければならない家族への支援が課題となります。
- ひきこもりなど顕在化しにくい問題を抱える家庭に手を差し伸べやすい環境づくりが課題となります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が課題となります。

5) 介護人材について

①介護人材確保・育成・定着について（事業所）

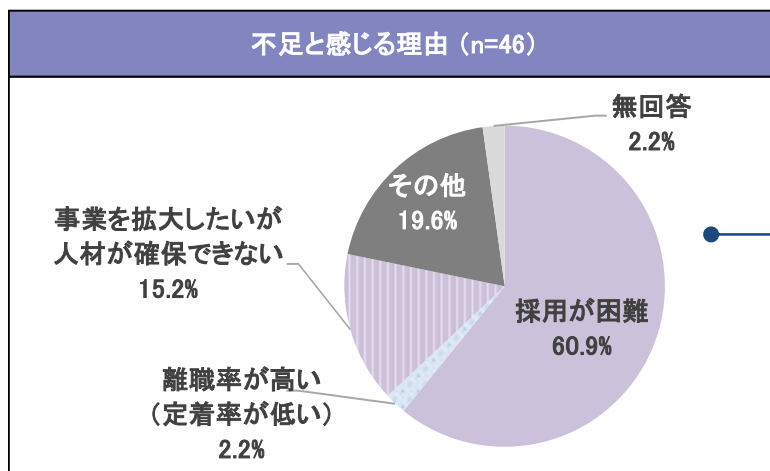
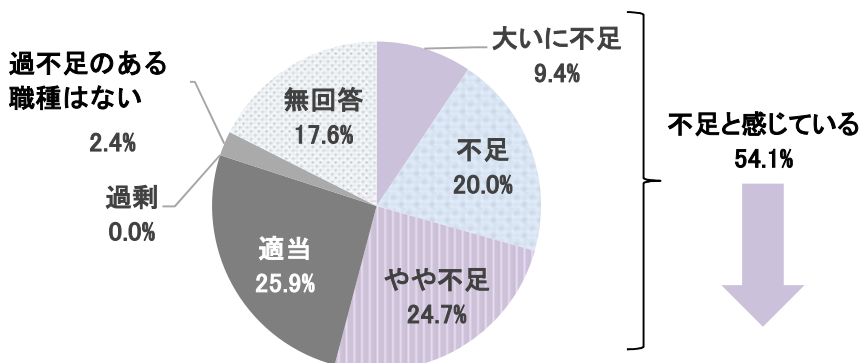
- 〔事業所〕平成30年度の従業員採用数は169人で、離職者数の119人を上回っています。

【図表】3-55 平成30年度の従業員採用者数と離職者数



- 〔事業所〕従業員の不足を感じている割合は54.1%で、そのうち不足と感じる理由では「採用が困難」が最も多く60.9%となっています。採用が困難な原因として「待遇面の問題」35.7%、「給与面の問題」32.1%が上位2項目となっています。

【図表】3-56 従業員全体の過不足状況 (n=85)



採用が困難な原因 (n=28)	
待遇面の問題	35.7%
給与面の問題	32.1%
精神的にきつい	17.9%
わからない	7.1%
無回答	7.1%

- 〔事業所〕今後取り組みたい人材確保策として、「ICTの活用」30.6%、次いで「高齢者の介護助手」22.4%、「在留資格『介護』『技能実習』『特定技能1号又は2号』による外国人労働者の受入」11.8%となっています。

【図表】3-57 今後取り組みたい人材確保策（複数回答、その他・無回答を除く）

事業所 (n=85)		
第1位	ICTの活用	30.6%
第2位	高齢者の介護助手	22.4%
第3位	在留資格「介護」「技能実習」「特定技能1号又は2号」による外国人労働者の受入	11.8%
第4位	介護ロボットの導入	10.6%
第5位	経済連携協定(EPA)等による外国人労働者の受入	9.4%

(注) E P A…経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)。

I C T…情報通信技術 (Information and Communication Technology)。

介護助手…明確な定義はないが通常、掃除やベッドメイク、食事の配膳など介護の周辺業務を手掛ける職員を指す。1日3時間、週3日程度で勤務するケースが多く、高齢者の活躍の場として活かすことができ、介護職員の負担軽減につながるとして評価されている。

- 〔事業所〕導入している介護福祉機器については、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」23.5%、「ベッド」22.4%となっています。

【図表】3-58 介護福祉機器（介護ロボット・ICT機器等）の導入状況（複数回答、上位5位のみ）

事業所 (n=85)		
第1位	介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器	23.5%
第2位	ベッド(傾斜角度、高さが調整できるもの。マットレスは除く)	22.4%
第3位	シャワーキャリー	16.5%
	車いす体重計	16.5%
第5位	自動車用車いすリフト(福祉車両の場合は、車両本体を除いたリフト部分のみ)	12.9%

- 〔事業所〕人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」89.4%、「給与・待遇」71.8%、「良好な従事者間のコミュニケーション」51.8%となっています。

【図表】3-59 人材の育成・定着のために有効なポイント（複数回答、上位5位のみ）

事業所 (n=85)		
第1位	働きやすい職場環境	89.4%
第2位	給与・待遇	71.8%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	51.8%
第4位	福利厚生の充実	24.7%
第5位	上司・管理者との相談体制の充実	23.5%

- 〔従事者〕介護人材を確保・定着するために必要なことは「基本賃金の水準を引き上げる」が83.4%、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が45.5%となっています。

【図表】3-60 介護に携わる人材を増やすために必要なこと
(複数回答、上位5位のみ)

従事者 (n=325)		
第1位	基本賃金の水準を引き上げる	83.4%
第2位	休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	45.5%
第3位	キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする	44.3%
第4位	社会全体が福祉・介護職場のイメージアップを図っていく	34.5%
第5位	資格取得手当などの諸手当を充実する	29.8%
	人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	29.8%

②区からの支援について

- 〔事業所〕高齢者福祉施策や介護保険制度について区からの支援を望む項目として、「人材確保のための支援」や、「研修、勉強会について」、「介護保険サービスについて」などが挙げられています。

【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援
(主な要望のみ)

項目	事業所 (n=85)
人材確保のための支援	7
研修、勉強会について	7
介護保険サービスについて	7
情報提供、情報開示について	6
行政との連携について	4
福祉避難所、災害時の備蓄について	4
介護報酬、地域加算について	2
その他	4

主な課題等

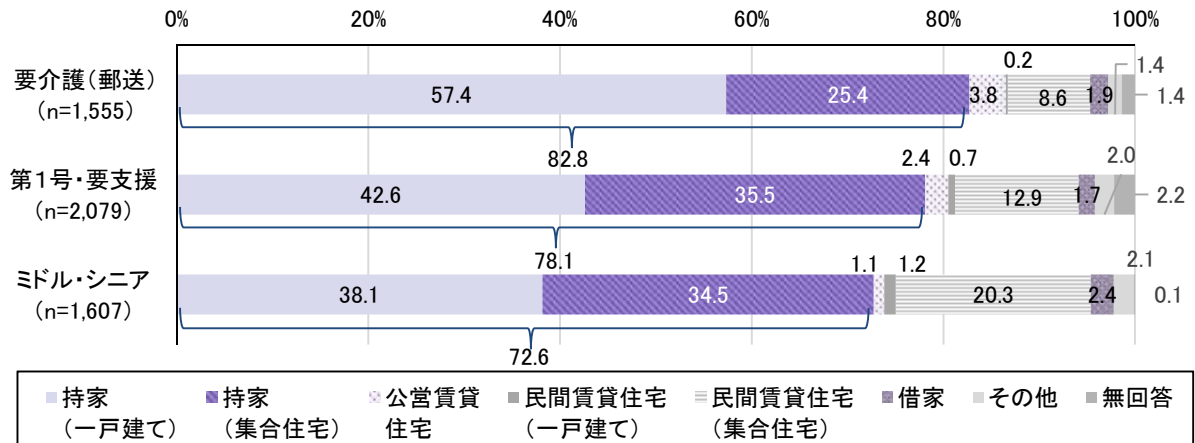
- 学生、主婦、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供等が課題となります。
- 従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援など、介護サービス事業所への人材確保・定着のための支援が課題となります。
- 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者支援が課題となります。
- 事業所または従事者向けの研修の支援及び機会等の提供、参加のための環境の整備が課題となります。
- 事業者と行政との連携強化が課題となります。

6) 住まいについて

①住居形態について

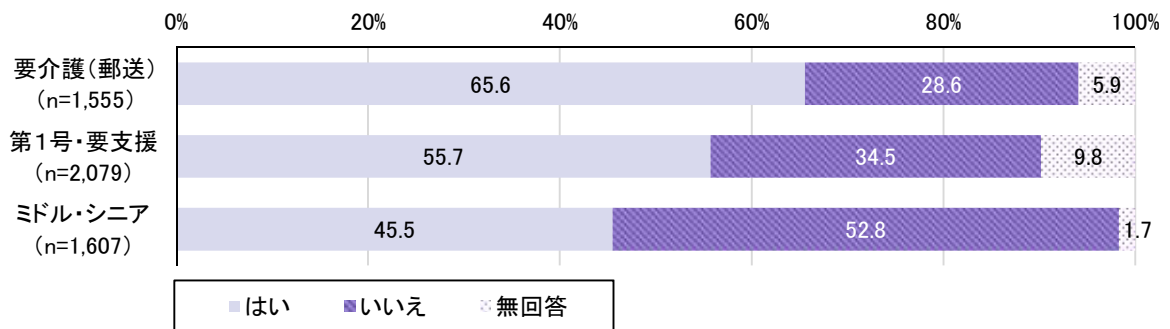
- いずれの対象者も「持ち家」が最も多く、「持ち家」と「分譲マンション」を合わせると70%を超えています。

【図表】 3-62 住居形態



- 現在の住まいが、今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいである割合は、「要介護(郵送)」が65.6%、「第1号・要支援」が55.7%であるのに比べて、「ミドル・シニア」は45.5%となっています。

【図表】 3-63 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか



- 「要介護(郵送)」施設等への入所・入居の検討状況は、要介護1～4で「入所・入居は検討していない」が最も多く、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居の申し込みをしている」人の割合は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護5になると「入所・入居は検討していない」との割合が逆転します。

【図表】 3-64 施設等への入所・入居について

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入所・入居は検討していない	71.2%	68.9%	58.5%	56.4%	35.1%
入所・入居を検討している	16.4%	17.0%	20.2%	17.0%	17.6%
すでに入所・入居申し込みをしている	2.7%	2.9%	15.0%	19.1%	39.2%
無回答	9.8%	11.2%	6.3%	7.4%	8.1%

②住まいについての不便や不安

- 〔要介護（郵送）〕、〔第1号・要支援〕は、「老朽化や耐震に不安がある」が最も多く、〔ミドル・シニア〕は「居室などに手すりがない、または段差があり不便である」が多くなっています。

【図表】 3-65 住まいについて不便や不安を感じていること
（複数回答、その他・特にない・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=1,555）		第1号・要支援（n=2,079）		ミドル・シニア（n=1,607）	
第1位	老朽化や耐震に不安がある	28.5%	老朽化や耐震に不安がある	24.5%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	32.5%
第2位	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	23.6%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	22.4%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	30.9%
第3位	居室などに手すりがない、または段差があり不便である	22.2%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	20.3%	老朽化や耐震に不安がある	28.3%
第4位	家賃が高い	5.1%	家賃が高い	6.1%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	14.1%
第5位	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	4.3%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	5.2%	家賃が高い	12.6%

主な課題等

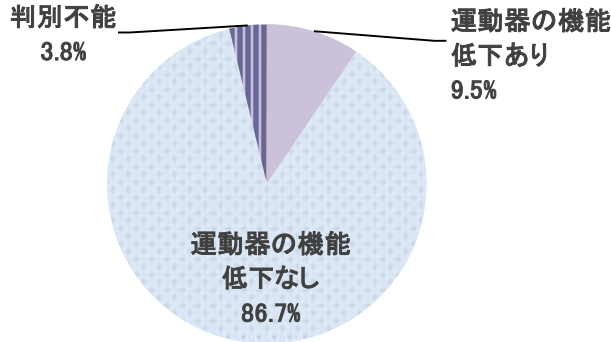
- 住み慣れた地域の中で、自立して住み続けるための支援が課題となります。
- 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など高齢者の希望に応じた住まいの確保が課題となります。

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

①日常生活について

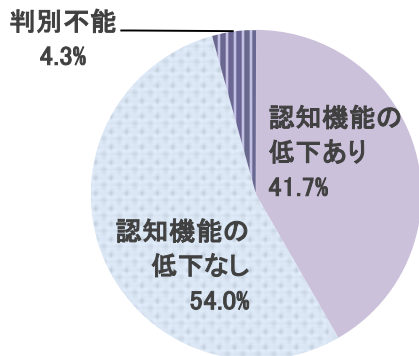
- 〔第1号・要支援〕運動器の機能について、「低下あり」が9.5%、「低下なし」が86.7%となっています。

【図表】3-66 運動器の機能低下 (n=2,079)



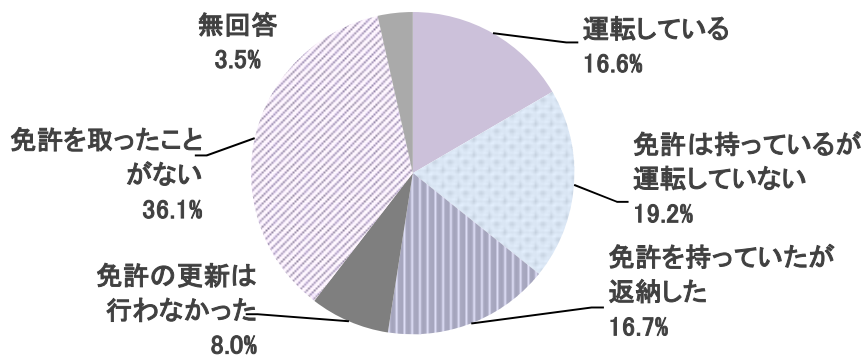
- 〔第1号・要支援〕認知機能について、「低下あり」が41.7%、「低下なし」が54.0%となっています。

【図表】3-67 認知機能の低下 (n=2,079)



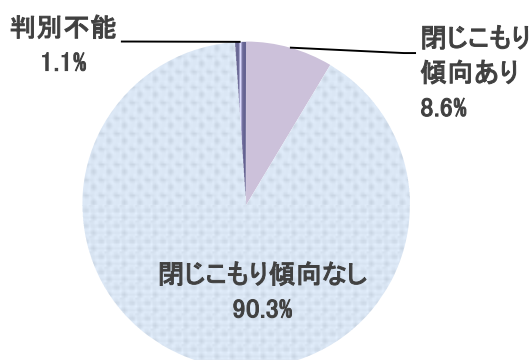
- 〔第1号・要支援〕車の運転について「運転している」16.6%、「免許は持っているが運転していない」19.2%、「免許を持っていたが返納した」16.7%、「免許の更新は行わなかった」8.0%となっています。

【図表】3-68 運転状況、免許返納について (n=2,079)



- 〔第1号・要支援〕閉じこもり傾向については、「あり」が8.6%となっています。

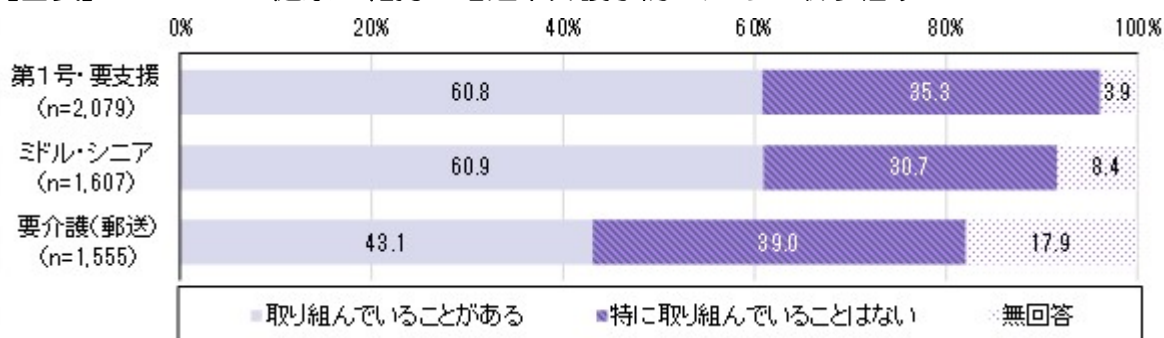
【図表】3-69 閉じこもり傾向について (n=2,079)



②健康増進・介護予防の取組について

- 健康の維持・増進や介護予防について「取り組んでいることがある」割合は、〔第1号・要支援〕が60.8%、〔ミドル・シニア〕が60.9%、〔要介護（郵送）〕が43.1%となっています。

【図表】3-70 健康の維持・増進や介護予防のための取り組み



- 健康維持・増進に取り組んでいない主な理由は、〔要介護（郵送）〕では、「面倒で気がすすまないから」26.9%、「興味を持ってないから」14.7%、〔第1号・要支援〕「仕事をしているから」22.9%、「もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから」22.2%となっています。〔ミドル・シニア〕では、「仕事をしているから」56.6%、「面倒で気がすすまないから」22.3%の順となっています。

【図表】3-71 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=606)		第1号・要支援 (n=734)		ミドル・シニア (n=493)	
第1位	面倒で気が進まないから	26.9%	仕事をしているから	22.9%	仕事をしているから	56.6%
第2位	興味をもてないから	14.7%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	22.2%	面倒で気が進まないから	22.3%
第3位	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	12.5%	面倒で気が進まないから	17.4%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	16.4%
第4位	興味はあるが取り組み方がわからないから	7.8%	自分は健康なので必要がないから	11.3%	興味はあるが取り組み方がわからないから	16.0%
第5位	自分は健康なので必要がないから	6.1%	ほかに自分のやりたいことがあるから	10.6%	自分は健康なので必要がないから	7.3%

③健康増進・介護予防のために今後取り組んでみたいこと

- いずれの対象者も今後取り組んでみたいことがある人の割合は高く、具体的な取り組みとして〔第1号・要支援〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」63.3%、〔ミドル・シニア〕では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」67.5%、〔要介護（郵送）〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」47.5%が最も高くなっています。

【図表】 3-72 健康の維持・増進や介護予防のために取り組んでみたいこと
(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	栄養バランスに気をつけて食事をする	47.5%	栄養バランスに気をつけて食事をする	63.3%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	67.5%
第2位	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	41.0%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	54.6%	栄養バランスに気をつけて食事をする	64.0%
第3位	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする	37.6%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	50.1%	仕事をする	44.7%
第4位	家族、友人、知人と交流する	28.9%	家族、友人、知人と交流する	44.2%	家族、友人、知人と交流する	43.1%
第5位	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする	24.0%	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする	35.9%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける	39.5%

主な課題等

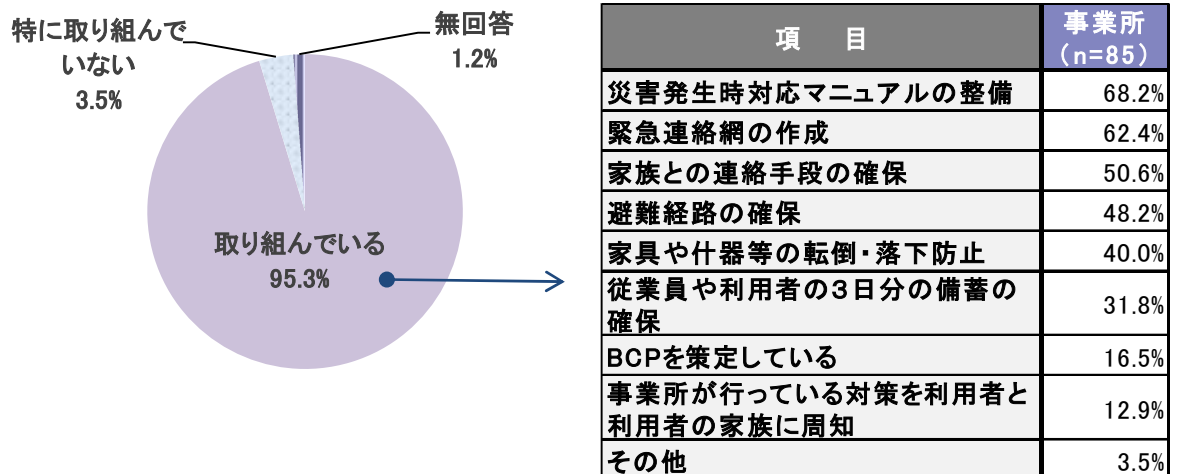
- 健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、取組につなげていくことが課題となります。
- 健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等が受けられる環境づくりが課題となります。
- 高齢者が安全に安心して外出できるような環境をつくるのが課題となります。
- ミドル・シニア世代が、現役引退後も健康的ではりのある生活をおくることができるよう、地域で活躍できる就業の機会や場の確保が課題となります。

8) 災害や感染症対策等について

①危機管理の体制について

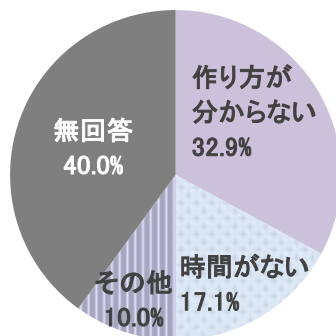
- 〔事業所〕区内介護サービス事業所のうち災害発生時に向けた準備・対策に取り組んでいる事業所は 95.3%で、取り組んでいる項目は「災害発生時対応マニュアルの整備」が 68.2%、次いで「緊急連絡網の作成」が 62.4%、「家族との連絡手段の確保」が 50.6% となっています。

【図表】 3-73 災害発生時に向けた準備・対策（複数回答）



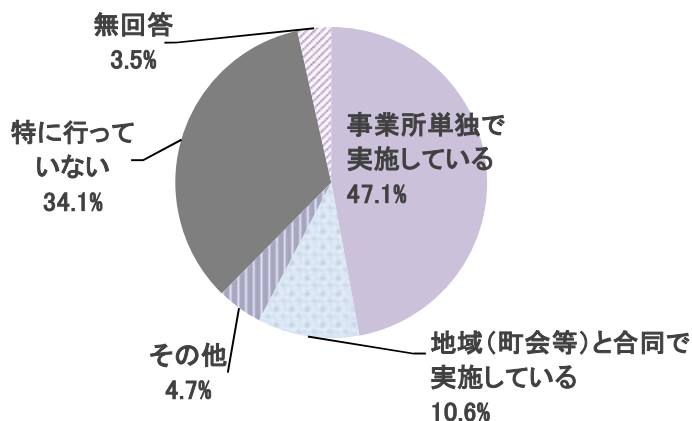
- 〔事業所〕「BCPを策定している」は 16.5%（前項の表参照）であるが、BCPが未策定の理由として、「作り方がわからない」32.9%、「時間がない」17.1%となっています。

【図表】 3-74 策定していない主な理由



- 〔事業所〕災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況について、「事業所単独で実施している」が47.1%、「地域（町会等）と合同で実施している」が10.6%となっています。

【図表】 3-75 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況



- 〔事業所〕区内介護サービス事業所での感染症等の予防対策について、「特に行っていない」事業所はなく、何らかの対策が実施されています。具体的には「衛生用品等（マスク、手袋、消毒液等）の購入」が87.1%、「感染症予防マニュアルの整備」が76.5%、「事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底」が74.1%となっています。

【図表】 3-76 感染症等の予防対策の実施状況（複数回答）

項目	事業所(n=85)
衛生用品等（マスク、手袋、消毒液等）の購入	87.1%
感染症予防マニュアルの整備	76.5%
事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底	74.1%
従業員の健康管理	71.8%
介護・看護ケア前後のうがい、手洗いの徹底	70.6%
（従業員に対して）研修等の実施による感染症に関する基礎知識の習得	69.4%
その他	5.9%
特に行っていない	0.0%
無回答	0.0%

②たすけあいについて

- 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、〔第1号・要支援〕では、「配偶者」54.3%、「別居の子ども」26.9%、〔ミドル・シニア〕では、「配偶者」60.4%、「同居の子ども」34.0%となっています。


【図表】 3-77 看病や世話をしてくれる人

(複数回答、そのような人はいないを除く上位5位のみ)

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	配偶者	54.3%	配偶者	60.4%
第2位	別居の子ども	26.9%	同居の子ども	34.0%
第3位	同居の子ども	23.8%	兄弟姉妹・親戚・親・孫	20.1%
第4位	兄弟姉妹・親戚・親・孫	15.6%	別居の子ども	10.0%
第5位	友人	7.4%	友人	8.3%

主な課題等

- 災害時や緊急時における事業所の迅速かつ適切な対応を支援する取組が課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症のような状況における介護サービス基盤の確保が課題となります。
- 避難生活が困難な方への対応や、災害時に在宅生活が継続できるよう住宅への防災対策が課題となります。



第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2 在宅サービス等の充実と 多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4 いざという時のための体制づくり


緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。



第5章

計画の体系と

計画事業

第5章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系

大項目	小項目	計 画 事 業	
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		3	地域ケア会議の運営
		4	小地域福祉活動の推進 地 1-1-1
		5	民生委員・児童委員による相談援助活動
		6	話し合い員による訪問活動
		7	みまもり訪問事業 地 1-1-9
		8	高齢者見守り相談窓口事業
		9	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		10	社会参加の促進事業
		11	シルバー人材センターの活動支援
		12	シルバーお助け隊事業への支援
		13	いきいきサービス事業の推進 地 1-1-10
		14	ボランティア活動への支援 地 1-1-4
		15	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業
		16	地域活動情報サイト
	2 医療・介護の連携の推進		1
2			在宅医療・介護連携推進事業
3			「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

大項目	小項目	計 画 事 業	
1 地域でともじ支えあひしくみの充実	3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会・研修会
		2	認知症相談
		3	認知症ケアパスの普及啓発
		4	認知症地域支援推進員の設置
		5	認知症支援コーディネーターの設置
		6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		7	認知症初期集中支援推進事業
		8	認知症サポーター養成講座
		9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
		10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
		11	認知症検診事業
		12	認知症とともにパートナー事業
		13	認知症とともにフォローアッププログラム
		14	若年性認知症への取組
		15	生活環境維持事業
4 家族介護者への支援	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症初期集中支援推進事業 【再掲】 1-3-7
		3	認知症サポーター養成講座 【再掲】 1-3-8
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ 【再掲】 1-3-9
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化 【再掲】 1-5-1
		6	緊急ショートステイ 【再掲】 2-5-7
5 相談体制・情報提供の充実	5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		2	文京ユアストーリー
		3	老人福祉法に基づく相談・措置
		4	介護保険相談体制の充実
		5	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		6	文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-10
6 高齢者の権利擁護の推進	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4
		4	法人後見の受任 地 2-3-5
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 地 2-3-6
		6	高齢者虐待防止への取組強化
		7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目	小項目	計 画 事 業		
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス	
		2	施設サービス	
		3	地域密着型サービス	
		4	事業者への実地指導・集団指導	
		5	介護サービス情報の提供	
		6	給付費通知	
		7	公平・公正な要介護認定	
		8	主任ケアマネジャーの支援・連携	
		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		10	生活保護受給高齢者支援事業	
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業	
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
		3	院内介助サービス	
		4	高齢者訪問理美容サービス	
		5	高齢者紙おむつ支給等事業	
		6	ごみの訪問収集	
		7	歯と口腔の健康	
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会	
		2	ケアマネジャーへの支援	
		3	ケアプラン点検の実施	
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援	
		2	介護施設ワークサポート事業	
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進	
		2	高齢者住宅設備等改造事業	
		3	住宅改修支援事業	
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）	
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）	
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
		7	緊急ショートステイ	
		8	公園再整備事業	地3-1-5
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進	
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
11		バリアフリーの道づくり	地3-1-1	

大項目	小項目	計 画 事 業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導 保 1-2-2
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業 保 1-5-2
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス	
	2	介護予防ケアマネジメントの実施	
	3	生活支援体制整備	
	4	地域介護予防支援事業（通いの場）	
4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
	2	文京いきいきアカデミア（高齢者大学）	
	3	生涯にわたる学習機会の提供	
	4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
	5	いきがづくり世代間交流事業	
	6	いきがづくり文化教養事業	
	7	いきがづくり敬老事業	
	8	ふれあいいきいきサロン 地 1-1-7	
	9	福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業	
	11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計 画 事 業	
4 災害発生時のための体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充 地3-4-4
	2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業 地3-4-5
		2	家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6
	3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
		2	介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

2 計画事業

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1-1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をはじめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。			
	3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
		ハートフルネットワーク協力機関数	653 団体	700 団体

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。
------	--

1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要	<p>各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。</p> <p>また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>
3年間の事業量	<p>各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。</p> <p>また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。</p>

1-1-4 小地域福祉活動の推進 (地 1-1-1)

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。 【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、誰もが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。</p>

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	---

1-1-6 話し合い員による訪問活動

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>
------	--

1-1-7 みまもり訪問事業 (地 1-1-9)

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	利用者数	53人	57人	59人	61人
	みまもりサポーター数	53人	55人	56人	57人

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	<p>高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員(見守り相談員)による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。</p>
------	--

1-1-9 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援

事業概要	<p>クラブ会員による一声かけ運動、話し相手(情報提供、外出援助、交流機会の創出)、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。</p>
------	--

1-1-10 社会参加の促進事業

事業概要	<p>ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。</p> <p>また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。</p>
------	--

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	<p>元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。</p> <p>また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に引き受け、会員に提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。</p>		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	会員数	1,128人	1,352人
	就業実人員	912人	1,082人

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	<p>高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。</p>		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	シルバーお助け隊の派遣	241件	320件

1-1-13 いきいきサービス事業の推進 (地1-1-10)

事業概要	<p>区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	125人	135人	140人	145人

1-1-14 ボランティア活動への支援 (地 1-1-4)

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ることで、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

事業概要	<p>ミドル・シニアの行動力とアイデアを活かして、区の情報誌（セカンドステージ・サポート・ナビ）の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等を、ミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど、情報発信の強化を行う。</p>
3年間の事業量	<p>情報誌の編集やホームページ作成などに関連する連続講座を年1回開催し、情報誌の改訂や専用サイトの更新などを行う。</p>

1-1-16 地域活動情報サイト

事業概要	<p>NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	---

1-2) 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-2-1 地域医療連携の充実 (保 2-1-1)

事業概要	区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。
3年間の事業量	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会及び検討部会において、地域の現状を把握して課題を抽出・整理し、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するための、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。
------	---

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。
------	---

1-3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

事業概要	講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。					
	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	講演会・研修会		3回	8回	8回	8回

1-3-2 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。
------	--

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。
------	---

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。
------	--

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。
------	---

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を囑託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。
------	---

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。
------	---

1-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要	<p>認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。</p> <p>また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活動の取組を推進する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	年間サポーター養成数	1,278人	1,200	1,200	1,200
	文京区サポーター総数	15,296人	17,400	18,600	19,800
	実践講座	1回	2回	2回	2回

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	認知症家族交流会（年間）	7回	8回	8回	8回
	介護者教室（類型）	8回	8回	8回	8回
	認知症カフェ	26回	24回	24回	24回

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。
3年間の事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を毎年50人増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図る。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行う。

1-3-11 認知症検診事業

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施する。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からのアドバイスがあるほか、必要に応じて医療機関や、看護師による6か月間の支援等につなげる。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	認知症検診普及啓発対象者	—	10,000人	11,000人	12,000人

1-3-12 認知症とともにパートナー事業

事業概要	協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につなげることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。
------	--

1-3-13 認知症とともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。プログラム内容は、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。
------	--

1-3-14 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等の関係機関と連携し、若年性認知症の方への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。
------	--

1-3-15 生活環境維持事業

事業概要

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4) 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

- | | | |
|-------|-----------------------|--------------|
| 1-4-2 | 認知症初期集中支援推進事業 | 【再掲 1-3-7参照】 |
| 1-4-3 | 認知症サポーター養成講座 | 【再掲 1-3-8参照】 |
| 1-4-4 | 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ | 【再掲 1-3-9参照】 |
| 1-4-5 | 高齢者あんしん相談センターの機能強化 | 【再掲 1-5-1参照】 |
| 1-4-6 | 緊急ショートステイ | 【再掲 2-5-7参照】 |

1-5) 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー

事業概要

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。
【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
契約実績	2件	10件	15件	20件

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要

高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。
また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行う。

1-5-4 介護保険相談体制の充実

事業概要

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-10）

事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。</p> <p>また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	STEP事業 相談件数	417件	480件	490件	500件
	STEP事業 支援利用件数	544件	680件	690件	700件
	ひきこもり支援センター 相談件数	—	60件	60件	60件

1-6) 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助事業 件数	51件	59件	64件	69件
	財産保全管理サービス件数	15件	17件	18件	19件

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	---

1-6-3 成年後見制度利用支援事業 (地 2-3-4)

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等報酬助成	15件	17件	18件	19件
	成年後見等申立費用助成	2件	2件	3件	4件

1-6-4 法人後見の受任 (地 2-3-5)

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	7人	9人	10人	10人

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 (地2-3-6)

事業概要	成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。
3年間の事業量	協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。 また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じる。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進める。
------	--

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。
------	--

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2-1) 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいます。

2-1-1 居宅サービス

事業概要	要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。
------	---

2-1-2 施設サービス

事業概要	在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供する。
------	--

2-1-3 地域密着型サービス

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供する。また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	2 か所
	小規模多機能型居宅介護	5 か所	7 か所
	看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	9 か所	10 か所	

2-1-4 事業者への実地指導・集団指導

事業概要	居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	事業所実地指導及び監査	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所
	集団指導	1 回	1 回	1 回	1 回

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。
------	--

2-1-6 給付費通知

事業概要	適正な介護サービス及び総合事業サービスが提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。
------	--

2-1-7 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。
------	--

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。
------	---

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉用具の購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	13件/年	15件/年	15件/年	15件/年

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。
------	--

2-2) ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。
------	---

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し日常生活を営むうえで支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図る。
------	---

2-2-3 院内介助サービス

事業概要	医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	利用者数	325人	353人

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。
------	---

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図る。
------	--

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要	<p>65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。</p>
------	---

2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要	<p>成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。</p> <p>また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。</p>
------	---

2-3) 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要	<p>介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び部会を設置・運営する。</p> <p>また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	事業者連絡協議会	2回	2回	2回	2回
	事業者部会（居宅・訪問・通所・施設）	6回	7回	7回	7回

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度部会1回中止

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。
------	---

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行う。
------	---

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。
------	---

2-4) 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	介護施設従事職員住宅費補助	56人	60人	60人	60人
	介護職員初任者研修受講費用補助	2人	20人	20人	20人
	介護職員実務者研修受講費用補助	10人	20人	20人	20人
	外国人介護職員採用補助	11人	12人	12人	12人

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5) 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活を送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進

事業概要

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。
------	---

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

事業概要	施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームの整備を進める。
3年間の事業量	小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

事業概要	要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。
------	---

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。
3年間の事業量	文京くすのきの郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施する。なお、文京白山の郷、文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していく。

2-5-7 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。
------	---

2-5-8 公園再整備事業 (地3-1-5)

事業概要	<p>区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。</p> <p>また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	公園・児童遊園再整備	2園	4園	4園	5園

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	<p>文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。</p>
------	---

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	<p>高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。</p>
------	---

2-5-11 バリアフリーの道づくり (地3-1-1)

事業概要	<p>文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	8.3%	12.5%	15.0%	17.5%

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康相談を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導 (保 1-2-2)

事業概要

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
特定健康診査受診率	44.9%	60%
特定保健指導実施率(終了率)	12.4%	60%

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

事業概要

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2) フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。
------	--

3-2-2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。
------	--

3-2-3 介護予防普及啓発事業 (保 1-5-2)

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。	
3年間の事業量	元年度実績	5年度末
	2,374人	3,910人

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。
------	---

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	25人	25人	25人	25人
	フレイルチェック参加者	147人	400人	600人	800人

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。
-------------	---

3-3) 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供する。
-------------	---

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-3-3 生活支援体制整備

事業概要

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。
【社会福祉協議会実施事業】

3-3-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。
【社会福祉協議会実施事業】

3-4) 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-4-2 文京いきいきアカデミア（高齢者大学）

事業概要

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。
------	--

3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。
------	---

3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力による学生と高齢者との交流や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。
------	---

3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。
------	--

3-4-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。
------	---

3-4-8 ふれあいいきいきサロン（地1-1-7）

事業概要	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、誰もが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	サロン設置数	120箇所	130箇所	135箇所	140箇所

3-4-9 福祉センター事業

事業概要

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施する。

3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる方には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4 いざという時のための体制づくり

4-1) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

事業概要

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備 (地3-4-3)

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】
3年間の事業量	災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	設置人数	7,056人	7,584人

4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中における急病などの救急時に、ペダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行う。
------	--

4-1-5 福祉避難所の拡充 (地3-4-4)

事業概要	避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。
3年間の事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。

4-2) 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業 (地3-4-5)

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	16件	18件	18件	18件
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件
	木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成事業 (地3-4-6)

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置助成数	—	500件	500件	500件

4-3) 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発生後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのために、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害等に関する取組や必要な情報提供等を行います。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

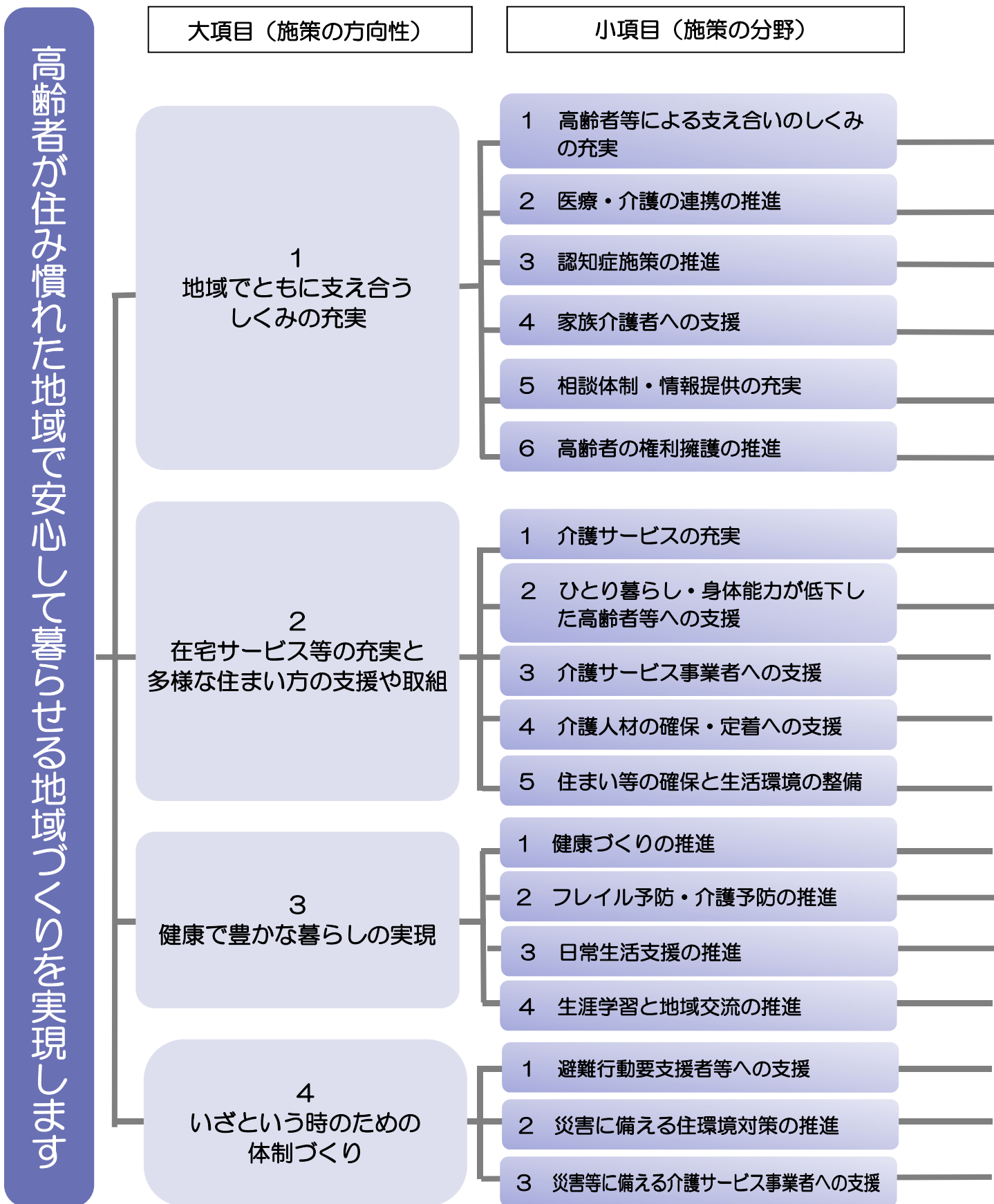
事業概要	災害や新たな感染症の発生時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害等から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。
-------------	---

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

事業概要

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施する。また、事業者専用 WEB サイトによる情報提供を行う。

[資料] 計画の体系と計画事業の全体図



計画事業

○ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業 ○高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援 ○社会参加の促進事業 ○シルバー人材センターの活動支援 ○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサービス事業の推進 ○ボランティア活動への支援 ○ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 ○地域活動情報サイト

○地域医療連携の充実 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○認知症に関する講演会・研修会 ○認知症相談 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置 ○認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症初期集中支援推進事業 ○認知症サポーター養成講座 ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○認知症検診事業 ○認知症とともにパートナー事業 ○認知症とともにフォローアッププログラム ○若年性認知症への取組 ○生活環境維持事業

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症初期集中支援推進事業（再掲） ○認知症サポーター養成講座（再掲） ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ（再掲） ○高齢者あんしん相談センターの機能強化（再掲） ○緊急ショートステイ（再掲）

○高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○文京ユアストーリー ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京区版ひきこもり総合対策

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への実地指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供 ○給付費通知 ○公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援・連携 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 ○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス ○高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施 ○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム） ○高齢者施設の整備（介護老人保健施設） ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 ○緊急ショートステイ ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進 ○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

○健康相談 ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業 ○高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業 ○文の京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業


○訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備 ○地域介護予防支援事業（通いの場）

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア（高齢者大学） ○生涯にわたる学習機会の提供 ○高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援 ○いきがいつくり世代間交流事業 ○いきがいつくり文化教養事業 ○いきがいつくり敬老事業 ○ふれあいきいきサロン ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業 ○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充

○耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置助成事業

○事業継続計画マニュアル等の作成支援 ○介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供



第6章

地域包括

ケアシステムの推進

第6章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

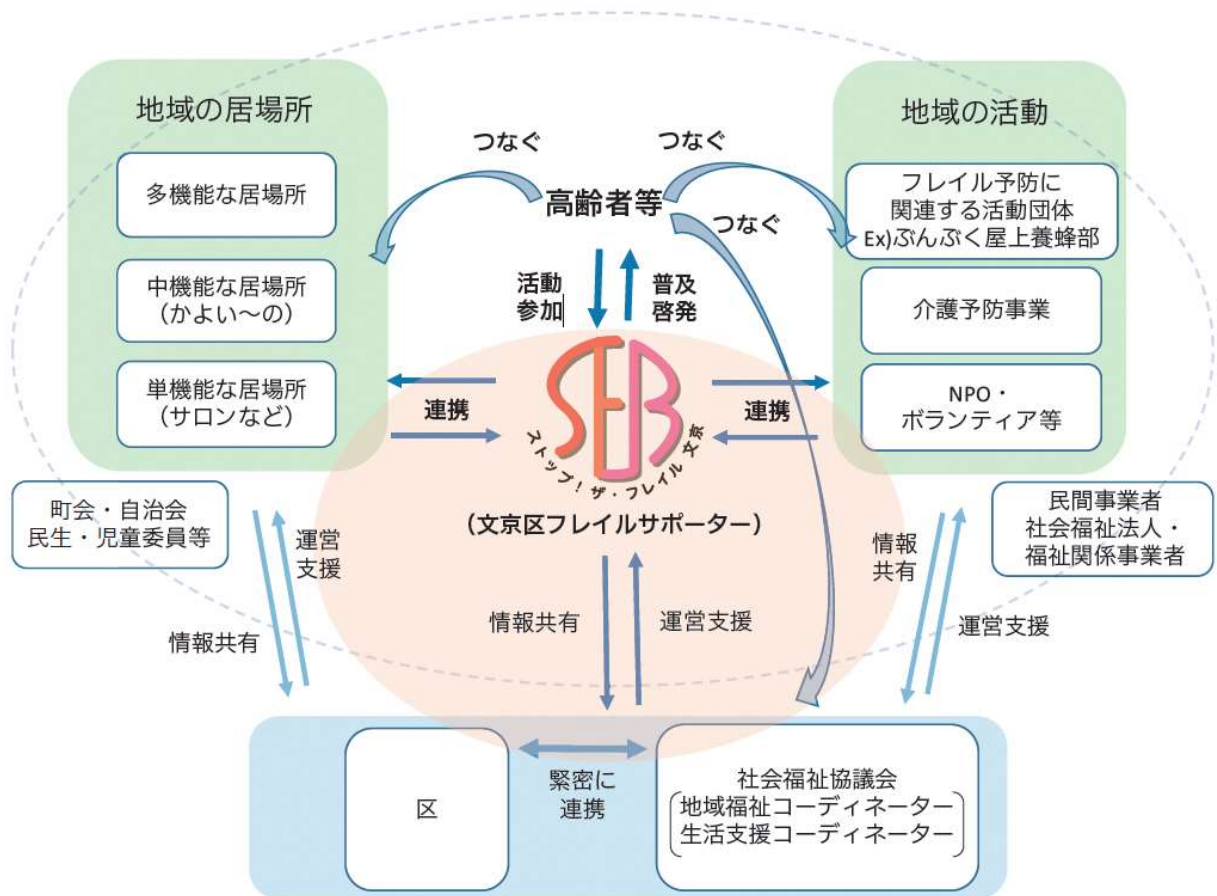
さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援し、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

ウ 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

さらに、保健師や看護師等の専門職による住民主体の通いの場や自主グループ活動団体等への積極的な関与により、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

【図表】 6-1 フレイル予防の展開イメージ



②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

ア 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人が自ら語る言葉や、希望を持って認知症の家族を介護する姿など、認知症の本人や介護者である家族の視点を重視した情報発信を積極的に行います。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の機会を拡大します。

イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

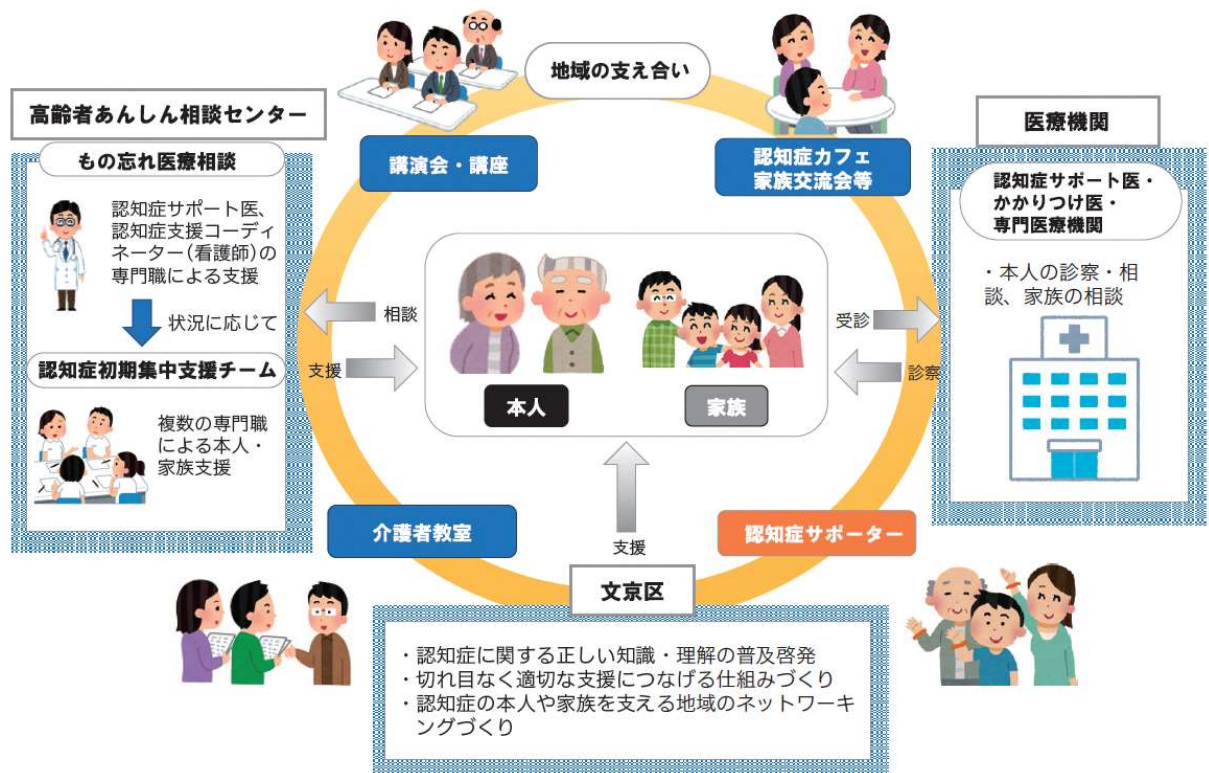
さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的を開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるため、認知症サポーターや区民等におけるボランティア活動の取組を推進します。

【図表】 6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センター等における退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い情報検索システムの運用を行うとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催するとともに、かかりつけマップを活用し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師定着の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ 地域における医療・介護資源の把握等

区民の医療・介護情報へのアクセス向上と医療・介護関係者間のネットワークづくりのため、わかりやすい地域医療連携情報誌の作成を行うとともに、利便性の高い介護・医療機関情報検索システムの運用を行います。

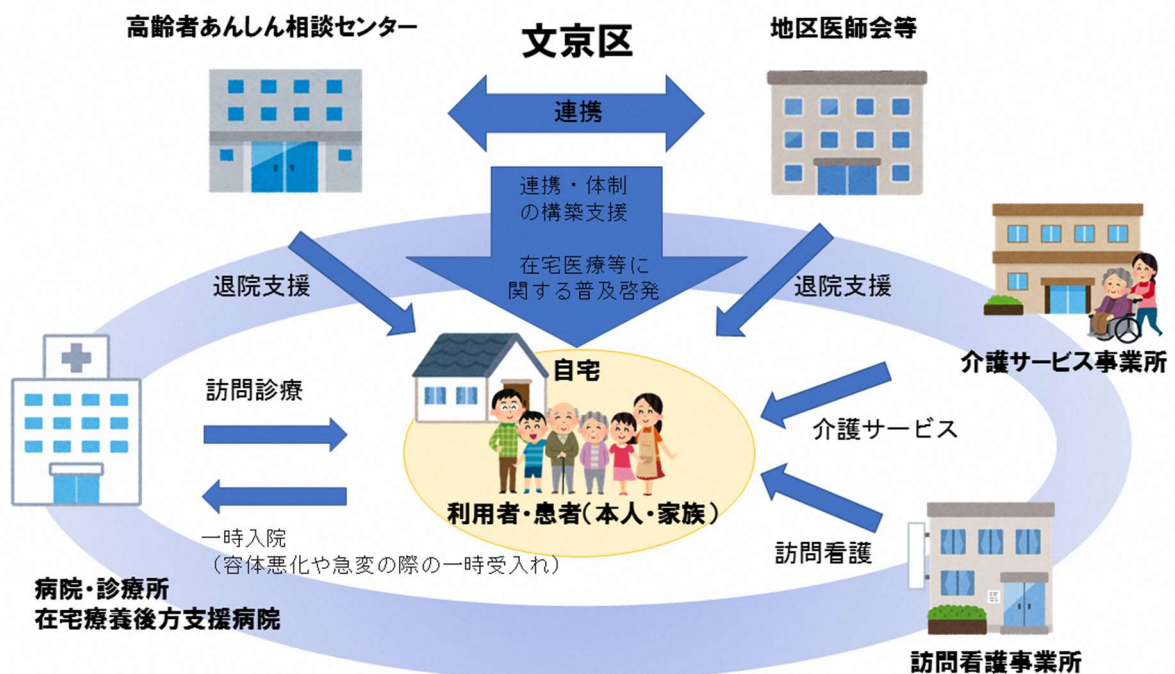
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりの取組を推進します。

【図表】 6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

ア 適切な人員体制の確保等

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設を整備します。

さらに、複雑・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

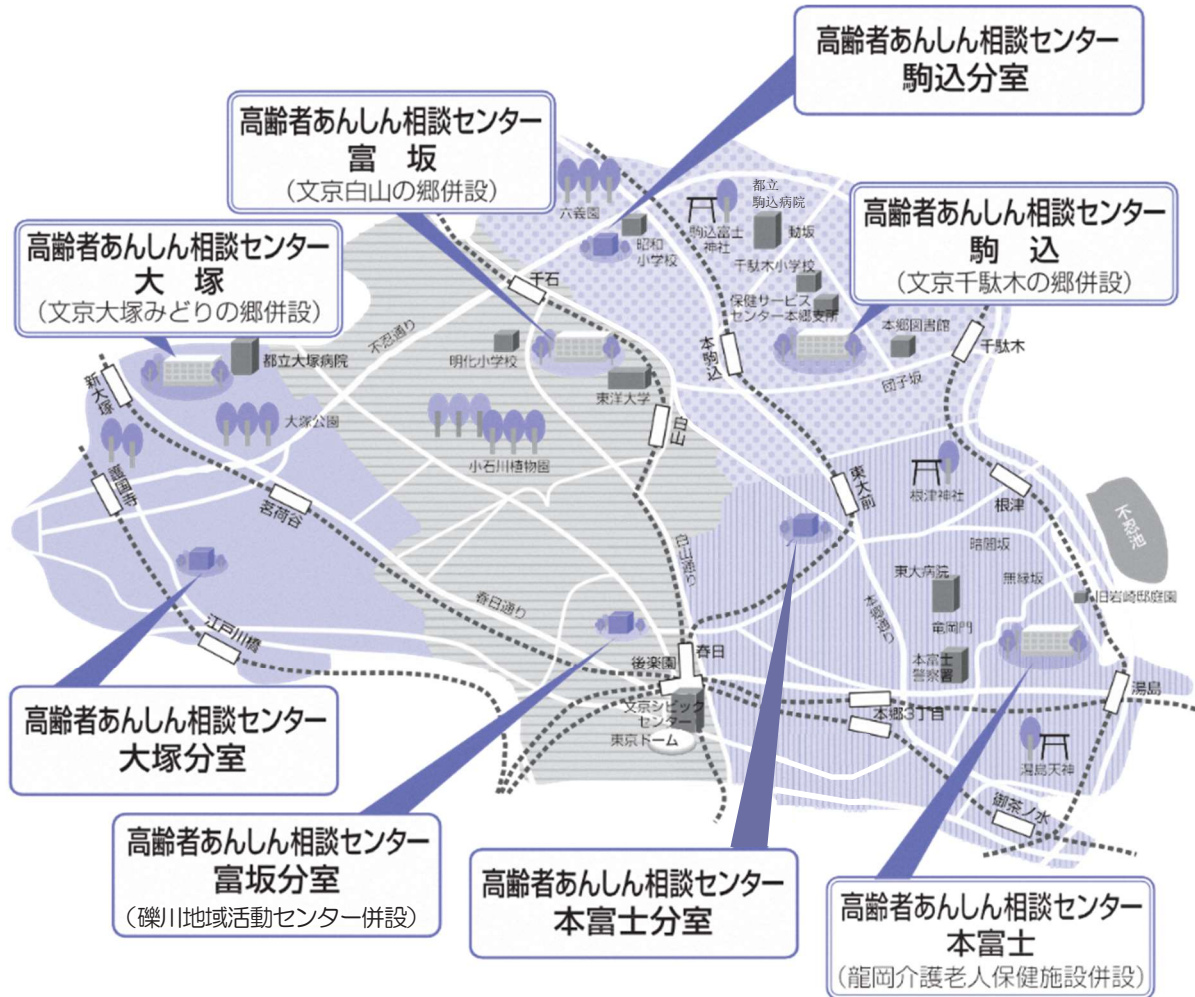
さらに、複雑・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ 他の相談支援機関等との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携の強化を図ります。

【図表】6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地（令和2年度末現在）



日常生活圏域	名称	所在地
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	湯島四丁目9番8号
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置・運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保

区内不動産店及び住宅オーナーの協力を仰ぎ、すまいる住宅登録事業において民間賃貸住宅の登録を進め、高齢者の住居の確保をすると同時に、住まいの協力店において、相談者に対し、適切な情報提供を行えるよう努めます。

また、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナーに対しては、居住者の見守り体制を整備することにより、住居提供への理解を促進します。

イ 文京区居住支援協議会の推進

文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会において、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。

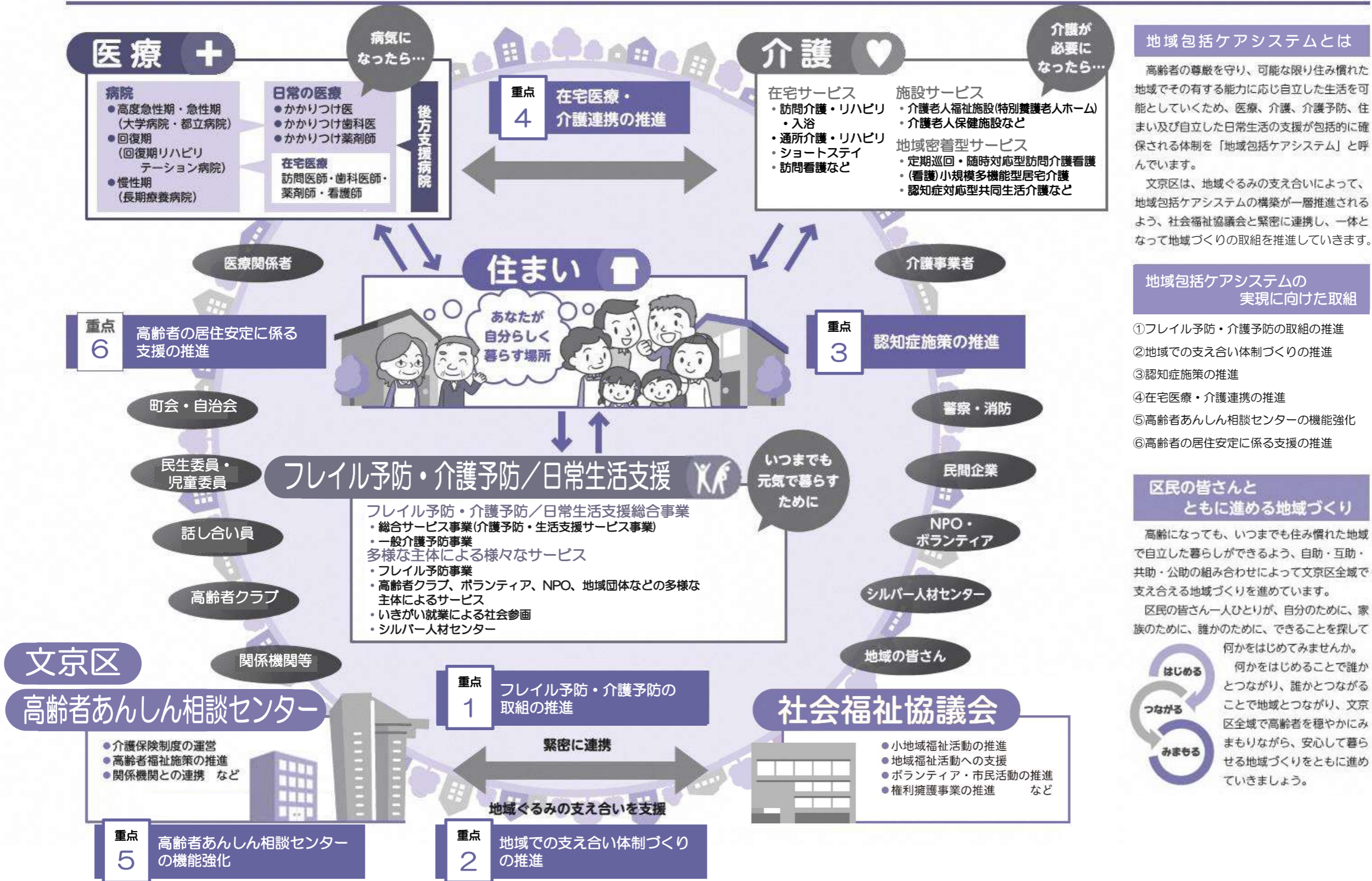
ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピア等の適切な運営管理を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう相談支援、生活支援します。

都営住宅等の募集に関する情報提供を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

[資料] 地域包括ケアシステムのイメージ図

～ 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりの実現 ～



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域づくりの取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの
実現に向けた取組

- ①フレイル予防・介護予防の取組の推進
- ②地域での支え合い体制づくりの推進
- ③認知症施策の推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化
- ⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんと
ともに進める地域づくり


高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して

何かをはじめませんか。

何かをはじめること誰かとつながり、誰かとつながること地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

はじめる
つながる
みまもる



第7章

地域支援事業の推進

第7章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

【図表】 7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 給付費通知 ② 介護保険事業者等指導事務
	(2) 家族介護支援事業	① 認知症家族交流会・認知症介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他の事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業

2

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等にに応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

① 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指し支援を行います。

【図表】 7-2 訪問型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
訪問型サービス	4,728人	4,850人	4,705人

【図表】 7-3 訪問型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	4,934人	5,062人	5,156人

② 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】 7-4 通所型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
通所型サービス	9,038人	9,136人	7,959人

【図表】 7-5 通所型サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	9,524人	9,628人	9,733人

③ 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】 7-6 短期集中予防サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	220人	179人	42人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	87人	70人	12人
訪問型プログラム事業	0人	0人	4人
合 計	307人	249人	58人

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	300人	300人	300人
複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	60人	60人	60人
訪問型プログラム事業	4人	4人	4人
合 計	364人	364人	364人

④ 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターは、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
介護予防ケアマネジメント	8,695人	8,400人	7,249人

※短期集中予防サービス（介護予防事業）に係る介護予防ケアマネジメントも含む。

【図表】 7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	8,552人	8,723人	8,897人

2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-10 介護予防把握事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人
調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	2,089人
短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	512人

【図表】7-11 介護予防把握事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査票発送者数	12,500人	5,000人	4,400人
調査票有効回答者数	8,750人	2,500人	2,200人
短期集中予防サービス対象者数	2,200人	625人	550人

※介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の方に送付。令和3年度を調査初年度(4・5年度は未回答者への送付)とする3年間の調査を実施するものとして推計。

※令和4・5年度の短期集中予防サービスへの参加案内は、当該年度の対象者だけでなく、令和3年度の調査で対象となった方にも行う。

1 基本チェックリスト 要介護状態とならず元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】 7-12 介護予防普及啓発事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	346人
介護予防教室	1,215人	952人	243人
介護予防講演会	447人	296人	48人
出前講座	158人	93人	24人
介護予防展	1,334人	—	400人
合 計	4,178人	2,374人	1,061人

※令和元年度介護予防展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。

【図表】 7-13 介護予防普及啓発事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人
介護予防教室	1,110人	1,110人	1,110人
介護予防講演会	300人	300人	300人
出前講座	80人	80人	80人
介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人
合 計	3,890人	3,900人	3,910人

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】 7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
文の京介護予防体操推進リーダー	102人	97人	90人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	33人	30人	30人
脳の健康教室サポーター	23人	19人	13人
合 計	158人	146人	133人

【図表】 7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操推進リーダー	10人	10人	10人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	5人	5人	5人
脳の健康教室サポーター	—	—	—
合 計	15人	15人	15人

※脳の健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合に実施。

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】 7-16 通いの場への運営支援実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
通いの場運営団体数	26団体	28団体	26団体

【図表】 7-17 通いの場への運営支援実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場運営団体数	32団体	34団体	36団体

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、区の事業評価制度を活用して評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行います。

3

包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和元年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の 25.0%にあたる 10,724 人に対し、延べ 39,286 件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第 140 条の 66 に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所掌する地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

【図表】 7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込み

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和5年度
高齢者人口	42,830人	42,959人	43,221人	43,887人
相談実人数	10,983人	10,724人	10,870人	11,308人
相談総件数	37,874人	39,286人	40,967人	46,010人
電話	16,349人	18,469人	19,197人	21,381人
訪問	11,578人	11,403人	12,030人	13,911人
来所	7,618人	7,125人	7,453人	8,437人
その他	2,329人	2,289人	2,287人	2,281人

※高齢者人口は、平成 30～令和 2 年度は 1 月 1 日付住民基本台帳人口、令和 5 年度は推計。

※令和 2 年度の相談実人数及び相談総件数は見込み。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で述べています。

2) 在宅医療・介護連携の推進

3) 認知症施策の推進

4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）

5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業

① 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 介護給付の適正化」の中で述べています。（P.169 参照）

② 介護保険事業者等指導事務

介護保険サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 介護給付の適正化」の中で述べています。（P.168 参照）

【図表】7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費通知	14,229件	14,422件	14,764件
事業者指導事業	31回	30回	30回

【図表】7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費通知	15,512件	15,899件	16,296件
事業者指導事業	30回	30回	30回

2) 家族介護支援事業

① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室

認知症介護者の情報交換や負担軽減を図る場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	15回	16回

【図表】 7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	16回	16回

② 認知症高齢者等見守り事業

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等が外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

また、登録者には、行方不明発見時に365日24時間、区や警察を経由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取りあえるQRコード付きステッカー・シールを配付します。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

エ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する訓練を実施します。

オ 高齢者GPS探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込みに係る経費の助成を行います。

3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の利用が必要と認められるにもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じます。

また、ケアマネジャーがいない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】7-23 住宅改修支援事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
住宅改修支援事業（補助）	47件	32件	60件

【図表】7-24 住宅改修支援事業実施見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修支援事業（補助）	60件	60件	60件

4) 地域支援事業に要する費用の見込み

地域支援事業に必要な費用については、保険料と公費等の交付金で賄われます。その算定については、文京区における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、75歳以上の高齢者人口の伸び等を勘案した金額が上限となります。第8期における地域支援事業に要する費用の見込みは、以下のとおりです。

【図表】 7-25 地域支援事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	479,716	479,699	485,752	1,445,167
総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	418,409	424,312	429,686	1,272,407
訪問型サービス	84,812	87,022	88,647	260,481
通所型サービス	241,689	244,337	247,012	733,038
短期集中予防サービス	45,131	45,131	45,131	135,393
介護予防ケアマネジメント	43,585	44,457	45,346	133,388
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	2,308	2,464	2,631	7,403
審査支払手数料	884	901	919	2,704
一般介護予防事業	61,307	55,387	56,066	172,760
介護予防把握事業	10,137	4,217	4,896	19,250
介護予防普及啓発事業	42,336	42,336	42,336	127,008
地域介護予防活動支援事業	8,174	8,174	8,174	24,522
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	660	660	660	1,980
包括的支援事業	345,835	345,835	345,835	1,037,505
高齢者あんしん相談センターの運営	283,824	283,824	283,824	851,472
在宅医療・介護連携の推進	17,802	17,802	17,802	53,406
認知症施策の推進	7,208	7,208	7,208	21,624
生活支援体制整備事業	27,341	27,341	27,341	82,023
地域ケア会議の推進	9,660	9,660	9,660	28,980
任意事業	10,896	12,525	12,958	36,379
介護給付等費用適正化事業	2,145	2,182	2,220	6,547
給付費通知	1,510	1,547	1,585	4,642
介護保険事業者等指導事務	635	635	635	1,905
家族介護支援事業	2,466	2,466	2,466	7,398
認知症家族交流会・認知症介護者教室	579	579	579	1,737
認知症高齢者等見守り事業	1,887	1,887	1,887	5,661
その他の事業	6,285	7,877	8,272	22,434
成年後見制度利用支援事業	6,165	7,757	8,152	22,074
住宅改修支援事業	120	120	120	360
合 計	836,447	838,059	844,545	2,519,051



第8章

介護保険事業の現状と 今後の見込み

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み

1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、今後も増加すると見込まれます。

その内訳を見てみると、令和2年度以降、令和7年度までの間、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

(単位：人)

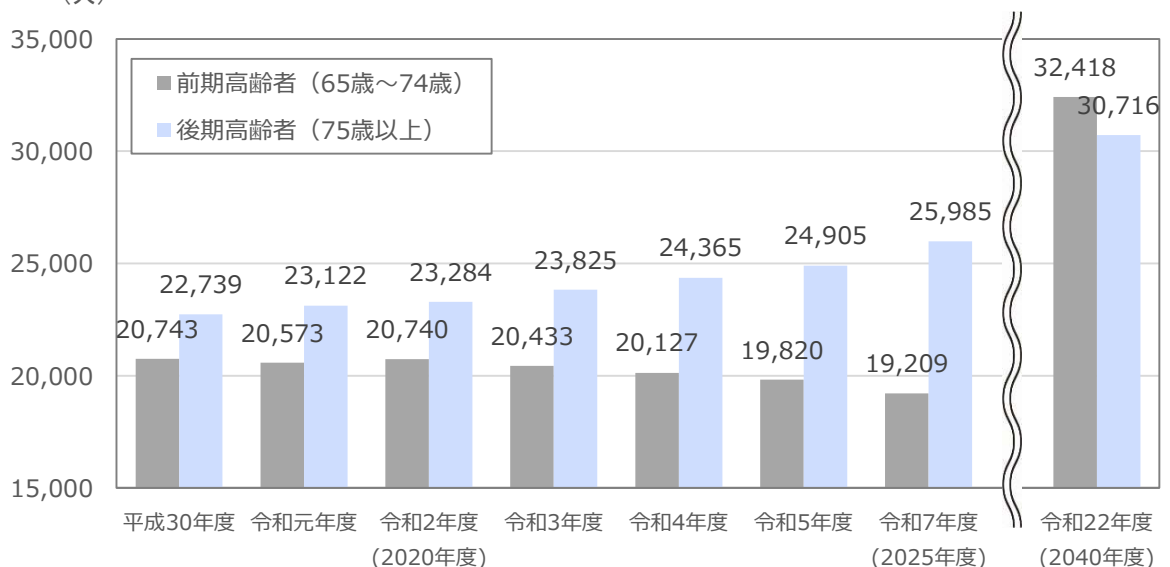
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		43,482	43,695	44,024	44,258	44,492	44,725	45,194	63,134
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	20,742	20,573	20,739	20,433	20,127	19,820	19,209	32,418
	後期高齢者 (75歳以上)	22,740	23,122	23,285	23,825	24,365	24,905	25,985	30,716

※住所地特例者を含む。

資料：介護保険事業状況報告月報（平成30年度から令和2年度まで、各年8月末現在）、令和3年度以降は推計。

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②

(人)



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2

要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和5年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、令和3年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数の減少を大きく上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の認定者数が増加すると見込んでいます。

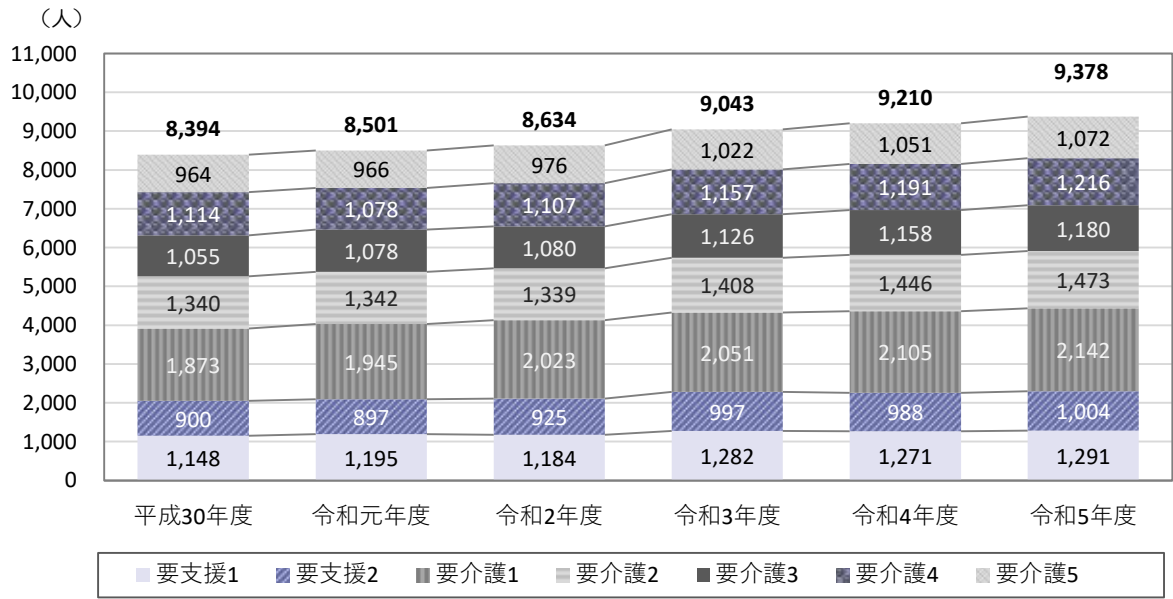
【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

(単位：人)

			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
実績	平成30年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,394	1,148	900	1,873	1,340	1,055	1,114	964	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	789	126	101	166	143	77	89	87
			75歳以上 (後期高齢者)	7,435	1,012	774	1,676	1,158	970	1,003	842
	令和元年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,501	1,195	897	1,945	1,342	1,078	1,078	966	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	788	128	94	187	148	88	73	70
			75歳以上 (後期高齢者)	7,528	1,055	772	1,732	1,151	972	986	860
令和2年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,634	1,184	925	2,023	1,339	1,080	1,107	976		
	うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	805	125	117	176	142	104	62	79	
		75歳以上 (後期高齢者)	7,637	1,048	781	1,811	1,154	961	1,025	857	
推計	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,043	1,282	997	2,051	1,408	1,126	1,157	1,022	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	855	140	115	185	153	95	81	86
			75歳以上 (後期高齢者)	7,988	1,128	851	1,832	1,210	1,017	1,053	897
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,210	1,271	988	2,105	1,446	1,158	1,191	1,051	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	839	133	111	184	152	95	80	84
			75歳以上 (後期高齢者)	8,167	1,124	846	1,887	1,248	1,048	1,088	926
令和5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,378	1,291	1,004	2,142	1,473	1,180	1,216	1,072		
	うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	823	131	109	181	148	92	79	83	
		75歳以上 (後期高齢者)	8,346	1,146	863	1,926	1,278	1,072	1,113	948	

※平成30年度から令和2年度までは8月31日時点の実績。

【図表】 8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第7期計画と実績はそれぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第7期計画に対する実績が96.8%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の実績を見てみると、訪問リハビリテーションが114.0%、居宅療養管理指導が110.5%になっており、計画を上回っています。

一方、短期入所生活介護と短期入所療養介護は80.3%になっており、計画を下回っています。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防訪問看護が134.8%、介護予防支援が122.2%となっており、計画を上回る一方、介護予防短期入所生活介護は64.0%となっており、計画を下回っています。

※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】 8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	308,561回	304,541回	306,971回	920,073回	1,020,600回	90.2%
	22,574人	22,477人	22,180人	67,231人	72,900人	92.2%
訪問入浴介護	9,470回	9,093回	9,650回	28,213回	33,000回	85.5%
	1,956人	1,882人	1,930人	5,768人	6,600人	87.4%
訪問看護	82,576回	88,306回	100,848回	271,730回	238,413回	114.0%
	13,517人	14,236人	15,280人	43,033人	39,084人	110.1%
訪問リハビリテーション	7,610回	8,311回	8,858回	24,779回	25,250回	98.1%
	1,443人	1,567人	1,554人	4,564人	4,764人	95.8%
居宅療養管理指導	48,406人	51,462人	53,015人	152,883人	137,316人	111.3%
通所介護	148,578回	157,244回	146,184回	452,006回	469,152回	96.3%
	15,948人	16,246人	14,796人	46,990人	52,128人	90.1%
通所リハビリテーション	25,562回	28,652回	26,625回	80,839回	71,988回	112.3%
	3,755人	4,096人	3,508人	11,359人	10,284人	110.5%
短期入所生活介護	32,639日	31,122日	27,378日	91,139日	117,129日	77.8%
	3,866人	3,764人	3,042人	10,672人	12,708人	84.0%
短期入所療養介護	5,933日	5,424日	2,575日	13,932日	17,856日	78.0%
	734人	688人	314人	1,736人	2,232人	77.8%
特定施設入居者生活介護	12,014人	12,378人	12,203人	36,595人	38,268人	95.6%
福祉用具貸与	27,561人	28,460人	29,406人	85,427人	86,460人	98.8%
特定福祉用具販売	542人	542人	600人	1,684人	1,740人	96.8%
住宅改修	418人	458人	348人	1,224人	1,260人	97.1%
居宅介護支援	41,080人	41,573人	41,911人	124,564人	127,152人	98.0%

【図表】 8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,578,502	4,659,439	5,056,955	92.1%
訪問入浴介護	121,295	118,677	127,938	367,911	421,404	87.3%
訪問看護	648,291	684,200	786,113	2,118,604	1,930,277	109.8%
訪問リハビリテーション	50,248	57,285	62,521	170,054	149,176	114.0%
居宅療養管理指導	333,563	352,031	360,919	1,046,513	946,696	110.5%
通所介護	1,109,580	1,131,800	1,102,911	3,344,291	3,491,759	95.8%
通所リハビリテーション	215,075	238,420	208,858	662,353	612,054	108.2%
短期入所生活介護	286,410	273,725	246,788	806,923	1,005,333	80.3%
短期入所療養介護	66,896	63,155	30,094	160,145	199,313	80.3%
特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,390,019	7,122,172	7,494,532	95.0%
福祉用具貸与	387,269	388,260	406,612	1,182,142	1,225,575	96.5%
特定福祉用具販売	15,888	15,245	19,508	50,640	50,622	100.0%
住宅改修	31,851	36,166	29,960	97,977	111,141	88.2%
居宅介護支援	621,881	630,939	636,717	1,889,537	1,893,102	99.8%
合計	7,771,512	7,919,730	7,987,462	23,678,703	24,587,939	96.3%

【図表】 8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防 訪問入浴介護	16回	18回	0回	34回	0回	0.0%
	7人	8人	0人	15人	0人	0.0%
介護予防訪問看護	5,632回	7,902回	10,865回	24,399回	14,688回	166.1%
	1,309人	1,778人	2,362人	5,449人	3,672人	148.4%
介護予防訪問 リハビリテーション	999回	998回	1,248回	3,245回	3,348回	96.9%
	227人	213人	227人	667人	744人	89.7%
介護予防 居宅療養管理指導	3,386人	3,874人	4,160人	11,420人	9,960人	114.7%
介護予防通所 リハビリテーション	803人	828人	656人	2,287人	2,316人	98.7%
介護予防 短期入所生活介護	503日	375日	270日	1,148日	1,944日	59.1%
	106人	84人	52人	242人	324人	74.7%
介護予防 短期入所療養介護	6日	3日	0日	9日	0日	0.0%
	1人	1人	0人	2人	0人	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,376人	1,399人	1,357人	4,132人	3,876人	106.6%
介護予防 福祉用具貸与	5,873人	6,292人	6,834人	18,999人	17,532人	108.4%
介護予防 特定福祉用具販売	140人	167人	108人	415人	504人	82.3%
介護予防住宅改修	187人	227人	180人	594人	552人	107.6%
介護予防支援	7,339人	8,111人	8,840人	24,290人	19,920人	121.9%

【図表】 8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295	0	0.0%
介護予防訪問看護	39,871	55,424	77,259	172,554	128,028	134.8%
介護予防訪問 リハビリテーション	6,194	6,450	8,334	20,979	21,587	97.2%
介護予防居宅療養 管理指導	21,032	23,939	24,819	69,791	61,396	113.7%
介護予防通所 リハビリテーション	28,112	27,762	22,183	78,058	78,833	99.0%
介護予防 短期入所生活介護	3,282	2,542	1,782	7,606	11,881	64.0%
介護予防 短期入所療養介護	49	28	0	77	0	0.0%
介護予防特定施設 入居者生活介護	98,387	95,231	95,498	289,116	265,562	108.9%
介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	31,802	86,704	82,279	105.4%
介護予防 特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,061	9,860	12,446	79.2%
介護予防住宅改修	16,513	19,667	15,728	51,907	51,714	100.4%
介護予防支援	36,790	40,805	44,278	121,873	99,761	122.2%
合計	280,031	304,044	324,746	908,821	813,487	111.7%

【図表】 8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス 給付費	8,051,543	8,223,774	8,312,208	24,587,524	25,401,426	96.8%

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。

施設サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が88.5%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見てみると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】 8-10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	7,254人	7,093人	7,453人	21,800人	24,960人	87.3%
介護老人保健施設	3,777人	3,910人	3,802人	11,489人	13,812人	83.2%
介護療養型医療施設	890人	738人	500人	2,128人	2,792人	76.2%

【図表】 8-11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護老人福祉施設	1,897,245	1,885,292	2,041,895	5,824,432	6,410,412	90.9%
介護老人保健施設	1,056,833	1,131,448	1,146,102	3,334,383	3,838,357	86.9%
介護療養型医療施設	305,022	269,629	194,435	769,087	962,989	79.9%
合計	3,259,100	3,286,369	3,382,433	9,927,902	11,211,758	88.5%

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

地域密着型サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が81.8%となっており、計画を下回っています。

そのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）における実績と計画の差は、整備の年度が、計画年度より後ろにずれ込んだことによるものです。

また、夜間対応型訪問介護は85.9%、認知症対応型通所介護は61.1%と計画を下回る一方、介護予防小規模多機能型居宅介護は136.7%、看護小規模多機能型居宅介護は103.8%と計画を上回っています。

さらに、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は96.1%と、概ね計画に沿ったものとなっています。

【図表】8-12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	558人	613人	585人	1,756人	2,424人	72.4%
夜間対応型訪問介護	427人	299人	553人	1,279人	1,584人	80.7%
認知症対応型通所介護	14,031回	11,572回	10,769回	36,372回	67,080回	54.2%
	1,537人	1,300人	1,123人	3,960人	6,708人	59.0%
小規模多機能型 居宅介護	857人	1,042人	1,242人	3,141人	3,552人	88.4%
看護小規模多機能型 居宅介護	296人	309人	303人	908人	971人	93.5%
認知症対応型 共同生活介護	1,597人	1,659人	1,836人	5,092人	5,388人	94.5%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	200人	203人	792人	1,195人	1,620人	73.8%
介護予防認知症対応型 通所介護	0回	0回	0回	0回	0回	0.0%
	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
介護予防小規模 多機能型居宅介護	21人	26人	92人	139人	85人	163.5%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
地域密着型通所介護	64,301回	61,827回	57,349回	183,477回	226,632回	81.0%
	9,759人	9,184人	7,792人	26,735人	32,376人	82.6%

【図表】 8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,978	94,443	93,142	271,563	368,052	73.8%
夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	18,312	54,882	63,924	85.9%
認知症対応型通所介護	149,234	123,802	112,522	385,557	630,595	61.1%
小規模多機能型居宅介護	179,946	215,008	256,561	651,515	800,379	81.4%
看護小規模多機能型居宅介護	79,409	89,357	91,367	260,133	250,576	103.8%
認知症対応型共同生活介護	419,157	435,201	490,757	1,345,115	1,399,910	96.1%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	216,852	326,289	399,838	81.6%
地域密着型通所介護	404,637	386,737	359,479	1,150,853	1,529,543	75.2%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,341	1,517	7,457	10,314	7,545	136.7%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	1,391,636	1,418,136	1,646,449	4,456,222	5,450,362	81.8%

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で 88.5%となっており、概ね順調に推移しています。

●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成 28 年 10 月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問型サービスで、計画値を上回る利用があり、事業が定着してきています。

一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて 75 歳以上 84 歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査は3年間で1サイクルとして実施し、調査初年度の平成 30 年度は全件を対象、令和元・2 年度は未回答者を対象としています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業中止・変更等の影響もあり計画値を下回っていますが、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場への運営支援を行っています。

●包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、地域支援事業としてではなく、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業費補助金や在宅療養推進事業費補助金を活用し、在宅療養支援連携相談窓口事業や地域資源マップの作成などを実施しました。

生活支援サービスの体制整備については、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成 28 年度から日常生活圏域ごとに配置しています。

●任意事業

成年後見制度利用支援事業については、実績が計画を上回っています。今後も引き続き成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、制度の普及・啓発及び利用促進に努めていきます。

※図表における地域支援事業費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】 8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防・日常生活支援総合事業	464,234	449,763	396,907	1,310,904	1,465,360	89.5%
総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)	410,210	403,401	356,414	1,170,026	1,283,427	91.2%
訪問型サービス	79,952	83,116	80,977	244,045	221,556	110.2%
通所型サービス	233,213	231,798	204,005	669,017	755,214	88.6%
短期集中予防サービス	50,542	43,069	31,643	125,254	154,074	81.3%
介護予防ケアマネジメント	44,457	42,807	36,756	124,021	147,731	84.0%
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	1,222	1,760	2,157	5,139	2,448	209.9%
審査支払手数料	824	850	876	2,550	2,404	106.1%
一般介護予防事業	54,024	46,361	40,493	140,878	181,933	77.4%
介護予防把握事業	8,781	4,676	6,242	19,698	27,137	72.6%
介護予防普及啓発事業	38,862	34,719	24,454	98,035	129,066	76.0%
地域介護予防活動支援事業	6,338	6,858	9,401	22,596	24,430	92.5%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	43	109	396	548	1,300	42.2%
包括的支援事業	288,106	280,531	310,439	879,076	1,014,715	86.6%
高齢者あんしん相談センターの運営	250,724	245,291	268,686	764,701	857,199	89.2%
在宅医療・介護連携の推進	0	0	0	0	24,720	0.0%
認知症施策の推進	5,760	5,709	6,783	18,252	28,329	64.4%
生活支援体制整備事業	23,487	21,104	26,623	71,214	75,484	94.3%
地域ケア会議の推進	8,135	8,426	8,347	24,909	28,983	85.9%
任意事業	5,360	7,826	8,781	21,966	18,288	120.1%
介護給付等費用適正化事業	1,773	1,860	1,838	5,471	6,942	78.8%
給付費通知	1,305	1,355	1,535	4,195	4,197	100.0%
介護保険事業者等指導事務	468	505	303	1,275	2,745	46.5%
家族介護支援事業	2,155	1,735	2,007	5,897	7,962	74.1%
認知症家族交流会・介護者教室	480	597	652	1,729	1,890	91.5%
認知症高齢者等見守り事業	1,675	1,138	1,355	4,168	6,072	68.6%
その他の事業	1,432	4,231	4,936	10,599	3,384	313.2%
成年後見制度利用支援事業	1,338	4,167	4,816	10,321	2,784	370.7%
住宅改修支援事業	94	64	120	278	600	46.3%
合計	757,700	738,119	716,127	2,211,946	2,498,363	88.5%

4

第8期計画（令和3～5年度）の介護サービス利用見込み

過去の利用実績（利用人数、利用回数）、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等进行分析し、第8期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護

- ・訪問介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	308,561	304,541	306,971	321,989	329,835	337,142	351,591
延べ利用人数	22,574	22,477	22,180	23,262	23,832	24,360	25,404
給付費(千円)	1,536,992	1,543,945	1,578,502	1,665,678	1,707,465	1,751,465	1,823,881

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	9,470	9,093	9,650	10,125	10,380	10,620	11,100
延べ利用人数	1,956	1,882	1,930	2,025	2,076	2,124	2,220
給付費(千円)	121,295	118,677	127,938	135,004	138,620	142,283	148,942

介護予防 訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	16	18	0	0	0	0	0
延べ利用人数	7	8	0	0	0	0	0
給付費(千円)	139	156	0	0	0	0	0

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	82,576	88,306	100,848	105,765	111,197	116,741	128,383
延べ利用人数	13,517	14,236	15,280	16,025	16,848	17,688	19,452
給付費(千円)	648,291	684,200	786,113	829,506	872,580	917,758	1,011,699

介護予防 訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,632	7,902	10,865	11,656	11,978	12,254	12,806
延べ利用人数	1,309	1,778	2,362	2,534	2,604	2,664	2,784
給付費(千円)	39,871	55,424	77,259	83,403	85,511	87,380	90,733

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

訪問リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	7,610	8,311	8,858	9,291	9,508	9,713	10,123
延べ利用人数	1,443	1,567	1,554	1,630	1,668	1,704	1,776
給付費(千円)	50,248	57,285	62,521	65,976	67,510	68,938	71,702

介護予防訪問リ ハビリテーシ ョン	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	999	998	1,248	1,342	1,320	1,320	1,386
延べ利用人数	227	213	227	244	240	240	252
給付費(千円)	6,194	6,450	8,334	8,997	9,002	9,002	9,449

才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	48,406	51,462	53,015	54,001	55,332	56,544	58,980
給付費(千円)	333,563	352,031	360,919	369,906	378,648	386,941	403,617

介護予防 居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,386	3,874	4,160	4,463	4,584	4,680	4,884
給付費(千円)	21,032	23,939	24,819	26,796	27,458	28,033	29,255

力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	148,578	157,244	146,184	153,379	157,092	160,530	167,407
延べ利用人数	15,948	16,246	14,796	15,518	15,900	16,248	16,944
給付費(千円)	1,109,580	1,131,800	1,102,911	1,163,810	1,191,985	1,216,969	1,271,198

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	25,562	28,652	26,625	27,924	28,599	29,237	30,512
延べ利用人数	3,755	4,096	3,508	3,679	3,768	3,852	4,020
給付費(千円)	215,075	238,420	208,858	220,388	225,617	230,580	240,649

介護予防通所 リハビリテーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	803	828	656	704	720	732	768
給付費(千円)	28,112	27,762	22,183	23,947	24,366	24,773	25,991

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後は微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

短期入所 生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	32,639	31,122	27,378	28,710	29,376	30,024	31,320
延べ利用人数	3,866	3,764	3,042	3,190	3,264	3,336	3,480
給付費(千円)	286,410	273,725	246,788	260,412	266,408	271,911	283,670

介護予防短 期入所生活 介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	503	375	270	286	312	312	312
延べ利用人数	106	84	52	55	60	60	60
給付費(千円)	3,282	2,542	1,782	1,924	1,925	1,925	1,925

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

短期入所療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,933	5,424	2,575	2,698	2,755	2,854	2,952
延べ利用人数	734	688	314	329	336	348	360
給付費(千円)	66,896	63,155	30,094	31,756	33,141	33,856	35,236

介護予防短期入所療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	6	3	0	0	0	0	0
延べ利用人数	1	1	0	0	0	0	0
給付費(千円)	49	28	0	0	0	0	0

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

特定施設入居者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	12,014	12,378	12,203	12,429	12,816	13,344	13,920
給付費(千円)	2,346,272	2,385,882	2,390,019	2,448,982	2,530,950	2,635,120	2,748,834

介護予防特定施設入居者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,376	1,399	1,357	1,456	1,500	1,536	1,608
給付費(千円)	98,387	95,231	95,498	103,089	105,671	108,204	113,261

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	27,561	28,460	29,406	30,840	31,596	32,292	33,684
給付費(千円)	387,269	388,260	406,612	426,442	436,220	445,834	465,057

介護予防 福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	5,873	6,292	6,834	7,332	7,512	7,680	8,016
給付費(千円)	26,718	28,184	31,802	34,128	34,908	35,689	37,250

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、介護サービス利用者の動向等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

特定福祉用具 販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	542	542	600	600	612	612	636
給付費(千円)	15,888	15,245	19,508	19,508	19,898	19,898	20,678

介護予防特定 福祉用具販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	140	167	108	108	108	120	120
給付費(千円)	2,943	3,856	3,061	3,062	3,062	3,402	3,402

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、微増で推移すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	418	458	348	348	360	372	384
給付費(千円)	31,851	36,166	29,960	29,960	30,993	32,026	33,059

介護予防 住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	187	227	180	180	180	180	180
給付費(千円)	16,513	19,667	15,728	15,728	15,728	15,728	15,728

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、介護サービス利用者の動向等より、引き続き増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅介護支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	41,080	41,573	41,911	43,955	45,024	46,020	48,000
給付費(千円)	621,881	630,939	636,717	671,857	687,631	702,835	733,062

介護予防支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,339	8,111	8,840	9,484	9,720	9,936	10,368
給付費(千円)	36,790	40,805	44,278	47,802	48,916	50,003	52,177

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護基盤年度別整備計画等より、引き続き増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,254	7,093	7,453	7,711	8,040	8,112	9,240
給付費(千円)	1,897,245	1,885,292	2,041,895	2,125,611	2,216,096	2,235,942	2,546,857

イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、介護基盤年度別整備計画等より、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人保健施設	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,777	3,910	3,802	3,960	4,260	4,380	4,560
給付費(千円)	1,056,833	1,131,448	1,146,102	1,201,056	1,292,762	1,329,177	1,383,801

ウ 介護療養型医療施設（介護医療院）

- ・介護療養型医療施設は、介護医療院への転換が進むことにより、今後は減少すると見込んでいます。

実績と計画

介護療養型医療施設（介護医療院）	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	890	738	500	516	420	420	420
給付費(千円)	305,022	269,629	194,435	201,890	164,421	164,421	164,421

※介護療養型医療施設は、令和5年度末までに介護医療院への転換が予定されている。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	558	613	585	600	792	1,020	1,080
給付費(千円)	83,978	94,443	93,142	96,118	126,946	163,490	173,108

イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等により、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

夜間対応型訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	427	299	553	420	480	540	660
給付費(千円)	20,038	16,531	18,312	13,993	16,001	18,001	22,002

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型通所介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	14,031	11,572	10,769	12,658	12,658	12,658	12,658
延べ利用人数	1,537	1,300	1,123	1,320	1,320	1,320	1,320
給付費(千円)	149,234	123,802	112,522	133,074	133,148	133,148	133,148

介護予防認知症対応型通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

工 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	857	1,042	1,242	1,356	1,512	1,548	1,968
給付費(千円)	179,946	215,008	256,561	281,832	314,430	321,916	409,257

介護予防小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	21	26	92	96	96	96	96
給付費(千円)	1,341	1,517	7,457	8,609	8,613	8,613	8,613

才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

看護小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	296	309	303	336	336	348	348
給付費(千円)	79,409	89,357	91,367	101,941	101,998	105,641	105,641

力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,597	1,659	1,836	1,896	2,052	2,112	2,328
給付費(千円)	419,157	435,201	490,757	509,908	552,168	568,314	626,437

介護予防認知 症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	200	203	792	840	840	840	840
給付費(千円)	53,897	55,540	216,852	234,414	234,544	234,544	234,544

ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型 通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	64,301	61,827	57,349	65,356	65,356	65,356	65,356
延べ利用人数	9,759	9,184	7,792	8,880	8,880	8,880	8,880
給付費(千円)	404,637	386,737	359,479	412,191	412,419	412,419	412,419

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

5) 給付費の実績と見込み

【図表】 8-15 第7期計画（平成30～令和2年度）における給付費の実績

(単位：千円)

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	合計
居宅サービス	訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,578,502	4,659,439
	訪問入浴介護	121,295	118,677	127,938	367,911
	訪問看護	648,291	684,200	786,113	2,118,604
	訪問リハビリテーション	50,248	57,285	62,521	170,054
	居宅療養管理指導	333,563	352,031	360,919	1,046,513
	通所介護	1,109,580	1,131,800	1,102,911	3,344,291
	通所リハビリテーション	215,075	238,420	208,858	662,353
	短期入所生活介護	286,410	273,725	246,788	806,923
	短期入所療養介護	66,896	63,155	30,094	160,145
	特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,390,019	7,122,172
	福祉用具貸与	387,269	388,260	406,612	1,182,142
	特定福祉用具販売	15,888	15,245	19,508	50,640
	住宅改修	31,851	36,166	29,960	97,977
	居宅介護支援	621,881	630,939	636,717	1,889,537
	小計	7,771,512	7,919,730	7,987,462	23,678,703
予防給付	介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295
	介護予防訪問看護	39,871	55,424	77,259	172,554
	介護予防訪問リハビリテーション	6,194	6,450	8,334	20,979
	介護予防居宅療養管理指導	21,032	23,939	24,819	69,791
	介護予防通所リハビリテーション	28,112	27,762	22,183	78,058
	介護予防短期入所生活介護	3,282	2,542	1,782	7,606
	介護予防短期入所療養介護	49	28	0	77
	介護予防特定施設入居者生活介護	98,387	95,231	95,498	289,116
	介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	31,802	86,704
	介護予防特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,061	9,860
	介護予防住宅改修	16,513	19,667	15,728	51,907
	介護予防支援	36,790	40,805	44,278	121,873
	小計	280,031	304,044	324,746	908,821
居宅サービス計		8,051,543	8,223,774	8,312,208	24,587,524
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,897,245	1,885,292	2,041,895	5,824,432
	介護老人保健施設	1,056,833	1,131,448	1,146,102	3,334,383
	介護療養型医療施設（介護医療院）	305,022	269,629	194,435	769,087
	施設サービス計	3,259,100	3,286,369	3,382,433	9,927,902
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,978	94,443	93,142	271,563
	夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	18,312	54,882
	認知症対応型通所介護	149,234	123,802	112,522	385,557
	小規模多機能型居宅介護	179,946	215,008	256,561	651,515
	看護小規模多機能型居宅介護	79,409	89,357	91,367	260,133
	認知症対応型共同生活介護	419,157	435,201	490,757	1,345,115
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	216,852	326,289
	地域密着型通所介護	404,637	386,737	359,479	1,150,853
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,341	1,517	7,457	10,314
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
	地域密着型サービス計	1,391,637	1,418,136	1,646,449	4,456,222
給付費計	12,702,280	12,928,278	13,341,090	38,971,648	

【図表】 8-16 第8期計画（令和3～5年度）における給付費の見込み

（単位：千円）

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,665,678	1,707,465	1,751,465	5,124,608	
	訪問入浴介護	135,004	138,620	142,283	415,907	
	訪問看護	829,506	872,580	917,758	2,619,844	
	訪問リハビリテーション	65,976	67,510	68,938	202,424	
	居宅療養管理指導	369,906	378,648	386,941	1,135,495	
	通所介護	1,163,810	1,191,985	1,216,969	3,572,764	
	通所リハビリテーション	220,388	225,617	230,580	676,585	
	短期入所生活介護	260,412	266,408	271,911	798,731	
	短期入所療養介護	31,756	33,141	33,856	98,753	
	特定施設入居者生活介護	2,448,982	2,530,950	2,635,120	7,615,052	
	福祉用具貸与	426,442	436,220	445,834	1,308,496	
	特定福祉用具販売	19,508	19,898	19,898	59,304	
	住宅改修	29,960	30,993	32,026	92,979	
	居宅介護支援	671,857	687,631	702,835	2,062,323	
	小計	8,339,185	8,587,666	8,856,414	25,783,265	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
		介護予防訪問看護	83,403	85,511	87,380	256,294
		介護予防訪問リハビリテーション	8,997	9,002	9,002	27,001
		介護予防居宅療養管理指導	26,796	27,458	28,033	82,287
		介護予防通所リハビリテーション	23,947	24,366	24,773	73,086
		介護予防短期入所生活介護	1,924	1,925	1,925	5,774
		介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
		介護予防特定施設入居者生活介護	103,089	105,671	108,204	316,964
		介護予防福祉用具貸与	34,128	34,908	35,689	104,725
		介護予防特定福祉用具販売	3,062	3,062	3,402	9,526
		介護予防住宅改修	15,728	15,728	15,728	47,184
介護予防支援		47,802	48,916	50,003	146,721	
小計		348,876	356,547	364,139	1,069,562	
居宅サービス計		8,688,061	8,944,213	9,220,553	26,852,827	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,125,611	2,216,096	2,235,942	6,577,649	
	介護老人保健施設	1,201,056	1,292,762	1,329,177	3,822,995	
	介護療養型医療施設（介護医療院）	201,890	164,421	164,421	530,732	
	施設サービス計	3,528,557	3,673,279	3,729,540	10,931,376	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96,118	126,946	163,490	386,554	
	夜間対応型訪問介護	13,993	16,001	18,001	47,995	
	認知症対応型通所介護	133,074	133,148	133,148	399,370	
	小規模多機能型居宅介護	281,832	314,430	321,916	918,178	
	看護小規模多機能型居宅介護	101,941	101,998	105,641	309,580	
	認知症対応型共同生活介護	509,908	552,168	568,314	1,630,390	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	234,414	234,544	234,544	703,502	
	地域密着型通所介護	412,191	412,419	412,419	1,237,029	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	8,609	8,613	8,613	25,835	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,792,080	1,900,267	1,966,086	5,658,433	
給付費計		14,008,698	14,517,759	14,916,179	43,442,636	

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

5 介護基盤整備について

第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めるとともに、中・長期的な視点に基づき、高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせる体制整備について検討していきます。

令和7年度（2025年度）までの整備方針

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じ、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は90人を見込んでいます。
- 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）は、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は224人を見込んでいます。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は194人を見込んでいます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は740人を見込んでいます。
- 介護老人保健施設は、『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は389人を見込んでいます。
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）は、今後の民間事業者の整備動向を踏まえ、整備方針を検討していきます。令和7年度末の定員は795人を見込んでいます。

中・長期的な視点を見据えた整備方針

区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設整備を進めるとともに、併せて医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や介護サービスを提供できる体制を、東京大学高齢社会総合研究機構¹の協力を得ながら、検討していきます。

1 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策をはじめ、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結しました。

【図表】 8-17 第8期介護基盤年度別整備計画

施設種別	令和2年度末	第8期				累計	令和7年度末(第9期)定員見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計		
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 (45)	—	1 (45)	—	1 (45)	2 (90)	90人
小規模多機能型居宅介護	5 (137)	1 (29)	—	—	1 (29)	7 (195)	224人
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)						
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	9 (158)	1 (18)	—	—	1 (18)	10 (176)	194人
施設サービス							
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	9 (628)	—	—	—	—	9 (628)	740人
介護老人保健施設	3 (289)	—	—	—	—	3 (289)	389人
介護療養型医療施設(介護医療院)	—	—	—	—	—	—	—
居宅サービス							
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	12 (722)	—	1 (73)	—	1 (73)	13 (795)	795人

※ 上段は施設数、下段は(定員)

※ 整備年度は、事業開始年度を示す。

※ 上記以外の介護サービス基盤の整備として、以下の事業を進めている。(「文の京」総合戦略 戦略シートNo.14より)

事業番号	計画事業(所管課)	年次計画			
		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
		第8期「文京区高齢者・介護保険事業計画」 (介護基盤整備計画・整備量を再算定)			
59	民間事業者による高齢者施設の整備 [介護保険課]	【特別養護老人ホームの整備】 ●小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用した整備計画 国との調整・スケジュール等の検討 → 運営事業者公募 →			
61	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 [介護保険課]	●「文京くすのきの郷」大規模改修(～令和5年5月) →	「文京白山の郷」「文京千駄木の郷」 → 工法・スケジュール等の検討		

第8期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,024人（令和2年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から8,634人（令和2年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約133億円（令和2年度末見込み）に増加して約2.7倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第7期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12～14年度）は2,911円でしたが、第7期（平成30年度～令和2年度）は5,869円となり、約2.0倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込まれます。

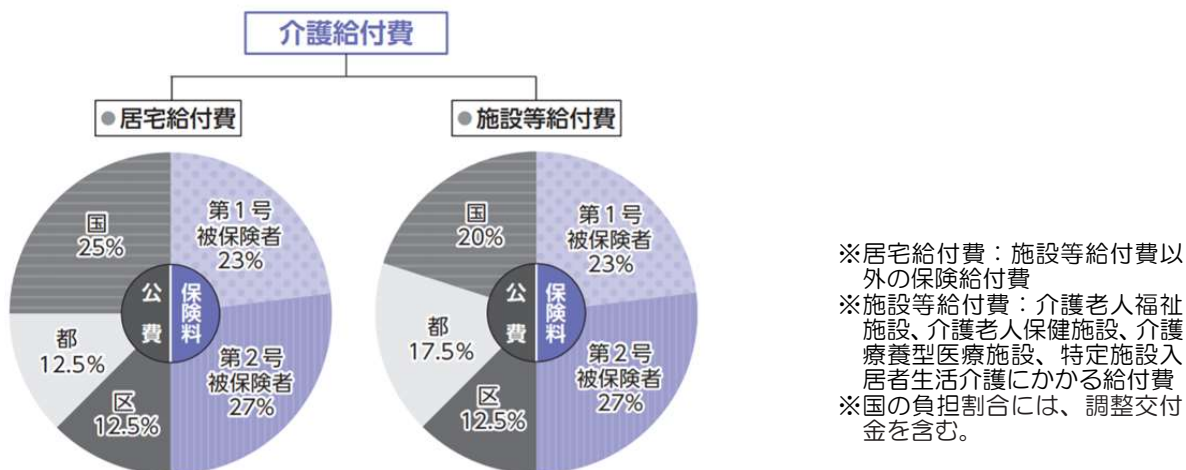
2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

① 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%（第2号被保険者は28%から27%）に見直されました。

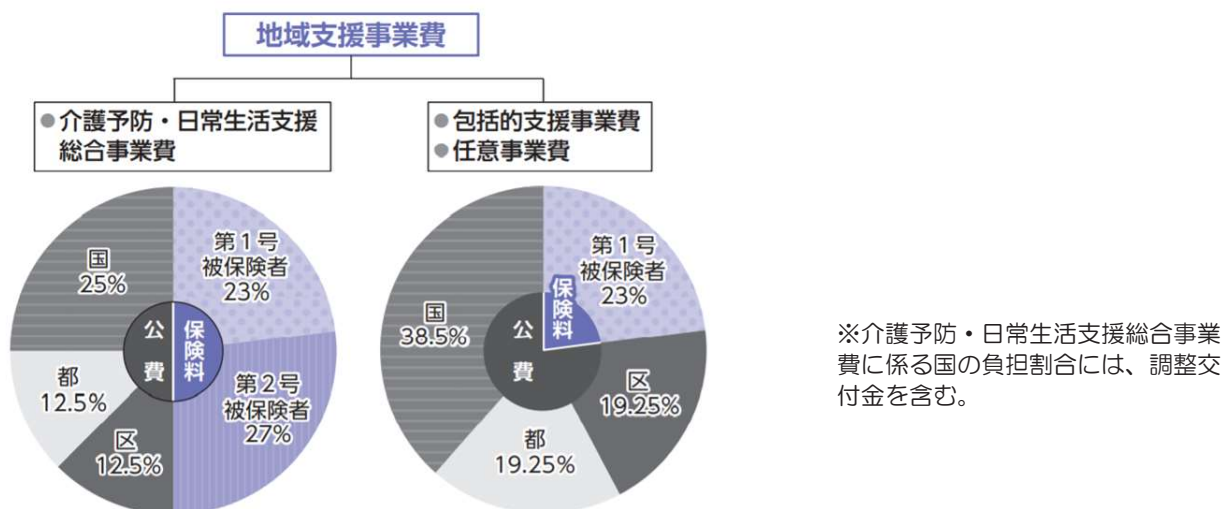
【図表】8-18 介護給付費の負担割合



② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%（第2号被保険者は28%から27%）に見直されました。

【図表】8-19 地域支援事業費の負担割合



3) 第8期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額は、第8期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第8期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約484億円を見込んでおり、第7期の実績と比較して約1.1倍程度増加しています。算定に当たっては、次の①、②の要因を反映させています。

この介護保険事業費から、第8期の保険料算定基礎額は6,371円となります。

さらに、介護保険料算定基礎額6,371円に、次の③の要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額を6,020円と決定しました。

① 介護報酬の改定

国は、「感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新及び制度の安定性・持続可能性の確保を踏まえ、介護報酬を全体で0.7%増（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%増（令和3年9月末までの間））の改定率とする」との考え方を示しました。

これにより、介護保険事業費は、増額となる影響を受けます。

② 利用者負担の見直し等

令和3年度からは、介護保険施設利用時の居住費・食費の負担限度額認定の見直しと、高額介護サービス費の月あたり負担上限額の見直しが予定されています。

これにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

③ 介護給付費準備基金の活用

令和2年度末の「介護給付費準備基金¹」の見込残高は、約18億3千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残額から「第8期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和2年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮したうえで活用額を決定します。

1 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

4) 第8期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

第8期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

① 介護保険料の段階設定

第7期に引き続き、第8期の介護保険料の段階数は15段階とします。

なお、第8期における第7段階から第9段階までを区分する基準所得金額は、それぞれ210万円、320万円に改正されます。

② 住民税非課税者の保険料軽減

第7期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.75)と第4段階の保険料比率(0.90)は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率(0.70)、第4段階の保険料比率(0.85)とします。

③ 保険料比率について

第8期は、保険料比率を据え置きます。なお、第7期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国 1/2、都道府県 1/4、区市町村 1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減(第1段階 0.50→0.30、第2段階 0.70→0.45、第3段階 0.75→0.70)します。

5) 第8期における介護保険事業費の見込み

① 第8期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、第8期（令和3～5年度）で約459億円を見込んでいます。

【図表】8-20 第8期介護給付費の見込み

(単位：千円)

介護給付費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総給付費(A)	14,008,698	14,517,759	14,916,179	43,442,636
居宅サービス給付費	8,688,061	8,944,213	9,220,553	26,852,827
施設サービス給付費	3,528,557	3,673,279	3,729,540	10,931,376
地域密着型サービス給付費	1,792,080	1,900,267	1,966,086	5,658,433
その他給付額(B)	803,372	791,015	809,967	2,404,355
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額	200,533	187,708	193,388	581,629
高額介護（予防）サービス費等給付額	523,406	522,046	533,531	1,578,982
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	79,434	81,261	83,049	243,744
保険給付費計〔(A) + (B)〕	14,812,070	15,308,774	15,726,146	45,846,991
審査支払手数料(C)	15,955	16,322	16,681	48,959
合計〔(A) + (B) + (C)〕	14,828,026	15,325,096	15,742,828	45,895,950

② 第8期地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第8期（令和3～5年度）で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第8期地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

地域支援事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費	836,447	838,059	844,545	2,519,051
介護予防・日常生活支援総合事業費	479,716	479,699	485,752	1,445,167
包括的支援事業費・任意事業費	356,731	358,360	358,793	1,073,884

※第8期地域支援事業費の見込みにおける内訳は、P.186を参照。

④ 第8期介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第8期（令和3～5年度）で約484億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第8期介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

介護保険事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護給付費	14,828,026	15,325,096	15,742,828	45,895,950
地域支援事業費	836,447	838,059	844,545	2,519,051
合計	15,664,473	16,163,155	16,587,373	48,415,001

6) 令和7年度(2025年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和7年に45,194人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約2.7%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和7年度に9,709人になると推計しており、令和2年度の8,634人(8月末)と比べ、約12.5%増加すると見込んでいます。

介護保険事業費は、後期高齢者や認知症高齢者の増加、介護保険サービス利用量の増加などにより、令和7年度、約176億2千万円になると推計しており、令和2年度の約149億1千万円と比べ、約18.1%増加すると見込んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が介護保険事業に与える影響は現時点で不明確ではあるが、この介護保険事業費を基に算出した令和7年度(第9期)の介護保険料算定基礎額は、約7,000円となり、第8期と比べ、約1,000円程度上昇すると見込んでいます。

7) 令和22年度(2040年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和22年に63,134人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約43.4%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者も令和22年度に12,372人になると推計しており、令和2年度の8,634人(8月末)と比べ、約43.3%増加すると見込んでいます。

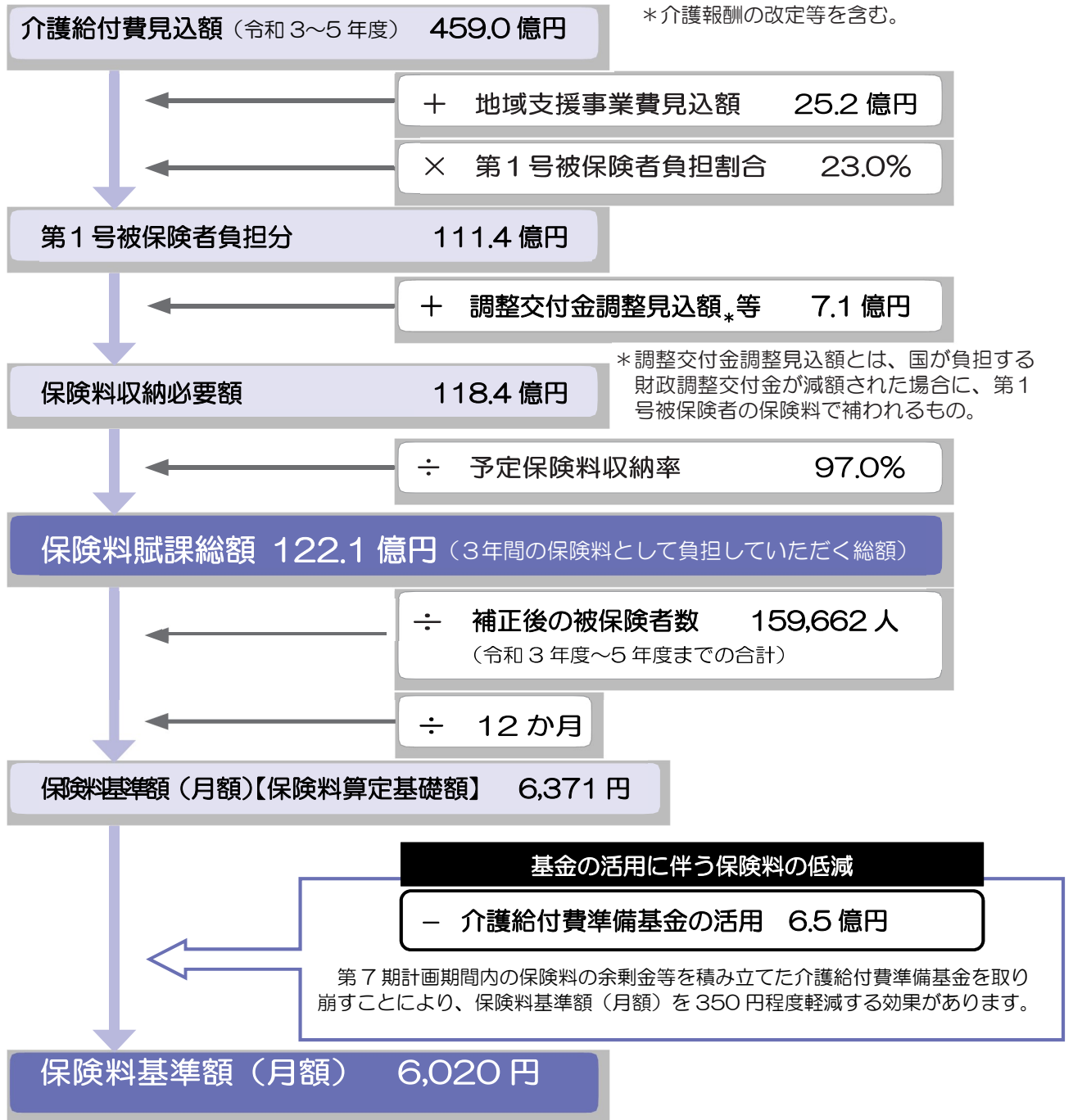
令和22年度(第14期)の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額は、新たな感染症、介護サービス基盤の整備、地域包括ケアシステムの推進による可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるための支援、フレイル予防プロジェクトの推進や高齢者クラブ等の活動による要介護・要支援認定者数への影響に加え、現在の人口推計に反映されない今後の人口動態の変化等を考慮すると、令和7年度と比べ、上昇すると見込んでいます。

※令和7年及び令和22年の第1号被保険者数は、令和2年1月時点の人口推計に基づき算出したものです。

8) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第8期（令和3～5年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第8期保険料基準額

第8期保険料基準額	令和3～令和5年度	月額 6,020円
-----------	-----------	-----------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第8期（令和3～5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	第7期との差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円 (1,800円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円 (2,700円)	0円
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円 (4,200円)	0円
第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)	0円
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)	0円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)	0円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	90,300円 (7,500円)	0円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	101,100円 (8,400円)	0円
第9段階		合計所得金額が320万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)	0円
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)	0円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)	0円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)	0円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	202,300円 (16,800円)	0円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)	0円
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)	0円

参考 第7期（最終年度 令和2年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円 (1,800円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.45	32,500円 (2,700円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	50,600円 (4,200円)
第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	90,300円 (7,500円)
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	101,100円 (8,400円)
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	202,300円 (16,800円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)



* 月額保険料は、目安として百円単位で表示。

* 第1段階から第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合。

(本来の割合) 第1段階…0.50 第2段階…0.70 第3段階…0.75

* 介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合がある。

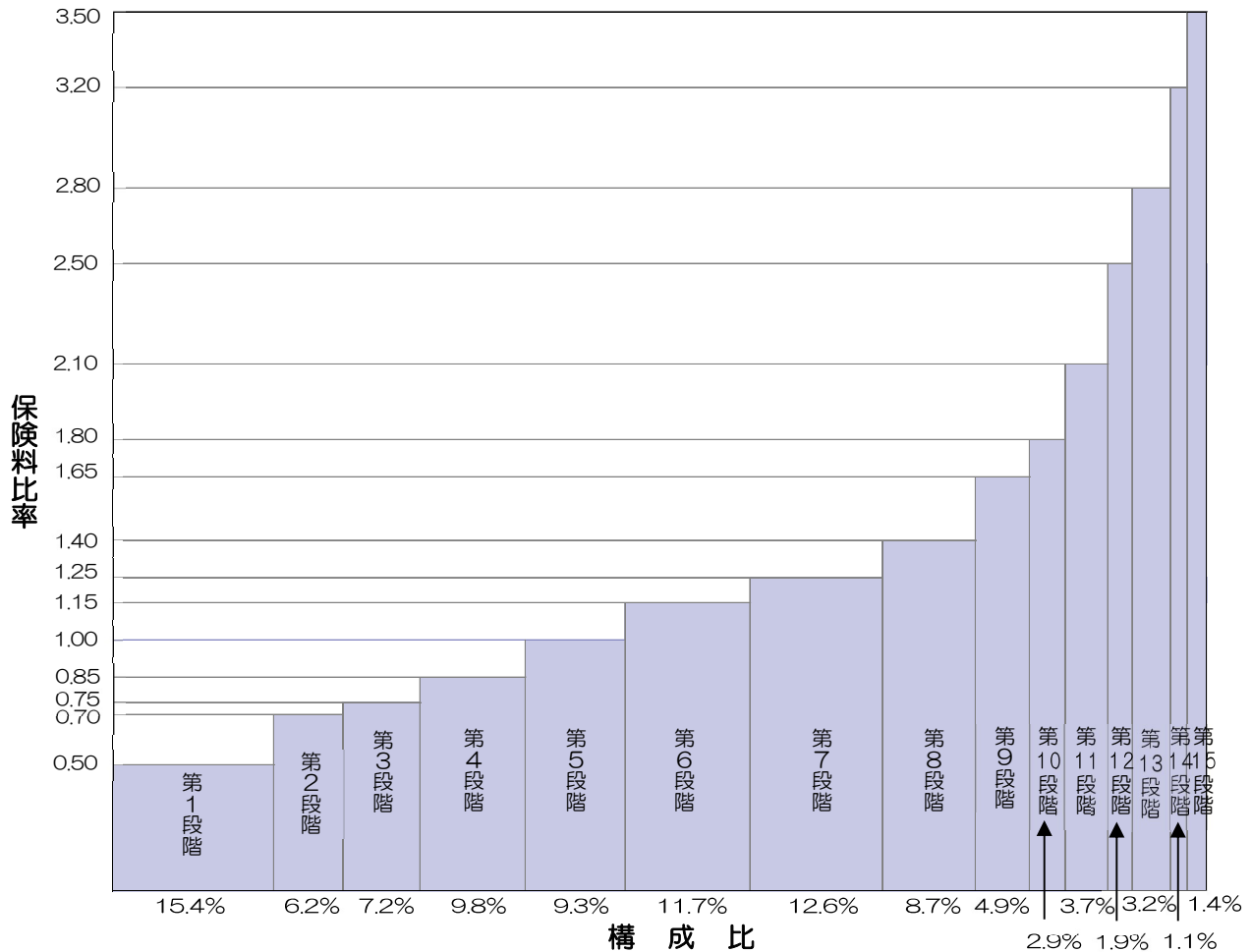
【図表】 8-26 保険料段階別第1号被保険者数

(単位：人)

段 階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,810	6,846	6,882	20,538	15.4%	0.50	10,269
第2段階	2,757	2,771	2,786	8,314	6.2%	0.70	5,820
第3段階	3,160	3,177	3,193	9,530	7.1%	0.75	7,148
第4段階	4,354	4,377	4,400	13,131	9.8%	0.85	11,161
第5段階	4,118	4,140	4,162	12,420	9.3%	1.00	12,420
第6段階	5,192	5,219	5,246	15,657	11.7%	1.15	18,006
第7段階	5,572	5,602	5,631	16,805	12.6%	1.25	21,006
第8段階	3,847	3,868	3,888	11,603	8.7%	1.40	16,244
第9段階	2,165	2,177	2,188	6,530	4.9%	1.65	10,775
第10段階	1,293	1,300	1,307	3,900	2.9%	1.80	7,020
第11段階	1,653	1,661	1,670	4,984	3.7%	2.10	10,466
第12段階	820	825	829	2,474	1.9%	2.50	6,185
第13段階	1,417	1,424	1,432	4,273	3.2%	2.80	11,964
第14段階	474	476	479	1,429	1.1%	3.20	4,573
第15段階	626	629	632	1,887	1.4%	3.50	6,605
合 計	44,258	44,492	44,725	133,475	100.0%		159,662

※表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-27 保険料段階別第1号被保険者数構成比





第9章

介護保険制度の運営

第9章 介護保険制度の運営

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による高齢者に対する影響を踏まえ、リハビリテーションサービス提供体制の強化等、必要な対策を検討していきます。

4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元氣な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加・社会的役割をもつことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とするサービスを、介護事業者が適切に提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都高齢者保健福祉計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異なるように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

② 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組みるとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

② ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成 18 年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

③ ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていきます。

④ 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い適正に利用されているか確認しています。

年間 15 件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

区内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携を図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

② 苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」

等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

③ 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

① サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、本区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉保健局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

<啓発用パンフレット・チラシ>

○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。（持ち運び用冊子）

○ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック）

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載したWEBページも開設しています。

○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスをわかりやすくまとめています。

○文京区認知症ケアパス知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

○こんにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

<情報サイト等の運用>

○介護事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

<事業概要>

○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

② 介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、対応の充実を図っています。

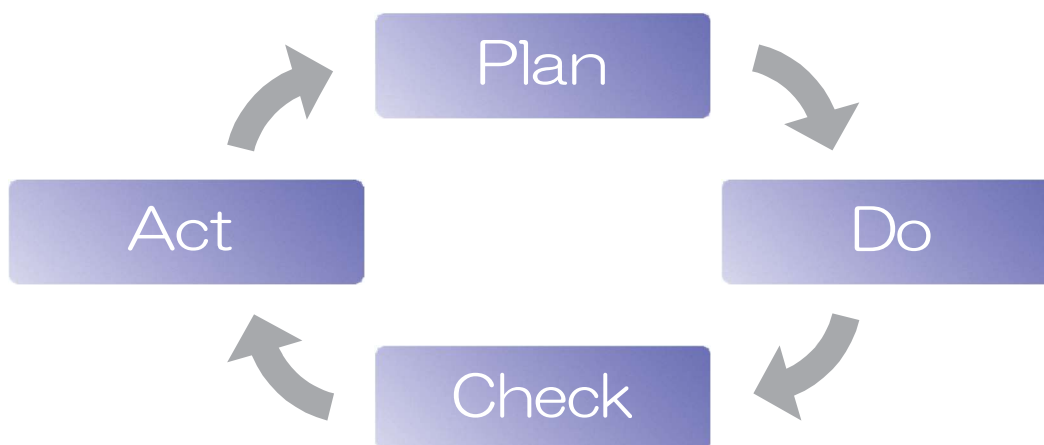
3 PDCA サイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクルの推進を明記しています。

そのため国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、国の基本指針に従い、本章で示す施策等の評価を地域福祉推進協議会高齢者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】 9-1 PDCA サイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

4

介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、3万5千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2025年（令和7年）には数百人、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されます。

また、本区の高齢者等実態調査（令和元年度）では、介護サービス事業者の54.1%が職員が「不足している」と感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状においては大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国は地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むとしています。

国においては、平成29年度に介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな介護職員処遇改善加算を導入しており、さらに令和元年10月に勤続年数等を考慮して介護職員処遇改善加算に上乘せする形で算定できる介護職員等特定処遇改善加算を導入しています。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、平成27年度から学生向けに事業所見学ツアー、平成29年度から出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。

さらに、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。

平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者の資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また同時に、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助するとともに、若手職員の定着促進やネットワーク構築を支援するための人材育成プログラム研修を実施しています。今後、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICTや介護ロボットの導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めていきます。

5

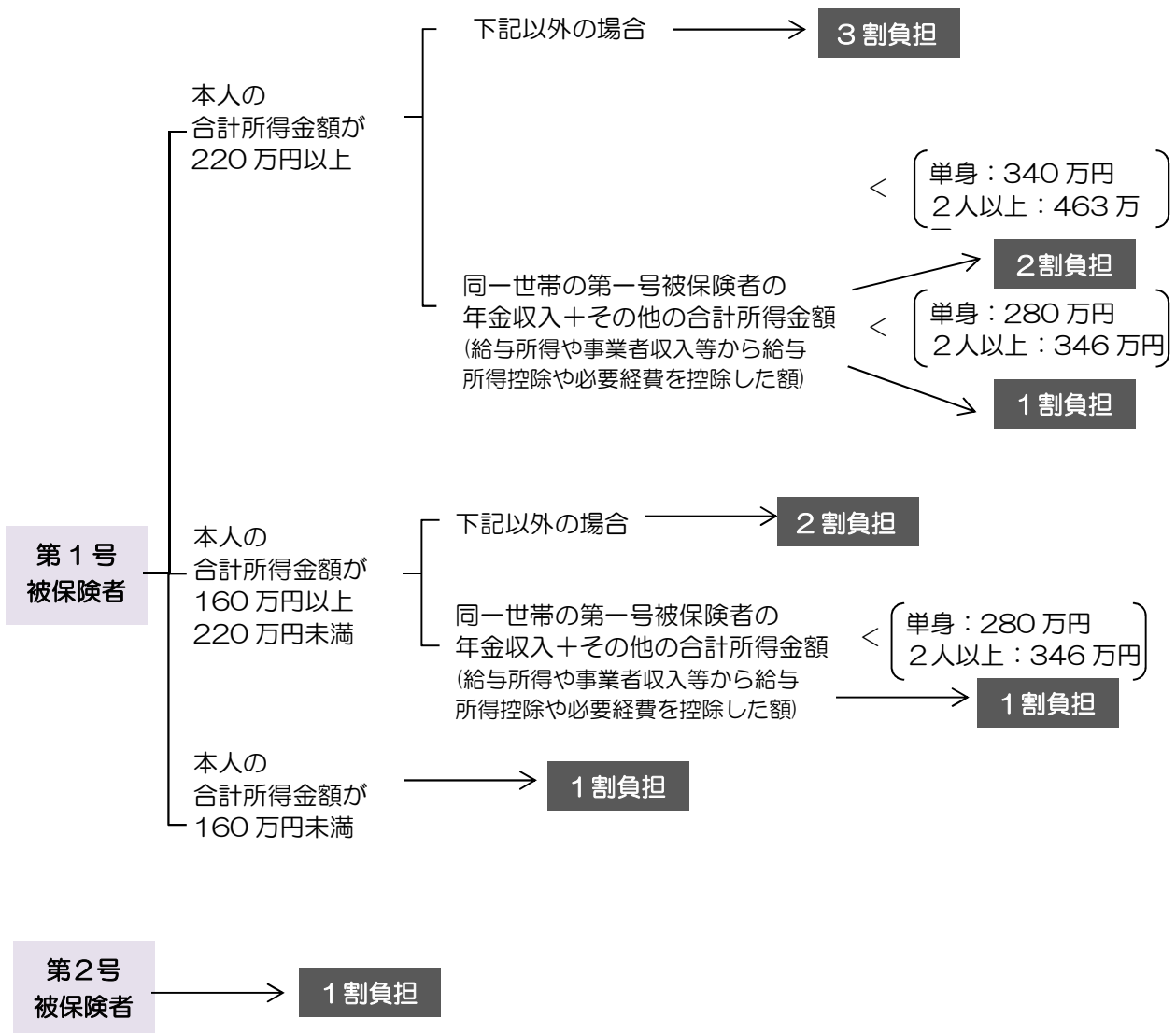
利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は2割または3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】 9-3 利用者負担の割合



1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する人のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計をともにしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 利用者負担段階の設定

利用者負担段階を設定し、段階に応じて特定入所者介護サービス費や高額介護（介護予防）サービス費を支給することで、利用者負担を軽減しています。

【図表】9-5 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

なお、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合や、別居の配偶者が住民税課税者の場合は対象外となります。

また、第2段階の方であっても、非課税年金額と合わせて80万円を超える場合は第3段階となります。

【図表】 9-6 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費 （日額）
	多床室 （相部屋）	従来型個室	ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室	
第1段階	0円	Ⓐ 320円 Ⓑ 490円	490円	820円	300円
第2段階	370円	Ⓐ 420円 Ⓑ 490円	490円	820円	390円
第3段階	370円	Ⓐ 820円 Ⓑ 1,310円	1,310円	1,310円	650円
第4段階 （基準費用額）	Ⓐ 855円 Ⓑ 377円	Ⓐ 1,171円 Ⓑ 1,668円	1,668円	2,006円	1,392円

※Ⓐ：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設生活介護

※Ⓑ：介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）短期入所療養介護

※令和3年度より、負担限度額の見直しが予定されている。

4) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費含む。）の見込額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は利用者負担段階の第3段階が適用されます。

5) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】 9-7 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額
第1段階	個人 15,000円
第2段階	個人 15,000円
第3段階	世帯 24,600円
第4段階	世帯 44,400円

※令和3年度より、負担上限額の見直しが予定されている。

6) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】 9-8 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人がいる世帯)		被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の人がいる世帯)		所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)	
	課税所得 690万円以上	212万円	212万円	212万円		901万円超	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円		
課税所得 145万円以上	67万円	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円		
一般	56万円	56万円	56万円	210万円以下	60万円		
住民税 非課税	Ⅱ	31万円	31万円	住民税世帯非課税	34万円		
	Ⅰ	19万円	19万円				

※毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※住民税非課税Ⅰの人が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

7) 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で 150 万円以下や預貯金が単身で 350 万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申し出を行っている場合に対象となります。

中間のまとめからの主な変更点について【高齢者・介護保険事業計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P.2 1 計画の目的	<p>本区も、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、<u>同様の推移をたどる</u>ことが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。</p> <p>また、平成29年（2017年）6月には、「<u>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</u>」が公布され、「<u>地域包括ケアシステムの深化・推進</u>」の観点から、「<u>自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進</u>」や「<u>医療と介護の連携の推進</u>」などが盛り込まれました。</p> <p>さらに、令和2年（2020年）6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを<u>共に</u>創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「<u>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律</u>」が公布されました。</p>	<p>本区も、<u>令和2年（2020年）1月1日現在</u>、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、<u>高齢化率は増加傾向となる</u>ことが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。</p> <p>令和2年（2020年）6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを<u>ともに</u>創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「<u>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律</u>」が公布され、「<u>認知症に関する施策の総合的な推進</u>」などが盛り込まれる等、<u>介護保険法の一部が改正</u>されました。</p>
2	P.28 11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年度以降、約420人前後で推移しています。 令和2年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が<u>27.2%</u>、要介護4が<u>37.0%</u>、要介護5が<u>35.7%</u>となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年度以降、約420人前後で推移していましたが、<u>令和2年10月1日時点では359人まで減少</u>しています。 令和2年10月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が<u>27.0%</u>、要介護4が<u>35.7%</u>、要介護5が<u>37.3%</u>となっています。

3	<p>P.45</p> <p>【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援</p>	<p>【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援</p> <p>主な課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等が課題となります。 ・従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着の支援が課題となります。 ・事業所または従事者向けの研修支援・機会等の提供、参加支援が課題となります。 	<p>【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援 <u>(主な要望のみ)</u></p> <p>主な課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生、<u>主婦</u>、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等が課題となります。 ・従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援など、介護サービス事業所への人材確保・<u>定着のための支援</u>が課題となります。 ・事業所または従事者向けの研修の<u>支援及び機会</u>等の提供、参加のための<u>環境の整備</u>が課題となります。
4	<p>P.49</p> <p>【図表】3-69 閉じこもり傾向について</p>		<p><u>【図表】3-69 閉じこもり傾向について (n=2,079)</u> を追加。</p> <p>以下、図表番号を繰り下げる。</p>
5	<p>P.53</p> <p>② たすけあいについて</p>	<p>主な課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活が困難な方への対応や、在宅生活が継続できるよう住宅への防災対策が課題となります。 	<p>主な課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活が困難な方への対応や、<u>災害時に在宅生活</u>が継続できるよう住宅への防災対策が課題となります。
6	<p>P.61</p> <p>1 計画の体系</p>	<p>認知症初期集中支援事業</p>	<p>認知症初期集中支援<u>推進</u>事業</p>

7	P.67 1-1-9 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、 <u>閉じこもり防止</u> ）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、 <u>交流機会の創出</u> ）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。
8	P.72 1-3-8 認知症サポーター養成講座	また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活躍の <u>場</u> について検討を進める。	また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活動の <u>取組</u> を推進する。
9	P.78 2-1) 介護サービスの充実	高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援の確立に取り組んでいきます。	高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる <u>支援策</u> の確立に取り組んでいきます。
10	P.81 2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業	65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し紙おむつの支給、 <u>又はおむつ費用の一部を助成し</u> 、精神的又は経済的負担の軽減を図る。	65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、 <u>紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより</u> 、精神的又は経済的負担の軽減を図る。
11	P.83 2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や <u>介護未経験者を対象とした研修</u> など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

12	P.85 2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）	施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを <u>整備</u> する。	施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームの <u>整備を進める</u> 。																				
13	P.86 2-5-11 バリアフリーの道づくり	<u>高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。</u>	<u>文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。</u>																				
14	P.87 3-1-2 健康診査・保健指導	<table border="1" data-bbox="477 579 1099 858"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">3年間の事業量</td> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">元年度実績</td> <td style="text-align: center;">5年度末</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査受診率</td> <td style="text-align: center;">45%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率（終了率）</td> <td style="text-align: center;">11%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </table>	3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末	特定健康診査受診率	45%	60%	特定保健指導実施率（終了率）	11%	60%	<table border="1" data-bbox="1301 579 1924 858"> <tr> <td rowspan="3" style="background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">3年間の事業量</td> <td style="text-align: center;">項目</td> <td style="text-align: center;">元年度実績</td> <td style="text-align: center;">5年度末</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査受診率</td> <td style="text-align: center;">44.9%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率（終了率）</td> <td style="text-align: center;">12.4%</td> <td style="text-align: center;">60%</td> </tr> </table>	3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末	特定健康診査受診率	44.9%	60%	特定保健指導実施率（終了率）	12.4%	60%
3年間の事業量	項目	元年度実績		5年度末																			
	特定健康診査受診率	45%		60%																			
	特定保健指導実施率（終了率）	11%	60%																				
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末																				
	特定健康診査受診率	44.9%	60%																				
	特定保健指導実施率（終了率）	12.4%	60%																				
15	P.90 3-4) 生涯学習と地域交流の推進	さらに、 <u>閉じこもりを予防</u> する外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。	さらに、 <u>交流機会を創出</u> する外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。																				

16	P.94 4-2-2 家具転倒防止器具設置助成事業	<p>災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。</p> <table border="1" data-bbox="477 379 1193 632"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">3年間の事業量</td> <th style="background-color: #d3d3d3;">項目</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">元年度実績</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">3年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">4年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">5年度</th> </tr> <tr> <td>家具転倒防止器具設置助成数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u>件</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u>件</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000</u>件</td> </tr> </table>	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度	家具転倒防止器具設置助成数	—	<u>2,000</u> 件	<u>2,000</u> 件	<u>2,000</u> 件	<p>災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し<u>在宅避難を推進</u>するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。</p> <table border="1" data-bbox="1301 379 2018 632"> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #4a7ebb; color: white; text-align: center;">3年間の事業量</td> <th style="background-color: #d3d3d3;">項目</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">元年度実績</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">3年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">4年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">5年度</th> </tr> <tr> <td>家具転倒防止器具設置助成数</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;"><u>500</u>件</td> <td style="text-align: center;"><u>500</u>件</td> <td style="text-align: center;"><u>500</u>件</td> </tr> </table>	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度	家具転倒防止器具設置助成数	—	<u>500</u> 件	<u>500</u> 件	<u>500</u> 件
3年間の事業量	項目	元年度実績		3年度	4年度	5年度																			
	家具転倒防止器具設置助成数	—	<u>2,000</u> 件	<u>2,000</u> 件	<u>2,000</u> 件																				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度																				
	家具転倒防止器具設置助成数	—	<u>500</u> 件	<u>500</u> 件	<u>500</u> 件																				
17	P.108 ⑥ 高齢者の居住安定に係る支援の推進	<p>住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置し、関係機関との連携による支援の検討を行います。</p>	<p>住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置・<u>運営</u>し、関係機関との連携による支援の検討を行います。</p>																						
18	P.108 イ 文京区居住支援協議会の推進	<p><u>イ 文京区居住支援協議会の設置</u></p> <p>文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会を<u>設置</u>し、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。</p>	<p><u>イ 文京区居住支援協議会の推進</u></p> <p>文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会<u>において</u>、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。</p>																						

19	P.115 【図表】7-6 短期集中予防サービス実績	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)
		複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	220 人	179 人	<u>120</u> 人	複合型プログラム事業 (体操+栄養+口腔)	220 人	179 人	<u>42</u> 人
		複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	87 人	70 人	<u>20</u> 人	複合型プログラム事業 (マシン運動・体操+栄養+口腔)	87 人	70 人	<u>12</u> 人
		訪問型プログラム事業	0人	0人	4人	訪問型プログラム事業	0人	0人	4人
		合計	307 人	249 人	<u>144</u> 人	合計	307 人	249 人	<u>58</u> 人
20	P.117 2) 一般介護予防事業	1) 一般介護予防事業				2) 一般介護予防事業			
21	P.117 【図表】7-10 介護予防把握事業実績	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)
		調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人	調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人
		調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	<u>2,059</u> 人	調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	<u>2,089</u> 人
		短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	<u>506</u> 人	短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	<u>512</u> 人

22	P.118 【図表】7-12 介護予防普及啓発事業実績	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
		文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	<u>990</u> 人	文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	<u>346</u> 人
		介護予防教室	1,215人	952人	<u>550</u> 人	介護予防教室	1,215人	952人	<u>243</u> 人
		介護予防講演会	447人	296人	<u>100</u> 人	介護予防講演会	447人	296人	<u>48</u> 人
		出前講座	158人	93人	<u>80</u> 人	出前講座	158人	93人	<u>24</u> 人
		介護予防展	1,334人	<u>0</u> 人	<u>1,200</u> 人	介護予防展	1,334人	<u>二</u>	<u>400</u> 人
		合計	4,178人	2,374人	<u>2,920</u> 人	合計	4,178人	2,374人	<u>1,061</u> 人
※令和元年度介護予防展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止。									
23	P.118 【図表】7-13 介護予防普及啓発事業実績見込み	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人	文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人
		介護予防教室	<u>1,106</u> 人	<u>1,106</u> 人	<u>1,106</u> 人	介護予防教室	<u>1,110</u> 人	<u>1,110</u> 人	<u>1,110</u> 人
		介護予防講演会	300人	300人	300人	介護予防講演会	300人	300人	300人
		出前講座	80人	80人	80人	出前講座	80人	80人	80人
		介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人	介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人
		合計	<u>3,886</u> 人	<u>3,896</u> 人	<u>3,906</u> 人	合計	<u>3,890</u> 人	<u>3,900</u> 人	<u>3,910</u> 人

24	P.119 【図表】7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)
		文の京介護予防体操 推進リーダー	102人	97人	90人	文の京介護予防体操 推進リーダー	102人	97人	90人
		転倒骨折予防体操ボ ランティア指導員	33人	30人	30人	転倒骨折予防体操ボ ランティア指導員	33人	30人	30人
		脳の健康教室サポー ター	23人	19人	19人	脳の健康教室サポー ター	23人	19人	13人
		合計	158人	146人	139人	合計	158人	146人	133人
25	P.123 ② 介護保険事業者等指導事務	② 事業者指導事業 介護保険サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを提供するために、 <u>介護給付解釈に関する研修会などで集団指導</u> を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。	② <u>介護保険事業者等指導事務</u> 介護保険サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを提供するために集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。						
26	P.124 ア ただいま！ 支援登録		<u>また、登録者には、行方不明発見時に 365 日 24 時間、区や警察を經由せずに発見者と家族が迅速に連絡を取りあえる QR コード付きステッカー・シールを配付します。</u> を追加。						
27	P.126 4) 地域支援事業に要する費用の見込み		4) 地域支援事業に要する費用の見込みを追加。						

28	P.131 3 第7期計画 (平成30年度～ 令和2年度)と実績		令和2年度の実績(見込)を再計算したため、第7期実績及び計画比を修正。
29	P.137 ●介護予防・日常生活支援総合事業	<p><u>介護予防事業については、平成27年度に、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に健康質問調査票を送付する二次予防事業対象者把握事業を実施し、要介護状態となる恐れの高い高齢者に対して二次予防事業への参加勧奨に努めました。</u></p> <p><u>平成27年度に厚生労働省が策定した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにおいて、健康質問調査票は必ずしも全件送付する位置づけではなくなりましたが、本区の85歳以上の要介護認定率の実績を踏まえ、平成28年度以降も介護予防把握事業として、75歳以上84歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。</u></p> <p><u>調査は3年間で1サイクルとして実施し、調査初年度の平成30年度は全件を対象、令和元・2年度は未回答者を対象とするため、年度による実績の差があり計画を下回っていますが、調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。</u></p> <p><u>一般介護予防事業においては、文の京介護予防体操の地域会場の新設等により、事業への参加者は増加しています。</u></p> <p><u>また、平成29年度より地域介護予防活動支援事業として通いの場を開始しました。</u></p> <p><u>これらの様々な取組により介護予防の推進を図っています。</u></p>	<p><u>一般介護予防事業については、介護予防把握事業にて75歳以上84歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。調査は3年間で1サイクルとして実施し、調査初年度の平成30年度は全件を対象、令和元・2年度は未回答者を対象としています。調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。</u></p> <p><u>介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業中止・変更等の影響もあり計画値を下回っていますが、文の京介護予防体操等を通じて、すべての高齢者が介護予防に取り組みきっかけづくりと取組の機会を提供するとともに、住民同士のゆるやかな助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、住民主体の通いの場への運営支援を行っています。</u></p>

30	P.138 ●任意事業	成年後見制度利用支援事業については、計画を上回っていますが、引き続き制度の普及・啓発及び利用促進に努めていきます。	成年後見制度利用支援事業については、 <u>実績が計画を上回っています。今後も引き続き成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、</u> 制度の普及・啓発及び利用促進に努めていきます。
31	P.139 4 第8期計画 (令和3～5年度)の介護サービス利用見込み		介護サービスの利用見込を再計算したため、推計値を修正。

<p>32</p> <p>P.153</p> <p>第8章</p> <p>5 介護基盤整備について</p>	<p>第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度及び令和22年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めていきます。</p> <p><u>令和22年度（2040年度）までの整備方針</u></p> <p>・<u>文京区における今後増加する高齢者人口の推移や新たな感染症の発生の可能性を勘案しつつ、状況を見ながら柔軟に対応し、必要と考える整備を進めます。</u></p> <p><u>各施設の年度別整備計画並びに令和7年度末及び令和22年度末の定員見込については、利用状況やニーズ等を勘案し、適宜見直していきます。</u></p>	<p>第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めるとともに、<u>中長期的な視点に基づき、高齢者が在宅で安心して暮らせる体制整備について検討していきます。</u></p> <p><u>中・長期的な視点を見据えた整備方針</u>に変更</p> <p>・区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設整備を進めるとともに、併せて医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や介護サービスを提供できる体制を、東京大学高齢社会総合研究機構¹の協力を得ながら、検討してまいります。</p> <p>（新設）欄外</p> <p>1 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策をはじめ、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結しました。</p>	<p>第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めるとともに、<u>中長期的な視点に基づき、高齢者が在宅で安心して暮らせる体制整備について検討していきます。</u></p> <p><u>中・長期的な視点を見据えた整備方針</u>に変更</p> <p>・区における今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ、施設整備を進めるとともに、併せて医療や介護が必要な高齢者が可能な限り在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や介護サービスを提供できる体制を、東京大学高齢社会総合研究機構¹の協力を得ながら、検討してまいります。</p> <p>（新設）欄外</p> <p>1 東京大学高齢社会総合研究機構と区は、平成31年4月1日、フレイル予防等の介護予防施策をはじめ、高齢者の生活支援や在宅医療・介護など地域包括ケアシステムに関する分野について連携協定を締結しました。</p>
<p>33</p> <p>P.154</p> <p>【図表】8-17 第8期介護基盤年度別整備計画</p>	<p>※ <u>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を含む。</u></p> <p>※ <u>施設整備については、見直す場合がある。</u></p>	<p>注を削除し、図表内の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」の欄に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の記載を追加</p>	<p>注を削除し、図表内の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」の欄に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の記載を追加</p>

34	P.155 6 第1号被保険者の保険料の算出		介護サービスの利用見込の推計値の変更及び介護報酬の改定等による再算定のため、保険料等を修正。
35	P.167 2 介護給付の適正化	<p>介護保険制度は、高齢者が<u>可能な限り</u>住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。</p> <p>区は保険者として、東京都が策定する東京都<u>介護給付適正化</u>計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。</p>	<p>介護保険制度は、高齢者の<u>尊厳を守り</u>、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。</p> <p>区は保険者として、東京都が策定する東京都<u>高齢者保健福祉</u>計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。</p>
36	P.168 ① 事業者に対する指導監督	<p>法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し<u>各種説明会や研修会の中で</u>集団指導を行います。</p> <p>都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も<u>密に</u>図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。</p>	<p>法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。</p> <p>都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携を<u>密に</u>図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。</p>
37	P.170 ○ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック）	<p>本区における相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載した WEB ページも開設しています。</p>	<p>本区における<u>介護保険</u>の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載した WEB ページも開設しています。</p>

38	P.172 4 介護人材の確保・定着等	<p><u>また、国においては、介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな処遇改善加算を平成 29 年度に導入しました。</u></p> <p>平成 30 年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者の資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また同時に、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助するとともに、若手職員の定着促進やネットワーク構築を支援するための人材育成プログラム研修を実施し、さらなる介護人材の確保・定着等を支援しています。</p>	<p><u>国においては、平成 29 年度に介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな介護職員処遇改善加算を導入しており、さらに令和元年 10 月に勤続年数等を考慮して介護職員処遇改善加算に上乗せする形で算定できる介護職員等特定処遇改善加算を導入しています。</u></p> <p>平成 30 年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者の資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また同時に、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助するとともに、若手職員の定着促進やネットワーク構築を支援するための人材育成プログラム研修を実施しています。今後、<u>介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。</u></p>
39	P.175 【図表】9-6 特定入所者介護サービス費負担限度額		<p><u>※令和 3 年度より、負担限度額の見直しが予定されている。</u>を追加</p>
40	P.176 【図表】9-7 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費		<p><u>※令和 3 年度より、負担上限額の見直しが予定されている。</u>を追加</p>

「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画
令和3年度～令和5年度
(最終案)

文京区

も く じ

第1章 計画の策定の考え方	1
1 計画の目的	2
2 計画の性格・位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の推進に向けて	5
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	9
1 基本理念	10
2 基本目標	11
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状	13
1 障害者・障害児の人数	14
2 地域生活の現状と課題	21
第4章 主要項目及びその方向性	51
第5章 計画の体系	53
第6章 計画事業	61
1 自立に向けた地域生活支援の充実	62
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	84
3 安心して働き続けられる就労支援	93
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	102
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	117
第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について ...	133
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標	134
2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量	137
3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について	145
4 障害福祉計画等の進行管理について	146

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を押し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第1章 計画の策定の 考え方

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- これらを受け、ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域とともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮³については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。
- また、「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。
- こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

¹ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

²ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

³合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

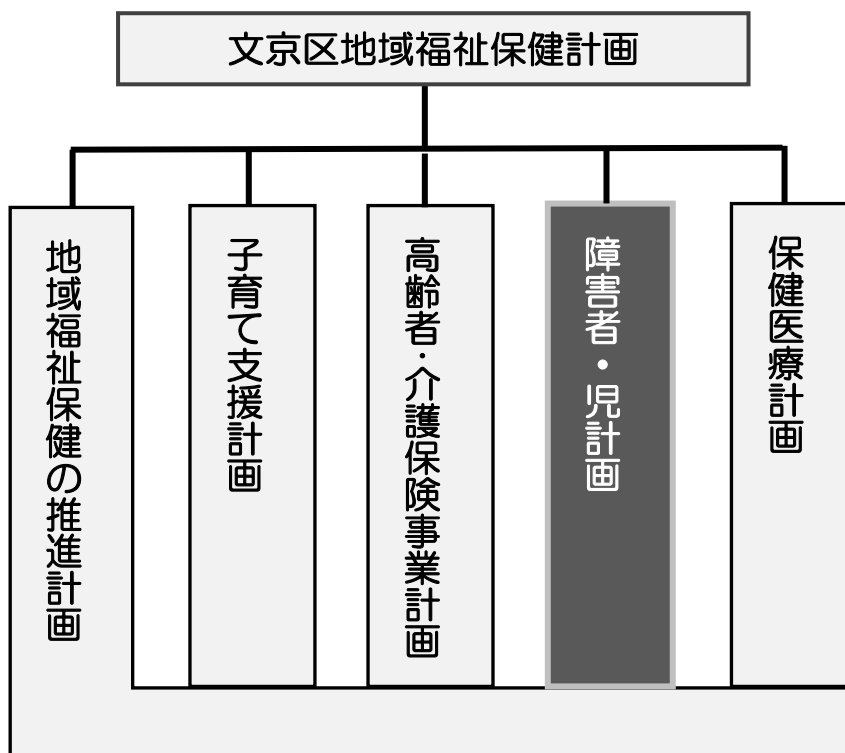
2 計画の性格・位置づけ

○本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。

○また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

○そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【図2：障害者・児計画の法的な位置づけ】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す。

3 計画の期間

○本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。

○行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	「文の京」総合戦略（令和2年度～令和5年度）			
			↑ 整合 ↓	
	前期計画	文京区地域福祉保健計画 文京区障害者・児計画		

4 計画の推進に向けて

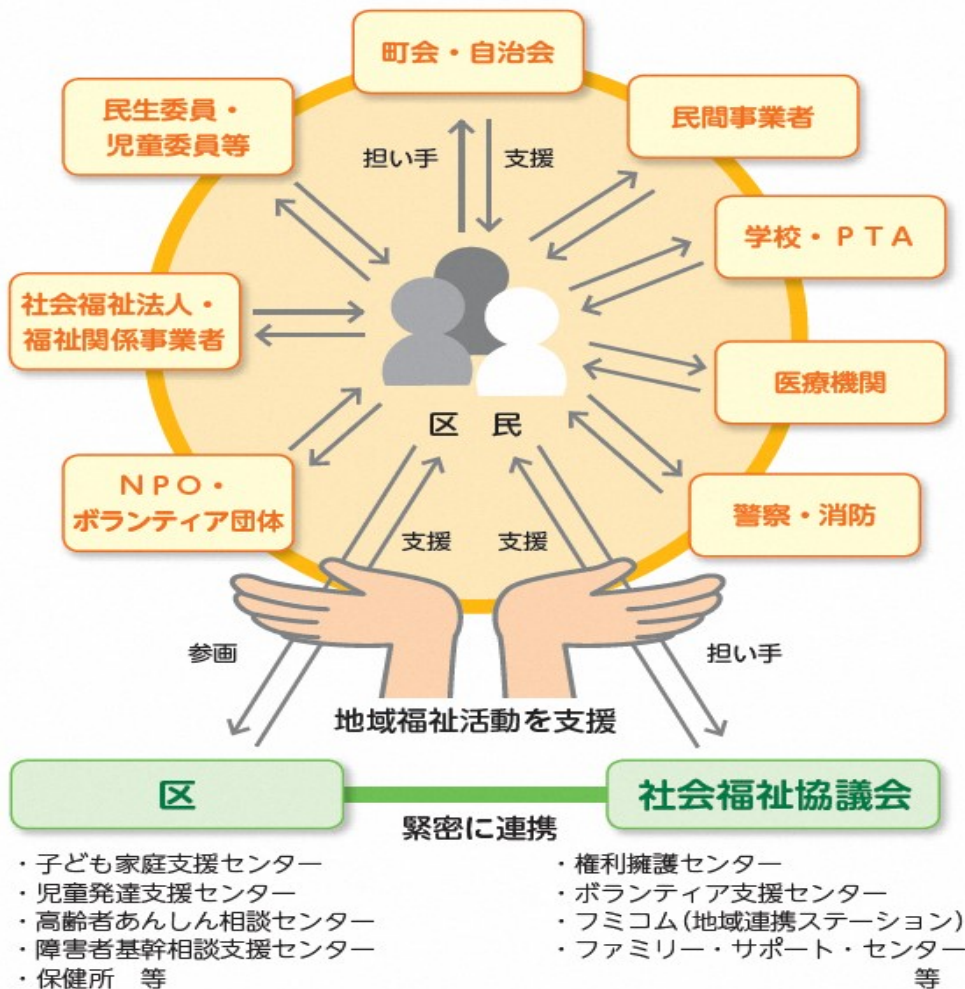
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

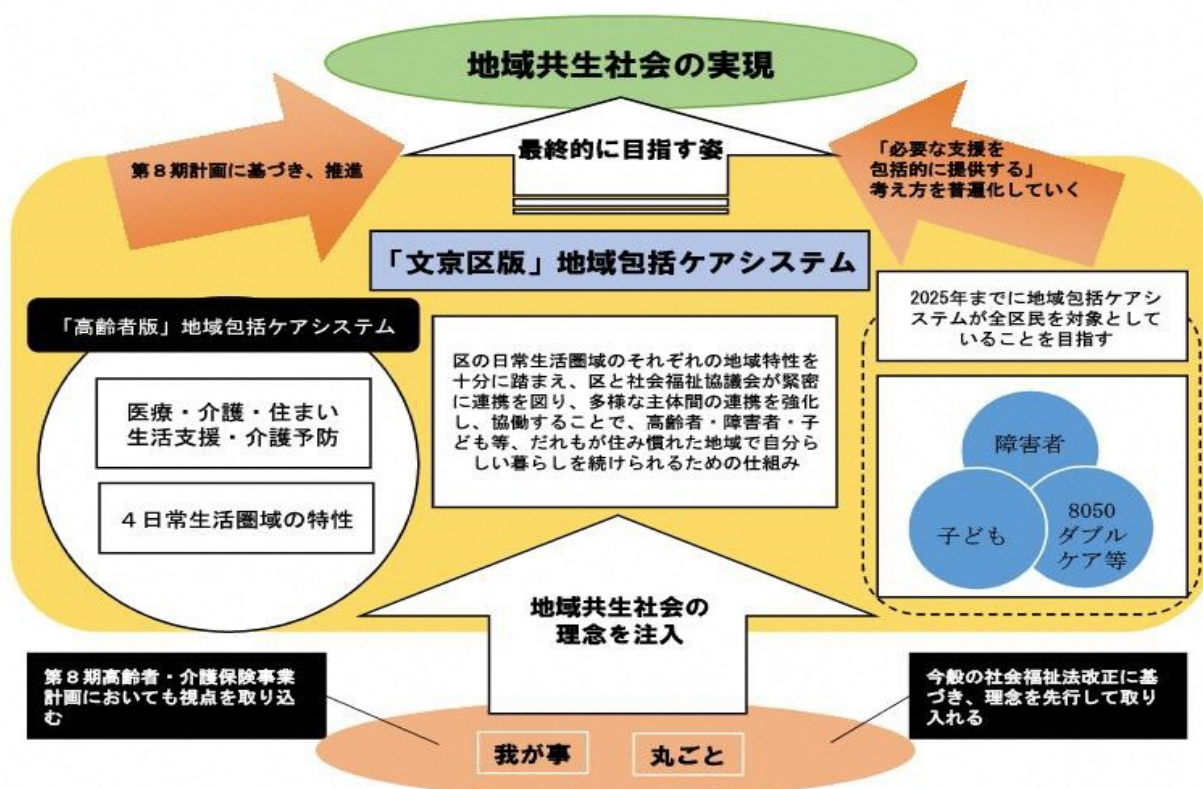
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2)「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、ヤングケアラー⁴など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」⁵の実現を目指します。



⁴ ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

⁵ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために

令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、区民のセーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大を踏まえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討してまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

(4) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行ってまいります。

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

1 基本理念



○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁶ **ダイバーシティ**(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**
- **だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。**

第3章 障害者・障害児を 取り巻く現状

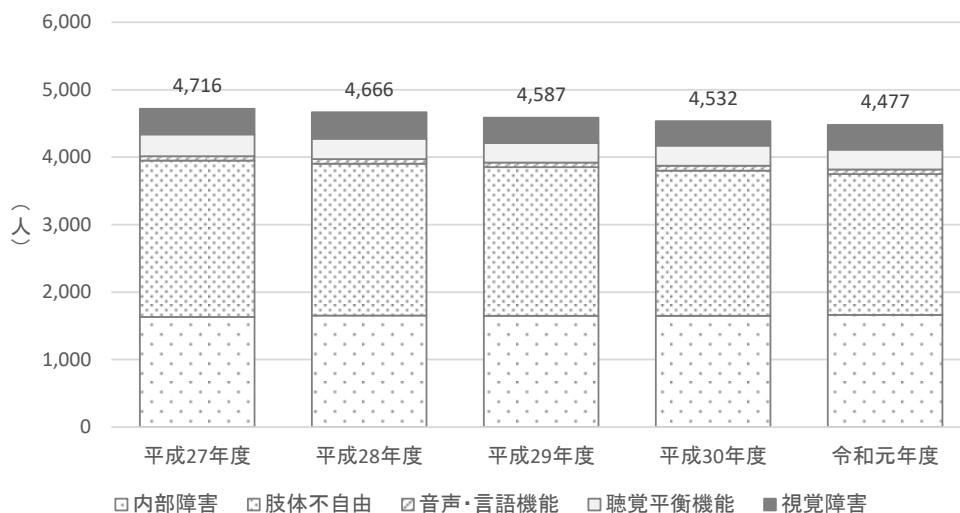
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和元年度末現在、4,477人です。4年前の平成27年度と比較すると、5.1%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く2,085人(46.6%)、次いで内部障害が1,663人(37.1%)、視覚障害が365人(8.2%)、聴覚平衡機能が294人(6.6%)、音声・言語機能が70人(1.6%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,748人で、全体の83.7%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】

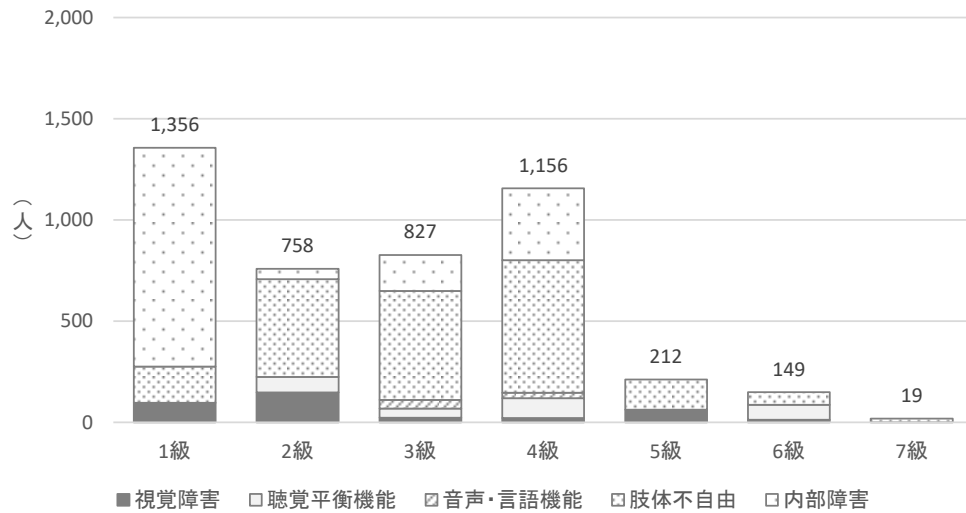


	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障害	379	390	377	360	365
聴覚平衡機能	324	306	290	299	294
音声・言語機能	63	66	66	72	70
肢体不自由	2,319	2,252	2,205	2,150	2,085
内部障害	1,631	1,652	1,649	1,651	1,663
合 計	4,716	4,666	4,587	4,532	4,477

(各年度末現在)

令和元年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,356人、次いで4級が1,156人、3級が827人、2級が758人、5級が212人、6級が149人、7級が19人となっています。

【図表：令和元年度等級別身体障害者数】



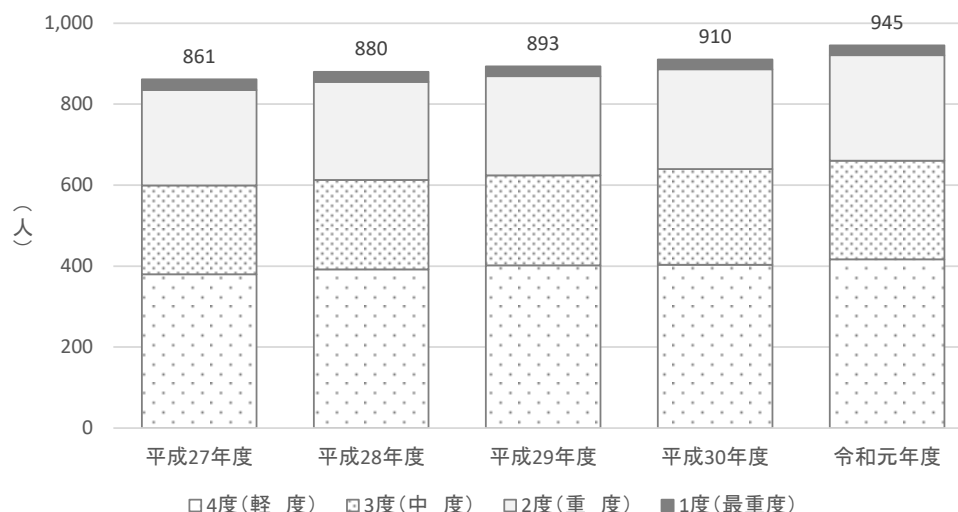
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	96	148	23	22	63	13	0	365
聴覚平衡機能	0	77	46	97	0	74	0	294
音声・言語機能	0	0	42	28	0	0	0	70
肢体不自由	180	483	538	654	149	62	19	2,085
内部障害	1,080	50	178	355	0	0	0	1,663
合計	1,356	758	827	1,156	212	149	19	4,477

(令和元年度末現在)

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和元年度末現在945人です。4年前の平成27年度と比較すると、9.8%の増加となっています。4度（軽度）が最も多く、417人で44.1%を占め、次いで2度（重度）が261人（27.6%）、3度（中度）が243人（25.7%）、1度（最重度）が24人（2.5%）となります。4度（軽度）と3度（中度）を合わせると660人で、全体の69.8%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



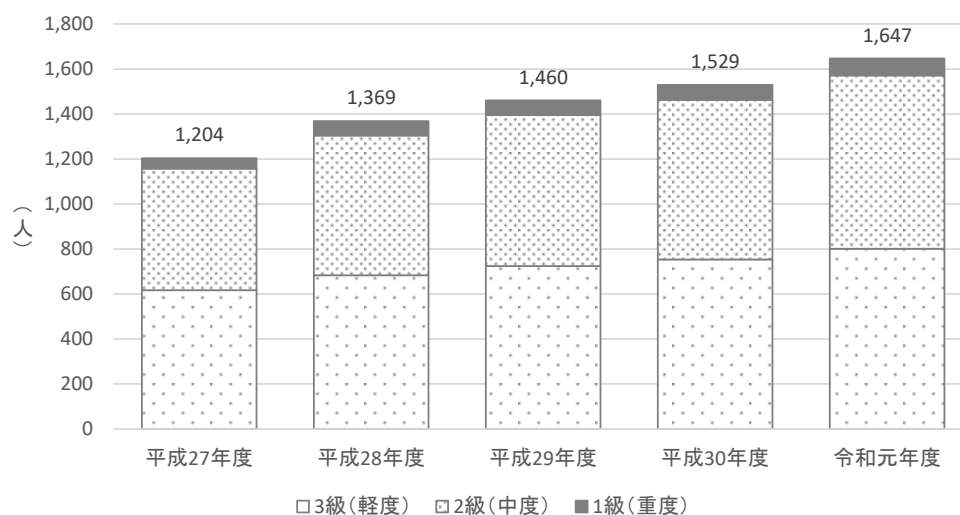
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1度(最重度)	26	25	24	24	24
2度(重度)	236	242	245	246	261
3度(中度)	219	221	222	237	243
4度(軽度)	380	392	402	403	417
合計	861	880	893	910	945

(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和元年度末現在 1,647 人です。4年前の平成 27 年度と比較すると 36.8%増加しています。3級(軽度)の人が最も多く 801 人(48.6%)、次いで2級(中度)が 771 人(46.8%)、1級(重度)が 75 人(4.6%)となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



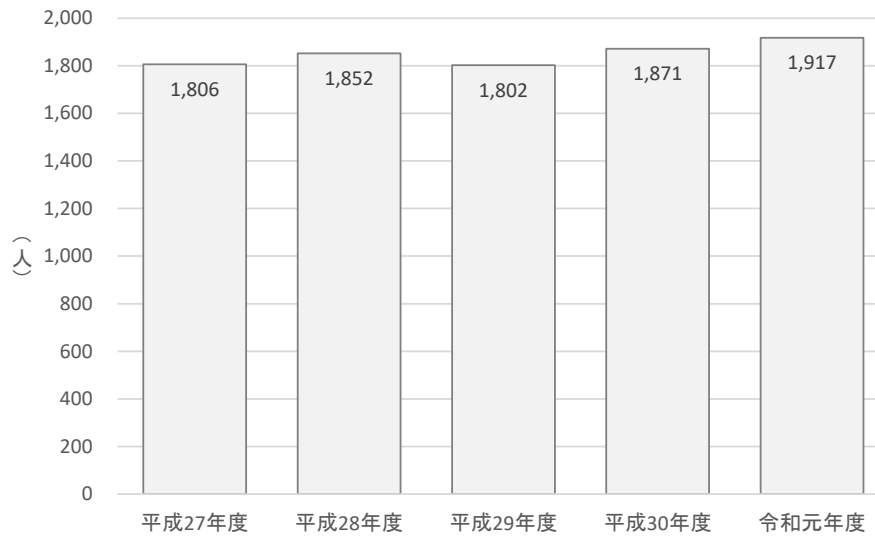
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級 (重度)	47	64	64	66	75
2 級 (中度)	540	622	672	709	771
3 級 (軽度)	617	683	724	754	801
合 計	1,204	1,369	1,460	1,529	1,647

(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、令和元年度末現在 1,917 人です。平成 27 年度以降は 1,800 人を超える数で推移してきました。

【図表：難病医療券所持者数の推移】



(各年度末現在)

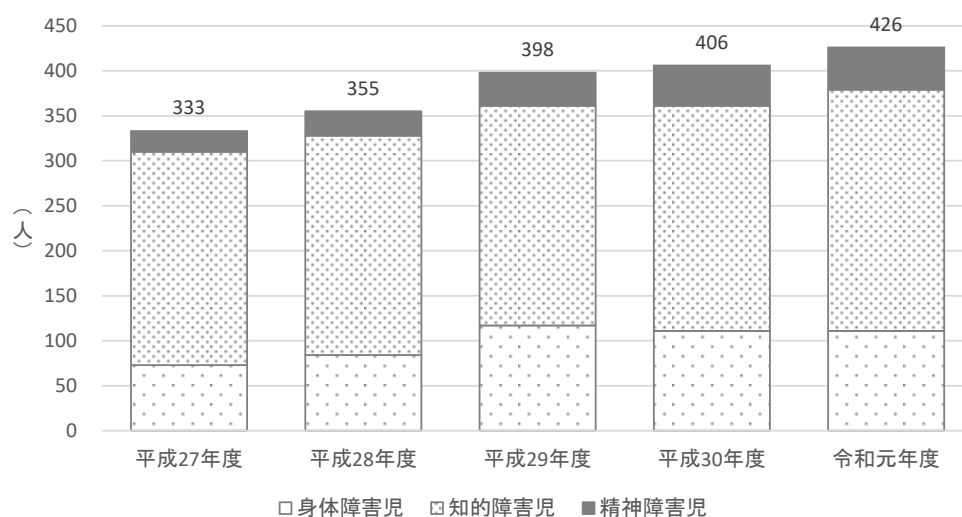
*東京都福祉・衛生統計年報の確定数値

(5) 障害児の手帳所持者数

○障害児の手帳所持者数の推移

障害児の手帳所持者は、令和元年度末現在 426 人です。令和元年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く 268 人（62.9%）、次いで身体障害が 111 人（26.1%）、精神障害が 47 人（11.0%）となっています。また、4年前の平成 27 年度と比較すると 27.9%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数の推移】



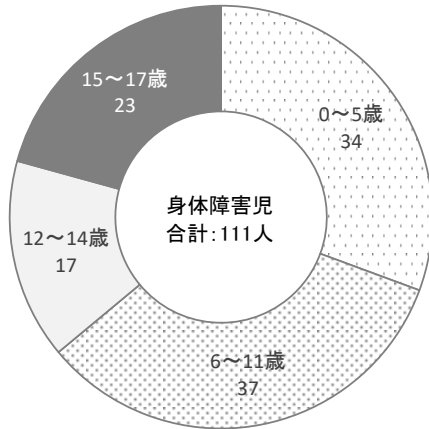
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害児	73	84	117	111	111
知的障害児	237	244	244	250	268
精神障害児	23	27	37	45	47
合 計	333	355	398	406	426

(各年度末現在)

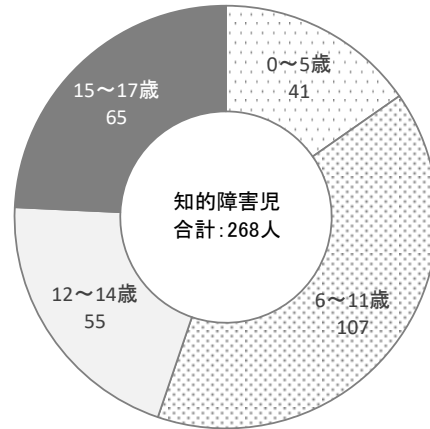
○障害児の年齢別手帳所持者数

【図表：障害児の年齢別手帳所持者数】

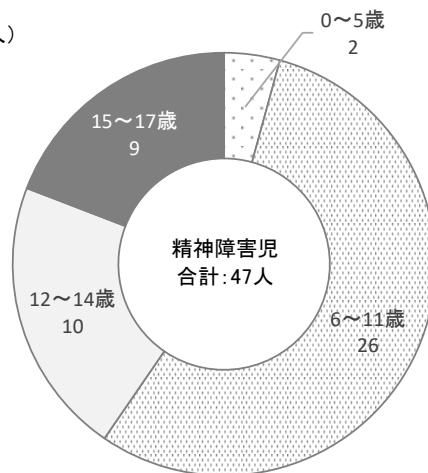
(人)



(人)



(人)



(令和元年度末現在)

2 地域生活の現状と課題

(1) 区内障害者・児 施設一覧

(令和3年1月現在)

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援(地域移行・地域定着)	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター※ ¹	就労定着支援※ ¹	地域生活支援拠点※ ¹	
																							(参照) 本計画における計画事業掲載ページ
1	障害者基幹相談支援センター	文京区小日向 2-16-15	○																				
2	リアン文京																○			○			
3	地域プラザ ふらっと				○		○																
4	マイポジション									○													
5	こばん										○												
6	ワークプレイス いんいん												○	○									
7	放課後等デイサービス びおら																		○				
8	大塚福祉作業所	文京区大塚 4-50-1									○		○										
9	小石川福祉作業所	文京区小石川 3-30-6								○			○										
10	本郷福祉センター (若駒の里)	文京区本駒込 4-35-15 勤労福祉会館 2 階								○													
11	放課後等 デイサービス JOY	文京区本駒込 4-35-15 勤労福祉会館 2 階																○					
12	障害者就労支援 センター	文京区本郷 4-15-14 文京区民センター																		○			
13	本富士生活あんしん 拠点	文京区本郷 2-21-3 青木ビル 1 階																				○	
14	ワークショップ やまとり	文京区弥生 2-9-6								○			○										
15	はもと・ピア	文京区大塚 4-21-8								○													
16	はもと・ピア2	文京区小石川 4-4-5								○	○												
17	銀杏企画	文京区本郷 5-25-8 香川ビル											○										
18	銀杏企画Ⅱ	文京区本郷 3-16-4 本郷天理ビル 3 階											○										

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター※ ¹	就労定着支援※ ¹	地域生活支援拠点※ ¹
			89	76	87	79	109	88	81	68	100	101	101	82	82	77	111	116	69	96	101	73
39	未来教室	文京区小石川 2-6-5-201															○					
40	放課後等デイサービス あんぷラス江戸川橋	文京区関口 1-48-6 日火江戸川橋ビル第2 201																○				
41	ドリームハウスⅢ・Ⅳ	文京区白山 2-25-5		○																		
42	第六みずき寮	文京区西片 1-3-8		○																		
43	エルムンド小石川	文京区小石川 5-7-5		○																		
44	わかぎりの家	文京区春日 2-19-3 北原ビル 4、5階		○																		
45	陽だまりの郷	文京区小石川 4-4-5		○																		
46	エルムンド千石	文京区千石 2-33-17		○																		
47	発達支援ルーム ぼけっと	文京区小石川 5-38-2 クレストヒルズ小石川 2階															○	○				
48	ハッピーテラス 千駄木教室	文京区根津 2-37-8 東急ドエル・アルス根津 102号																○				
49	あくせす	文京区大塚 4-21-8			○	○																
50	サポートセンター いちょう	文京区本郷 3-37-1 中村ビル 2階			○																	
51	ふる里学舎大塚	文京区大塚 4-50-1			○																	
52	ふる里学舎小石川	文京区小石川 3-30-6			○																	
53	指定特定相談支援事業 ふくろう	文京区弥生 2-9-6			○																	

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター※ ¹	就労定着支援※ ¹	地域生活支援拠点※ ¹
54	相談支援事業所 リリーフ	文京区湯島 3-20-9-401			○		○															
55	ホームいちょう	文京区内（※ ² ）		○																		
56	第2ホームいちょう	文京区内（※ ² ）		○																		
57	文京ホーム アンダンテ	文京区内（※ ² ）		○																		
58	アンビション文京	文京区小石川2-6-5 小石川2丁目ビル 地下1階							○													
59	コペルプラス千駄木	文京区千駄木2-21-1 ANNEX-A103号室															○					
60	こみゆ動坂	文京区千駄木4-8-14		○															○			
61	サンヴィレッジ 文京センター	文京区本駒込 3-20-3-7									○											
62	のんのハウス千駄木	文京区内（※ ² ）		○																		
63	ハッピーテラス 千駄木第二教室	文京区千駄木2-7-12 千駄木今晚軒1-2階															○	○				
64	マインドサポート	文京区湯島2-4-3 ソフィアお茶の水904			○																	
65	相談支援事業所 やえ	文京区向丘2-33-14			○		○															
66	生活介護 みらいコンパス根津	文京区根津2-14-11 Tツウィンズビル3階								○												

※¹ 今回の計画から施設一覧に追加した事業になります。

※² 区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

【区内障害者・児施設マップ】

(令和3年1月現在)



凡例

■: 基幹相談支援センター	◎: 就労継続支援A型
▲: グループホーム	○: 就労継続支援B型
▼: 計画相談支援	☆: 自立訓練(生活訓練)
◇: 地域相談支援 (地域移行・地域定着)	◆: 施設入所支援
▽: 障害児相談支援	▲: 児童発達支援
■: 一般相談支援	△: 放課後等デイサービス
◆: 地域活動支援センター	∞: 短期入所・日中短期入所
□: 生活介護	★: 就労支援センター
●: 就労移行支援	◇: 就労定着支援
	=: 地域生活支援拠点

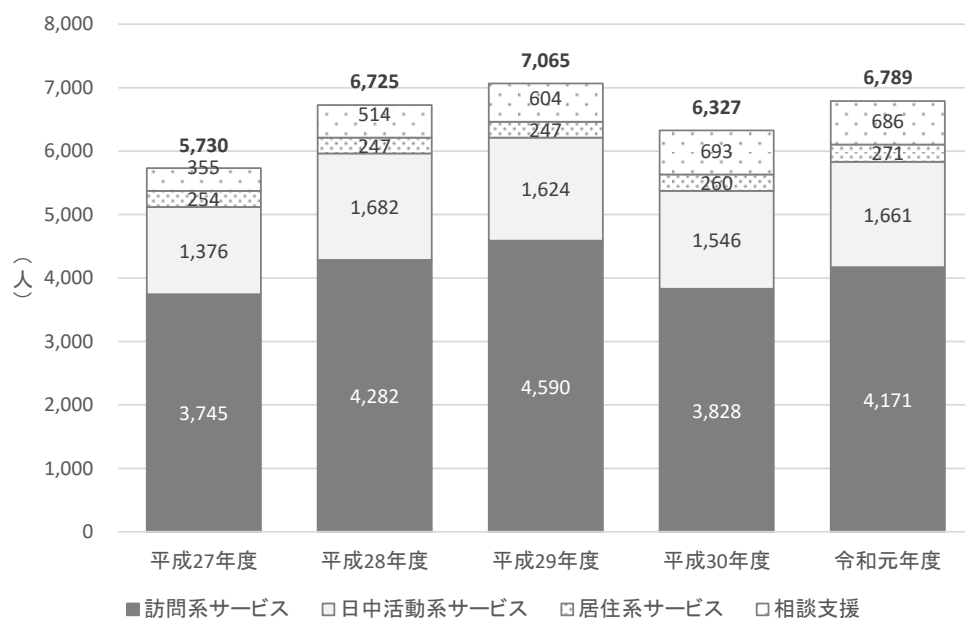
（２）障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和元年度末現在 6,789 人で、4年前の平成 27 年度と比較すると、18.5%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、訪問系サービスの 4,171 人で全利用者の 61.4%、次いで日中活動系サービスの 1,661 人（同 24.5%）で、この両者で全体の 85.9%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは相談支援（指定特定相談支援など）となっており、平成 27 年度と比較すると 1.9 倍に増えていますが、平成 30 年度から令和元年度にかけて、減少に転じています。訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの利用者は、平成 27 年度から 28 年度にかけて増加したものの、その後はいずれも概ね横ばいの傾向にあります。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数】



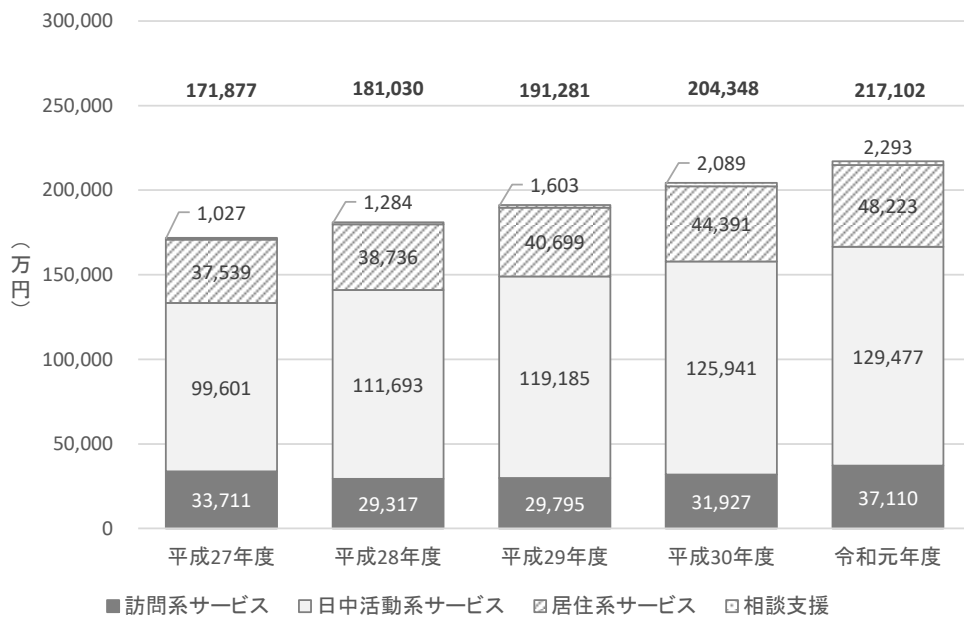
（各年度末現在）

○障害者総合支援法に基づく給付額

令和元年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の平成27年度と比較して26.3%の増加となり、給付額は21億7千万円を超えています。

サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで12億9,477万円、次いで居住系サービスの4億8,223万円、訪問系サービスの3億7,110万円、相談支援（指定特定相談支援など）の2,293万円となっています。この4年間の給付額の増加では、相談支援（指定特定相談支援など）が2.2倍に伸びています。次いで日中活動系サービスが30.0%の増加、居住系サービスが28.5%の増加、訪問系サービスは10.1%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく給付額】



（各年度末現在）

○日常生活に必要な介助・支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

令和元年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「意向調査」という。）で、在宅の方に日常生活に必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「調理・掃除・洗濯等の家事」が28.0%と最も多く、次いで「区役所や事業所等の手続き」が24.9%、「日常の買い物」が22.6%と2割台で続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は42.3%と4割を超えています。なお、障害別にみると、いずれの項目も知的障害の方が必要としている割合が最も高くなっています。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害と並んで高次脳機能障害が61.3%と最も多く、次いで発達障害が50.0%と続きます。「区役所や事業所等の手続き」と答えた方では、知的障害が70.6%と最も多く、次いで高次脳機能障害が58.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が48.3%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が51.9%と最も多く、次いで高次脳機能障害が41.9%、視覚障害が41.4%と続きます。

【図表：日常生活に必要な介助・支援（在宅の方）】

	の調理・掃除・洗濯等の家事	の区役所や事業者などの手続き	日常の買い物	お金の管理	通院、通学・通勤	薬の管理	通院、通学・通勤以外の外出	代筆・代読
肢体不自由	42.6%	31.7%	36.4%	21.0%	27.2%	21.9%	25.4%	18.3%
音声・言語・そしゃく機能障害	41.4%	48.3%	39.1%	41.4%	34.5%	42.5%	36.8%	41.4%
視覚障害	35.9%	40.7%	41.4%	20.0%	31.7%	22.1%	37.9%	48.3%
聴覚・平衡機能障害	24.7%	25.9%	19.6%	13.3%	21.5%	19.6%	12.7%	17.1%
内部障害	26.0%	19.5%	22.5%	13.2%	18.9%	13.8%	16.5%	9.3%
知的障害	61.3%	70.6%	51.9%	69.8%	48.5%	56.2%	47.2%	50.6%
発達障害	50.0%	45.3%	36.7%	50.0%	30.0%	36.7%	32.0%	28.7%
精神障害	33.6%	24.0%	19.3%	22.4%	16.2%	21.9%	13.9%	8.5%
高次脳機能障害	61.3%	58.1%	41.9%	48.4%	25.8%	51.6%	25.8%	41.9%
難病（特定疾病）	17.2%	13.2%	15.5%	7.4%	10.6%	8.3%	9.7%	5.9%
その他	45.8%	37.5%	37.5%	37.5%	20.8%	29.2%	20.8%	16.7%
全体	28.0%	24.9%	22.6%	18.9%	18.4%	17.5%	16.6%	14.3%

○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としては「現在の施設で生活したい」が60.4%と約6割を占め最も多く、次いで「施設を退所して、家族や親族と生活したい」と「施設を退所して、独立して生活したい」がともに3.0%と続きます。一方、「わからない」は25.7%となっています。

項目別にみると、聴覚・平衡機能障害、内部障害、高次脳機能障害及び難病の方は、今後も「現在の施設で生活したい」との意向がいずれも100%と多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が80.0%、肢体不自由が77.4%、精神障害が71.4%と続きます。全体的に多くの方が今後も「現在の施設で生活したい」という意向でした。「わからない」と答えた方では、発達障害が33.3%と最も多く、次いで知的障害が27.8%。音声・言語・そしゃく機能障害が20.0%と続きます。

※施設入所の方への意向調査については、在宅の方又は18歳未満の方と比較して回答数が少ないため、回答にやや偏りが見られます。

【図表：今後希望する生活（施設入所の方）】

	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	別の施設で暮らしたい	わからない
肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳性麻痺・移動機能障害等）	77.4%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	16.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
視覚障害	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%
聴覚・平衡機能障害	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内部障害（心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能等）	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	57.0%	3.8%	3.8%	1.3%	2.5%	27.8%
発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	33.3%
精神障害	71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障害	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
難病（特定疾病）	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	60.4%	3.0%	3.0%	1.0%	2.0%	25.7%

○地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「障害に対する理解の促進」が31.0%と3割を超えて最も多く、次いで「福祉・医療・介護との連携の充実」が28.8%、「経済的支援の充実」が28.5%、「医療やリハビリテーションの充実」が27.2%と続きます。（※回答は、あてはまるものを5つまで選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が44.0%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。「福祉・医療・介護との連携の充実」と答えた方では、その他が41.7%と最も多く、次いで難病が36.1%、肢体不自由が33.4%と続きます。「経済的支援の充実」と答えた方では、精神障害が42.4%と最も多く、次いで発達障害が37.3%、難病が33.8%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）】

	解 障 害に 対す る理 解の 促 進	実 護 福 と の 社 連 携 の 充 実	実 経 済 的 支 援 の 充 実	実 テ 医 療 や リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン の 充 実	実 災 害 時 支 援 の 充 実	実 た 仕 事 を 継 続 す る 支 援 の 充 実	実 談 身 近 な 地 域 の 充 相	バ 建 物 リ ア フ リー 化 の 等 の
肢体不自由	24.6%	33.4%	20.4%	47.0%	25.1%	6.2%	11.8%	27.2%
音声・言語・そ しゃく機能障害	39.1%	25.3%	14.9%	34.5%	17.2%	4.6%	19.5%	16.1%
視覚障害	35.9%	24.1%	17.2%	24.8%	26.9%	16.6%	13.8%	26.9%
聴覚・平衡機能 障害	38.6%	32.3%	17.1%	28.5%	31.0%	13.3%	13.9%	8.2%
内部障害	22.8%	32.3%	23.4%	30.5%	23.1%	9.0%	13.5%	18.3%
知的障害	37.0%	25.5%	20.0%	12.8%	20.4%	24.3%	17.4%	8.1%
発達障害	50.0%	18.7%	37.3%	10.7%	15.3%	33.3%	26.0%	2.0%
精神障害	44.0%	20.7%	42.4%	16.7%	17.4%	26.6%	27.8%	4.9%
高次脳機能障害	41.9%	25.8%	29.0%	45.2%	9.7%	12.9%	19.4%	19.4%
難病（特定疾病）	23.6%	36.1%	33.8%	35.3%	21.8%	21.8%	15.8%	19.1%
その他	12.5%	41.7%	29.2%	16.7%	12.5%	12.5%	12.5%	8.3%
全体	31.0%	28.8%	28.5%	27.2%	21.0%	18.6%	17.7%	14.9%

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・ 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・ 支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・ 障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・ 障害福祉サービスの安定的な質・量が確保されること

(3) 相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談相手（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が77.4%と7割半ばを超え突出して多く、次いで「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談士）」が42.4%、「友人・知人」が22.7%と続いており、それ以外の項目は概ね1割以下となっています。一方、「相談相手がいない」は3.4%となっています。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、いずれの障害でも約70～80%と多くの方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談士）」と答えた方では、精神障害が54.8%と最も多く、次いで難病が52.3%、内部障害が50.3%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が29.9%と最も多く、次いで難病が29.0%、聴覚・平衡機能障害が25.9%と続きます。「利用している施設の職員・グループホームの世話人」と答えた方では、知的障害が43.0%と最も多く、次いで発達障害が26.7%、音声・言語・そしゃく機能障害が21.8%と続きます。「障害福祉課・予防対策課」と答えた方では、知的障害が18.3%と最も多く、次いで発達障害が16.7%、高次脳機能障害が16.1%と続きます。

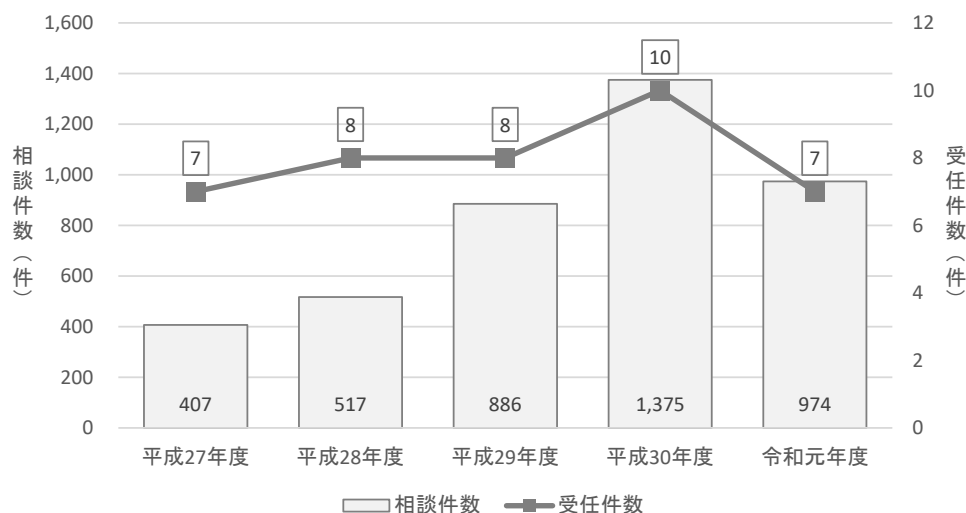
【図表：困ったときの相談相手（在宅の方）】

	家族や親族	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談士）	友人・知人	利用している施設の職員・グループホームの世話人	障害福祉課・予防対策課	ヘルパー等福祉従事者	高齢者あんしん相談センター	相談する相手がいない
肢体不自由	79.9%	38.8%	22.8%	11.8%	6.5%	14.5%	9.2%	3.3%
音声・言語・そしゃく機能障害	81.6%	36.8%	29.9%	21.8%	12.6%	12.6%	10.3%	3.4%
視覚障害	76.6%	34.5%	25.5%	9.0%	11.7%	17.9%	5.5%	2.8%
聴覚・平衡機能障害	81.0%	29.1%	25.9%	8.2%	10.8%	7.6%	12.7%	1.9%
内部障害	76.6%	50.3%	18.9%	6.0%	6.3%	8.1%	7.8%	4.5%
知的障害	83.0%	29.4%	8.1%	43.0%	18.3%	7.2%	0.9%	0.9%
発達障害	80.0%	44.7%	17.3%	26.7%	16.7%	3.3%	1.3%	4.0%
精神障害	67.8%	54.8%	24.5%	13.9%	12.5%	6.1%	2.1%	4.9%
高次脳機能障害	83.9%	45.2%	19.4%	16.1%	16.1%	19.4%	6.5%	3.2%
難病（特定疾病）	82.2%	52.3%	29.0%	4.5%	4.0%	5.1%	5.0%	3.1%
その他	75.0%	45.8%	12.5%	16.7%	4.2%	12.5%	0.0%	0.0%
全体	77.4%	42.4%	22.7%	10.9%	8.1%	7.1%	4.9%	3.4%

○成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が行っている成年後見制度の相談件数は、令和元年度が974件となっています。4年前の平成27年度と比較すると、139.3%の増加（約2.4倍）となっています。相談件数は平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度の1,375件をピークに令和元年度にかけては減少に転じています。法人後見受任件数は令和元年度が7件で、平成27年度から概ね横ばいで推移しています。

【図表：成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移】

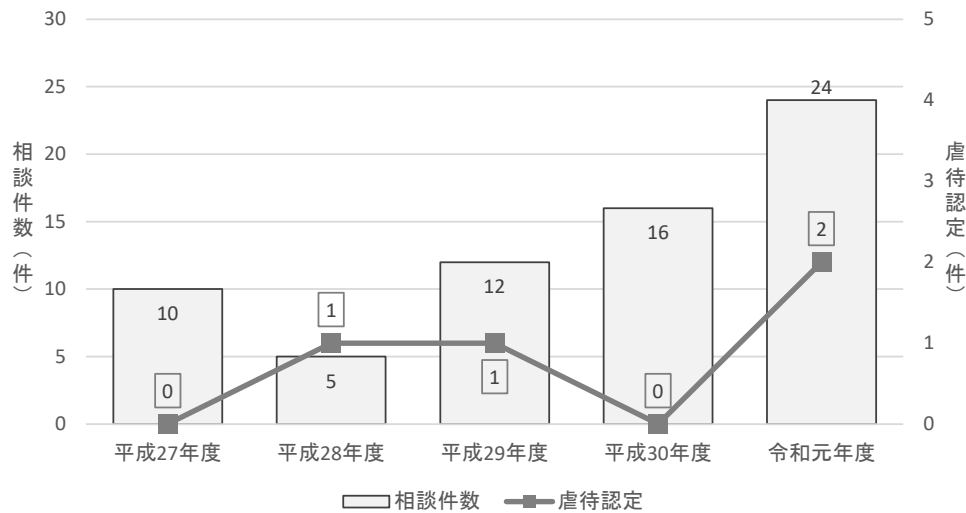


(各年度末現在)

○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、平成 28 年度には5件まで減少しましたが、その後は増加が続き、令和元年度は 24 件となっています。虐待認定件数は、平成 27 年度以降0～2件程度で推移しています。

【図表：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



(各年度末現在)

■相談支援と権利擁護における課題

- 各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- 障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- 虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- 障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- 障害者差別解消に向けた取組が推進されること

(4) 障害者の就労について

○仕事での困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が28.8%と3割近くで最も多く、次いで「調子が悪いときに休みがとりにくい」が18.5%、「賃金や待遇面で不満がある」が16.0%と続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、精神障害が38.9%と最も多く、次いで難病が36.3%、内部障害が36.2%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと精神障害が25.0%と最も多く、次いで難病が21.9%と続きます。「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、発達障害が33.9%と最も多く、精神障害が26.9%と続きます。「通勤が大変である」と答えた方では、難病が25.0%と最も多く、次いで視覚障害が24.2%、肢体不自由が23.7%と続きます。「職場の障害理解が不足している」と答えた方では、視覚障害が27.3%と最も多く、次いで難病が25.0%、聴覚・平衡機能障害が16.2%と続きます。

【図表：仕事での困りごと（在宅の方）】

	が仕事 中の 体調 の 変化 に 不安	り調 子が 悪い とき に 休 み が 取 りに く い	賃 金 や 待 遇 面 で 不 満 が あ る	通 勤 が 大 変 で あ る	職 場 の 障 害 理 解 が 不 足 し て い る	職 場 に 相 談 で き る 人 や 援 助 者 が い な い	組 み が な い 能 力 に 応 じ た 評 価 、 昇 進 の 仕	職 場 の 人 間 関 係 が う ま く い か な い
肢体不自由	22.0%	18.6%	15.3%	23.7%	6.8%	5.1%	8.5%	1.7%
音声・言語・そ しゃく機能障害	9.1%	18.2%	0.0%	18.2%	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%
視覚障害	21.2%	18.2%	21.2%	24.2%	27.3%	18.2%	12.1%	18.2%
聴覚・平衡機能 障害	18.9%	10.8%	13.5%	10.8%	16.2%	13.5%	10.8%	8.1%
内部障害	36.2%	20.2%	11.7%	16.0%	11.7%	8.5%	5.3%	1.1%
知的障害	6.0%	3.0%	10.4%	6.0%	9.0%	9.0%	3.0%	17.9%
発達障害	32.2%	15.3%	33.9%	15.3%	13.6%	16.9%	10.2%	28.8%
精神障害	38.9%	25.0%	26.9%	12.0%	13.0%	17.6%	18.5%	16.7%
高次脳機能障害	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
難病（特定疾病）	36.3%	21.9%	12.2%	14.8%	10.4%	8.1%	6.3%	4.8%
その他	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
全体	28.8%	18.5%	16.0%	12.8%	11.6%	10.3%	8.9%	8.7%

○就労のために希望する支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が31.3%と3割を超えて最も多く、次いで「企業等における障害理解の推進」が29.1%、「就労に向けての相談支援」が26.3%と続きます。一方、「特にない」は18.5%と2割近くとなっています。なお、障害別にみると、いずれの項目も発達障害の方が必要としている割合が最も高くなっています。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が55.3%と最も多く、次いで精神障害が43.3%、知的障害が41.7%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が53.3%と最も多く、次いで精神障害が38.4%、知的障害が32.3%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、発達障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が34.4%、知的障害が31.5%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援（在宅の方）】

	自分に合った仕事 を見つける支援	企業等における 障害理解の推進	就労に向けての 相談支援	就労継続に向け ての相談支援	求職活動の支援	企業等での短時間 （1日2時間程度） 雇用の推進	自立や社会参加を 目的とした就労訓 練の場	障害のある人が 働く企業等の見学
肢体不自由	19.2%	17.8%	20.1%	12.4%	11.8%	8.6%	8.3%	8.3%
音声・言語・そ しゃく機能障害	23.0%	18.4%	20.7%	20.7%	10.3%	10.3%	12.6%	16.1%
視覚障害	19.3%	28.3%	21.4%	13.1%	17.9%	7.6%	15.2%	15.2%
聴覚・平衡機能 障害	26.6%	22.8%	19.6%	16.5%	12.7%	8.9%	8.9%	10.8%
内部障害	21.9%	21.0%	17.7%	10.8%	12.0%	9.9%	7.5%	6.3%
知的障害	41.7%	32.3%	31.5%	29.8%	15.7%	18.3%	20.0%	16.6%
発達障害	55.3%	53.3%	50.0%	50.0%	30.0%	29.3%	30.0%	32.0%
精神障害	43.3%	38.4%	34.4%	31.8%	26.8%	26.4%	20.5%	25.2%
高次脳機能障害	38.7%	25.8%	22.6%	19.4%	6.5%	16.1%	22.6%	12.9%
難病（特定疾病）	28.4%	31.8%	28.7%	21.0%	21.6%	19.3%	12.9%	6.8%
その他	29.2%	12.5%	12.5%	12.5%	20.8%	4.2%	25.0%	8.3%
全体	31.3%	29.1%	26.3%	20.6%	18.9%	15.7%	14.0%	13.2%

■障害者の就労における課題

- ・ 本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・ 多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・ 障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と受入れ体制の整備が進むこと
- ・ 就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・ 福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

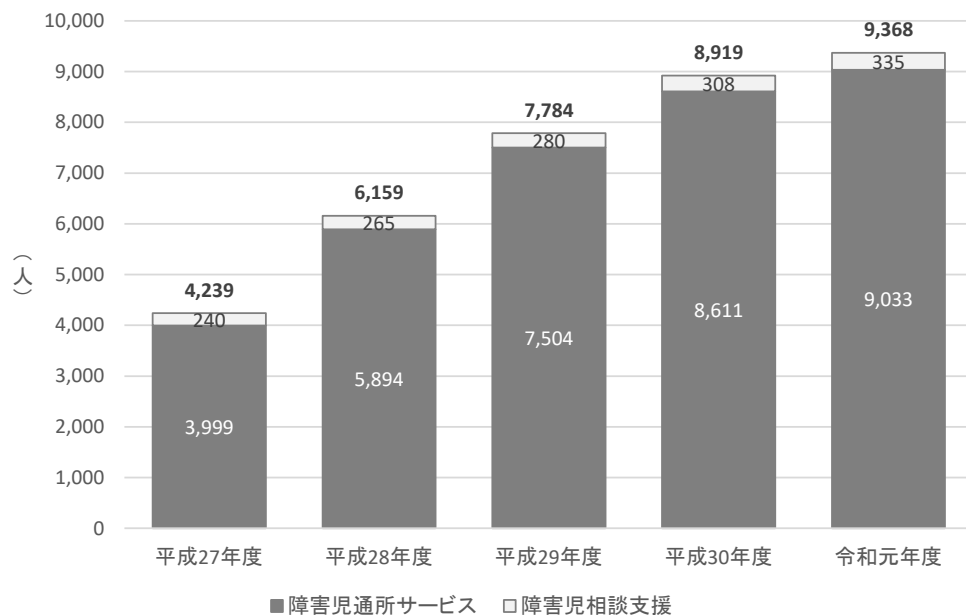
(5) 子どもの育ち及び家庭への支援について

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和元年度末現在 9,368 人で、4年前の平成 27 年度と比較すると、約 2.2 倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが 9,033 人で全利用者の 96.4%、残りの 335 人（同 3.6%）が障害児相談支援となっています。

この4年間増加傾向が続いているものの、平成 30 年度以降はその傾向が緩やかになり、平成 30 年度と令和元年度とを比較すると、障害児通所サービスが 4.9%の増加、障害児相談支援が 8.8%の増加に留まっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



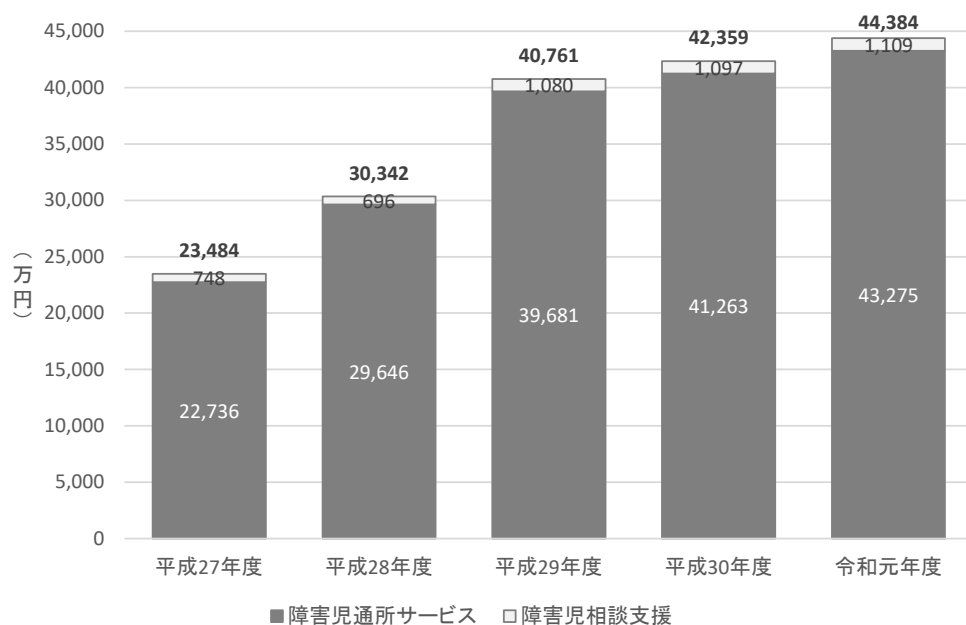
(各年度末現在)

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和元年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4年前の平成27年度と比較すると約1.9倍に増加しており、給付額は4億4千万円を超えています。サービス別では、障害児通所サービスが4億3,275万円、障害児相談支援が1,109万円となっています。

この4年間増加傾向が続いているものの、平成29年度以降はその傾向が緩やかになり、平成29年度と令和元年度とを比較すると、障害児通所サービスが9.1%の増加、障害児相談支援が2.7%の増加に留まっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



(各年度末現在)

○日常生活で困っていること（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が51.2%と5割を超えて最も多く、次いで「障害のため、身の回りのことが十分できない」が36.3%、「友だちとの関係がうまくいかない」が35.2%と続きます。一方、「特にない」は18.5%と2割近くとなっています。なお、障害別では精神障害の全ての方が「将来に不安を感じている」、「友だちとの関係がうまくいかない」と答え、高次脳機能障害の全ての方が「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えています。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が78.9%、難病が71.4%と続きます。「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が84.2%、精神障害が75.0%と続きます。「友だちとの関係がうまくいかない」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで発達障害が49.3%、聴覚・平衡機能障害が33.3%と続きます。

※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。

【図表：日常生活で困っていること（18歳未満の方）】

	将来に不安を感じている	障害のため、身の回りのことが十分できない	友だちとの関係がうまくいかない	緊急時の対応に不安がある	災害時の避難に不安がある	障害や病気に対する周りの理解がない	外出が大変である	生活にお金がかかることに不安がある
肢体不自由	63.6%	66.7%	6.1%	42.4%	48.5%	27.3%	54.5%	42.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	78.9%	84.2%	31.6%	47.4%	47.4%	31.6%	52.6%	42.1%
視覚障害	53.3%	53.3%	20.0%	40.0%	46.7%	13.3%	40.0%	33.3%
聴覚・平衡機能障害	50.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
内部障害	57.9%	31.6%	5.3%	26.3%	26.3%	15.8%	36.8%	26.3%
知的障害	56.9%	54.5%	30.9%	44.7%	43.1%	26.8%	35.0%	28.5%
発達障害	51.5%	32.4%	49.3%	31.6%	27.2%	28.7%	16.2%	18.4%
精神障害	100%	75.0%	100%	50.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%
高次脳機能障害	66.7%	100%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	33.3%
難病（特定疾病）	71.4%	57.1%	7.1%	50.0%	50.0%	21.4%	64.3%	64.3%
その他	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
全体	51.2%	36.3%	35.2%	32.8%	30.9%	25.0%	22.3%	20.7%

○地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「周囲の人の障害に対する理解の促進」が52.3%、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が52.3%と5割を超えて多く、次いで「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が41.4%、「仕事を継続するための支援の充実」が30.1%と続きます。（※回答は、あてはまるものを5つまで選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「周囲の人の障害に対する理解の促進」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害、高次脳機能障害がともに66.7%、音声・言語・そしゃく機能障害が57.9%と続きます。「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、その他が80.0%と最も多く、次いで精神障害が75.0%、発達障害が62.5%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、精神障害が50.0%と最も多く、次いで知的障害が47.2%、発達障害が43.4%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（18歳未満の方）】

	促進 対 す る 理 解 の 書	成 か 幼 の 少 期 の 充 実 教 育 学 齢 期	た 練 働 支 ・ ・ ・ ・ 充 実 の 充 実 に 向 け 訓	実 た め の 支 援 の 充 実	実 経 済 的 支 援 の 充	実 談 身 で 近 き な 地 域 の で 充 相	実 テ 医 療 シ ヤ リ ン ハ の ビ 充 リ	活 趣 味 の 充 実 ス ポ ー ツ
肢体不自由	27.3%	36.4%	15.2%	6.1%	39.4%	12.1%	39.4%	3.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	57.9%	26.3%	26.3%	26.3%	31.6%	10.5%	31.6%	26.3%
視覚障害	40.0%	33.3%	26.7%	26.7%	40.0%	13.3%	26.7%	13.3%
聴覚・平衡機能障害	66.7%	50.0%	16.7%	50.0%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%
内部障害	47.4%	26.3%	21.1%	21.1%	31.6%	10.5%	31.6%	21.1%
知的障害	55.3%	39.8%	47.2%	36.6%	30.9%	10.6%	17.9%	22.0%
発達障害	53.7%	62.5%	43.4%	33.8%	22.8%	30.9%	19.9%	17.6%
精神障害	100%	75.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
高次脳機能障害	66.7%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%
難病（特定疾病）	35.7%	21.4%	14.3%	14.3%	35.7%	14.3%	28.6%	0.0%
その他	40.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	20.0%
全体	52.3%	52.0%	41.4%	30.1%	25.0%	23.0%	21.1%	18.4%

■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・障害のある子どもの居場所対策が推進されること
- ・医療的ケア児への支援体制を強化すること

(6) バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

○外出時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩所」が26.9%と2割半ばを超えて最も多く、次いで「スマホのながら歩きに危険を感じる」が25.6%、「建物の段差や階段」が24.4%、「歩道の段差や傾斜」が24.2%、「自動車・自転車で危険を感じる」が23.4%と2割半ば前後で続きます。なお、障害別では、視覚障害の過半（50.0%以上）の方が「建物の段差や階段」、「歩道の段差や傾斜」、「自動車・自転車で危険を感じる」と答えています。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「疲れたときの休憩所」と答えた方では、高次脳機能障害が38.7%と最も多く、次いで肢体不自由が35.2%、精神障害が32.2%と続きます。「スマホのながら歩きに危険を感じる」と答えた方では、視覚障害が42.8%と最も多く、次いでその他が33.3%、肢体不自由が33.1%と続きます。「建物の段差や階段」と答えた方では、視覚障害が51.7%と最も多く、次いで肢体不自由が43.5%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が53.8%と最も多く、次いで肢体不自由が49.1%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（在宅の方）】

	所 疲 れ た と き の 休 憩 場	ス マ ホ の な が ら 歩 き に 危 険 を 感 じ る	建 物 の 段 差 や 階 段	歩 道 の 段 差 や 傾 斜	自 動 車 ・ 自 転 車 に 危 険 を 感 じ る	駅 構 内 の 移 動 や 乗 り 換 え	ト イ レ の 利 用	必 要 で あ る の に 支 援 が
肢体不自由	35.2%	33.1%	43.5%	49.1%	27.5%	29.3%	22.2%	19.8%
音声・言語・そ しゃく機能障害	26.4%	24.1%	32.2%	28.7%	19.5%	23.0%	25.3%	29.9%
視覚障害	26.9%	42.8%	51.7%	53.8%	51.0%	29.0%	22.1%	34.5%
聴覚・平衡機能 障害	25.3%	27.2%	22.8%	28.5%	33.5%	17.7%	10.8%	12.7%
内部障害	29.6%	23.4%	29.9%	30.5%	22.5%	12.6%	15.3%	11.1%
知的障害	18.7%	17.4%	16.6%	14.9%	21.3%	16.2%	15.3%	38.7%
発達障害	22.0%	18.0%	8.7%	8.0%	25.3%	15.3%	13.3%	24.0%
精神障害	32.2%	21.4%	13.9%	11.5%	17.6%	10.8%	12.9%	10.1%
高次脳機能障害	38.7%	19.4%	41.9%	41.9%	32.3%	19.4%	22.6%	22.6%
難病（特定疾病）	28.7%	25.2%	25.2%	24.9%	21.1%	13.7%	15.8%	9.2%
その他	25.0%	33.3%	41.7%	41.7%	20.8%	25.0%	25.0%	20.8%
全体	26.9%	25.6%	24.4%	24.2%	23.4%	15.4%	14.7%	13.6%

○外出時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が37.9%と3割を超えて最も多く、次いで「駅構内の移動や乗り換え」が27.0%、「トイレの利用」が22.3%、「バスやタクシーの利用」が20.7%と2割台で続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで難病が64.3%、知的障害が59.3%と続きます。「駅構内の移動や乗り換え」と答えた方では、視覚障害が60.0%と最も多く、次いで肢体不自由が51.5%、精神障害、難病がともに50.0%と続きます。「トイレの利用」と答えた方では、視覚障害が60.0%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が52.6%、難病が50.0%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（18歳未満の方）】

	が外出するのに支援 必要である	駅構内の移動や乗 り換え	トイレの 利用	バスやタクシ ーの 利用	周囲の人の理 解や 配慮がない	場所 疲れたときの休 憩	歩道の段差や傾 斜	建物の段差や階 段
肢体不自由	57.6%	51.5%	48.5%	45.5%	18.2%	24.2%	45.5%	45.5%
音声・言語・そ しゃく機能障害	57.9%	36.8%	52.6%	47.4%	31.6%	42.1%	36.8%	21.1%
視覚障害	46.7%	60.0%	60.0%	40.0%	13.3%	26.7%	40.0%	26.7%
聴覚・平衡機能 障害	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%
内部障害	31.6%	31.6%	42.1%	26.3%	0.0%	31.6%	26.3%	21.1%
知的障害	59.3%	37.4%	31.7%	27.6%	22.0%	18.7%	15.4%	12.2%
発達障害	29.4%	16.9%	16.9%	17.6%	19.9%	16.9%	3.7%	4.4%
精神障害	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%
高次脳機能障害	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%
難病（特定疾病）	64.3%	50.0%	50.0%	35.7%	35.7%	21.4%	35.7%	50.0%
その他	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	37.9%	27.0%	22.3%	20.7%	19.5%	18.0%	12.5%	11.7%

○合理的配慮に必要なこと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が30.2%と約3割で最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が25.6%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が23.6%で続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、発達障害が47.3%と最も多く、次いで知的障害が38.7%、精神障害が34.6%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、発達障害が48.0%と最も多く、次いで知的障害が31.9%、精神障害が28.9%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、視覚障害が33.8%と最も多く、次いで肢体不自由が32.0%、聴覚・平衡機能障害が29.7%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が33.5%と最も多く、次いで視覚障害が31.7%、発達障害が30.0%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（在宅の方）】

	合理的配慮事例の周知・啓発	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	障害当事者等を講師とした研修・講演
肢体不自由	25.1%	20.1%	32.0%	16.6%	12.7%	9.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	27.6%	17.2%	26.4%	19.5%	16.1%	9.2%
視覚障害	30.3%	24.8%	33.8%	31.7%	13.1%	17.9%
聴覚・平衡機能障害	20.3%	19.0%	29.7%	33.5%	16.5%	14.6%
内部障害	26.6%	21.0%	23.4%	14.7%	11.7%	8.7%
知的障害	38.7%	31.9%	19.6%	23.4%	22.1%	17.9%
発達障害	47.3%	48.0%	26.0%	30.0%	30.0%	25.3%
精神障害	34.6%	28.9%	16.0%	17.9%	21.4%	21.2%
高次脳機能障害	29.0%	22.6%	25.8%	6.5%	22.6%	12.9%
難病（特定疾病）	32.5%	28.2%	27.6%	22.3%	14.9%	13.0%
その他	20.8%	16.7%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%
全体	30.2%	25.6%	23.6%	20.7%	16.5%	14.6%

○合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が57.0%と5割半ばを超えて最も多く、次いで「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」が31.3%で続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が83.3%、内部障害が63.2%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで内部障害が63.2%、知的障害が56.1%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が83.3%と最も多く、次いで視覚障害、知的障害、高次脳機能障害がともに33.3%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（18歳未満の方）】

	合理的配慮事例の周知・啓発	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
肢体不自由	42.4%	36.4%	21.2%	9.1%	57.6%	18.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	52.6%	47.4%	31.6%	26.3%	42.1%	31.6%
視覚障害	33.3%	46.7%	33.3%	6.7%	33.3%	13.3%
聴覚・平衡機能障害	83.3%	50.0%	83.3%	50.0%	66.7%	66.7%
内部障害	63.2%	63.2%	26.3%	10.5%	21.1%	15.8%
知的障害	62.6%	56.1%	33.3%	31.7%	24.4%	27.6%
発達障害	60.3%	41.2%	30.9%	30.9%	22.1%	22.8%
精神障害	100%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障害	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%
難病（特定疾病）	50.0%	35.7%	28.6%	7.1%	57.1%	21.4%
その他	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%
全体	57.0%	45.7%	31.3%	28.1%	27.3%	24.2%

■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさを向上させること
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

(7) 防災・災害対策について

○災害発生時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が47.3%と4割半ばを超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が33.6%、「一人では避難できない」が23.5%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が23.4%と続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病が62.5%と最も多く、次いで精神障害が60.0%、内部障害が57.5%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、その他が54.2%と最も多く、次いで発達障害が48.7%、知的障害が46.0%と続きます。「一人では避難できない」と答えた方では、知的障害が51.5%と最も多く、次いで視覚障害が46.2%、音声・言語・そしゃく機能障害が44.8%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が51.3%と最も多く、次いで知的障害が42.1%、精神障害が36.2%と続きます。「避難所の場所がわからない」と答えた方は比較的少ない中で、知的障害、高次脳機能障害がともに22.6%と最も多く、次いで発達障害が20.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（在宅の方）】

	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安	一人では避難できない	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	避難所の設備が障害に対応しているか不安	助けを求める方法がわからない	災害の情報をする方法がわからない	避難所の場所がわからない
肢体不自由	38.2%	35.5%	40.5%	21.6%	34.3%	14.8%	10.4%	12.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	39.1%	34.5%	44.8%	26.4%	26.4%	20.7%	17.2%	14.9%
視覚障害	27.6%	37.2%	46.2%	21.4%	31.7%	26.2%	24.1%	17.9%
聴覚・平衡機能障害	27.8%	30.4%	28.5%	13.9%	20.9%	15.2%	25.3%	14.6%
内部障害	57.5%	29.9%	21.6%	15.3%	18.0%	12.9%	9.0%	9.6%
知的障害	28.9%	46.0%	51.5%	42.1%	30.2%	32.3%	29.4%	22.6%
発達障害	37.3%	48.7%	30.7%	51.3%	28.7%	32.0%	24.0%	20.0%
精神障害	60.0%	36.5%	19.5%	36.2%	19.5%	20.0%	14.8%	17.9%
高次脳機能障害	38.7%	29.0%	38.7%	16.1%	29.0%	19.4%	16.1%	22.6%
難病（特定疾病）	62.5%	33.8%	14.4%	17.0%	17.5%	7.9%	6.1%	6.8%
その他	41.7%	54.2%	29.2%	20.8%	20.8%	20.8%	8.3%	12.5%
全体	47.3%	33.6%	23.5%	23.4%	21.3%	15.5%	13.2%	12.6%

○災害発生時の困りごと（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が52.7%と5割を超えて最も多く、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が46.1%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が45.7%と4割台で続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が78.9%、精神障害が75.0%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が58.8%と最も多く、次いで知的障害が52.8%、精神障害が50.0%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が83.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が68.4%、視覚障害が66.7%と続きます。「災害の情報を知る方法がわからない」と答えた方は比較的少ない中で、視覚障害が20.0%と最も多く、次いで知的障害が18.7%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（18歳未満の方）】

	一人では避難できない	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	避難所で必要な支援が受けられるか不安	避難所の設備が障害に対応しているか不安	助けを求める方法がわからない	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	近くに助けてくれる人がいない	災害の情報を知る方法がわからない
肢体不自由	69.7%	24.2%	63.6%	66.7%	21.2%	51.5%	21.2%	3.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	78.9%	47.4%	68.4%	68.4%	36.8%	47.4%	31.6%	10.5%
視覚障害	53.3%	40.0%	66.7%	46.7%	26.7%	20.0%	33.3%	20.0%
聴覚・平衡機能障害	50.0%	0.0%	83.3%	33.3%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
内部障害	57.9%	15.8%	57.9%	42.1%	15.8%	68.4%	5.3%	5.3%
知的障害	67.5%	52.8%	52.0%	39.8%	33.3%	28.5%	21.1%	18.7%
発達障害	47.8%	58.8%	41.9%	30.1%	23.5%	19.1%	19.1%	14.7%
精神障害	75.0%	50.0%	25.0%	50.0%	50.0%	50.0%	75.0%	0.0%
高次脳機能障害	100%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%
難病（特定疾病）	64.3%	35.7%	64.3%	71.4%	14.3%	64.3%	21.4%	0.0%
その他	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
全体	52.7%	46.1%	45.7%	31.3%	25.8%	25.8%	16.8%	14.1%

○災害に対する備え（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、全体としては「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている」が37.3%と3割半ばを超えて最も多く、次いで「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」が27.6%、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が22.2%と2割を超えて続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている」と答えた方では、視覚障害が51.0%と最も多く、次いで難病が46.5%、聴覚・平衡機能障害が39.9%と続きます。「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」と答えた方では、難病が40.6%と最も多く、次いで内部障害が36.8%、高次脳機能障害が29.0%と続きます。「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」と答えた方では、発達障害が27.3%と最も多く、次いで視覚障害が26.9%、知的障害が26.4%と続きます。

【図表：災害に対する備え（在宅の方）】

	非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている	疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	家具に転倒防止器具を取り付けている	文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している
肢体不自由	35.5%	27.2%	18.6%	24.6%	20.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	27.6%	18.4%	9.2%	18.4%	19.5%
視覚障害	51.0%	25.5%	26.9%	24.8%	28.3%
聴覚・平衡機能障害	39.9%	16.5%	22.8%	24.1%	12.7%
内部障害	38.9%	36.8%	21.3%	20.4%	8.7%
知的障害	36.6%	16.2%	26.4%	21.3%	28.1%
発達障害	38.7%	20.7%	27.3%	17.3%	16.7%
精神障害	28.2%	23.1%	17.4%	15.8%	4.7%
高次脳機能障害	25.8%	29.0%	25.8%	16.1%	16.1%
難病（特定疾病）	46.5%	40.6%	23.6%	21.3%	6.3%
その他	41.7%	25.0%	12.5%	12.5%	16.7%
全体	37.3%	27.6%	22.2%	19.9%	10.5%

○災害に対する備え（18歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18歳未満の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、全体としては「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている」が55.5%と5割半ばを超えて最も多く、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が30.9%、「家具に転倒防止器具を取り付けている」が24.2%と続きます。（※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。）

項目別にみると、「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄（3日分程度）をしている」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が73.7%、難病が71.4%と続きます。「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」と答えた方では、視覚障害が46.7%と最も多く、次いで知的障害、高次脳機能障害がともに33.3%と続きます。「家具に転倒防止器具を取り付けている」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が36.8%、難病が35.7%と続きます。「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」と答えた方では、難病が64.3%と最も多く、次いで内部障害が57.9%、肢体不自由が36.4%と続きます。「文京区の『避難行動要支援者名簿』に登録している」と答えた方では、精神障害が50.0%と最も多く、次いで肢体不自由が45.5%、難病が42.9%と続きます。

【図表：災害に対する備え（18歳未満の方）】

	日 意、非常 分程度） 非常時 持出し 品の用 意（3 日分程 度）を してい る	るの 日頃 から 家族 で災 害時 の対 応を 話し 合っ てい る	取 家 具に 転倒 防止 器具 を 取り 付け てい る	備 療 疾 病等 で必 要な 薬や 医 療機 関の 連絡 先な どを 備え てい る	て支 援者 名簿 」に 登録 し てい る
肢体不自由	66.7%	27.3%	30.3%	36.4%	45.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	73.7%	21.1%	36.8%	21.1%	42.1%
視覚障害	46.7%	46.7%	20.0%	20.0%	33.3%
聴覚・平衡機能障害	66.7%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
内部障害	68.4%	26.3%	21.1%	57.9%	10.5%
知的障害	58.5%	33.3%	32.5%	22.0%	29.3%
発達障害	53.7%	30.1%	25.7%	14.7%	12.5%
精神障害	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%
高次脳機能障害	100.0%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%
難病（特定疾病）	71.4%	21.4%	35.7%	64.3%	42.9%
その他	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	55.9%	30.9%	24.2%	19.1%	18.0%

■防災・災害における課題

- ・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・要援護者情報の充実を図ること

第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備を進め、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）で定める法定雇用率の引上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における支援体制を充実させていきます。

第5章

計画の体系

第5章 計画の体系

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	1 文京区バリアフリー基本構想の推進	▶			
	2 バリアフリーの道づくり	▶			

【計画事業について】

- 番号：計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- () 付番号：進行管理の対象外の事業です。
- 他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地：地域福祉保健の推進計画
子：子育て支援計画
保：保健医療計画

- ◆：第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 個に応じた 日常生活への 支援	1 居宅介護（ホームヘルプ）◆	▶			
	2 重度訪問介護◆		▶		
	3 同行援護◆	▶			
	4 行動援護◆	▶			
	5 重度障害者等包括支援◆	▶			
	6 生活介護◆			▶	
	7 療養介護◆			▶	
	8 短期入所（ショートステイ）◆	▶			
	(9) 補装具費の支給	▶			
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆	▶			
	11 手話通訳者設置事業◆	▶			
	12 日常生活用具給付◆	▶			
	13 移動支援◆	▶			
	14 日中短期入所事業◆	▶			
	(15) 緊急一時介護委託費助成	▶			
	16 短期保護	▶			
	17 福祉タクシー	▶			
	18 地域生活安定化支援事業			▶	
	19 日中活動系サービス施設の整備			▶	
	20 地域生活支援拠点の整備◆	▶			
	(21) 共生型サービス	▶			

1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	▶			
	2 障害福祉サービス等の質の向上◆			▶	
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保				
	(4) 障害福祉サービス等事業者との連携				
3 生活の場の確 保	1 グループホームの拡充			▶	
	2 共同生活援助（グループホーム）◆			▶	
	3 施設入所支援◆			▶	
	4 自立生活援助◆			▶	
	(5) 居住支援の推進	▶			
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆			▶	
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行			▶	
	3 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築◆			▶	
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化			▶	
	5 地域移行支援◆			▶	
	6 地域定着支援◆			▶	
	7 退院後支援事業			▶	
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業			▶	
	2 地域活動支援センター◆			▶	
	3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆			▶	
	4 難病リハビリ教室				▶
6 保健・医療 サービスの充 実	(1) 自立支援医療	▶			
	(2) 難病医療費助成			▶	
	(3) 障害者（児）歯科診療事業	▶			
	(4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	▶			
	5 精神保健・難病相談		▶		
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給	▶			
	(2) 児童育成手当（障害手当）の支給		▶		
	(3) 利用者負担の軽減	▶			

2 相談支援の充実と権利擁護の推進						
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期	
1 相談支援体制 の 整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築					
	2 計画相談支援◆					
	3 地域移行支援◆ 【1-4-5再掲】					
	4 地域定着支援◆ 【1-4-6再掲】					
	5 相談支援事業◆					
	6 地域自立支援協議会の運営					
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営					
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員					
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実					
	10 地域安心生活支援事業 保 2-3-2					
	(11) 意思決定支援の在り方の検討					
	12 小地域福祉活動の推進 地 1-1-1					
	(13) 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5再掲】					
	14 地域生活支援拠点の整備 【1-1-20再掲】					
	15 文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-10					
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地 2-3-1					
	2 法人後見の受任 地 2-3-5					
	3 権利擁護支援に係る 地域連携ネットワークの構築 地 2-3-6					
	4 成年後見制度利用支援事業 地 2-3-4					
	(5) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の 充実					
	(6) 障害者・児童虐待防止対策支援事業					
	7 障害者差別解消支援地域協議会の運営					

3 安心して働き続けられる就労支援						
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期	
1 就労支援体制の 確立	1 障害者就労支援の充実					
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実					
	3 就労促進助成事業					
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援					
	2 安定した就業継続への支援					
	(3) 就労者への余暇支援					
	4 就労定着支援◆ 【3-3-4再掲】					

3 安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
3 福祉施設等での 就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆			▬	
	2 就労移行支援◆			▬	
	3 就労継続支援（A型・B型）◆			▬	
	4 就労定着支援◆			▬	
	(5) 福祉的就労の充実			▬	
	(6) 障害者施設優先調達推進法に基づく 物品調達の推進			▬	
	7 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19 再掲】			▬	
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大			▬	
	(2) 障害者雇用の普及・啓発		▬		
	(3) 地域雇用開拓の促進			▬	

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保 1-4-2	▬			
	2 発達健康診査	▬			
	(3) 総合相談室の充実	▬			
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▬			
	(5) 在宅療養者等歯科訪問健診・ 予防相談指導事業【1-6-4 再掲】	▬			
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▬			
	(2) 多様な機関の連携による切れ目のない支援	▬			
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆	▬			
	4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆	▬			
	(5) 個別の教育支援計画の作成	▬			
	(6) 専門家アウトリーチ型支援	▬			
	7 障害児相談支援◆	▬			
	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業	▬			
	9 障害児通所支援事業所における 重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆	▬			

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶			
	2 医療型児童発達支援◆	▶			
	3 居宅訪問型児童発達支援◆	▶			
	4 保育所等訪問支援◆	▶			
	5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-5-8再掲】	▶			
	6 保育園障害児保育	▶			
	7 幼稚園特別保育	▶			
	8 就学前相談体制の充実	▶			
	(9) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】	▶			
	(10) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】	▶			
	11 障害児通所支援事業所の整備	▶			
4 学齢期の支援	(1) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】	▶			
	2 特別支援教育の充実		▶		
	(3) 育成室の障害児保育		▶		
	(4) 個に応じた指導の充実		▶		
	(5) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】	▶			
	6 放課後等デイサービス◆		▶		
	7 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3再掲】	▶			
	8 障害児通所支援事業所の整備【4-3-11再掲】	▶			
5 障害の有無に関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育【4-3-6再掲】	▶			
	2 幼稚園特別保育【4-3-7再掲】	▶			
	(3) 育成室の障害児保育【4-4-3再掲】		▶		
	(4) ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）	▶			
	(5) 子育てひろば	▶			
	(6) 児童館	▶			
	(7) b-lab（文京区青少年プラザ）		▶		
	8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	▶			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリー の 推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進				
	2 バリアフリーの道づくり 地3-1-1				
	(3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導				
	(4) 総合的自転車対策の推進				
	5 公園再整備事業 地3-1-5				
	(6) コミュニティバス運行				
	(7) ごみの訪問収集				
2 心の バリアフリー の 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業) ◆				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
	(3) 障害者事業を通じた地域参加				
	(4) 障害者差別解消に向けた取組の推進				
3 情報の バリアフリー の 推進	(1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進				
	(2) 情報バリアフリーの推進				
	(3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出及び情報提供				
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及・啓発				
	(2) 避難行動要支援者への支援				
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4				
	(4) 避難所運営協議会の運営支援				
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3				
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5				
	7 家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6				
	(8) 救急直接通報・住宅火災直接通報システムの 設置				
5 地域との交流 及び文化活 動・ スポーツ等へ の 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3 再掲】				
	(2) 地域に開かれた施設運営				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2 再掲】				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
	(5) 障害者スポーツ等の推進				

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
6 地域福祉の 担い手への支援	1 ボランティア活動への支援 地 1-1-4		←		
	2 手話奉仕員養成研修事業◆				
	3 ふれあいいきいきサロン 地 1-1-7				
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子 5-1-2		→		
	(5) 民生委員・児童委員による相談援助活動				
	(6) 話し合い員による訪問活動				←
	7 自発的活動支援事業◆				
	(8) 地域活動情報サイト				
	9 いきいきサービス事業の推進 地 1-1-10				

第6章

計画事業

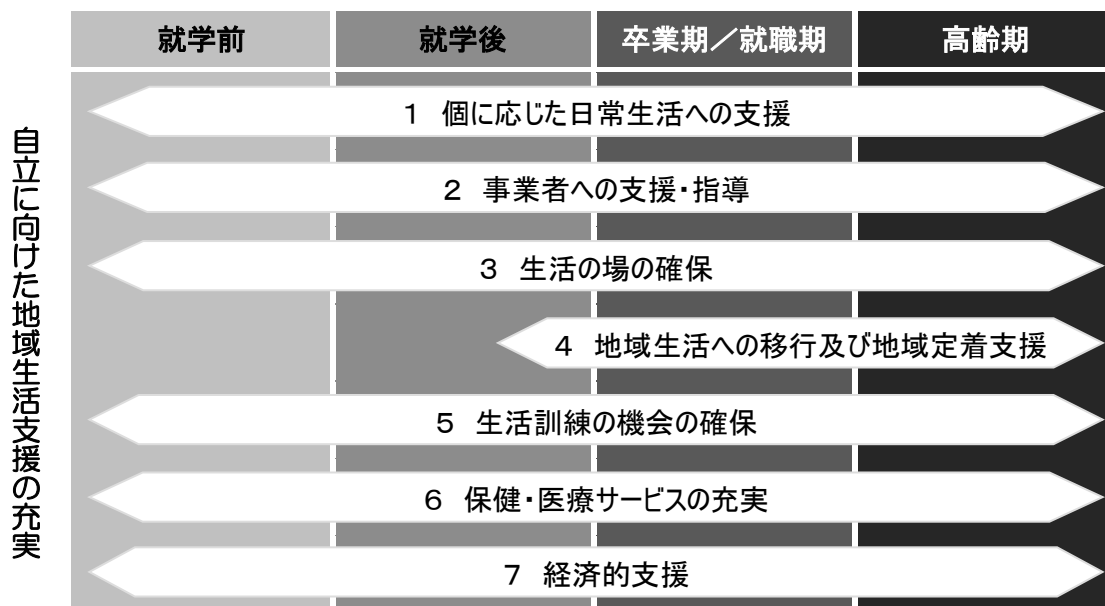
第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

計画の方針

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。



1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

事業名	1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆				
事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【居宅における身体介護】 実利用者数	175人	183人	191人	199人
	【居宅における身体介護】 延利用時間	14,526時間	15,189時間	15,853時間	16,517時間
	【家事援助】 実利用者数	143人	145人	147人	149人
	【家事援助】 延利用時間	8,593時間	8,700時間	8,820時間	8,940時間
	【通院等介助】 実利用者数	76人	77人	78人	79人
	【通院等介助】 延利用時間	3,955時間	4,004時間	4,056時間	4,108時間
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

計画事業の表記について

- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごと又は令和5年度末の事業量の見込み（もしくは数値目標）を表記しています。
- 実績及び事業量は、年間の数値を表しています（一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります）。
- ◆は、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。
- ※は、用語の説明です。

事業名	1-1-2 重度訪問介護◆				
事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	21人	23人	23人	23人
	延利用時間	58,064時間	63,572時間	63,572時間	63,572時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		※	○	○	

※15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定する。

事業名	1-1-3 同行援護◆				
事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	80人	82人	84人	86人
	延利用時間	26,629時間	27,224時間	27,888時間	28,552時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-4 行動援護◆				
事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	2人	4人	5人	6人
	延利用時間	236時間	436時間	536時間	636時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-5 重度障害者等包括支援◆				
事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	0人	1人	1人	1人
	延利用時間	0時間	4,968時間	4,968時間	4,968時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-6 生活介護◆				
事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	268人	298人	308人	318人
	延利用日数	60,501日	65,781日	68,421日	71,061日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-7 療養介護◆				
事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	11人	11人	11人	11人
	延利用日数	4,026日	4,026日	4,026日	4,026日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆				
事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【福祉型】 実利用者数	142人	153人	165人	178人
	【福祉型】 延利用日数	4,726日	5,010日	5,310日	5,629日
	【医療型】 実利用者数	3人	4人	5人	6人
	【医療型】 延利用日数	265日	353日	419日	463日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-9 補装具費の支給			
事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆				
事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	派遣件数	872件	870件	870件	870件
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-11 手話通訳者設置事業◆				
事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	通訳者数	3人	3人	3人	3人
	対応件数	199件	190件	190件	190件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-12 日常生活用具給付◆				
事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	377人	380人	380人	380人
	実施件数	1,691件	1,695件	1,695件	1,695件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-13 移動支援◆				
事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	346人	356人	367人	378人
	延利用時間	50,203時間	51,709時間	53,260時間	54,858時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-14 日中短期入所事業◆				
事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	46人	49人	52人	55人
	延利用回数	950回	1,007回	1,067回	1,131回
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-15 緊急一時介護委託費助成			
事業概要	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	1-1-16 短期保護				
事業概要	心身障害者・児の介護に当たっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘(文京槐の会内)において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	71人	75人	75人	75人
	延利用時間	6,050時間	6,310時間	6,310時間	6,310時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-17 福祉タクシー				
事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	延利用者数	1,863人	1,865人	1,870人	1,875人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-18 地域生活安定化支援事業				
事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	32人	32人	32人	32人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-19 日中活動系サービス施設の整備				
事業概要	<p>障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。</p> <p>なお、本区における生活介護事業所の不足に対応するため、区立小石川福祉作業所において、令和3年1月から生活介護を実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	0か所	1か所	2か所	2か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-20 地域生活支援拠点の整備◆			
事業概要	令和元年度を4年計画の初年度とし、本富士地区に整備した。主に相談支援と関係機関のネットワーク作りのために、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会で地域課題等を検討し、3年度に駒込・富坂地区、4年度に大塚地区に整備する予定である。本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。			
3年間の事業量	4年計画を実現するために、令和3年度に駒込・富坂地区の各1か所、4年度に大塚地区1か所を設置する。また、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会は、年間4回開催し、地域課題等を協議する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-1-21 共生型サービス			
事業概要	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては、共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定される。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・監査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行います。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を支援します。

事業名	1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進			
事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上◆			
事業概要	<p>障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の 事業量	<p>区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図る。(年18回)</p> <p>請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促す。(年12回)</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保			
事業概要	<p>障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。</p> <p>なお、区で指定している移動支援従事者養成研修については、令和元年度までは1事業者で年間4回実施していたが、令和2年度より2事業者で年間合計6回実施するとともに、研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携			
事業概要	<p>既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 生活の場の確保

障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

事業名	1-3-1 グループホームの拡充				
事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存事業者が居室を増やす場合も助成を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	2か所	1か所	2か所	3か所
	定員数(累計)	13人	8人	16人	20人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

※令和元年度実績については、平成30年度からの前計画期間における累計値。

事業名	1-3-2 共同生活援助(グループホーム)◆				
事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	137人	147人	152人	157人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-3 施設入所支援◆				
事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	134人	134人	134人	134人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-4 自立生活援助◆				
事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	0人	2人	3人	4人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-5 居住支援の推進				
事業概要	住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。				
	また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。				
	あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

事業名	1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、令和元年度の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、事業量は累計として記載する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	移行者数(累計)	-	1人	2人	4人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行			
事業概要	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。			
3年間の事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院者が見込まれる病院に対し、退院可能な入院中の精神障害者の有無について調査を行う。 ・把握された対象者に対し、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師や地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行う。 			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆			
事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。			
3年間の事業量	文京区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 6回（年2回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化			
事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。			
3年間の事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会を年間3回程度開催する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-5 地域移行支援◆				
事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	3人	3人	3人	3人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-6 地域定着支援◆				
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	10人	10人	10人	10人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-7 退院後支援事業				
事業概要	保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画の作成及び関係者会議の開催をする。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	対象者数	9人	17人	17人	17人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

1-5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

事業名	1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実施回数	139回	140回	140回	140回
	延参加人数	917人	1,200人	1,200人	1,200人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	1-5-2 地域活動支援センター◆				
事業概要	区内5か所において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行っている。また、利用者の増加や地域活動支援センターに求められる役割の多様化が見込まれることから、その在り方についての検討を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	登録者数	260人	274人	283人	292人
	実施か所数	5か所	6か所	6か所	6か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆				
事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【機能訓練】実利用者数	6人	7人	8人	8人
	【機能訓練】延利用日数	284日	329日	376日	376日
	【生活訓練】実利用者数	31人	37人	44人	53人
	【生活訓練】延利用日数	2,901日	3,278日	3,704日	4,186日
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-4 難病リハビリ教室				
事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（QOL）の維持・向上を目指す。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	難病リハビリ教室参加人数	27人	60人	60人	60人
	パーキンソン病体操教室参加人数	255人	192人	240人	240人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
					○

1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

事業名	1-6-1 自立支援医療			
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-2 難病医療費助成			
事業概要	<p>認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-3 障害者（児）歯科診療事業			
事業概要	<p>障害者（児）等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図る。</p> <p>また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業			
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-5 精神保健・難病相談				
事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	精神保健相談 実施回数	48回	48回	48回	48回
	精神保健相談 延人数	81人	96人	106人	106人
	訪問指導等の 実人数	1,440人	1,500人	1,500人	1,500人
	訪問指導等の 延人数	4,058人	4,300人	4,300人	4,300人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実にを行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めていきます。

事業名	1-7-1 福祉手当の支給			
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給			
事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当(障害手当)を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
事業概要	<p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。</p> <p>また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代(令和元年度開始)、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行います。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載していますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指す。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	計画作成者数	673人	753人	802人	853人
	計画作成割合	67%	72%	75%	78%
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く）のこと。

事業名	2-1-3 地域移行支援【1-4-5 再掲】
-----	------------------------

事業名	2-1-4 地域定着支援【1-4-6 再掲】
-----	------------------------

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	障害者相談支援事業実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所
	機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	実施
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営			
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>			
3年間の事業量	<p>地域自立支援協議会 12回(年4回)</p> <p>相談支援専門部会 9回(年3回)</p> <p>権利擁護専門部会 12回(年4回)</p> <p>就労支援専門部会 9回(年3回)</p> <p>障害当事者部会 15回(年5回)</p> <p>地域生活支援専門部会 12回(年4回)</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 地域安心生活支援事業（保 2-3-2）			
事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進（地 1-1-1）			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の 事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、だれもが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】
-----	------------------------------------

事業名	2-1-14 地域生活支援拠点の整備【1-1-20再掲】
-----	------------------------------

事業名	2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-10）				
事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行う。</p> <p>また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	STEP事業相談件数	417件	480件	490件	500件
	STEP事業支援利用件数	544件	680件	690件	700件
	ひきこもり支援センター相談件数	-	60件	60件	60件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

事業名	2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地 2-3-1）				
事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助事業契約件数	51件	59件	64件	69件
	財産保全管理サービス契約件数	15件	17件	18件	19件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-2 法人後見の受任（地 2-3-5）				
事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	7人	9人	10人	10人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築（地 2-3-6）			
事業概要	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>			
3年間の事業量	<p>協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。</p> <p>また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	2-2-4 成年後見制度利用支援事業（地 2-3-4）				
事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等報酬助成	15件	17件	18件	19件
	成年後見等申立費用助成	2件	2件	3件	4件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実			
事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-6 障害者・児童虐待防止対策支援事業			
事業概要	<p>区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。</p> <p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営			
事業概要	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行う。			
3年間の 事業量	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。（年2回）			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

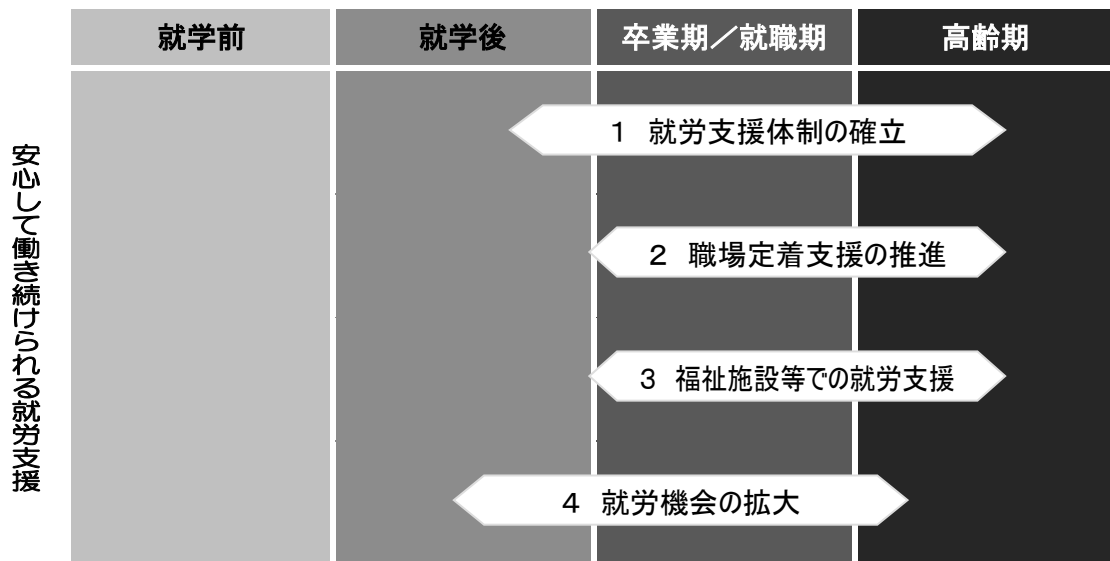
3 安心して働き続けられる就労支援

計画の方針

障害者雇用促進法による法定雇用率の引上げ（平成 25 年 4 月）、障害者雇用納付金制度の改正（平成 27 年 4 月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成 28 年 4 月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成 30 年 4 月）などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、障害者、家族、職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。



3-1 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

事業名	3-1-1 障害者就労支援の充実				
事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	就労継続者数	250人	262人	275人	288人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
		○	○		○

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実			
事業概要	地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行う。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	3-1-3 就労促進助成事業				
事業概要	<p>一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。</p> <p>また、区内中小企業に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業の障害者雇用促進の取組をサポートする。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	企業実習日数 (障害者職業準備訓練助成)	183日	183日	190日	200日
	職業体験受入れ日数 (中小企業障害者職業体験受入れ助成)	101日	101日	120日	130日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

3-2 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇支援事業の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な取組を行っていきます。

事業名	3-2-1 就業先企業への支援				
事業概要	<p>法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	企業への支援	1,733件	1,750件	1,767件	1,784件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-2 安定した就業継続への支援				
事業概要	<p>就業先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関(特別支援学校等)や職業訓練校、就労系事業所(就労移行支援・就労継続支援等)からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。</p> <p>また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	職場定着支援数	3,430件	3,464件	3,498件	3,532件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-3 就労者への余暇支援			
事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	3-2-4 就労定着支援【3-3-4 再掲】			
-----	------------------------	--	--	--

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるように取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど支援の拡充を図っていきます。

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行◆				
事業概要	<p>就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。</p> <p>また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを行う。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	移行人数	15人	16人	18人	20人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-2 就労移行支援◆				
事業概要	<p>一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	89人	105人	110人	115人
	延利用日数	9,566日	11,286日	11,823日	12,361日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-3 就労継続支援（A型・B型）◆				
事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【A型】実利用者数	20人	23人	26人	30人
	【A型】延利用日数	3,087日	3,550日	4,083日	4,695日
	【B型】実利用者数	286人	294人	302人	311人
	【B型】延利用日数	46,011日	47,390日	48,810日	50,270日
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-4 就労定着支援◆				
事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	39人	51人	55人	60人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-5 福祉的就労の充実				
事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通じた社会参加の促進を行う。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進する。				
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-6 障害者施設優先調達推進法に基づく物品調達の推進			
事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者施設優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-3-7 日中活動系サービス施設の整備【1-1-19 再掲】			
-----	---------------------------------	--	--	--

3-4 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

事業名	3-4-1 区の業務における就労機会の拡大			
事業概要	<p>平成 26 年 6 月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていく。</p> <p>また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-4-2 障害者雇用の普及・啓発			
事業概要	<p>障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。</p> <p>また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取組をサポートする。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-4-3 地域雇用開拓の促進			
事業概要	<p>事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、区内中小企業に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組む。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健やかな成長			
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化			
	3 乳幼児期・就学前の支援			
	4 学齢期の支援			
	5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり			

4-1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

事業名	4-1-1 乳幼児健康診査（保 1-4-2）				
事業概要	4 か月から 3 歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげる。子育てのストレスや育児不安を持つ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援する。				
3 年間の事業量	項目	令和元年度実績	3 年度	4 年度	5 年度
	4 か月児健康診査受診率	95%	95%	95%	98%
	1 歳 6 か月児健康診査受診率	94%	94%	94%	96%
	3 歳児健康診査受診率	94%	94%	94%	98%
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○				

事業名	4-1-2 発達健康診査				
事業概要	運動発達遅滞や精神発達遅滞があると疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、必要に応じて子どもの発達を促すために、関係機関と連携し早期に適切な療育につなげる。				
3 年間の事業量	項目	令和元年度実績	3 年度	4 年度	5 年度
	乳幼児発達健康診査実施回数	24 回	24 回	24 回	24 回
	乳幼児発達健康診査受診者数	122 人	150 人	150 人	150 人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○				

事業名	4-1-3 総合相談室の充実			
事業概要	<p>教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。</p> <p>また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-1-4 発達に関する情報の普及啓発			
事業概要	<p>子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知する。</p> <p>また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4 再掲】			
-----	---------------------------------------	--	--	--

4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促していきます。また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

事業名	4-2-1 児童発達支援センターの運営			
事業概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組む。			
3年間の事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行う。 近年の利用者の増加傾向を踏まえ、機能強化や受入れ体制の整備等、運営方法の見直しを検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-2 多様な機関の連携による切れ目のない支援			
事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築◆			
事業概要	<p>医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行う。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	4-2-4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆			
事業概要	<p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児一人ひとりの生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	4-2-5 個別の教育支援計画の作成			
事業概要	<p>学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-6 専門家アウトリーチ型支援			
事業概要	<p>専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野にわたり対応する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-7 障害児相談支援◆				
事業概要	<p>児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。</p> <p>障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指す。</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	計画作成者数	335人	377人	418人	462人
	計画作成割合	58%	60%	64%	68%
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く）のこと。

事業名	4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業				
事業概要	<p>医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息（レスパイト）を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	実利用申請者数	10人	15人	16人	17人
	実施利用回数	51回	40回	60回	80回
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

事業名	4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 ◆			
事業概要	<p>主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、令和5年度末までに重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-3 乳幼児期・就学前の支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある乳幼児に対し適切な療育を行うとともに、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

事業名	4-3-1 児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	203人	223人	233人	243人
	延利用日数	15,371日	16,571日	17,171日	17,771日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	※			

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能。

事業名	4-3-2 医療型児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	4人	5人	6人	7人
	延利用日数	277日	346日	415日	484日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-3 居宅訪問型児童発達支援◆				
事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	2人	4人	5人	5人
	延利用日数	112日	224日	280日	280日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-4 保育所等訪問支援◆				
事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	1人	2人	3人	4人
	延利用日数	7日	14日	21日	28日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-5-8再掲】				
-----	--	--	--	--	--

事業名	4-3-6 保育園障害児保育				
事業概要	保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実施保育園数	18園	18園	18園	18園
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○				

事業名	4-3-7 幼稚園特別保育			
事業概要	<p>区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。</p> <p>特別な支援を必要とする幼児への支援に理解のある大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て幼児へのサポートを行う。</p>			
3年間の事業量	<p>特別な支援が必要な幼児の就園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の発達を促す。</p> <p>具体的には、特別支援連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる保護者等への支援の充実を図る。また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置等を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-8 就学前相談体制の充実			
事業概要	<p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>			
3年間の事業量	<p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行う。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握してすこやかな成長のための適切な就学先を判断する。</p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-3-9 総合相談室の充実【4-1-3 再掲】
-----	--------------------------

事業名	4-3-10 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6 再掲】
-----	-------------------------------

事業名	4-3-11 障害児通所支援事業所の整備				
事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	-	1か所	2か所	3か所
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、教育的ニーズに合わせたきめ細やかな学齢期の支援の充実を図ります。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っていきます。

事業名	4-4-1 総合相談室の充実【4-1-3 再掲】
-----	--------------------------

事業名	4-4-2 特別支援教育の充実			
事業概要	<p>区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、特別支援教育担当指導員等を配置し充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行う。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行う。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行う。 			
3年間の事業量	特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-3 育成室の障害児保育			
事業概要	<p>保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-4 個に応じた指導の充実			
事業概要	区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-5 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6 再掲】
-----	------------------------------

事業名	4-4-6 放課後等デイサービス◆				
事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	365人	405人	425人	445人
	延利用日数	28,111日	32,911日	35,311日	37,711日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
		○			

事業名	4-4-7 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3 再掲】
-----	-----------------------------

事業名	4-4-8 障害児通所支援事業所の整備【4-3-11 再掲】
-----	--------------------------------

4-5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

事業名	4-5-1 保育園障害児保育【4-3-6 再掲】
-----	--------------------------

事業名	4-5-2 幼稚園特別保育【4-3-7 再掲】
-----	-------------------------

事業名	4-5-3 育成室の障害児保育【4-4-3 再掲】
-----	---------------------------

事業名	4-5-4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）			
事業概要	<p>子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。</p> <p>また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-5-5 子育てひろば			
事業概要	<p>乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受け、子育て支援の充実を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-5-6 児童館			
事業概要	<p>館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-5-7 b-lab (文京区青少年プラザ)			
事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支える。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
		○		

事業名	4-5-8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト				
事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	施設訪問回数	232回	252回	262回	291回
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
	○	○			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

計画の方針

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めていきます。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進			
	2 心のバリアフリーの推進			
	3 情報のバリアフリーの推進			
	4 防災・安全対策の充実			
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援			
	6 地域福祉の担い手への支援			

5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境整備を進めます。

事業名	5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進			
事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-2 バリアフリーの道づくり（地3-1-1）				
事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に 指定された 区道の整備率	8.3%	12.5%	15.0%	17.5%
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

※段差解消に当たっては、「東京都道路バリアフリー推進計画」（平成28年3月発行）において、「歩道と車道の境界には、車いす使用者が困難なく通行でき、かつ視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう高さ2cmの段差を設けることを標準とする」とされていることに留意する。

事業名	5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導			
事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-4 総合的自転車対策の推進			
事業概要	<p>安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。</p> <p>また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-5 公園再整備事業（地 3-1-5）				
事業概要	<p>区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。</p> <p>また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	公園・児童遊園再 整備(園数)	2園	4園	4園	5園
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	5-1-6 コミュニティバス運行			
事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-7 ごみの訪問収集			
事業概要	<p>①満 65 歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後 3 月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯</p> <p>上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。

事業名	5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆			
事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。			
3年間の事業量	地域支援フォーラム（年1回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	入場者数	2,506人	2,500人	2,500人	2,500人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-2-3 障害者事業を通じた地域参加			
事業概要	各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一步いっぽ祭り、ハートフル工房など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進			
事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

事業名	5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進			
事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-2 情報バリアフリーの推進			
事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供			
事業概要	一般図書のほか、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌等の収集、貸出を行い、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身者への資料の宅配サービスを実施する。 また、ホームページ等により情報提供を行うことで、サービスの周知を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

事業名	5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発			
事業概要	<p>障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行う。</p> <p>当事者を対象に活用方法を記載したリーフレットと合わせた配付を進めるとともに、一般区民を対象にチラシ及びグッズを関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-2 避難行動要支援者への支援			
事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-3 福祉避難所の拡充（地 3-4-4）			
事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。			
3年間の事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-4 避難所運営協議会の運営支援			
事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-5 災害ボランティア体制の整備（地 3-4-3）			
事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】			
3年間の事業量	災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-6 耐震改修促進事業（地 3-4-5）				
事業概要	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断（高齢者・障害者）	16件	18件	18件	18件
	木造住宅耐震改修（高齢者・障害者）	1件	2件	2件	2件
	木造住宅耐震改修シェルター設置（高齢者・障害者）	0件	1件	1件	1件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業（地 3-4-6）				
事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置助成（件数）	-	500件	500件	500件
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	5-4-8 救急直接通報・住宅火災直接通報システムの設置			
事業概要	<p>救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。</p> <p>【救急直接通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。</p> <p>【住宅火災直接通報システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

事業名	5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【5-2-3 再掲】
-----	-------------------------------

事業名	5-5-2 地域に開かれた施設運営			
事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【5-2-2 再掲】
-----	---------------------------------------

事業名	5-5-4 心身障害者・児レクリエーション			
事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-5 障害者スポーツ等の推進			
事業概要	障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行うことで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

事業名	5-6-1 ボランティア活動への支援（地 1-1-4）			
事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ること、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	5-6-2 手話奉仕員養成研修事業◆				
事業概要	<p>聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【区と社会福祉協議会共催事業】</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	修了者数	160人	160人	160人	160人
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-3 ふれあいいいきサロン（地1-1-7）				
事業概要	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	ふれあいいいきサロン設置数	120か所	130か所	135か所	140か所
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業（子5-1-2）			
事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。			
3年間の事業量	子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動			
事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-6 話し合い員による訪問活動			
事業概要	<p>地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
				○

事業名	5-6-7 自発的活動支援事業◆			
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。</p>			
3年間の 事業量	<p>障害者自身の社会参加を促すとともに、区民の障害者理解を深めるために、障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動の充実を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-8 地域活動情報サイト			
事業概要	<p>NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-9 いきいきサービス事業の推進（地 1-1-10）				
事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の 事業量	項目	令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	125人	135人	140人	145人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

第7章

障害福祉計画及び 障害児福祉計画に おける成果目標に ついて

第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画 における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針⁷を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和5年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、令和元年度末時点で134人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、令和5年度末における地域生活移行者数4人と施設入所支援利用者数134人を目標として地域生活への移行の取組を進めていきます。

⁷基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこととしています。

◆本区では、精神保健福祉センター、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者の「保健・医療から地域を考える視点」と基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、精神障害者の支援に携わる専門的知識を持った関係者の「障害福祉から地域を考える支援」の両視点を統合した地域づくりのための議論を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制作り等）を整備した地域生活支援拠点(以下「拠点」という。)を令和5年度までに少なくとも1か所整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することとしています。

◆本区では、令和元年度に本富士地区に拠点を整備しました。令和3年度に駒込地区・富坂地区、令和4年度に大塚地区に各1か所を整備するとともに、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.30倍とすること
就労継続支援A型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること
就労継続支援B型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること
就労定着支援事業	令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること
職場定着率※	職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること

※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合。

◆本区においては、令和元年度は15人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和元年度実績の約1.30倍の20人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

◆また、成果目標を達成するための事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

- ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…3人の増加（1.30倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	10人	13人

- ・就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数…1人の増加（約1.30倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	3人	4人

- ・就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数…1人の増加（2倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	1人	2人

- ・令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
- ・職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数を全体の7割以上

（5）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること、また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

なお、具体的な目標の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に1か所以上確保すること
- ② 令和5年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

◆本区では、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本としています。

◆本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数（年400件）
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び連携強化の取組の実施回数（年12回）

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしています。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

◆本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年18回）

◆本区では、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）

2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

◆各事業の1月当たりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、前項で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月当たりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す1月当たりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表：各事業の1月当たりの利用者数及び利用量一覧】

			令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	175	183	191	199
		延利用時間	1,211	1,266	1,321	1,376
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	143	145	147	149
		延利用時間	716	725	735	745
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	76	77	78	79
		延利用時間	330	334	338	342
	重度訪問介護	実利用者数	21	23	23	23
		延利用時間	4,839	5,298	5,298	5,298
	同行援護	実利用者数	80	82	84	86
		延利用時間	2,219	2,269	2,324	2,379
行動援護	実利用者数	2	4	5	6	
	延利用時間	20	36	45	53	
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1	
	延利用時間	0	414	414	414	
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	268	298	308	318
		延利用日数	5,042	5,482	5,702	5,922
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	6	7	8	8
		延利用日数	24	27	31	31
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	31	37	44	53
		延利用日数	242	273	309	349
	就労移行支援	実利用者数	89	105	110	115
		延利用日数	797	941	985	1,030
	就労継続支援 A 型	実利用者数	20	23	26	30
		延利用日数	257	296	340	391
	就労継続支援 B 型	実利用者数	286	294	302	311
		延利用日数	3,834	3,949	4,068	4,189
	就労定着支援 療養介護	実利用者数	39	51	55	60
		実利用者数	11	11	11	11
短期入所（福祉型）	実利用者数	142	153	165	178	
	延利用日数	394	418	443	469	
短期入所（医療型）	実利用者数	3	4	5	6	
	延利用日数	22	29	35	39	
サービス 居住系	共同生活援助	実利用者数	137	147	152	157
	施設入所支援	実利用者数	134	134	134	134
	自立生活援助	実利用者数	0	2	3	4
支援 相談	計画相談支援	実利用者数	56	63	67	71
	地域移行支援	実利用者数	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10	10	10	10
	障害児相談支援	実利用者数	28	31	35	39
障害児 通所支援	児童発達支援	実利用者数	203	223	233	243
		延利用日数	1,281	1,381	1,431	1,481
	医療型児童発達支援	実利用者数	4	5	6	7
		延利用日数	23	29	35	40
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	2	4	5	5
		延利用日数	9	19	23	23
	保育所等訪問支援	実利用者数	1	2	3	4
		延利用日数	1	1	2	2
放課後等デイサービス	実利用者数	365	405	425	445	
	延利用日数	2,343	2,743	2,943	3,143	

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

◆各事業の見込み量の推移について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）については、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）の見込み量を踏まえつつ、これまでの利用実績や実態・意向調査結果等を分析し、障害福祉サービス等の見込み量を定めています。

なお、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画から見込み量を定めることとしているサービスについては、第6章をご参照ください。

※（ ）内の数値は、実績値になります。

1 訪問系サービス

居宅介護（居宅における身体介護）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	138 (162)	141 (175)	145	183	191	199
延利用時間	13,084 (11,667)	13,327 (14,526)	13,651	15,189	15,853	16,517

居宅介護（家事援助）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	140 (142)	143 (143)	147	145	147	149
延利用時間	10,710 (8,858)	10,920 (8,593)	11,200	8,700	8,820	8,940

居宅介護（通院等介助）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	82 (81)	83 (76)	84	77	78	79
延利用時間	5,571 (4,018)	5,634 (3,955)	5,697	4,004	4,056	4,108

重度訪問介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	32 (22)	32 (21)	32	23	23	23
延利用時間	66,985 (49,888)	66,985 (58,064)	66,985	63,572	63,572	63,572

同行援護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	81 (79)	83 (80)	85	82	84	86
延利用時間	24,061 (24,511)	24,229 (26,629)	24,399	27,224	27,888	28,552

行動援護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	2 (2)	2 (2)	2	4	5	6
延利用時間	720 (192)	720 (236)	720	436	536	636

重度障害者等包括支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	1 (0)	1 (0)	1	1	1	1
延利用時間	4,968 (0)	4,968 (0)	4,968	4,968	4,968	4,968

2 日中活動系サービス

生活介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	261 (255)	268 (268)	275	298	308	318
延利用日数	57,420 (59,774)	58,960 (60,501)	60,500	65,781	68,421	71,061

自立訓練（機能訓練）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	8 (7)	9 (6)	10	7	8	8
延利用日数	552 (410)	621 (284)	690	329	376	376

自立訓練（生活訓練）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	22 (20)	26 (31)	31	37	44	53
延利用日数	1,936 (1,758)	2,288 (2,901)	2,728	3,278	3,704	4,186

就労移行支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	108 (90)	113 (89)	118	105	110	115
延利用日数	12,960 (10,310)	13,560 (9,566)	14,160	11,286	11,823	12,361

就労継続支援A型

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	32 (22)	35 (20)	39	23	26	30
延利用日数	4,343 (3,423)	4,777 (3,087)	5,255	3,550	4,083	4,695

就労継続支援B型

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	274 (266)	282 (286)	290	294	302	311
延利用日数	43,316 (45,081)	44,615 (46,011)	45,953	47,390	48,810	50,270

就労定着支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	16 (20)	18 (39)	19	51	55	60

療養介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	10 (11)	10 (11)	10	11	11	11

短期入所（福祉型）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	139 (127)	153 (142)	167	153	165	178
延利用日数	4,698 (4,563)	5,190 (4,726)	5,682	5,010	5,310	5,629

短期入所（医療型）

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	8 (8)	9 (3)	10	4	5	6
延利用日数	414 (294)	466 (265)	518	353	419	463

3 居住系サービス

共同生活援助

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	125 (127)	128 (137)	131	147	152	157

施設入所支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	131 (133)	131 (134)	131	134	134	134

自立生活援助

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	4 (0)	5 (0)	6	2	3	4

4 相談支援

計画相談支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	622 (675)	682 (673)	742	753	802	853

地域移行支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	6 (6)	8 (3)	10	3	3	3

地域定着支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	29 (12)	46 (10)	74	10	10	10

障害児相談支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	347 (308)	385 (335)	425	377	418	462

5 障害児通所支援

児童発達支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	219 (188)	230 (203)	242	223	233	243
延利用日数	10,852 (14,954)	11,395 (15,371)	11,965	16,571	17,171	17,771

医療型児童発達支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	7 (3)	9 (4)	11	5	6	7
延利用日数	357 (242)	459 (277)	561	346	415	484

放課後等デイサービス

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	341 (340)	375 (365)	413	405	425	445
延利用日数	40,920 (29,016)	45,000 (28,111)	49,560	32,911	35,311	37,711

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について

(1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型・医療型）の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、民間事業者の誘致等による整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

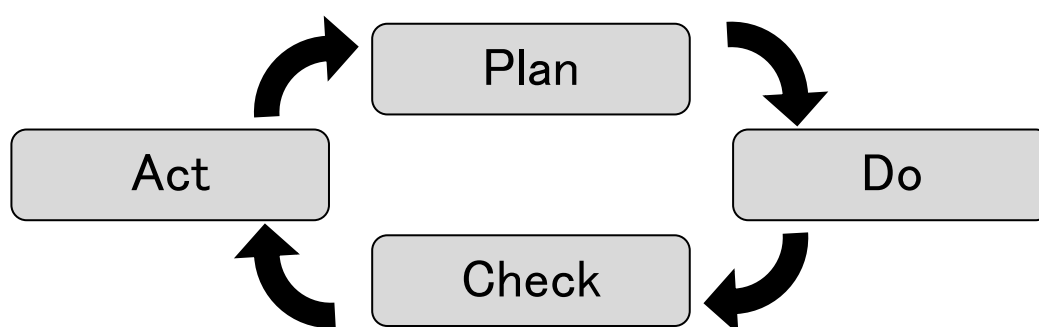
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す

中間のまとめからの主な変更点について【障害者・児計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P2 第 1 章 計画の策定の考え方 1 計画の目的	<p>我が国が平成 26 年 1 月に批准した<u>障害者権利条約</u>では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p><u>障害者権利条約、障害者差別解消法 及び東京都障害者差別解消条例</u>で掲げられている障害者に対する合理的配慮 については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。</p> <p>また、<u>子どもの権利条約</u>の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成 30 年 4 月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、<u>一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等</u>が求められています。</p>	<p>我が国が平成 26 年 1 月に批准した「<u>障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）</u>（以下「<u>障害者権利条約</u>という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p><u>障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「<u>障害者差別解消法</u>という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「<u>東京都障害者差別解消条例</u>という。）</u>で掲げられている障害者に対する合理的配慮 については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。</p> <p>また、「<u>児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）</u>（以下「<u>子どもの権利条約</u>という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成 30 年 4 月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
			<p>体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、<u>一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し</u>、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。</p> <p>※条約、法律及び条例の正式名称を注から本文中の記載へ変更。</p>
2	<p>P3 第1章 計画の策定の考え方 2 計画の性格・位置づけ</p>	<p>また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、<u>障害者総合支援法</u>に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を<u>一体的に策定した計画</u>であり、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。</p>	<p>また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）に基づく「<u>障害福祉計画</u>」、児童福祉法に基づく「<u>障害児福祉計画</u>」を<u>一体的に策定し</u>、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。</p>
3	<p>P18 第3章 障害者・障害児を取り巻く現状 1 障害者・児の人数 4 難病医療券の所持者数</p>	<p>平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、<u>平成30年度末現在1,871人</u>です。平成27年度以降は1,800人を超える数で推移してきています。</p>	<p>平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、<u>令和元年度末現在1,917人</u>です。平成27年度以降は1,800人を超える数で推移してきています。</p> <p>※グラフについても変更。</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
4	P21～24 第3章 障害者・ 障害児を取り巻 く現状 2 地域生活の現 状と課題 (1) 区内障害者・ 児施設	令和2年4月1日現在 No.9 小石川福祉作業所 <u>就労移行支援○</u> 就労継続支援 B型○	令和3年1月現在 No.9 小石川福祉作業所 <u>生活介護○</u> 就労継続支援 B型○ <u>No.66</u> <u>生活介護みらいコンパス根津 生活介護○</u> ※別ページの区内障害者・児施設マップについても変更。
5	P28～47 第3章 障害者・ 障害児を取り巻 く現状		実態・意向調査の説明文と図表が1ページとなるように修正。
6	P51 第4章 主要項目 及びその方向性 (3) 安心して働き 続けられる就労 支援	障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な <u>雇用の場</u> が必要です。また、 <u>障害者雇用促進法</u> で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、 <u>受け入れ側である企業</u> への支援など専門性の高い支援体制が求められています。	障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な <u>就労の場</u> が必要です。また、 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）</u> で定める法定雇用率の引上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、 <u>就業先である企業</u> への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
7	P52 第4章 主要項目 及びその方向性 (5)ひとにやさしいまちづくりの 推進	<p>3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。<u>また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組を推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。</u></p>	<p>3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。<u>つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。</u></p>
8	P94 第6章 計画事業 3-1 就労支援体制 の確立	<p><u>障害者が安心して働き続け、地域において自立した生活ができるように、就労支援体制の充実を図ります。多様化する様々な障害を適切に対応するため、障害者就労支援センターの専門性を高め、機能の拡充を図ります。また、関係機関によるネットワークを重視するとともに、助成制度の活用を促し、地域で支援を行う体制を構築していきます。</u></p>	<p><u>障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
9	P96 第6章 計画事業 3-2 職場定着支援の推進	<p><u>障害者雇用を行う企業が雇用を継続し、また、就労している障害者が安心して働き続けられるように、企業に対する支援も行っていきます。</u></p> <p>また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場を訪問しての支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、<u>余暇活動への支援をより充実させていき、意欲をもって、長く勤められるよう継続的な支援を行っていきます。</u></p>	<p><u>就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。</u></p> <p>また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、<u>余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っていきます。</u></p>
10	P96 第6章 計画事業 3-2-1 就業先企業への支援	<p>事業概要</p> <p><u>障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進を図れるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</u></p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>	<p>事業概要</p> <p><u>法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により、障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</u></p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
11	P97 第6章 計画事業 3-2-3 就労者への余暇支援	<p>事業概要</p> <p><u>余暇活動は、就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯学習の機会として「生活講座」を企画実施し、その人らしい豊かな職業生活を考えることを支援する。</u></p> <p><u>また、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。</u></p>	<p>事業概要</p> <p><u>就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施する。</u></p>
12	P101 第6章 計画事業 3-4 就労機会の拡大	<p>障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、<u>地域における障害者雇用</u>の直接的な確保を行います。</p>	<p>障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、<u>就労の機会</u>の直接的な確保を行います。</p>
13	P111 第6章 計画事業 4-3-8 就学前相談体制の充実	<p>事業概要</p> <p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の<u>ニーズ</u>に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>	<p>事業概要</p> <p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の<u>特性</u>に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
		<p>3年間の事業量</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、<u>学級説明会等により保護者に対して必要な情報提供を行う。</u>就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、<u>個々のニーズを把握してすこやかな成長のための適切な支援を行う。</u></p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>	<p>3年間の事業量</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、<u>保護者に対して必要な情報提供を行う。</u>就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、<u>個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断する。</u></p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>
14	P118 第6章 計画事業 5-1-2 バリアフリーの道づくり	<p>事業概要</p> <p><u>高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。</u></p>	<p>事業概要</p> <p><u>文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。</u></p>
15	P121 第6章 計画事業 5-2 心のバリアフリーの推進	<p><u>障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。</u></p> <p><u>また、各施設を開放した事業等により地域との交流を進めることで、障害に対する理解不足の解消に取り組みます。</u></p>	<p><u>障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）					変更後（案）						
		3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度	3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
16	P126 第6章 計画事業 5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業		家具転倒防止器具設置助成 (件数)	-	2000件	2000件	2000件		家具転倒防止器具設置助成 (件数)	-	500件	500件	500件
17	P145 第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について 3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について	<p>(3) 居住系サービス</p> <p>サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。</p>					<p>(3) 居住系サービス</p> <p>サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、<u>施設整備を促進することで</u>、見込み量の確保を図ります。</p>						

新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」のパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について

1 実施概要

(1) パブリックコメント

募集期間	令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)
提出者数	7人
提出方法	電子メール2人、郵送5人

(2) 区民説明会

	月 日	会 場	参加者
1	12月12日(土) 10時00分～11時30分	文京シビックセンター3階 障害者会館A・B	0人
2	12月16日(水) 18時30分～20時00分		0人

2 意見及び意見に対する区の考え方

「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項に基づき、氏名及び住所の明示を必須として意見募集を行ったため、匿名での意見については、記載していません。

(1) パブリックコメント

① 総論・地域福祉保健の推進計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
1	区では、高齢者となっても住みなれた地域に住めるよう、すまいる住宅がありますが、実際私もシングルマザーで登録しているものの、見つからない。登録の物件も少ない。実際どのくらいの人がそれを利用し住まいを見つけているのでしょうか？あき家など利用しそういう方向けの住宅をつくるなど何か手段はないか？区営も都営もあたりません。中央区ではひとりおや世帯の区営もあつたりします。高齢者も賃借しにくいため、すまいる住宅をもっと充実させてください。	文京区では平成27年度よりすまいる住宅登録事業を開始し、住宅確保要配慮者への居住支援を行ってまいりました。事業の拡充のため、令和元年度にはすまいる住宅成約謝礼の対象不動産店舗の拡大を行い、令和2年度には見守り電球の導入を行いました。また、家主等の理解を得ることにより住宅登録数の増を図るため、セミナー等で事業の普及、啓発に努めております。 今後も、すまいる住宅登録事業等を推進し、様々な現在の住宅ストックを活用することで居住支援の推進を行ってまいります。
2	②「安心して暮らせる環境の整備」と③「ひとにやさしいまちづくり」の計画には高齢者をオレオレ詐欺やガス修理業者をよそおった強盗から守る具体的な施策を是非追加してほしい。地域福祉という観点からはすこしづれるのかもしれないが「安心して暮らせる」「ひとにやさしいまちづくり」には防犯対策も必要だと思う。	特殊詐欺等の防犯対策につきましては、新たな犯罪手口も含めて区報やCATV等により周知を行っているほか、自動通話録音機の無償貸出や青色防犯パトロールを実施しております。 また、防犯に係る施策の推進につきましては、区の最上位計画である『「文の京」総合戦略』にお示ししております。

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
3	<p>〈文京区民社交ダンスサークルでの問題〉</p> <p>①区の過剰なコロナ禍ガイドライン策定により高齢者引きこもりと認知症悪化が増加中（すでに数名発症）</p> <p>②現在のガイドラインでは認知症経度の方が参加できない。（例）認知症では1人でステップは踏めない。</p> <p>〈提案〉</p> <p>高齢者など弱者に対して QOL や生きがいを奪わない様な柔軟なガイドラインにする様見直しして欲しい。できれば認知症の方も組んで踊れる様に。一方下記順守.①検温②手の消毒③マスク着用④手袋⑤会話なし</p>	<p>新型コロナウイルスの感染を防止するため、区の貸施設においては、現在、社交ダンス等は身体接触を伴わない練習に限定させていただいております。公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟が策定しているダンスサークル活動再開ガイドラインを参考に、利用条件を設定しておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、今後、新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえ、利用条件については、必要に応じて見直しを進めてまいります。</p>
4	<p>○病院がやっているデイケアに行ってます。マッサージを受けてますが、皆さんに時間 30 分程度軽くやり終わりです。つまり公費で時間つぶしのケアに通院のもうけだけで少しでも良くなる経費のムダです。デイケアの実費は指導すべきです。多分費用上では削減になっていると思います。</p> <p>○福祉計画中間のまとめは理想像を計画イメージでこんなこと予算人員で出来るはずが無い。しばって無駄なくお願いします。ご苦勞様です、感謝します。</p>	<p>病院で行われるデイケアは、介護保険制度上では通所リハビリテーションに該当します。このサービスは、病院の医師の診療に基づき、病院の担当者あるいは、ケアマネジャーが、ご本人、ご家族とご相談しながら、その方に合った通所リハビリテーション計画が作成されサービス提供されているものと認識しております。なお、ご自身の通所リハビリテーション計画の内容等についてご不安や疑問がある場合には、よりよいケアを受けるためにも、病院の担当者もしくは、担当のケアマネジャーとご相談ください。</p> <p>また、文京区地域福祉保健計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定しており、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定しております。今後も財政的な裏付けを伴う区の最上位計画である『「文の京」総合戦略』と整合を図りながら、各事業の推進をしてまいります。</p>
5	<p>介護保険でケアを受けることになった時、介護保険課で直接ケアマネジャーを紹介してくれる体制をにしてほしいです。</p> <p>特養ホームに長く待たずに入れるようにお願いします。</p>	<p>介護保険制度は「利用者本位・自立支援・選択（自己決定）」を理念としてスタートいたしました。保険者である文京区介護保険課としては、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との契約は「利用者の自由な選</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
		<p> 択」のもと行われるべきであること、また公平性の観点から、特定の事業者を紹介することはいたしておりません。ただし、利用者や家族のサービス利用に対する意向や利用者の心身の状況等を鑑みて、複数の事業者をご案内することは行っておりますので、ご相談ください。なお、居宅介護支援事業所等の介護サービスを提供する事業者の情報として「文京区居宅介護支援事業所マップ」「ハートページ文京」のほか、インターネット（https://www.u-system.com/u-wins/bunkyo/）でも事業者情報の検索が可能となっておりますので、是非ご活用ください。 </p> <p> また、特別養護老人ホームへの入所必要性の高い人が優先的に入所できるよう、「文京区特別養護老人ホーム入所指針」を策定しています。ご本人の状況を点数化して入所必要性の判定を行い、合計点の高い人から名簿に掲載し、原則として順番に各施設から入所に向けたご連絡をしております。大勢の入所希望者がいる現状、お待ちいただくこととなりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。 </p>

③ 障害者・児計画

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
6	<p>私は精神障害者保健福祉手帳 3 級を所持している発達障害者です。文京区は障害者の支援施設・拠点が 65 か所ある中で、私が利用できている施設は障害者就労支援センターのみです。</p> <p>私は現在実家住まいでオープン就労をしていますが収入が少なく、両親の高齢化と共に今後現在の住まいにて暮らせるか、また金銭的な問題で税金を納められるか不安でなりません。また、仕事中の体調の変化による不安もあり、現在週 4 勤務 5 時間・合計 20 時間しか働けない実態です。さらに、今後起こりえるであろう災害時に薬・医療的ケアを行ってもらえるか不安です。</p> <p>また、両親が他界した後、どのようにしていったらいいかの話をどこで相談していいかが、分かりにくくその面での不安もあります。</p> <p>また、今後安定就労出来るか体調面での見通しが立たないので不安です。地域共生フォーラムの回数を増やすと共に、目に見えない障害者の現状と実態を様々な方々に理解促進させる機会を増やしてほしいです。ふれあいいきいきサロン等をもっと作りやすく、また分かりやすくしてほしいです。もっと障害者が表に意見を言いやすく、そして優しい社会をお願い致します。</p>	<p>次期障害者・児計画の主要項目「2 相談支援の充実と権利擁護の推進」において、障害者の方が日常生活で感じる困りごとや不安なこと等について、気軽に相談できる場が身近にあることが重要であるとしています。</p> <p>そのため、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターや次期計画期間において引き続き整備を進める地域生活支援拠点等の関係機関が連携を深め、個々の障害特性を踏まえた障害福祉サービス等の情報提供に努めてまいります。</p> <p>また、次期障害者・児計画の主要項目「5 ひとにやさしいまちづくりの推進」において、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を進めていくこととしています。</p> <p>そのため、心のバリアフリーの推進として、地域支援フォーラムや障害者週間記念行事「ふれあいの集い」、心のバリアフリーハンドブックの配布等を引き続き行うことで、障害理解の促進を図ってまいります</p> <p>また、ふれあいいきいきサロンについては、設立支援や更なる周知徹底に努め、地域における支え合いの取組を推進してまいります。</p>
7	<p>聴覚障害者の福祉計画について、手話通訳者等の派遣の件数の制限がなくなるなど大きな改善が見られました。感謝しています。しかし、今後の障害のある人ない人の共生社会を作る上では不十分と思われま。</p> <p>障害福祉計画には、障害者自立支援法の個別給付に関わる事業、施設事業については多くのメニューがあり、区内にも多くの施設があります。</p> <p>しかし、高齢ろう者、高齢難聴者を含む聴覚障害者は障害者手帳を持たない方を含めると非常に多いこと、新型コロナウイルスの蔓延で生活に困難をきたしていることを考えると、さらに充実させるべきと考えます。</p>	<p>1 手話言語条例の早期制定と当事者参加の保障</p> <p>手話は、聴覚障害者とコミュニケーションを図る上で重要な手段の一つであり、平成 30 年 10 月に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、手話は一つの言語として位置づけられていることから、障害福祉課等に手話のできる職員を配置するとともに、社会福祉協議会などの関係団体と協力して手話に関する各種事業を行い、手話の普及に取り組んでいるところです。引き続き国による法制化を求めるとともに、文京区の手話言語条例の制定についても当事者を含む関係団体と協議をしてまいります。</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の考え方
	<p>1) 手話言語条例の早期制定と当事者参加の保障</p> <p>2) 聴覚障害者の支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢ろう者、高齢難聴者施策の実施、充実 ・補聴器相談の実施 ・災害時の緊急連絡、避難誘導、避難所の情報保障（ろう・難聴者とも） ・各種市民サービスセンターの手話通訳、要約筆記者配置 ・区の広報番組に手話と字幕の付与 ・商店街、スーパー等での筆談、図解表示などの普及 <p>3) 新型コロナウイルス感染拡大防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者のPCR検査の補助 ・ろう者への新型コロナウイルス感染防止の啓発（手話動画） ・手話通訳者の透明マスク、透明シールドの購入補助 ・新型コロナウイルス感染時補償 	<p>2 聴覚障害者の支援サービスの充実</p> <p>障害福祉課等の手話通訳者の設置に加え、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、円滑なコミュニケーションを支援するとともに、次期障害者・児計画の主要項目「5 ひとにやさしいまちづくりの推進」において、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを進めることで、聴覚障害者を含むだれもが地域で安全に快適な生活を送ることができる社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めてまいります。</p> <p>さらに、災害時や新たな感染症の拡大時においては、避難行動要支援者を的確に支援するため、要支援者情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図ることや地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めるとともに、災害時の情報伝達についても取組を進めてまいります。</p> <p>区の広報番組では現在、講演会の収録映像等一部の番組を除き、原則として全ての番組において話者の内容を文字テロップで表示しております。また、一部の番組については文京手話会の協力のもと、手話通訳を追加した番組を放送しております。今後も聴覚障害者の方を含め、全ての方にわかりやすい番組制作に努めてまいります。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止</p> <p>ご意見のありました新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための手話通訳者への支援については、登録手話通訳者の方々へ令和2年度にフェイスシールドの配付を行ったところですが、今後の動向を注視しながら必要な支援については、継続して検討してまいります。</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止の啓発については、文京区民チャンネル（区内CATV／デジタル11ch）において文字放送や手話付番組により実施しています。</p> <p>また、YouTube版文京区公式チャンネルでも、字幕やテロップ</p>

No.	意見（原則、原文のまま）	区の方考え方
		<p>付きの動画を配信しております。</p> <p>今後も、聴覚障害者の方も含め、全ての方にわかりやすい新型コロナウイルス感染防止の啓発に努めてまいります。</p>